

令和三年十一月二十六日開会
令和三年十二月十七日閉会

令和三年第四回定例会会議録

西之表市議会

令和三年第四回西之表市議会定例会会議録目次

第一号 十一月二十六日（金）

一、開 会	五
一、開 議	五
一、会議録署名議員の指名	五
一、会期の決定	六
一、提出議案の一括上程	六
一、市長の所信表明並びに提案理由説明	六
八板市長	六
一、議案審議	一〇
議案第六〇号 西之表市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	一〇
中野農委事務局長説明	一〇
議案第六一号 西之表市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	一一
下川福祉事務所長説明	一一
議案第六二号 西之表市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	一一
長野健康保険課長説明	一三
議案第六三号 西之表市道路線の変更について	一四
上妻建設課長説明	一四
議案第六四号 西之表市道路線の認定について	一四
上妻建設課長説明	一五
議案第六五号 令和三年度西之表市一般会計補正予算（第七号）	一五

奥村財産監理課長説明	一五
議案第六六号 令和三年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算(第三号)	一七
長野健康保険課長説明	一七
議案第六七号 令和三年度西之表市介護保険特別会計補正予算(第三号)	一八
下川高齢者支援課長説明	一八
議案第六八号 令和三年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第三号)	一九
長野健康保険課長説明	一九
議案第六九号 令和三年度西之表市水道事業会計補正予算(第三号)	一九
高橋水道課長説明	二〇
日程報告	二〇
一、散 会	二〇
第二号 十一月二十九日(月)	
一、開 議	二五
一、一般質問	二五
濱島明人君	二五
八板市長	二八
下川福祉事務所長	三一
山崎学校教育課長	三二
森企画課長	三三
岩下農林水産課長	三七
上妻建設課長	三九
松元地域支援課長	四二

高石經濟觀光課長	四二
一、休 憩	四四
一、再 開	四四
一、一般質問	四四
遠藤建次郎君	四四
岩下農林水産課長	四四
八板市長	四七
森企画課長	四九
一、休 憩	五一
一、再 開	五一
一、一般質問	五二
下川和博君	五二
八板市長	五二
森企画課長	五五
大平副市長	六〇
山崎学校教育課長	六〇
一、休 憩	六三
一、再 開	六三
一、一般質問	六三
河本幸男君	六三
高石經濟觀光課長	六四
八板市長	六六
岩下農林水産課長	七〇

上妻建設課長	七二
一、日程報告	七七
一、散会	七七

第三号 十一月三十日(火)

一、開議	八三
一、一般質問	八三
竹下秀樹君	八三
高石経済観光課長	八四
森企画課長	八五
岩下農林水産課長	八五
松元地域支援課長	八七
上妻建設課長	八八
八板市長	九六
奥村財産監理課長	一〇二
一、休憩	一〇三
一、再開	一〇三
一、一般質問	一〇三
橋口好文君	一〇三
岩下農林水産課長	一〇四
八板市長	一〇六
吉田教委総務課長	一一一
高石経済観光課長	一一三

一、休憩	．．．．．	一一五
一、再開	．．．．．	一一五
一、一般質問	．．．．．	一一五
森企画課長	．．．．．	一一五
山崎学校教育課長	．．．．．	一一九
佐藤教育長	．．．．．	一一九
上妻建設課長	．．．．．	一二〇
一、休憩	．．．．．	一二二
一、再開	．．．．．	一二二
一、一般質問	．．．．．	一二二
渡辺道大君	．．．．．	一二二
森企画課長	．．．．．	一二三
岩下農林水産課長	．．．．．	一二六
八板市長	．．．．．	一二九
一、休憩	．．．．．	一三一
一、再開	．．．．．	一三一
一、一般質問	．．．．．	一三二
橋口美幸さん	．．．．．	一三二
森企画課長	．．．．．	一三二
八板市長	．．．．．	一三三
下川福祉事務所長	．．．．．	一三七
山崎学校教育課長	．．．．．	一四〇
上妻建設課長	．．．．．	一四二

下川高齢者支援課長	一四三
一、日程報告	一四五
一、散会	一四五

第四号 十二月一日(水)

一、開議	一五一
一、一般質問	一五一
宇野裕未さん	一五一
八板市長	一五二
長野健康保険課長	一五六
岩下農林水産課長	一五八
吉田教委総務課長	一六〇
松元地域支援課長	一六二
森企画課長	一六四
一、休憩	一六六
一、再開	一六六
一、一般質問	一六六
長野広美さん	一六六
上妻建設課長	一六八
高石経済観光課長	一六八
八板市長	一七〇
松下総務課長	一七一
岩下農林水産課長	一七五

一、休憩	一七九
一、再開	一七九
一、一般質問	一七九
一、休憩	一八三
一、再開	一八三
一、一般質問	一八三
杉 為昭君	一八三
八板市長	一八五
岩下農林水産課長	一八八
川畑市民生活課長	一九一
上妻建設課長	一九五
一、休憩	二〇二
一、再開	二〇二
一、一般質問	二〇二
田添辰郎君	二〇二
八板市長	二〇四
松元地域支援課長	二〇七
岩下農林水産課長	二一一
松下総務課長	二一四
下川福祉事務所長	二一六
長野健康保険課長	二一九
一、日程報告	二二二
一、散 会	二二二

第五号 十二月十七日(金)

一、開 議	127
一、諸般の報告	128
一、議案審議	128
議案第六〇号 西之表市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	128
渡辺産業厚生委員長報告	128
議案第六一号 西之表市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	129
渡辺産業厚生委員長報告	129
議案第六二号 西之表市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	131
渡辺産業厚生委員長報告	131
議案第六三号 西之表市道路線の変更について	132
渡辺産業厚生委員長報告	132
議案第六四号 西之表市道路線の認定について	133
渡辺産業厚生委員長報告	133
議案第六五号 令和三年度西之表市一般会計補正予算(第七号)	133
議案第六六号 令和三年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算(第三号)	133
議案第六七号 令和三年度西之表市介護保険特別会計補正予算(第三号)	134
議案第六八号 令和三年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第三号)	134
議案第六九号 令和三年度西之表市水道事業会計補正予算(第三号)	134
長野予算特別委員長報告	134
一、議案追加上程・審議	139

議案第七〇号 令和三年度西之表市一般会計補正予算(第八号)	二二三九
奥村財産監理課長説明	二二三九
一、休 憩	二二四〇
一、再 開	二二四〇
一、議案審議	二二四〇
長野予算特別委員長報告	二二四〇
議案第七一号 自衛隊による離島からの急患搬送体制の維持を求める意見書の提出について	二二四一
竹下総務文教委員長説明	二二四一
議案第七二号 離島振興法の改正・延長を求める意見書の提出について	二二四三
竹下総務文教委員長説明	二二四三
議案第七三号 西之表市議会基本条例の一部を改正する条例の制定について	二二四四
河本議会運営委員長説明	二二四五
議案第七四号 西之表市固定資産評価審査委員会委員の選任について	二二四五
八板市長説明	二二四六
議案第七五号 西之表市教育委員会教育委員の任命について	二二四八
八板市長説明	二二四八
議案第七六号 西之表市教育委員会教育委員の任命について	二二五〇
八板市長説明	二二五〇
報告第一八号 令和二年度種子島中央青果株式会社経営状況報告について	二二五二
岩下農林水産課長説明	二二五二
一、議員派遣の件	二二五四
一、閉会中の継続審査	二二五四
一、市長挨拶	二二五五

令和三年第四回西之表市議会定例会

一、会期日程

月	日	曜	種別	内容
十一月	二十六	金	本会議	開会、会議録署名議員の指名、会期の決定、議案の一括上程、市長の所信表明並びに提案理由の説明、議案審議（質疑・委員会付託）
	二十七	土	休会	
	二十八	日	休会	
	二十九	月	本会議	一般質問
	三十	火	本会議	一般質問
十二月	一	水	本会議	一般質問
	二	木	委員会	付託案件審査 総務文教委員会
	三	金	委員会	付託案件審査 産業厚生委員会
	四	土	休会	
	五	日	休会	

十七	十六	十五	十四	十三	十二	十一	十	九	八	七	六
金	木	水	火	月	日	土	金	木	水	火	月
本 会 議	休 会	委 員 会	休 会	委 員 会	休 会	休 会	休 会	休 会	休 会	委 員 会	休 会
<p>諸般の報告、議案審議（産業厚生委員長及び予算特別委員長報告・質疑・討論・表決）、提出 議案の上程、議案審議（議案説明・委員会付託・予算特別委員長報告・質疑・討論・表決）、 議案審議（議案説明・質疑・委員会付託省略・討論・表決）、議員派遣の件、閉会中の継続審 査、閉会</p> <p>議会運営委員会・全員協議会</p> <p>各特別委員会</p> <p>付託案件審査 予算特別委員会</p>											

一、付議事件

番号 事件 名

審議方法 結果

議案第 六〇号 西之表市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
委員会付託 十二月十七日 日原案可決

議案第 六一号 西之表市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
委員会付託 十二月十七日 日原案可決

議案第 六二号 西之表市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
委員会付託 十二月十七日 日原案可決

議案第 六三号 西之表市道路線の変更について
委員会付託 十二月十七日 日原案可決

議案第 六四号 西之表市道路線の認定について
委員会付託 十二月十七日 日原案可決

議案第 六五号 令和三年度西之表市一般会計補正予算（第七号）
委員会付託 十二月十七日 日原案可決

議案第 六六号 令和三年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第三号）
委員会付託 十二月十七日 日原案可決

議案第 六七号 令和三年度西之表市介護保険特別会計補正予算（第三号）
委員会付託 十二月十七日 日原案可決

議案第 六八号 令和三年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第三号）
委員会付託 十二月十七日 日原案可決

議案第 六九号 令和三年度西之表市水道事業会計補正予算（第三号）
委員会付託 十二月十七日 日原案可決

一、付議事件（追加分）

番号 事件 名

審議方法 結果

議案第 七〇号 令和三年度西之表市一般会計補正予算（第八号）
委員会付託 十二月十七日 日原案可決

議案第 七一号 自衛隊による離島からの急患搬送体制の維持を求める意見書の提出について
即決 十二月十七日 日原案可決

議案第 七二号 離島振興法の改正・延長を求める意見書の提出について
即決 十二月十七日 日原案可決

議案第 七三号 西之表市議会基本条例の一部を改正する条例の制定について
即決 十二月十七日 日原案可決

議案第	七四号	西之表市固定資産評価審査委員会委員の選任について	即	決	十二月十七日同	意
議案第	七五号	西之表市教育委員会教育委員の任命について	即	決	十二月十七日同	意
議案第	七六号	西之表市教育委員会教育委員の任命について				
報告第	一八号	令和二年度種子島中央青果株式会社経営状況報告について			十月二十二日報	告

令和三年十二月第四回定例会会議録

西之表市議会

本会議第一号（十一月二十六日）

本会議第一号(十一月二十六日)(金)

◎出席議員(十四名)

一番 長野 広美 さん
二番 鮫島 市憲 君
三番 橋口 美幸 さん
四番 渡辺 道大 君
五番 宇野 裕未 さん
六番 杉 為昭 君
七番 川村 孝則 君
八番 河本 幸男 君
九番 濱島 明人 君
一〇番 下川 和博 君
一一番 遠藤 建次郎 君
一二番 竹下 秀樹 君
一三番 田添 辰郎 君
一四番 橋口 好文 君

◎欠席議員(〇名)

◎地方自治法第二百一十一条による出席者

市 長	八板 俊輔 君
副 市 長	大平 和男 君
教 育 長	佐藤 秀正 君
会計管理者兼 会計課長	下川 由喜 さん
総務課長兼 選管書記長	松下 成悟 君
企画課長	森 真樹 君
市民生活課長	川 畑 利昭 君
財産監理課長	奥 村 裕昭 君
地域支援課長	松 元 明和 君
税 務 課 長	柳 田 さゆり さん
健康保険課長	長 野 望 君
高齢者支援課長	下 川 昭代 さん
経済観光課長	高 石 心平 君
農林水産課長	岩 下 栄一 君

◎議会議務局職員出席者

建設課長	上妻敏男君
水道課長	高橋英樹君
福祉事務所長	下川法男君
農委事務局長	中野賢二君
監査事務局長	上妻誠一君
教委総務課長兼	吉田孝一君
学校給食センター所長	山崎省一君
学校教育課長	中里千秋君
社会教育課長	
局長	園田博己君
次長	古市善哉君
書記	上妻文和君
書記	和田帆波さん

令和三年十一月二十六日午前十時開会

△開 会

○議長（川村孝則君） おはようございます。

定刻、定足数に達しましたので、これより令和三年第四回西之表市議会定例会を開会いたします。

△開 議

○議長（川村孝則君） ただいままでの出席議員は十四名であります。これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付しております議事日程第一号のとおりであります。

議事日程（第一号）

- 日程第一 会議録署名議員の指名
- 日程第二 会期の決定
- 日程第三 提出議案の一括上程
- 日程第四 市長の所信表明並びに提案理由説明
- 日程第五 議案第六〇号 西之表市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第六 議案第六一号 西之表市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第七 議案第六二号 西之表市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

日程第八 議案第六三号 西之表市道路線の変更について

日程第九 議案第六四号 西之表市道路線の認定について

日程第一〇 議案第六五号 令和三年度西之表市一般会計補正予算（第七号）

日程第一一 議案第六六号 令和三年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第三号）

日程第一二 議案第六七号 令和三年度西之表市介護保険特別会計補正予算（第三号）

日程第一三 議案第六八号 令和三年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第三号）

日程第一四 議案第六九号 令和三年度西之表市水道事業会計補正予算（第三号）

△会議録署名議員の指名

○議長（川村孝則君） それでは、日程第一、会議録署名議員の指名をいたします。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第八十八条の規定により、

一二番議員竹下秀樹君、一三番議員田添辰郎君を指名いたします。

△会期の決定

○議長（川村孝則君） 次は、日程第二、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

去る十一月二十四日開催の議会運営委員会の決定のとおり、今定例会の会期は本日から十二月十七日までの二十二日間とし、配付してある日程表のとおりとしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日から十二月十七日までの二十二日間とし、配付してある日程表のとおり決定いたしました。

△提出議案の一括上程

○議長（川村孝則君） 次は、日程第三、提出議案の一括上程であります。

議案第六〇号から議案第六九号を一括して上程いたします。

△市長の所信表明並びに提案理由説明

○議長（川村孝則君） 次は、日程第四、市長に所信表明並びに提

案理由の説明を求めます。

「市長 八板俊輔君登壇」

○市長（八板俊輔君） おはようございます。

本日、令和三年第四回西之表市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には御出席を賜り、誠にありがとうございます。

コロナの流行第五波は急速に収まりをみせ、新型コロナウイルス感染者数については、全国的にも減少傾向が続いております。本市においても、十月十六日以降、感染者の報告がない状況であり、市民の皆様の日頃からの感染症拡大防止に対する取組のおかげであると深く感謝申し上げます。今後も第六波に備えて気を緩めることなく、感染の再拡大防止と経済対策の両立にむけて市政を進めてまいります。

十月三十一日投票の第四十九回衆議院総選挙の結果、自公与党が過半数を確保し、岸田政権が継続されることになりました。報道等によりますと、総理が掲げる成長と分配の好循環の実現に向けて、新しい資本主義の分配政策や成長戦略の多くを盛り込んだ形での切れ目のない経済対策を図るため、当初予算と一体的に十六か月予算として予算編成に当たるということであります。

これから予算編成作業も終盤を迎えることとなりますが、国の予算や施策の動向を注視し、今後の本市の各種施策へ生かすことができるよう努めてまいりたいと考えます。

それでは、議案説明に先立ちまして、策定中の計画及び第三回定

例会以降に開催された主な行事や課題などに触れたいと思います。

私自身、二期目の市政運営を託され、第六次長期振興計画後期基本計画の策定に取り組んできました。来月には、外部委員で構成される西之表市振興計画審議会から答申を受ける予定です。策定中の段階ですが、その特徴について簡単に触れさせていただきます。

本市の魅力や価値は、食料の生産・供給地であること、人口は低密度で穏やかな暮らしの場であること、多様な生態系を持つ自然環境があること、種子島としての認知度の高さや本土への時間的距離の短さなどがあげられます。これらの特徴を生かし、資源と人、技術を組み合わせ、小さくてもどこにも負けない、強い独自性のあるふるさとを創出していきます。それぞれの地域や団体等の得意とする技能を生かし、足りない部分を外部人材が補うといった有機的結びつきにより組織力を強化し、地域の資源を磨き上げ、質の向上を図ることで、稼ぐ力を備えるとともに、魅力ある仕事として働く場の拡大を目指します。

また、受け継がれてきた人の温もり、地の力、縁の力をいま一度見直し、多世代が郷土への愛着と生きがいを感じる環境や機会を提供することで、住民の満足度と暮らしやすさの向上を図ります。

島に育てられた私たちがさらに島の宝を大きく育てるべく、民間活力の導入を図りながら、市民の皆様方とともに、最適な生活空間を創り上げていく所存でございます。

また、これを着実に成し遂げていくためには、計画を推進するエ

ンジン役として市役所がこれまで以上に適切に機能しなければなりません。市役所が有する経営資源の最適化を図りつつ、生産性の向上を目指すべく第六期行財政改革大綱を策定の上、市民から信頼される行政経営を図ってまいります。

次に、馬毛島問題についてであります。

去る十一月二日、旧馬毛島小中学校跡地の管理作業を実施するに当たり、本市、防衛省及びタストン・エアポート株式会社の三者で、馬毛島において現場視察を実施しました。旧馬毛島小中学校跡地の活用や市道の取扱など互いの主張に隔たりがあるものの、それぞれの考えを情報共有できたことに意義があったものと考えています。

また、十一月九日には、防衛省から馬毛島の自衛隊施設整備のための仮設プラント設置の入札公告を近日中に実施するとの説明がありました。その二日後の十一日に公告が実施されたところです。この仮設プラントは、自衛隊施設の本体工事に直結するものです。馬毛島における米軍空母艦載機離着陸訓練施設と一体である自衛隊施設の整備は決定したわけではありません。現状はあくまでも施設整備が可能かどうか調査の段階だと受け止めております。少なくとも、防衛省においては、各種調査の結果を住民に丁寧に説明した後、施設整備の実施について住民の理解を得て進むべきです。このような地元軽視の姿勢に対しまして、十六日には直接私が防衛省に出向き、抗議を行ったところであります。

次に、農業についてであります。

本市の基幹作物であるさつまいもにおいては、さつまいも基腐病が昨年度から拡大し、安納いもを中心に本年度も重大な被害をもたらしております。これまで、国・県・関係機関が一体となって、生産者への支援を行っていますが、引き続き次期作に向けた対策に取り組んでまいります。なお、でん粉原料用さつまいもにつきましては、見込平均反収が昨年実績比三割以上となっておりますが、安納いも等の青果用さつまいもについては、見込平均反収およそ一千キログラムと例年に比べ昨年同様に大幅な減収となる見込みとなっております。

一方、さとうきびにつきましては、春先の平均気温が高く春植、株出の初期育成は順調で、その後も台風等の大きな気象災害もなかったことから、見込平均反収六千五百九十二キログラム、昨年比二・二%増となっております。なお、製糖工場の原料受入を十二月十六日から開始し、年末年始休暇や増産推進日等を挟んで、来春の四月十六日に受入終了予定となります。

高齢化による担い手不足という課題もありますが、さつまいもからの転作や夏植え、秋植えの積極的な推進により増反が進んできており、受託組織の更なる強化を図るなど、将来を見据えた取組を進めたいと考えています。

畜産につきましては、枝肉価格及び子牛セリ市価格の相場が回復傾向にあります。直近の十一月の種子島家畜市場における本市産子牛平均価格は、六十七万七千八百八十五円で前回十月のセリと比較

すると、プラス四万八千四百三円の増となりました。

また、十月二十日に曾於市で開催された第三十二回鹿児島牛産地宣伝販売会において、伊関校区で育った牛がグランドチャンピオン賞を受賞いたしました。

本市産の子牛が肥育素牛として非常に能力が高いことを全国の購買者に改めてアピールすることができました。このことで、今後の子牛セリ市や来年十月に開催される第十二回全国和牛能力共進会鹿児島大会に向け、明るい話題となりました。

有害鳥獣のシカ対策については、捕獲と防護の両面からの対策を進めており、捕獲頭数については十月末現在で二千百九十一頭となっております。

林業につきましては、市有林における間伐を実施しており、本年度は、およそ七・二ヘクタールの施業となっております。

水産業の状況ですが、キビナゴ刺し網漁が、昨年度に続き本年度においても不漁となっております。県内においても同様の状況が続いており、原因もはっきりしておらず、自然環境の変化等、複合的な要因が考えられております。引き続き、関係機関と連携し、情報収集に努めたいと思います。

また、八月中旬に小笠原諸島で発生した海底火山の噴火に伴い、大量の軽石が発生し沖縄や奄美の海岸に漂着した問題で、熊毛海域においては南種子町の南の海域で一部は確認されたものの、今のところ漁業には影響は出ていないということです。種子島漁協を含め

関係機関と情報共有しながら、引き続き注視していきたいと考えます。

次に、観光・商工業等の取組について報告いたします。

十月十日に、新型コロナウイルスの影響で延期されていた第五十二回種子島鉄砲まつりの花火大会を実施いたしました。密による感染リスクを抑えるため、市内五か所での同時刻分散打ち上げを実施し、それぞれの地域で秋の花火を楽しんでいただけたことと思います。

十月二十三日には、失業者やコロナ禍での就業対策として、テレワークによる在宅ワークを推進するため、「家事や育児と両立しながら自分らしく働こう」と題し、在宅ワーク入門セミナーを開催しました。テレワークの基礎セミナーを十一月から開始し、今後、来年一月までの間に全六回実施してまいります。

十一月七日には、種子島火縄銃保存会設立五十周年記念の島内外六団体共演による火縄銃大会が商工フェスタに合わせて実施され、イベントを盛り上げました。

十一月十三日には、首都圏の島暮らしに関心の高い方を対象として市内の仕事や暮らしの魅力を発信し、就業・移住へつなげるオンラインツアーを実施しました。

それでは、本定例会に提案いたしました議案について御説明いたします。

提案いたしました議案は、報酬等の条例改正議案が三件、市道路

線の変更一件、認定一件、西之表市一般会計補正予算など予算関係議案五件の合計十件であります。

主な議案について御説明をいたします。

議案第六〇号は、農業委員及び農地利用最適化推進委員の農地利用最適化交付金事業において、活動実績に応じた交付金の上限額が、西之表市報酬及び費用弁償等に関する条例に定めた報酬の加算額の上限を上回るため、条例の一部を改正しようとするもの、議案第六一号は、西之表市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものです。

議案第六二号は、西之表市国民健康保険条例の一部を改正するものです。

議案第六三号及び議案第六四号は、西之表市道路線の変更及び認定についてであります。

議案第六五号は、令和三年度西之表市一般会計補正予算(第七号)についてであります。

一般会計補正予算の主なものは、歳入では、国庫支出金において、事業者支援分を含む新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などを主に四千八百七十八千円、諸収入では、種子島地区広域事務組合や熊毛地区消防組合の前年度精算に係る返納金などを主に三千九百九千円を増額しております。

歳出では、生活保護事業の前年度精算に係る返還金や各種障害者福祉サービスの利用者等が増加した事などを主に民生費を一億三千

二百二十六万九千円増額しております。

また、三回目の新型コロナウイルスワクチン接種に係る経費を衛生費に計上しております。

そのほか、新型コロナウイルス感染症の影響による事業費縮小や各種事業の執行額確定に伴う減額が主なものとなっています。

議案第六六号から第六九号は、それぞれの特別会計及び水道事業会計に必要な補正を行おうとするものであります。

なお、人事関係等で後日、議案の追加を予定しております。

議員各位の御審議のほど、よろしくお願いいたします。

以上で提案理由の説明といたします。ありがとうございました。

○議長（川村孝則君） 市長の所信表明並びに提案理由の説明は終わりました。

△議案審議

○議長（川村孝則君） それでは、これより議案審議を行います。

△議案第六〇号 西之表市報酬及び費用弁償等に関する条例の

一部を改正する条例の制定について

○議長（川村孝則君） まずは、日程第五、議案第六〇号、西之表市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案説明を求めます。

〔農委事務局長 中野賢二君〕

○農委事務局長（中野賢二君） 御説明します。

議案書の一ページをお開きください。

議案第六〇号、西之表市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、農業委員及び農地利用最適化推進委員の報酬の加算額において、農地利用最適化交付金事業における活動実績に応じた交付金の上限額が、西之表市報酬及び費用弁償等に関する条例に定めた報酬の加算額の上限を上回るため、条例の一部を改正しようとするものでございます。

条例改正の内容は、別添の条例の新旧対照表で説明いたします。

新旧対照表の一ページを御覧ください。

別表の区分欄中、農業委員会会長の項、農業委員会会長代理の項、農業委員会委員の項及び農地利用最適化推進委員の項の報酬額の加算額の五十五万八千円を年額六十六万九千円に改正するものでございます。

附則として、この条例は公布の日から施行いたします。

以上で説明を終わります。

○議長（川村孝則君） 質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川村孝則君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は産業厚生委員会に付託いたします。

△議案第六一号 西之表市特定教育・保育施設及び特定地域型

保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（川村孝則君） 次は、日程第六、議案第六一号、西之表市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案説明を求めます。

〔福祉事務所長 下川法男君〕

○福祉事務所長（下川法男君） 議案第六一号、西之表市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について御説明をいたします。

議案書四ページから、参考までに新旧対照表二ページからを御覧ください。

まず、背景についてですが、本案は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令が施行されたことに伴い、条例の改正を行うものです。

主な府令の改正内容は、デジタル化の推進に伴い、子ども・子育て支援新制度において、電磁的方法による対応も可能である旨の包括的な規定を追加したもので、その対象となるのは、一つ目に、保

育所等の事業所などが作成、保存等を行うもの。二つ目に、保育所等と保護者との間に手続等に関するもので、書面等によることが規定又は想定されているものの二つでございます。

これらに電磁的方法での対応が可能となることで、子ども・子育て支援を行う事業者等の業務負担の軽減と、保育所等を利用する保護者の利便性の向上が図られるものと考えております。

それでは、具体的に条文に基づいて御説明をいたします。

まず、目次の一部改正でございます。

追加する包括的な規定を章の最後に、第四章雑則（第五十三条）として加える改正でございます。

次に、第五条の一部改正について御説明をいたします。

議案書は同じく四ページ、新旧対照表は二ページから三ページにかけてを御覧ください。

第五条は、特定教育・保育施設の内容及び手続の説明及び同意を規定をしている条項です。

第二項から第六項までの規定は、特定教育・保育施設が利用申込者に対して行う説明や同意について、電磁的記録により提供できることについて規定をしており、第四章に包括的に規定されることから、同項を削る改正を行うものです。

次に、第三十八条の一部改正について御説明をいたします。

議案書は同じく四ページ、新旧対照表は三ページからを御覧ください。

第三十八条は、特定地域型保育事業の内容及び手続の説明及び同意を規定している条項でございます。

第二項の規定は、特定地域型保育事業者が利用申込者に対して行う説明や同意について、先ほど説明した第五条第二項から第六項までの規定を準用して、電磁的記録により提供できることについて規定をするものです。第四章に包括的に規定されることから、同項を削る改正を行うものです。

次に、第四十二条の一部改正について御説明をいたします。

議案書は同じく四ページ、新旧対照表は三ページから四ページにかけてを御覧ください。

第四十二条は、特定教育・保育施設等との連携を規定しております。

同条第一項第三号で規定する満三歳未満保育認定子どもについて、第四項第一号において同様の定義で用語を使用することから、用語の定義をより明確にするため、「及び第四項第一号」と加える改正でございます。

次に、第四章を加える改正について御説明をいたします。

議案書は四ページから六ページにかけて、新旧対照表も同じく四ページから六ページにかけてを御覧ください。

第四章は、第五十三条の一条から構成されており、電磁的方法による提供等について包括的に規定するため追加するものでございます。

議案書四ページの下段、第五十三条第一項は、書面等の定義及びこの条例の規定において、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者が書面等により行うことが規定されているものについて、電磁的記録により行うことができることが規定されております。

議案書五ページの同条第二項は、保護者の承諾を得て電磁的方法により提供することができることとし、この場合、書面等の交付をし、または提出したものとみなすことが規定されております。また、第一号及び第二号で、第二項に規定された電磁的方法を定義しております。

同条第三項は、第二項に掲げる電磁的方法は、利用申込者が記録を出力し、文章を作成できるものでなければならないと規定されております。

同条第四項は、第二項の提供をしようとするときは、あらかじめ利用申込者に対して、電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならないことが規定されております。

同条第五項は、利用申込者から電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、電磁的方法による提供を行ってはならないことが規定されております。ただし、利用申込者が再び電磁的方法による提供を了承した場合には、提供することができることとされております。

議案書六ページになります。

同条第六項は、書面等による同意の取得について、第二項から第五項までの規定を準用する規定でございます。その場合の読替規定も規定がされております。

附則として、この条例は公布の日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。

○議長（川村孝則君） 質疑に入ります。ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は産業厚生委員会に付託いたします。

△議案第六二号 西之表市国民健康保険条例の一部を改正する

条例の制定について

○議長（川村孝則君） 次は、日程第七、議案第六二号、西之表市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題いたします。

議案説明を求めます。

「健康保険課長 長野 望君」

○健康保険課長（長野 望君） 御説明いたします。

議案書七ページをお開きください。

議案第六二号、西之表市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてです。

本案は、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、条例の一部を改正しようとするものであるものでございます。

それでは、改正内容について御説明します。

説明については、配付しています新旧対照表のほうで行います。

対照表七ページをお開きください。

第六条第一項は出産育児一時金についての規定でございますが、本文中の「四十万四千元」を「四十万八千元」に改めるものです。

出産育児一時金については、現行の同条本文に規定する四十万四千元に、ただし書きの規定により、西之表市国民健康保険条例施行規則で定める一万六千元を加算して支給総額は四十二万円となっております。

加算額については、産科医療補償制度の掛金額を基準として一万六千元となっておりますが、産科医療補償制度の見直しにより、当該掛金が令和四年一月一日から一万二千元に引き下げることになったことから、支給総額の四十二万円を維持するため、本文に規定する額を四十万八千元に引き上げる改正でございます。

議案書七ページをお戻りください。

附則については、この条例の施行期日を令和四年一月一日とし、条例施行日前の出産に係る出産育児一時金の額については、従前の例によるものと定めております。

以上で説明を終わります。

○議長（川村孝則君） 質疑に入ります。ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は産業厚生委員会に付託いたします。

△議案第六三号 西之表市道路線の変更について

○議長（川村孝則君） 次は、日程第八、議案第六三号、西之表市道路線の変更についてを議題といたします。

議案説明を求めます。

「建設課長 上妻敏男君」

○建設課長（上妻敏男君） 議案書八ページをお開きください。

議案第六三号、西之表市道路線の変更について御説明いたします。

本案は市道の路線を変更するため、道路法第十条第三項において準用する同法第八条第二項の規定により議会の議決を求めるものです。

別添の議案第六三号、六四号、参考資料を御覧ください。

道路変更位置図について御説明いたします。

青色の点線で示しているのが令和四年度新規事業の基幹農道の計画路線です。

右上の安納下郷の県道から左下の現和武部の岳之田へ抜ける農道へ接続するものです。黄色で示しています石堂、下郷現和上之町線と緑色で示しています現和下之町石堂線において、計画の農道と重

複する区間が生じるため、黄色の下郷現和上之町線の起点側を赤字表記の下郷線へ変更し、終点側に現和上之町線を認定。緑色の現和下之町石堂線の起点を変更し、現和下之町二号線を認定するものです。

議案書を御覧ください。

道路法第十条第三項において準用する同法第八条第二項の規定により、市道の路線を下記のように変更することについて、議会の議決を求めます。

路線番号三百七十五、旧路線名称、下郷現和上之町線を下段の路線名称、下郷線、新起点、西之表市安納二百六十七番一地先、新終点、西之表市現和千四百四十八番一地先へ。路線番号百十一、路線名称、現和下之町石堂線の旧起点、西之表市現和六千二百八十三番二地先を下段の新起点、西之表市現和四千二百二十五番二地先へ変更するものです。

以上で説明を終わります。

○議長（川村孝則君） 質疑に入ります。ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は産業厚生委員会に付託いたします。

△議案第六四号 西之表市道路線の認定について

○議長（川村孝則君） 次は、日程第九、議案第六四号、西之表市

道路線の認定についてを議題といたします。

議案説明を求めます。

〔建設課長 上妻敏男君〕

○建設課長（上妻敏男君） 議案書九ページをお開きください。

議案第六四号、西之表市道路線の認定について御説明いたします。

本案は、議案第六三号により西之表市道路線を変更したことに伴い、認定外となった箇所について、新たな路線として市道の認定を行うものです。

参考資料は先ほどの資料を併せて御参照ください。

道路法第八条第二項の規定により、市道の路線を下記のように認定することについて、議会の議決を求めます。

路線番号六百二十、路線名称、現和上之町線、起点、西之表市現和四千七百十九番地先、終点、西之表市現和六千八百六十六番地先。路線番号百二十二、路線名称、現和下之町二号線、起点、西之表市現和六千二百八十三番二地先、終点、西之表市現和四千二百一番二地先。

以上で説明を終わります。

○議長（川村孝則君） 質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川村孝則君） 以上で質疑を結びいたします。

本案は産業厚生委員会に付託いたします。

△議案第六五号 令和三年度西之表市一般会計補正予算（第七号）

○議長（川村孝則君） 次は、日程第一〇、議案第六五号、令和三年度西之表市一般会計補正予算（第七号）を議題といたします。

議案説明を求めます。

〔財産監理課長 奥村裕昭君〕

○財産監理課長（奥村裕昭君） 御説明いたします。

本案は、議案第六五号、令和三年度西之表市一般会計補正予算（第七号）であります。

別冊の予算書条文を御覧ください。また、参考でお配りをしております、財政係が作成した詳細説明書についても御覧いただければと思います。

第一条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ一億三千二百三十八万二千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ百十三億三千七百八十七万六千円とするものであります。

それでは、今回の歳入歳出予算の歳出について、金額の大きいもの、特徴的なものについて御説明いたします。

一二ページをお開きください。

下段になります。三款民生費、一項社会福祉費、八目障害者福祉費に五千百二十万八千円増額しております。

こちらは、各種障害福祉サービスの利用者や、利用者単位数が増加したことによる十九節扶助費四千九十二万六千円の増額と、その

下になります、各種障害福祉サービス事業の前年度精算による、国庫支出金返還金及び県支出金返還金による、二十二節償還金利子及び割引料に千二十八万二千円増額したことによるものです。

一三ページをお開きください。

上段になります。三款民生費、二項児童福祉費、一目児童福祉総務費に六十二万七千円増額しています。

このうち、十八節負担金補助及び交付金三十七万五千円の増額は、保育所等業務のICT化を推進することにより、業務負担の軽減や働きやすい環境の整備、また、ペーパーレス化により感染症の感染リスクの低減につなげるため、新規事業として、保育対策総合支援事業の補助金を計上しております。

一四ページを御覧ください。

最上段になります。三款民生費、三項生活保護費、二目扶助費、二十二節償還金利子及び割引料に七千三百六十九万五千円増額しております。

こちらは、生活保護事業に係る扶助費等の前年度精算による国庫支出金返還金となっております。

続きまして、中ほどになります。四款衛生費、一項保健衛生費、三目予防接種費に七百八十四万円増額しております。

こちらの主な要因は、新型コロナウイルスワクチン三回目接種に係る経費について、十節需用費、十一節役務費、十二節委託料をそれぞれ計上したことによるものです。

一七ページをお開きください。

上段になります。七款商工費、一項商工費、二目商工振興費は一千三百六十二万一千円減額しております。

こちらは、事業者見舞金支給事業の事業実績に伴い、十一節役務費並びに十八節負担金補助及び交付金、説明欄に記載の見舞金を減額する一方、鹿児島県のまん延防止等重点措置適用により、九月末まで時短要請が延長されたことに伴う、県の新型コロナ対策時短要請協力金負担金の増額との差額が主なものとなっております。

二〇ページをお開きください。

中ほどになります。十款教育費、三項中学校費、二目教育振興費に二百五十九万円増額しております。

主な要因は、十八節負担金補助及び交付金、説明欄、修学旅行キャンセル料金助成二百八十三万四千円で、こちらは新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響を受け、修学旅行が延期又は中止になった場合や、生徒が新型コロナウイルスに感染したり、濃厚接触者となった場合に、保護者が負担するキャンセル料を生徒一人当たり二万六千円を上限として補助する新規事業、修学旅行キャンセル料金補助事業、これは中学校になります、の補助金を計上してございます。

続きまして、歳入について御説明いたします。

六ページをお開きください。

下段になります。十四款国庫支出金、一項国庫負担金、一目民生

費国庫負担金に一千九百七十四万七千円増額しております。

こちらの主な要因は、一節社会福祉費負担金二千四十六万三千円で、障害者自立支援給付事業及び障害児施設給付事業の補助基本額の増額に伴うものであります。

七ページをお開きください。

中段になります。十四款国庫支出金、二項国庫補助金、五目総務費国庫補助金に二千五百二十五万一千円増額しております。

こちらは、一節総務費補助金、説明欄の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額で、令和三年一月から三月までの新型コロナウイルス感染症関連補助事業の一般財源分と令和三年度事業者支援分を計上してございます。

その下になります。十五款県支出金、一項県負担金、一目民生費負担金に一千三百二十万七千円増額しております。

こちらの主な要因は、一節社会福祉費負担金一千二十三万一千円で、先ほど御説明いたしました十四款国庫支出金、一項国庫負担金、一目民生費国庫負担金と同様に、障害者自立支援給付事業及び障害児施設給付事業の補助基本額の増額に伴うものとなっております。

八ページを御覧ください。

中段になります。十八款繰入金、二項基金繰入金、一目基金繰入金に四千七十八万円増額しております。

説明欄に記載のとおり、財政調整基金は十二月補正予算の財源調整に伴う増額で、その下のふるさと応援寄附基金は、対応する事業

の事業費確定に伴う減額となっております。

その下になります。二十款諸収入、四項雑入、一目雑入に三千三万九千円増額しております。

主な要因は、前年度精算による各種事業の追加交付金や一部事務組合からの返納金によるものとなっております。

以上で説明を終わります。

○議長（川村孝則君） 予算特別委員会は、議長を除く十三名の議員で構成されておりますので、質疑は省略いたします。
本案は、予算特別委員会に付託いたします。

△議案第六六号 令和三年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第三号）

○議長（川村孝則君） 次は、日程第一一、議案第六六号、令和三年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第三号）を議題といたします。

議案説明を求めます。

〔健康保険課長 長野 望君〕

○健康保険課長（長野 望君） 御説明いたします。

本案は、令和三年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第三号）です。

予算書条文を御覧ください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ五百二十三万九千円を追

加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二十二億四百一十三千円とするものです。

補正の主なものにつきまして、歳出から御説明します。

予算書七ページをお開きください。

七款諸支出金、一項償還金及び還付加算金、五目保険給付費等交付金償還金六百万八千円の追加は、令和二年度の普通交付金の実績確定に伴う精算返納金分でございます。

同項、六目その他償還金百九万円の追加は、令和二年度保険者努力支援交付金の実績確定に伴う精算返納分でございます。

次に、歳入について御説明いたします。

予算書五ページをお開きください。

六款繰入金、一項他会計繰入金、一目一般会計繰入金、一節保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）四百四十四万六千円の追加及び同目、二節保険者支援分百四十三万三千円の減額は、国庫及び県負担額の確定に伴い補正を行うものでございます。

同目、五節財政安定化支援事業繰入金百八十三万六千円の追加は、支援事業算定額の決定に基づく補正でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（川村孝則君） 説明は終わりました。

本案は質疑を省略し、予算特別委員会に付託いたします。

△議案第六七号 令和三年度西之表市介護保険特別会計補正予

算（第三号）

○議長（川村孝則君） 次は、日程第一二、議案第六七号、令和三年度西之表市介護保険特別会計補正予算（第三号）を議題といたします。

議案説明を求めます。

「高齢者支援課長 下川昭代さん」

○高齢者支援課長（下川昭代さん） 御説明いたします。

本案は、令和三年度西之表市介護保険特別会計補正予算（第三号）です。

予算書条文を御覧ください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ百九十七万八千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二十三億百六十八万一千円とするものです。

補正の主なものにつきまして、歳出から御説明いたします。

予算書七ページをお開きください。

上から二段目の一款総務費、三項介護認定審査会費、一目認定審査事務負担金百二万八千円の減額は、種子島地区広域事務組合負担金の変更決定による補正です。

続きまして、八ページの二段目。

七款諸支出金、一項償還金及び還付加算金、三目償還金の二百四十万二千円の追加は、地域支援事業の前年度実績確定に伴う精算返納金が主なものです。

その下の同款、二項繰出金、一目繰出金二百四十九万二千円の追加は、地域支援事業の市負担分及び種子島地区広域事務組合負担金の前年度精算額確定に伴い一般会計へ返納するものでございます。

次に、歳入について御説明いたします。

五ページをお開きください。

三款から七款にかけての国県補助金及び支払基金交付金並びに一般会計繰入金の補正につきましては、歳出の地域支援事業費等の補正に応じて再算定したものでございます。

最下段から六ページにかけての九款諸収入、二項雑入、一目雑入二百六十万三千円の追加は、種子島地区広域事務組合負担金の前年度精算返納金が主なものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（川村孝則君） 説明は終わりました。

本案は質疑を省略し、予算特別委員会に付託いたします。

△議案第六八号 令和三年度西之表市後期高齢者医療保険特別

会計補正予算（第三号）

○議長（川村孝則君） 次は、日程第一三、議案第六八号、令和三

年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第三号）を議題といたします。

議案説明を求めます。

〔健康保険課長 長野 望君〕

○健康保険課長（長野 望君） 御説明いたします。

本案は、令和三年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第三号）です。

予算書条文を御覧ください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ七十三万七千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二億五千七十九万三千円とするものです。

補正の主なものにつきまして、歳出から御説明します。

予算書六ページをお開きください。

二款、一項、一目後期高齢者医療広域連合納付金七十一万円の追加は、保険基盤安定分担金の確定による補正でございます。

次に、歳入について御説明いたします。

予算書五ページをお開きください。

三款繰入金、一項一般会計繰入金、二目保険基盤安定繰入金七十万円の追加は、歳出の保険基盤安定分担金の補正に伴い補正を行うものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（川村孝則君） 説明は終わりました。

本案は質疑を省略し、予算特別委員会に付託いたします。

△議案第六九号 令和三年度西之表市水道事業会計補正予算

（第三号）

○議長（川村孝則君） 次は、日程第一四、議案第六九号、令和三年度西之表市水道事業会計補正予算（第三号）を議題といたします。議案説明を求めます。

〔水道課長 高橋英樹君〕

○水道課長（高橋英樹君） 議案第六九号、令和三年度西之表市水道事業会計補正予算（第三号）について御説明いたします。

予算書一ページをお開きください。

第二条は収益的収入及び支出で、収入の事業収益を三万六千円増額して四億七千八百四十万四千円とし、支出の事業費を六万六千円増額して四億六千五百六十九万七千円とするものです。

内容につきましては、一三ページをお開きください。

収益的収入及び支出の執行計画書です。

収入の第一款事業収益、二項営業外収益、二目他会計補助金三万六千円の増は、基礎年金に係る公的負担に要する経費です。

支出の第一款事業費、一項営業費用六万六千円の増は、一目原水及び浄水費並びに二目配水及び給水費並びに四目業務費並びに五目総係費のそれぞれ職員共済組合負担金の増減によるもので、今回の補正は、標準報酬月額の見直しによるものです。

一ページにお戻りください。

第三条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費で、職員給与費を六万六千円増額して九千六十八万九千円に改めるものです。

以上で説明を終わります。

○議長（川村孝則君） 説明は終わりました。

本案は質疑を省略し、予算特別委員会に付託いたします。以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

△日程報告

○議長（川村孝則君） 明日、二十七日から二十八日まで休会です。

二十九日は午前十時から本会議を開きます。

日程は市政に対する一般質問であります。

△散 会

○議長（川村孝則君） 本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでした。

午前十時五十二分散会

本会議第二号（十一月二十九日）

本会議第二号(十一月二十九日)(月)

◎出席議員(十四名)

一番 長野 広美 さん
二番 鮫島 市憲 君
三番 橋口 美幸 さん
四番 渡辺 道大 君
五番 宇野 裕未 さん
六番 杉 為昭 君
七番 川村 孝則 君
八番 河本 幸男 君
九番 濱島 明人 君
一〇番 下川 和博 君
一一番 遠藤 建次郎 君
一二番 竹下 秀樹 君
一三番 田添 辰郎 君
一四番 橋口 好文 君

◎欠席議員(〇名)

◎地方自治法第百二十一条による出席者

市 長	八板 俊輔 君
副 市 長	大平 和男 君
教 育 長	佐藤 秀正 君
会計管理者兼 会計課長	下川 由喜 さん
総務課長兼 選管書記長	松下 成悟 君
企画課長	森 真樹 君
市民生活課長	川畑 利昭 君
財産監理課長	奥村 裕昭 君
地域支援課長	松元 明和 君
税務課長	柳田 さゆり さん
健康保険課長	長野 望 君
高齢者支援課長	下川 昭代 さん
経済観光課長	高石 心平 君
農林水産課長	岩下 栄一 君

◎議会議務局職員出席者

建設課長	上妻敏男君
水道課長	高橋英樹君
福祉事務所長	下川法男君
農委事務局長	中野賢二君
監査事務局長	上妻誠一君
教委総務課長兼	吉田孝一君
学校給食センター所長	山崎省一君
学校教育課長	中里千秋君
社会教育課長	
局長	園田博己君
次長	古市善哉君
書記	上妻文和君
書記	和田帆波さん

令和三年十一月二十九日午前十時開議

△開 議

○議長（川村孝則君） おはようございます。

定刻、定足数に達しましたので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付しております議事日程第二号のとおりであります。

議事日程（第二号）

日程第 一 一般質問

九番 濱島 明人 議員

一一番 遠藤建次郎 議員

一〇番 下川 和博 議員

八番 河本 幸男 議員

△一般質問

○議長（川村孝則君） それでは、日程第一、一般質問を行います。

発言は、別紙一般質問通告書の発言順により行います。

なお、質問は簡潔にしてルールを遵守し、また、当局の答弁につきましても簡潔に要点を絞って行われるよう、議会運営に対する御協力をあらかじめお願い申し上げます。

順次、質問を許可いたします。

初めに、濱島明人君の発言を許可いたします。

〔九番 濱島明人君登壇〕

○九番（濱島明人君） おはようございます。濱島明人です。

西之表市において、新型コロナウイルス感染者も十月十六日以降発生せず、新型コロナウイルス感染防止対策に対する西之表市民の御理解、御協力のおかげだと感謝しております。

西之表市も、少しずつではありますが、活気づいているという感じを受けます。しかし、まだ活気づいているところがあります。隣の中種子町、南種子町であります。十一月十六日から十二月二日まで自衛隊の統合演習が行われております。中種子町、南種子町の数か所でキャンプを張り、水陸両用作戦訓練では約六百名の隊員が参加したということがあります。

この期間中のお弁当や飲料等に関しては、中種子町、南種子町の飲食店から購入し、あるパンの製造卸業者の話ですと、十一月二十日過ぎには、中種子町、南種子町の十一月の昨年対比の売上げを軽く超えたという話を聞いております。飲食店だけではなく、スーパー、小売、小規模小売ですね、また飲食店に商品を卸している卸売業者に対してもかなりの経済効果があると聞いております。

なぜ中種子町、南種子町だけがこれだけ活気づいているんでしょうか。両町とも、西之表市と違い、官民挙げて自衛隊誘致に取り組んでいるからです。西之表市民からは「中種子町、南種子町はい

な。議員、何とかしてほしい」という声も聞きます。しかし、一方で、自衛隊誘致に反対という声もあるのも、私も耳にしますし、知っています。

それでは、今話したような経済効果のある自衛隊統合演習に頼らない、具体的な経済対策はあるのでしょうか。例えば、島外からスポーツ合宿誘致等が考えられます。スポーツ合宿誘致であれば、それほど反対はないのではないかと思います。また、レベルの高い選手等が来ることによって、島内の小学生、中学生、高校生も刺激されると思いますし、レベルの高い走り、プレーも見ることができると思います。これはとても小中学生に対してもいいことだなと思いますし、スポーツをしない人に対しても勇氣、元気を与えるのではないかと思っております。

令和元年度、西之表市でのスポーツ合宿誘致は十団体、千二百七十二人です。中種子町は四十一団体、三千四百八十六人です。二百二十四人差があります。

自衛隊演習とスポーツ合宿の比較はしていませんが、経済効果の比較はしていませんが、西之表市は中種子町より受入れ数が少ないということは、経済効果も小さいということでもあります。

これは市の担当者の努力、頑張り不足でしょうか。いや、違います。原因は、西之表市と中種子町のスポーツ・体育施設のレベル、機能、使いやすさの差です。これに関してだけは、幾ら担当職員の力をもつてしても、いかんともしがたいものだと私は思います。

例えば陸上競技場。西之表市の市営グラウンドは土、ラインも一回一回引く、片や一方、中種子町の陸上競技場に関しては全天候型で、ラインもびしょと引かれて、日本陸連第三種公認の陸上競技場です。

数年前、市民体育祭当日、晴れてはいたんですけど、前日の雨でグラウンドがぬかるみ、市民体育祭が中止になったことがあります。私はスポーツ推進員をしてみましたので、うん、とても残念で、片や一方、中種子町は開催しておりました。とても歯がゆい思いと悔しい思い、また選手の人たちに対して申し訳ない気持ちでいっぱいでありました。

また、中種子町は、太陽の里運動公園に合宿所を含めいろいろな施設がまとまっています。

一つ一つの施設を比較しませんが、西之表市のスポーツ・体育施設は、あつぼくらんどの一部を除いて、全て、ほとんど昭和に造られたものです。修理、補修の繰り返しで使われ、身近なスポーツであるグラウンドゴルフに関して、グラウンドゴルフのセットを無料で貸し出していますが、借りた方は御存じだと思いますが、ホールを示す旗、番号旗がほとんどありません。ですから、借りた人は紙に番号を書いて貼り付ける。

私の校区の体育の引継ぎにおいても、A4のコピー用紙、マジック、ガムテープを用意と書かれています。初めて引き継いだ人は、何って言うかもしれませんけど、あ、そういうことかと分かると思

います。

スポーツ推進員を十二年間しましたが、いろいろなことを試したいと思っても、予算がない、予算がないの連続でした。一般会計で使える国からの交付金があれば、市営グラウンドを土から全天候型に変えるなど、中種子町のスポーツ施設のレベルぐらいまで持つていければ、スポーツ合宿数は上がっていくのではないかと思います。

交付金でも、よく考えて投資すれば、受けた交付金以上の効果を継続できるのではないかと思います。自衛隊誘致に反対する方、また西之表市も、中種子町みたいに、具体的に目に見える、効果のある経済対策を出してもらいたいと思います。ぜひお願いいたします。話は少し変わりますが、十一月中旬、杉議員とある出郷者の団体と意見交換会を行ってきました。貴重なお話や御意見を聞くことができました。その話の中で、要点を三つに絞って話したいと思えます。

その出郷者の方たちが話してた内容は、一つ目は、ふるさと種子島、西之表市が今よりも少しでも豊かになってほしい、そのためには、できることがあれば、支援、協力は惜しまない、恩返しをしたという強い思いを話していました。

で、二つ目は、ふるさと種子島、西之表市に対して誇りを持つてると。現在住んでいる島民、市民が島を守っているから、我々は都会で勝負できる、頑張っていけるんだということを話してくださいました。

三つ目は、馬毛島問題に関してです。馬毛島問題で島が分断、市が分断することを望まない、分断しないでほしいという願いを話してくださいました。

ある方が私に「分断しないためにはどうすればいいか、議員、分かる」と聞きました。私は「時間をかけて話をするのがいいんじゃないかな」と、ちょっと軽く考えて答えてしまったんですけども、その方が言うには、「それも大事かもしれないけど、国、県、市、議員が市民、島民に対して正確な情報、曖昧な噂話などでない、感わされない正確な情報を伝え、皆さんで共有することだ。それが大切だ」という話をしてくださいました。とても私も納得もいきませんでした。そのためには、私たちはやっぱり正確な情報をきちっと伝えていくべきだなとつくづく感じました。

また、出郷者の方は、現在の種子島、西之表市を俯瞰的に捉え、いろいろなアイデアや考えも話してくださいました。今後、西之表市の未来予想図を作成していく上で、島外からの目線である出郷者のアイデアや考え、また島内にいる我々のアイデア、考えをうまく練り上げ、具体的に考えて西之表市の未来予想図に落とし込んでいく必要があると思いました。

そうするためには、今、何をすべきか。先ほど話しましたように、噂話や曖昧な話に惑わされない正確な情報を多くの市民に伝え、共有することが重要であり、未来予想図を作成する上での第一歩だと思います。

本日から三日間、一般質問が行われます。馬毛島問題に関わる質問も多くあると思います。曖昧な答弁ではなく、市民に分かりやすく、具体的な内容で答えていただくようお願いいたします。

以下の質問は質問者席からしたいと思います。

すみません、それでは、まず最初の質問です。市長が政策協定を締結している市民団体の広報誌についてであります。

市長が政策協定してる市民団体のリーフレットに、第一回馬毛島対策特別委員会での市長発言が掲載されています。もちろん私がこれを通告する前なんですけれども。市長はこのリーフレットの存在を知っていたかどうか、それを確認したいと思います。お願いいたします。

「市長 八板俊輔君」

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

議員御案内の市民団体の広報誌、リーフレットですが、今年三月の第一回馬毛島対策特別委員会で私が発言した内容が掲載されております。そのことは存じております。

○九番（濱島明人君） それでは、知ってたということですので、分かりました。

これは、リーフレットに載せる前に、市長には一応連絡は入ったんですかね。そこをちよつと確認したいんですけど。

○市長（八板俊輔君） 事前に、発言を掲載したいという申出がございました。そういう意味では、事前に知っておりました。

○九番（濱島明人君） それでは、次の質問に移ります。

ちよつとよろしいですか。これが、今映ったリーフレットですけど、この下のほうに、反対署名に協力してくださいということと、支援募金の送り先が書いてあります。市長は市のトップですから、こういう署名とかこういう支援基金のために、これ見ると、まあ、使われているということになると思いますけど、こういうことは問題ないんですかね。お願いします。

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

当該広報誌に掲載されているものは、先ほど申し述べました委員会での私の発言を抜粋したものでございます。

まず、公の場での私の発言を抜粋して当該広報誌に掲載されていることについては、発言内容の変更や趣旨の取り違えもおおむねございませんので、問題ないと考えます。

次に、最下段で署名や支援基金の協力と記載があることに關してですけれども、私が署名及び募金を依頼しているわけではありません。また、私が掲載を依頼した事実もございません。本広報誌は、発行元である市民団体がレイアウトし作成したものと推察いたします。その構成の中で、私の発言の下に、市民団体からの署名協力依頼等が配置されているものでございます。

今回の件について、私の立場上、問題があるとは考えておりません。

以上です。

○九番（濱島明人君） うん、このリーフレット、私は一枚しか出していませんけど、五枚ほどあったと思います。で、ちょうど市長の下にこれを持ってくるということは、普通、考えたときに、市長はやっぱ利用されてるといえるか、やっぱ市長が載っているから、じゃあ、基金をしようということになると思うんですよ。これは一般の人が載っているのと市長だと、そこはやっぱ違ってくるところなんですけど、それはどう思いますか。

○市長（八板俊輔君） 今申し上げたとおり、レイアウトについては、発行者のございますので、私自身が募金そのものに関わっているということではございません。

○九番（濱島明人君） 分かりました。

じゃあ、それでは、例えば、ほかの団体が同じような依頼をしてきたときは、市長は受けてくださるといふことでよろしいですか。こういうリーフレットに載せるときに、市長を使って基金をお願いするとかということでもよろしいですか、市長が納得すれば。

○市長（八板俊輔君） いろんな掲載依頼はございますけれども、その都度、趣旨を伺い、それに応じてですね、お受けするということになろうかと思えます。おおむね依頼のあったものについては、よほど変なものでない限りはお受けするようにいたしております。

○九番（濱島明人君） 分かりました。ありがとうございます。もしのときは私も何かお願いをしたいと思っております。

じゃあ、次であります。市長が政策協定している団体が発行して

る「会報馬毛島」ですけど、二〇二一年十月十日発行の会報を読んだことがあるかということなんですけど、ちょっといいですか、お願いします。

これはもう訂正はされています。訂正されているんですけど、十月十日発行で、私の知人が、十月十三日に、こういうのがあるよということ教えてくれました。ですから、四日間、この記事がネットにアップされてたということでもあります。

この記事の内容を見ていくと、この青いところですけど、ちょっと分かりづらいと思いますが、中立を訴えている市議会議員が、六月定例会で、基地整備の交付金がなくては市の財政が成り立たないと述べ、馬毛島の基地計画に賛成を表明しました。これは多分私のことだと思います。これは間違いないと思います。

その後なんですけれど、その後の南日本新聞の取材に、デモ飛行の騒音はそれほど大きくなかったという声を市民から聞き、これも事実、うん、これもそうですね、決断したとのこと。これだけで決断したわけじゃないんですけど、まあ、合っています。

で、その後は、戦闘機の音を自らの耳で確認もせずと書いてあります。これは全くの虚偽であって、私は聞いていました。えっと、五月十六日、その一階の市役所のテラスで、この会報の団体の方もいらつしやいました。で、私も聞いてましたし、で、同僚議員もいました。

これが出て、十三日にすぐこの会報の発行者に電話をしたら、こ

これは事実だと。あ、事実というか、これは虚偽だと。虚偽のことを書いてしまったということで、すぐ訂正するという話でありました。で、認めて訂正したということですけど、私もこれは訂正したのは見てないんですけども、知人からは、訂正してありましたよという話を聞きました。

市長は元新聞記者ですから、こういう虚偽のことをこういう会報に書くのはどう思うか、うん、ということをやまず聞きたいと思いますけど、お願いします。

○市長（八板俊輔君） 議員御案内のその広報誌のことでありますが、今お尋ねの内容についてはですね、直接、発行元とお話をされることだと思えます。それについて私の考えはどうかということではありますが、ここで私がコメントするようなことでもなかるうかなと思いますので、差し控えさせていただきますと思います。

○九番（濱島明人君） すみません、ちよつともう一つ質問を忘れてました。この訂正される前の、今私がここに出している会報は見ただことありますか。

○市長（八板俊輔君） 訂正されたかどうか、その前かどうか分かりませんが、見たことはございます。

○九番（濱島明人君） もう一回確認です。えっ、これを見ましたか。訂正される前、この、これです、を見たかどうか。もう一回確認です。すみません。

○市長（八板俊輔君） 今申し上げたとおり、訂正される前のもの

か、された後か、その辺の判読はしておりませんが、そこに掲載されているようなものについては拝見しました。

○九番（濱島明人君） えっ、じゃあ、見たということですね。そういうことでよろしいんですね。ですね。うん、分かりました。

一応、じゃあ、今話しましたので、市長としては、協定を結んでいる団体ですから、この団体に対して、今後こういうことがないようという注意はしていただけますか。

○市長（八板俊輔君） まず、その訂正があつた、発行したものについて、訂正があつたかどうかという事実までは私は確認しておりません。

また、私の例えは発言に関することですか、私に直接関わりがあつて、私のところに影響のあるようなものであれば、間違いについてそれを正していただく、そういう申出はしたいと思いますが、今おっしゃったような内容であればですね、私から特に申し上げる必要はないというふうに考えております。

○九番（濱島明人君） 分かりました。

一応協定を結んでいる団体ですから、一言は言つといていただきたいと思いますし、私もこういう虚偽のことを書かれていますので、この場で、まあ、まあ、いいです。これだけにしておきたいと思えます。

それでは、二番目の質問です。SNSなどネット上での誹謗中傷対策についてです。

今質問しましたように、ネットに事実でないことを書かれて私もショックを受けましたし、書いてる人はそこまで大したことないと思ってるかもしれませんが、書かれた本人はショックを受けますし、また家族も傷つきます。ショックを受けます。皆さんも御存じのとおり、こういうネットでの誹謗中傷に関しては、現在、社会問題となっております。

それでは、西之表市において、SNSなどのネットでの誹謗中傷に対する相談、今まであるかどうかを聞きたいと思えます。お願いします。

「福祉事務所長 下川法男君」

○福祉事務所長（下川法男君） インターネット上の誹謗中傷に係る相談の状況について、市民相談の観点からお答えをいたします。

本市においては、市民の皆様の困り事に包括的に対応するべく、平成三十年に市民総合相談係を設置いたしました。関係課・機関と連携して、困り事を抱えた方への寄り添いを行っているところでございます。

これまでいただいた相談の中で、インターネット上の誹謗中傷を主とする相談はございませんでした。

以上です。

○九番（濱島明人君） ありがとうございます。すみません、総務課が答えるかと思っていましたので、ちょっとすみません。

まあ、ないということでしたけれども、私自身そうでしたけれど

も、こういうことがあったときに、どこに相談していいかも分からなかったもので、多分、こういうことは今後起きてくる可能性はあると思いますので、そういうことだけは、今後、注意していただければと思います。

それでは、次です。二〇二〇年九月、総務省がインターネット上の誹謗中傷への対応に関する政策パッケージを公表しています。四項目あります。簡単に説明すると、一つ目がネット利用者のモラル向上への取組、二つ目がネット事業者の誹謗中傷対策やその仕組みづくり、三つ目が発信者情報の開示の取組、四つ目が被害を受けた方の相談対応の充実です。

西之表市において、SNSなどのネット上での誹謗中傷に対する具体的な取組をお願いします。

○福祉事務所長（下川法男君） インターネット上の誹謗中傷に対する本市の取組についてお答えをいたします。

先ほど述べたとおり、現在のところ、インターネット上の誹謗中傷を主とする相談はないところです。

御相談をいただいた場合に考えられる対応として、今議員から御案内があったとおり、本年四月に総務省が取りまとめた、総務省におけるインターネット上の誹謗中傷対策の取組についてを参考として、相談者が求めていること、例えば、悩みや不安を聞いてほしい、解決策について相談をしたい、書き込みを削除したい、書き込んだ人に賠償を求めたい、処罰してほしいなど、相談者が求めている内

容に応じて、関係機関と連携又はおつなぎをしていくことになるかと思えます。

具体的な連携先としては、人権問題の専門家として人権擁護委員、ネットトラブルの専門として違法・有害情報相談センター、賠償等の相談では弁護士相談や法テラス、安全確保や刑事罰の検討においては警察署の相談窓口との連携が考えられます。

加えて、被害に遭う方を出さないためにも、インターネットの利用についての広報や、有害情報からの距離の置き方、SOSの出し方など、予防の観点からの情報提供にも努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○九番（濱島明人君） ありがとうございます。

○議長（川村孝則君） 濱島議員。

○九番（濱島明人君） すみません、ちょっと熱くなりました。ちょっと冷静になります。

それでは、次の質問に変わります。今年度から、市内の学校において、タブレットを使用した、端末を使用した授業も開始されています。

総務省はインターネットトラブル事例集を作成、公表し、全国の総合通信局や教育委員会等を通じて、子育てや教育の現場への周知をしたとのことでありませう。

その一環だと思いますけれども、昨年九月、古田小学校でe・ネ

ットキャラバンの講座がありました。多分、これはどこの学校でもあったかと思えます。

どのような講座かという点、インターネットから子どもを守る、子どもに迫るネット上の危険の実態や特徴を学び、インターネット利用時の家庭内ルールの作成を推奨するという講座でした。

有害サイトを制限するフィルタリングやインターネット機器の使用時間ルール、夜九時以降は親に預ける九時預けルールなどの周知徹底はなされていますが、ネットの誹謗中傷についてはあまりなかったように感じますが、一っだけ関連があったのかなと思うのが、例えば、いじめ等の書き込みがあったデータを消される前に写真に撮って残すと。これ、さっき私もしたことなんですけれども。そういうことはしたほうがいいんじゃないかというのが、多分、この誹謗中傷に当たる点かなと思っております。

西之表市において、小中高生に対して、SNSなどネット上での誹謗中傷に対する教育、取組は行われているかどうか、お願いします。

〔学校教育課長 山崎省一君〕

○学校教育課長（山崎省一君） それでは、お答えします。

各学校においては、情報セキュリティやインターネット運用上の規定を盛り込んだ情報教育の全体計画を作成し、児童生徒の発達の段階に応じた情報モラルの向上に取り組んでおります。

具体的には、小学校の道徳の授業では、ネットへの投稿を題材と

した学習で、誹謗中傷された友達の気持ちについて考えたり、中学校の技術科の授業では、情報が他人や社会に与える影響を理解し、情報社会での望ましい行動について考えたりする学習等に取り組んでいます。

また、携帯電話会社のスマホ・ケータイ安全教室認定講師を招いて、SNSを利用する際の注意点について学んでいます。

今後も、一人一人の人権を尊重する指導を充実させ、ネット上での誹謗中傷が起こることがないように継続して指導してまいります。

○九番（濱島明人君） ありがとうございます。

今話があった道徳の授業、うん、最近の子は結構勉強ができることも多いんですけども、やっぱり道徳、人の、相手の気持ちを考えたりとか人権ですか、うん、その辺はやっぱりちよつと、うん、不足している部分があるかなと思いますので、これは私の個人的な考えですけど、ええ、もうちよつと道徳の時間をなるべく多く持っていたら、そういう話をやっぱり小学生のうちからしていただければありがたいかなと思いますので、何とぞよろしくお願いいたします。

それでは、次の質問に変わります。今まで話しましたように、SNSなどのネット上での誹謗中傷に対する市長の考えをお願いいたします。

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

インターネット上の誹謗中傷に対しての私の考えについてのお尋

ねであります。

インターネット技術、SNSなどのツールは、特にコロナ禍にあつては、人と人をつなぐ、大変便利で貴重なものであります。

一方で、その手軽さや匿名性から、誰かを傷つけてしまう危険性も持っています。その意味では、いつでもどこでも誰でも、加害者にも被害者にもなり得ると考えています。

取組等については先ほど関係課のほうから答弁がありました、誰も犠牲にしないとの決意でしっかりと取り組んでまいります。

以上です。

○九番（濱島明人君） 分かりました。ありがとうございます。

今後、こういう事例は多くなってくると思いますので、対応のほうよろしくお願いいたします。

じゃあ、次の質問に移ります。十一月二日の馬毛島現況調査についてです。

南日本新聞の記事によると、防衛省からの依頼で、西之表市、タストン・エアポート社への馬毛島視察を打診され、四時間かけ、三者で現況調査を行うということでありました。

じゃ、一番目の馬毛島現況調査の予算はどうしたのか、お願いします。

〔企画課長 森 真樹君〕

○企画課長（森 真樹君） お答えいたします。

議員お尋ねの十一月二日に実施いたしました馬毛島での現地調査

等に係る予算については、企画費の馬毛島対策事業費から消耗品費と備船料を支出してございます。

また、同日には、税務課におきまして固定資産税の家屋評価を行っております。備船料を固定資産税課税事務から支出をしたところでございます。

○九番（濱島明人君） ありがとうございます。

次の質問です。市長はこの現況調査には参加されましたか、どうですか。

○企画課長（森 真樹君） お答えいたします。

市長のほうは参加してございません。

○九番（濱島明人君） 理由等は何かありますか。

○企画課長（森 真樹君） お答えいたします。

スケジュールの調整がつかず、参加してございません。

○九番（濱島明人君） うーん、そうですね、まあ、あまり馬毛島に上陸する機会が少ないということもあると思います。けど、これ、やっぱり何とかスケジュール調整して、市長自ら現地に赴いて、直接、防衛省、タストン・エアポート社と話をしていたらなと思えました。

じゃあ、次の質問です。この現況調査の具体的内容、お願いします。

○企画課長（森 真樹君） お答えいたします。

当日は、旧馬毛島小・中学校跡地の管理作業や市道の現況調査、

葉山港周辺の視察、税務課による固定資産の家屋評価を行ったところで。

また、市及び防衛省、タストン・エアポート株式会社との三者による馬毛島小・中学校跡地等の現場視察も実施をしたところでございます。

○九番（濱島明人君） その現地調査した結果、多分、市史編さんの件で一月に上陸して以来ということだったと思うんですけど、それ以降、何か今回上陸してみても、新たな情報等、何か目新しいものはあったのかどうか、お願いします。

○企画課長（森 真樹君） お答えいたします。

今回の目的につきましては、今申しましたとおり、一番大きなところで、学校の跡地の管理作業が主となったところでございます。そうしたところで、現況調査、一月に実施したほどの詳しい調査というのは当然できておりませんので、特段の目新しい事実といった、そういった発見はなかったところでございます。

○九番（濱島明人君） うん、分かりました。

そうですね、最近、まあ、ちよつと発行されていない馬毛島だより等でこの内容等も出してもらえればと思いますし、馬毛島だよりでいうと、九月の一般質問で、自分と市長の掛け合いというか、答弁、質問に関しても載せてほしいとお願いをしましたので、これも今後載せてほしいと思います。

あと一点、その今回の現況調査で、馬毛島小・中学校の跡地の草

払いをしたということがありましたが、ある市民の方からの話ですと、うん、その草払いするのでもいいけれども、できれば旧榕城中学校の跡の草払いと実際に住んでるところの草払いもしてほしいという意見がありましたので、それは伝えておきます。

次です。市長は防衛省からの馬毛島小・中学校跡地の取得要望になぜ応じないのか、それをお願いします。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

防衛省におきましては、現在、環境アセスや海上ボーリング調査など、現段階では、各種調査を実施している段階であります。旧馬毛島小・中学校跡地の取引について協議する段階にはないと考えております。

以上です。

○九番（濱島明人君） これもちよつと市民の声からだったんですけども、まあ、一応、要望に応じることではないということなんですけれども、これは市の財産ということになると思うんですけど、これはもう市長だけの判断で要望に応じないということでもいいのか、それとも、ちよつとほかの、ほかというか、市民の方に聞いてみるというのはどうでしょうか。

○市長（八板俊輔君） 市の財産、馬毛島小・中学校跡地ですけれども、その利用の仕方、在り方については、現在、職員を含めたチームで検討しておりますが、これは広く市民の皆さんの意見も参考にしながら決めていくことだと思います。

現在では、まだそういう段階ではないということで、取引ですね、そういう段階ではないということでもあります。

○九番（濱島明人君） これも、まあ、先ほど私も冒頭の挨拶で、噂や曖昧な話はしないほうがいいという話をしたんですけども、これもちよつと聞いてみたいところなんですけれども、市長がこの要望に応じないというのは、その馬毛島小・中学校跡地の売却するときの値段を上げるための交渉の一つじゃないかという、ためにわざと遅らせたりとかしてるんじゃないかという話を聞いたりするんですよ。これは噂かどうか分かんないので、もう市長に直接聞いてみて、そういう交渉の手段として、わざと要望に応じないのかどうか、その辺をお願いします。

○市長（八板俊輔君） あの小中学校跡地については、取引をするような、そういう段階ではないということをお申し上げたとおりですが、市民の皆さんの中にはですね、いろんな御意見があるかと思えます。それはまたそれで参考として承っておきたいと思えます。

○九番（濱島明人君） えっと、うん、じゃ、そういう考えはないということでも明言してもらっていいですか。例えば、高く売るための交渉の手段として遅らせているとか、そういうことははっきり答えてほしいんですけど。

○市長（八板俊輔君） そういうことでは、そういう考えは持っておりません。

○九番（濱島明人君） ありがとうございます。

それでは、そういう方たちにはそういう話をしときます。

次に、馬毛島小・中学校跡地の具体的な活用案、今の答弁で、これから考えていくという話もちよつとされてたと思いますけど、今のところ、具体的にあるかどうか、それをお願いいたします。

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

学校跡地など、その活用可能な資源を用いて、教育、観光面での具体的かつ実現可能な活用策の検討を行おうとしております。その方向性は既に定めているところでございます。

一方で、土地の大部分を国が取得しております。基地整備が可能かどうかの調査を実施していること、また本市の文化財調査などが進んでいない状況もあり、具現化には至っていないところであります。

したがって、まずは、馬毛島での体験活動や市史編さんに係る自然部会の現地調査、あるいは葉山王籠遺跡などの埋蔵文化財などの歴史的、文化的な調査を行うための拠点としての活用を計画し、実行しているところでございます。

○九番（濱島明人君） ちよつとよろしいですか。これ、防衛省による馬毛島基地での配置図ということで、去年十一月の説明会で頂いたものなんですけれども、多分、この辺が馬毛島小・中学校跡地だと認識しております。で、ここは飛行場支援施設等ということになっております。

ということは、ここに、支援施設というのは、管制塔や消防車庫、

庁舎、隊舎、倉庫、厚生施設等があると。造るといふことなんですけれども、多分、防衛省としては、この土地を取得しなくても、計画は違うところにこうしてできるんじゃないかという考えも、これは私の考えです。できると思いますけれども。

ここだけぼつんと土地があつたとしても、先ほどの活用はできるんでしょうか。ここまでたどり着くためには、一回一回、国やタス・トン・エアポート社の許可を得ないといけないと思いますけど、それに対しては、一回一回、許可を得ながら行って、ここで活用するという考えでよろしいでしょうか。

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

実際、馬毛島小・中学校の跡地、それから、葉山漁港がございませう。また、市道もございます。そういう中で、国が土地大半を取得したということでありませうけれども、いずれにしても、そういう中で、市の所有しているものがあります。

また、防衛省の計画についても、まだ計画段階、調査中というところでありますので、我々は、市の貴重な財産を有効に活用すべく、そのことを計画して実行しているわけです。

そういう中で、毎回、防衛省に対してですね、地権者に対して協力を要請しているということでもありますので、特に議員が御心配のところはですね、また今後必要かもしれませんが、今のところはやれる範囲でできていると、そういうふうと考えております。

○九番（濱島明人君） 分かりました、ええ。

まずは、この、この土地を売る売らない別としても、市民のためになるようなことをまず考えて活用していただければと思います。次の質問に移ります。農業次世代人材投資事業についてです。

十一月十四日の南日本新聞で、農林水産省は二〇二二年度に新規就農者支援策を一新すると掲載されました。

新たな支援策は、農機具、トラック等の初期投資の負担を減らすため、最大一千万円を一括支援し、また農業法人などへの助成期間を従来の最長二年から五年に延長すると。また、今まで国が全額負担していましたが、新たな支援策では、国と地方自治体が折半するということです。しかし、JAや全国知事会は、国の全額負担の継続を求めているということがあります。

質問です。西之表市において、農業次世代人材投資事業を利用した人数を教えてください。

「農林水産課長 岩下栄一君」

○農林水産課長（岩下栄一君） お答えいたします。

農業次世代人材投資事業は、平成二十四年度より、国が次世代を担う農業者となることを志向する四十九歳以下の者に対し、就農準備や経営開始時の早期の経営確立を支援する資金を交付する事業でございます。

事業のメニューにつきましては、就農に向けて必要な技術等を習得するために研修を受ける者に対し資金を交付する準備型と、独立・自営就農する認定新規就農者に対し資金を交付する経営開始型

の二種類がございます。

利用した人数についてでございますけれども、準備型につきましては県が窓口となっており、これまでの交付者数は十七名、本市農林水産課が窓口となり業務を担当する経営開始型につきましては、交付者数は四十九名でございます。

なお、本年度新規交付者数は二名となっております。以上です。

○九番（濱島明人君） ありがとうございます。

この事業を利用した人で、現在、農業に従事している人、人数、またその親元就農者、親元就農者というのは、親が農業をして、それを継いだ方ということになると思うんですけど、その人数をお願いいたします。

○農林水産課長（岩下栄一君） お答えいたします。

農業次世代人材投資事業を活用して、現在、営農を継続されている方は四十一名、うち親元就農は十八名となっております。

以上です。

○九番（濱島明人君） それでは、次の質問に移ります。農林水産課は、この事業利用した農業で、辞めた方もいると思います。その辞めた方、または交付を停止したり、またはこれ、返還をするというのもあるということですが、そういう方は何人いるか教えてください。

○農林水産課長（岩下栄一君） お答えいたします。

質問の順序と答弁が前後いたしますが、まず、交付停止や返還を請求された人についてでございます。市としましては、農業次世代人材投資事業を活用されている方に対し、JA、熊毛支庁等、関係機関などで構成されたサポートチームによる巡回指導、経営指導を定期的に行い、適切な経営を行っているか、交付期間と同期間以上の営農をしているかどうかの評価を行っております。この評価にて、これまで交付停止となった方は二名、交付金を返還された方は一名となっております。

また、事業を活用された方の中で、残念ながら離農された方は八名でございます。離農の理由につきましては、農業で生計が成り立たない、また家庭の事情により離島などが主な内容となっております。

以上です。

○九番（濱島明人君） まあ、家庭の事情とかそういうのはしょうがない部分もあるかと思うんですけども、農業で経営が成り立たないという方が八名いたということですけども、この人たちに対しては、まず辞めたいという話をされてくると思うんですけど、その中で、例えば農林水産課等、何かそのアドバイス等、何か手だてを一回してみたかどうかというのはどうでしょうか。

○農林水産課長（岩下栄一君） 交付を受けた方で、その後の経営とかそういうことで御相談される場合は、こちらの市の担当の者で相談に応じて、その状況に応じてアドバイスをを行う等の指導を行

っているところでございます。

○九番（濱島明人君） ちょっと前後するかと思うんですけども、例えば、親元就農者で辞めた方はいらっしゃいますか。そこまでは把握してなかったですかね。ちょっと通告してなかったのであれば、もし分かればお願いします。

○農林水産課長（岩下栄一君） ちょっと正確な数字は把握しておりませんが、親元での就農を目指して、途中で農業を断念されたという方はいるとは伺っております。

○九番（濱島明人君） それでは、次の質問です。この事業を含め、市として新規就農者を増やすための取組、この事業以外ですね、何か独自のものがあるかどうか教えてください。

○農林水産課長（岩下栄一君） お答えいたします。

次世代を担う農家の支援として、この事業のほかに、新規就農定着促進事業による機械・施設整備に係る経費の助成や、新規就農者就農資金利子補給などを行っております。

先ほどの農業次世代人材投資事業を活用した方の中には、さとうきび作で農地中間管理事業を活用し、確実に規模拡大を行っている方、移住者で、園芸作において高反収の実績がある方、また両親とは違う品目にチャレンジし、目標を大幅にクリアしている方などがございます。

今後、関係機関で構成されたサポートチームによる巡回指導、経営指導のさらなる充実を図り、新規就農者数の増加につながり、

農業で生計が立てられるよう、支援を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○九番（濱島明人君） 分かりました。

さつき、熊毛支庁とか農協さん、また農林水産課の人たちがアドバイスもするという事ですけれども、現役の農業者からのアドバイスとか授業とか、そういうのはあったりはするんですかね。

○農林水産課長（岩下栄一君） このサポートチームの構成でございませけれども、先ほど申し上げました県の熊毛支庁の農政普及課、それからJAのほかに、指導農業者といたしまして、園芸や甘しょ、それからお茶、花卉類の実際に農業をやっている方々の指導というのでもできるような体制をつくっておりますので、そういった形で今後も進めてまいりたいと考えております。

○九番（濱島明人君） ありがとうございます。

それでは、次の質問に移ります。市営若宮団地についてであります。

写真、いいですか。一の落下防止柵の安全確認を行っているかという事なんですか。ちょっと分かりづらいですかね。ここか。ここ、一本、落下防止の柵が落ちています。で、この方は、一回落ちて、まあ、すぐ直してもらったということですけど、またいつ落ちるか分かんないということ、これ、ネットをして、自分たちで自己防衛というか、してます。何か小さいお子さんがまだい

るといふことで、危ないということをしてるといふ話であります。落下防止の安全確認等は行っているんでしょうか、お願いします。

〔建設課長 上妻敏男君〕

○建設課長（上妻敏男君） 御説明いたします。

落下防止柵につきましては、入居前と退去後に確認を行っており、入居者からの情報を得た際にも安全確認を行っております。

若宮団地の全ての棟で、落下防止柵の腐食が進んでいる状況が見られます。特に三号棟の腐食が進行しております、部分的な補強を行っている状況でございます。

以上です。

○九番（濱島明人君） ありがとうございます。

結構上の階の人たちは、本当危ない部分があると思いますので、その辺はお願いいたします。

次です。三、四階は、水圧不足のためシャワーの使用ができないとか、風が強い、これからの季節、北西風が強いときですけど、ボイラーの火が消えやすく、使えないという話を聞きます。このことを建設課として把握しているかどうかなんですけど、よろしく願いします。

○建設課長（上妻敏男君） ボイラーの火が消えるということにつきましては、風呂釜が消えやすいということでの改善の要望は聞いておりません。

今回の御質問を受けまして一部の入居者に確認しましたら、風呂釜の火が消えることがあるとのことでした。それで、プロパンガスの供給者へ問合せをしましたところ、強風時は排気ダクトから風が吹き込んで種火を消すことがあるということ、また設置している器具の状態にもよるとのことでした。

以上です。

○九番（濱島明人君） じゃあ、把握はしてるということですけど、分かりました。

じゃあ、次の質問です。入居時、浴槽を持参するということが入居の条件になっているということをお願いしたんですけども、私もよそに、都会にいた頃は十二、三回引越をしましたけど、浴槽を持って入居するということは聞いたことなかったんですけども、これは入居の条件なんですかね。お願いします。

○建設課長（上妻敏男君） 御説明いたします。

若宮団地は昭和五十二年から五十四年度に建設されたもので、当時の仕様として、浴槽と風呂釜は設置されておりません。その分、住宅使用料を安く設定しております。入居希望者には事前に説明を行っております。

なお、前の入居者が設置したもので、引き続き利用可能のものにつきましては、譲渡を受けて使用される場合がございます。

以上です。

○九番（濱島明人君） 分かりました。

それでは、今質問した二番、三番についての対応策、ダブる部分もあると思うんですけど、ボイラーの件、シャワーの件の対応策をお願いいたします。

○建設課長（上妻敏男君） 御説明いたします。

水圧不足につきましては、若宮団地が高架水槽からの供給をしておりますので、低層階に比べますと、三、四階の部分がやや水圧は弱くなります。

これに対する解消としましては、給水方法を変更する必要があると思います。また、給湯施設につきましては、住宅設備として改修することが考えられます。

若宮団地の長寿命化対策では、建物の外壁補修と防水対策を予定しておりますので、これに併せて改修することも考えられますが、まずはガス供給会社と各棟の風呂釜の状態を確認し、入居者と相談の上、対応策を検討したいと思います。

以上です。

○九番（濱島明人君） ありがとうございます。何とか対応して、住みやすい団地にしたいだけだと思います。

次です。団地での火災発生時の対応をどのように考えているか、お願いいたします。

○建設課長（上妻敏男君） 御説明いたします。

火災発生時の対応につきましては、住宅設備としましては、各戸に火災報知機を設置し、各階の踊り場に消火器を設置しております。

緊急避難用のはしごは各棟の両端に設置しておりますが、高齢者や身体に不自由がある方にとっては危険を伴うものと思われます。そこで、緊急用避難はしごについて消防に相談しましたら、避難する際は、ベランダの隔壁を壊して横移動し、身の安全を守るのがよいとのことでした。

火災が発生した際は、各個人の判断で行動していただく必要がありますので、避難の仕方を周知するためにチラシを配付するとともに、消防の協力をいただいて、初期消火や避難訓練の実施等についても検討してまいります。

以上です。

○九番（濱島明人君） ありがとうございます。

そうですね、この団地はちよつと階段も急ですので、あと住民が、そうやって周知していただければ、どうすればいいかというの分かれば安心すると思いますので、その辺の徹底を何とぞよろしく願います。

それでは、次の質問に移ります。古田校区豊受神社周辺整備についてです。

十月十五日と十一月六日、地域支援課の企画で、古田校区で、おいてワークショップが開催されました。このワークショップは国上・安城・立山校区でも開催され、今回の「市政の窓」にも掲載されていきましたけれども、このワークショップを行う前にアンケートで校区民の声を聞いて、その校区の課題や、こうありたい、古田校

区はこうありたいという未来の姿を見える化した上で開催されました。

年代でいうと、一番若い方は二十歳から、最高齢が九十三歳の方までが参加し、約三十名が参加されました。

多くの意見、活発な意見が出され、解決策を考えました。やはり一番の問題点は、人口減少をどう食い止めるかということでした。次に多かったのが、今回、コロナの影響もあつたと思うんですけども、住民同士のつながり、支え合いの力が希薄になっているのではないかと意識しました。来年こそは行事や祭りができて、そういう交流等が深められればということを願います。

そのような話、問題点の解決策の足がかりとして、神社周辺の整備をしていただいて、交流とかができればいいかなと思っております。

三月の一般質問でも、私もこの神社のことに関して質問したんですけれども、政教分離の観点から予算は組めないという回答をいただきましたが、今回に関してはちよつと違います。

豊受神社参道横の畑地を、古田校区の役員が地権者と話して、古田校区が借りることができました。地権者の方としては、市民や校区民のためになるのであればと、整備してもらえればということ、温かい心で貸していただけるということでした。

校区としては、ハエや砂利等を敷いて簡易的な整備は行うということですが、市として、駐車場整備や仮設トイレ設置などの予算を

組むかどうかをお聞きしたいと思います。お願いいたします。

「地域支援課長 松元明和君」

○地域支援課長（松元明和君） お答えいたします。

畑地に対する駐車場整備や仮設トイレ設置につきましては、農地転用手続、事業主体、事業目的によるかはありますが、どのような施設を設置するか、設置後の管理はどうするのかなど、具体的な内容が決定した場合、コミュニティ基盤の整備として、地域課題解決チャレンジ交付金を検討することは可能だと思われま

す。この事業は、校区や自治会等、地域自らが自主的に取り組む事業に対して補助率三分の二で実施しますが、特にコミュニティ基盤の整備については、補助額百万円を上限としております。

この事業以外にも、地域住民の福祉の向上を目的とし、組織が自主的に実施する事業に対し支援をしますが、様々な課題の検討、事業を円滑に進める上でも、事前に担当部署に相談していただければと思います。

また、今回の事業に関しましては、具体的な検討もですが、農地転用に関する相談を事前に行っていただく必要があるかと思われま

す。

以上です。

○九番（濱島明人君） ありがとうございます。
次の質問に移ります。古田校区では、駐車場がもし整備できたと

川脇川下流にある水力発電所跡地までのウォーキングコースや神社前の田浦地区で使用されていない田畑を利用した親子家庭菜園などできないかということを探索しております。様々な面で市の協力を得ることができるかということですが、ちょっとすみません、写真を忘れてました。ごめんなさい。

ちょっと私の撮り方がうまくないかもしれませんが、一応、この土地ですね。結構、駐車場、五十台、車、できるんじゃないかというぐらい。これは、ちょっと逆光ですみません。この下、参道があつて、参道というか、こちです、この土地です。すみません。

じゃあ、質問の答え、お願いいたします。

「経済観光課長 高石心平君」

○経済観光課長（高石心平君） お答えいたします。

これまで、古田校区の皆様には、地域の資源を活用した河津桜の花見イベントであるとか、獅子舞の保存継承など、地域の魅力の向上に御尽力いただいております、大変感謝申し上げます。

議員の御質問の内容につきましても、魅力的な地域の資源であると思えます。どのような形で御協力が可能であるか、地域の皆さんや関係課の意見も聞きながら検討したいと思います。

以上です。

○農林水産課長（岩下栄一君） 後段部分の使用されていない田畑の利用について、二つの面からお答えをさせていただきます。

まず、農地の面から申し上げますと、本来、農業を営むためのものだと思いますので、農地法に関係してくるかと思われます。これに関しては、特定農地貸付けに関する特例もありますので、校区がどのように運用されるかも含めまして、御検討の上、相談いただければと思います。

次に、農業の有する多面的機能の維持、発揮の面についてでございますが、地域ぐるみの共同活動により農地等を保全する場合には、多面的機能支交付金の交付対象となります。現在、本市では二十四の組織があり、うち古田校区にも一組織が活動を行っております。この中で、遊休農地の利活用、地域住民等との交流、植栽等の景観形成活動もできますので、こうした組織との連携というのも一つの方法ではないかと考えております。

以上です。

○九番（濱島明人君） ありがとうございます。

先ほど経済観光課長からありましたように、古田校区には河津桜があります。この整地ができれば、ここを起点に、先ほどはウォーキングコースと畑の家庭菜園と話がありましたけど、よく見えていくと、河津桜のところに関しても半径五百メートル以内のところにありますし、また山桜やソメイヨシノの公園もあります。で、五月、六月になってくると、蛍がかなりこの田浦地区では、最近、多く舞うようになってまして、多くの方がよく古田校区にいらっしやっております。で、十月になれば、この神社で、古田校区民楽しみにし

ている願成就があり、古田の獅子舞、棒踊り等もできますし、今回、議会だよりの表紙にもなりました古田の豊受神社の御神木である大きなイチヨウもきれいに黄色く色づきます。

いろいろな点から、ここができることによつて広がっていくかなと思っておりますので、最後、市長のほうから何か後押しの一言があれば助かるんですけど、どうでしょうか。

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

これまでも古田校区の皆様には地域の盛り上げについて大変努力をされております。今お話の出た河津桜ですとか、の花見や獅子舞など、たくさん他地域からの市民の訪れるイベントも開催されております。こうした地域を盛り上げる努力に対しては、本当に感謝を申し上げます。

御質問のこの畑地域に関しましては、すばらしい景観ですとか、昔ながらのたたずまいを残す魅力的な資源であると思えます。市としましても、地域の皆様の御協力を得ながら、今後、活用策をいろいろ協議しながらですね、知恵を拝借しながら検討してまいりたいと思えます。今後とも、地域の魅力づくりに御協力をよろしく願います。

以上です。

○九番（濱島明人君） ありがとうございます。ちよつと今日、いろいろと質問しましたが、最後にありがたい言葉をいただきました。何か心が通じたような気がしました。ありがとうございます。

それでは、質問を終わりたいと思います。

○議長（川村孝則君） 以上で濱島明人君の質問は終了いたしました。

ここで、暫時休憩をいたします。おおむね十一時二十五分頃より再開をいたします。

午前十一時十分休憩

午前十一時二十五分開議

○議長（川村孝則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

次は、遠藤建次郎君の発言を許可いたします。

「一一番 遠藤建次郎君登壇」

○一一番（遠藤建次郎君） 昨年から続いたコロナウイルス感染症もようやく一定の収まりを見せてきておりますが、この二年間で国内の経済は大打撃を受けました。

西之表市も例外ではなく、特に、市内の飲食店を営む事業者並びにそこで働く従業員の皆様方におかれましては、大変な時間を過ごされたとお察しいたします。また、ホテル、旅館などを営む事業者におかれましては、移動の制限などで、利用客の激減による影響は計り知れないものがあります。二年間、一回も結婚式なども行われず、その損害額などを考えると、多大な損害を被りました。

今後、政府は、経済回復のために、様々な支援政策に力を注ぐ方

向でございます。市においても、その国の様々な支援政策を十分に取り組み、経済の回復に全力で取り組まなければなりません。もちろん市独自の取組も求められるところでもあります。

また、農林水産業においては、漁業では、モジヤコ・キビナゴ漁などの不漁が続く、不漁対策と支援金の検討が急務となっております。

農業では、子牛の取引価格も高値で推移しており、活気があふれております。一方、さつまいも生産者においては、農業版パンデミックとも言えるさつまいも基腐病により、昨年以上の被害の拡大で、大変な被害を受けた年でもありました。国、市からの昨年以上の支援と施策を講じていただき、さつまいも生産者を助けていただかなければなりません。安納いもの聖地、種子島、西之表市を守っていかねばなりません。

そこで、まず初めに、通告書に従い、一のさつまいも基腐病関連について質問させていただきます。

（一）の質問でございます。現在の被害状況について伺います。

以下の質問は、質問者席から質問させていただきます。

「農林水産課長 岩下栄一君」

○農林水産課長（岩下栄一君） お答えいたします。

さつまいも基腐病の被害状況については、防除支援員二名体制により、毎日圃場を巡回する中で把握をしております。

十月三十日現在、地上部から見た被害は、圃場ごとで異なります。

が、市内全域に及んでおります。

なお、被害の程度ですが、青果用、でん粉原料用とを併せまして、地上部の四〇％以上に被害が確認されている圃場が全体の約二割、四〇％未満が約八割となっております。

以上です。

○一番（遠藤建次郎君） ただいま説明を受けたところではございますが、私の見る限りでは、それ以上の被害が出ているのではないかと。最終的な報告を待っての被害状況が明らかになると思うところではございますが、それでは、二の質問に移ります。

令和元年度、令和二年度、令和三年度を比較して、その減収量と減収金額は幾らが見込まれるか説明を求めます。

○農林水産課長（岩下栄一君） お答えいたします。

本年度につきましては、現在、収穫中でありますので、このため、生産量につきましては、坪掘り調査及びこれまでの出荷状況を基に、生産額については、昨年度の平均単価を参考に推測した数値でお答えさせていただきます。

まず、生産量につきましては、令和元年度実績の一万四千七百一トンに対し、令和二年度実績が四三％、六千三百三十五トンの減、令和三年度は、前年度の令和二年度に比べ、さらに四％、三百二十六トンの減を見込んでおります。

次に、生産額につきましては、令和元年度実績の十三億八千九百七十一万円に対し、令和二年度実績が四八％、六億六千九百四十七

万円の減、令和三年度は、前年の令和二年度に比べ、さらに一七％、約一億二千万円の減を見込んでおります。

令和三年度は、反収において、青果用で昨年度よりやや厳しいものの、でん粉用では昨年度より増加する見込みでございます。しかしながら、作付面積が前年度よりも約二割ほど減少しているために、生産量、生産額とも減少する見込みでございます。

以上です。

○一番（遠藤建次郎君） 令和元年度と比べますと、現在で令和三年度が五五％、ですから約半分の収量となると答えられております。

そのような中で、今後の生産のためにもという思いで、三番の質問でございます。島内外数か所で行われた、圃場実験が行われておりますが、その結果がどうかであったか説明を求めます。

○農林水産課長（岩下栄一君） お答えいたします。

さつまいも基腐病に係る圃場実験につきましては、熊毛地区さつまいも基腐病対策プロジェクトチームにおいて、種子島で十件、屋久島で五件、合計十五件の試験圃場を設置し、耐病性品種の栽培実証、さとうきびなど他作物の跡地における輪作栽培実証、収穫期の前進化による被害軽減実証など、様々な試験を行っております。実証結果につきましては、現在、分析及び検証中でございますので、検証終了後に公表される予定でございます。

今後、この実証試験の結果を踏まえ、生産者団体、関係機関と連

携し、次年度産の新たな対策について検討を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○ 一番（遠藤建次郎君） ただいまの御説明のとおり、違う環境での実験が多数行われておるようではございますが、うまくいっている圃場もあるでしょうし、まあ、そうでない圃場もあると思えますから、実験の結果が出た折には、生産者等に素早く周知徹底を、説明をよろしくお願いいたします。

次に、四の質問でございます。次年度に向けた対策があるか、また新しく登録される見込みの薬品等はあるか説明を求めます。

○ 農林水産課長（岩下栄一君） お答えいたします。

次年度対策についてですが、これまで国が示した基本的な対策を一つ一つ徹底していただき、畑に菌を持ち込まない、残さない、増やさない取組を粘り強く実施することが重要となります。

その上で、でん粉原料用につきましては、耐病性が比較的高い品種への移行により、収量の確保を推進してまいります。

また、青果用安納いもにつきましては、早期植付け、早期収穫の推奨のほか、長つるを改善した新たなバイオ苗が次期作用に供給されておられ、推移を注視してまいりたいと考えております。

併せて、国や県の研究機関等による実証試験の成果によっては、新たな防除対策が示される可能性もあります。

本市としましても、防除支援員の巡回指導を充実し、生産者のさ

らなる防除意識及び防除技術の向上を図り、被害軽減に向けて取り組んでまいります。

なお、新しく登録される農薬につきましては、登録時期は未定でございますが、令和四年度産の使用に間に合うよう、登録に向けた手続を進めているとの情報を農林水産省から伺っているところであります。

以上です。

○ 一番（遠藤建次郎君） ただいま説明がありましたバイオ苗の新しい更新ではございますが、それは安納紅の苗のことだと思えますが、安納黄金についての苗の更新の予定はありますかとお答えください。できますかね。

○ 農林水産課長（岩下栄一君） 現在のところ、その点については把握しておりませんが、全般的に様々な形で、基腐病対策の苗の部分についても、今、検討がなされていると思えます。

以上です。

○ 一番（遠藤建次郎君） 次の五の質問でございます。次期作への支援策、支援金はあるかとの質問でございますが、説明をお願いいたします。

○ 農林水産課長（岩下栄一君） お答えいたします。

本市としましては、現在の状況を分析しながら、次期作に向け、農家の皆様が継続的に栽培していただくための支援について検討を進めております。

また、十一月十六日は、一市三町を代表し、国に対して生産農家の窮状を伝え、支援をいただくために、地元生産農家の代表と共に農林水産省への要望活動に行つてまいりました。

その際、農林水産省からの情報としましては、本年度の国の補正予算において、様々な支援策を盛り込むよう検討しているとの話を伺いました。

その内容につきましては、継続栽培に関する支援、健全な苗作りの体制整備、交換耕作の支援、種芋を一定の条件で加温、加湿して、効果的に殺菌を行うことができる蒸熱処理装置の整備に対する支援などでありました。また、新しい耐病性品種の登録についても進めているとのことでした。

このような国の支援策の状況を見ながら、市としましては、安心してさつまいも栽培ができるよう、防除技術も含めまして、効果的な支援を検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○ 一番（遠藤建次郎君） 前回の一般質問の中でも説明を受けましたが、その折は、令和三年度は前年度と比べると約七十町歩余りの生産者が減りましたが、来年度は、本年度の被害状況から考えますと、さらにさつまいも生産農家が激減するのではないかと思われませんが、その点について市長の見解を求めます。

〔市長 八板俊輔君〕

○ 市長（八板俊輔君） 通告にはございませんでしたけれども、私

の把握している範囲内であれすけれども、作付の面積の減少、それから議員おっしゃいますように、作付される農家の方がですね、もう辞めたいとかですね、あるいは減らしたいと、そういうふうに思つておられるということはですね、圃場を回ったりする中で聞いております。その数値についてはまだ把握しておりませんが、それを把握に努めながらですね、次期作に向けてですね、きちんと意欲を持つてやっていただくようなことをですね、考えなくてはならないと、そういうふうにご考えているところがあります。

○ 一番（遠藤建次郎君） 市長は、常々、一次産業の振興と述べられており、芋、さつまいも、きびに関しては島の基幹産業だということをお述べしておられます。

先ほどの課長の答弁の中では、次期作に対する支援策とかの話がございましたが、昨年度で申し上げれば、一畝当たり二千円から三千円ということでありました。

そのような中で、昨年度産につきましては、市長は、十二月でしたかね、一月でしたかね、国に準じて、ちょうど選挙前でございますが、支援金を、国に準じた支援金を出していただき、非常に生産者は肥料のお金の入金等で非常に助かったという経緯もございましたが、本年度は、市長、その、国が支援が出たら、準じた支援金をとこう考えはございますか、説明を求めます。

○ 市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

さつまいもの生産農家の皆さんが大変御苦労なさっていることは、

圃場を回りましたり、あるいは直接、いろんなところでお声を伺ったりしております。

昨年度は、議員御指摘のようですね、秋口以降、急激な被害の拡大によりまして、窮状に陥った方が多うございました。そういった中で、市からも経済的な支援を急遽実施させていただいたところでもあります。

今年度も、昨年同様、厳しい状況となっております。ただ、この一年で少しずつ、対策なり打つ手も少しずつ出てきていると思います。農家の皆さんが安心してさつまいも作りを継続していただけるよう、そうした諸情勢も見ながら、具体的な支援策については考えていきたいと思っております。本日の時点で、支援金を出すというところまでは決定はしておらないところでございます。

○ 一番（遠藤建次郎君） 今後、ぜひ昨年度並みの支援をいただき、生産者農家を守っていただきたいと思っております。市長、ぜひよろしくお願いいたします。

それでは、次の質問に入ります。大きなくりの二の自衛隊馬毛島基地関連についてでございます。

まず、一の現時点での計画の進捗状況についてどう考えるか、市長の見解を求めます。

○ 市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

馬毛島の進捗状況ということでございますが、総じて申し上げますと、地元の理解が得られないままに防衛省の計画が進められているとい

う印象を持っております。これまでも各所で申し上げておりますが、まだ基地建設が決定されていないとの認識でございます。

その理由としましては、本年四月十二日に防衛省へ訪問した際、馬毛島が引き続き米軍空母艦載機着陸訓練の候補地であり、造りた意という意思は方針として打ち出されているものの、馬毛島への基地整備はまだ決定されたものではないということを確認しております。

また、今月、防衛省におきまして地方協力局長と面会した折にも、その旨を確認したところでございます。

今回、環境アセスや海上ボーリング調査、詳細検討が終わらないうちに、仮設プラント設置の入札公告が実施されました。

昨年のも、衆議院予算委員会、調査及び土地取得前に設計業務をしていたことが判明し、工事実施に必要な図面作成等を行う詳細検討をストップさせた経緯もあります。

このように、防衛省の施設整備の進め方は、施設整備ありきだとは、ではないかと危惧をしております。まずは各種調査の結果を住民に丁寧に説明した後、施設整備の実施について住民の理解を得ることが必要だと考えております。

以上です。

○ 一番（遠藤建次郎君） ありがとうございます。

二の質問ですけど、ほぼほぼ今市長がお答えになったようなことになるかと思いますが、しかしながらですね、市長、二の質問です

けど、今市長が答弁されたように、港湾施設の配置案やアセス終了後に進められるコンクリート製造設備発注の入札の公告と、着々と計画は進んでいるように見えるのですが、この件については市長の見解を求めます。ほぼほぼさつきの説明と一緒になると思いますが、どうですか。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

市の対応については先ほど申し述べたとおりでありますけれども、鹿児島県においても、仮設プラントの設置にしましては、入札公告前にアセス結果など住民の判断材料が示されるべきで、了承かねるといふふうに伝えておられます。住民を置き去りにした進め方に対しましては、危惧の念を抱いているところであります。

○一 一 番（遠藤建次郎君） それでは、三の質問に入らせていただきます。国のほうは令和四年度予算で再編交付金が予算化される見込みですが、この予算化について市長の見解を求めます。

○市長（八板俊輔君） 再編交付金についてのお尋ねでございます。

再編交付金が予算化されるかどうかは分かりませんが、施設設備が決定しない中での予算化には違和感を覚えるところでございます。ただし、一方で、行政としての責任を果たす上で、再編交付金の仕組みや運用等について詳しく研究する必要がありますが、事務的には勉強会を実施しているところでございます。

以上です。

○一 一 番（遠藤建次郎君） 今の勉強会についてですが、それは庁

舎内での勉強会なのか、それとも国のほうに出向いて再編交付金についての説明を受けましたか、どちらですか。

「企画課長 森 真樹君」

○企画課長（森 真樹君） お答えいたします。

防衛省のほうに依頼をいたしまして、市役所の庁舎内のほうで勉強会をこれまで二度ほど実施をしております。

○一 一 番（遠藤建次郎君） 説明を受けているということで、それでは、次の四の質問に入らせていただきます。

再編交付金による他地域での活用を広報誌などで広く市民に伝えることができるかと私自身は思っておりますが、その考えはないのか、市長の説明を求めます。

○市長（八板俊輔君） 基地の整備にしましては、まだ調査の段階であります。また、基地ができなければ、再編交付金は交付されません。したがって、現時点では、広報する段階にはないと考えております。

以上です。

○一 一 番（遠藤建次郎君） 確かに交付金額の金額等も提示されているわけではございませんが、前回の一般質問の中でも伺いましたが、金額の提示はなくても、そのほかの市町村などの、ああ、再編交付金の質問を伺ったところ、所管の方からは、ほかの市町村のホームページの中で見られるとの説明をいただきましたが、しかしながら、市全体の割合で見ますと、ネットで検索する人の割合はまだ

まだ少ない現状であることから、賛成、反対を問わず、広く市民に伝える義務はあるのではないかと私は考えております。ぜひ正しい情報を市民の皆様にご説明していただき、その中で、正しい判断を市民の方々にしていただければと私は思っております。

次に、五の質問に入ります。隊員官舎がほかの町に決まった場合の西之表市の経済損失について、いかほどなものかを市長の説明を求めます。

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

隊員宿舎に関する御質問ですが、仮定の質問に対する答弁は慎重にやるべきだと考えますけれども、隊員官舎が他の町に設置された場合の経済的な影響については、隊員やその家族の生活、経済活動の形態によって変わると思います。簡単に言えば、人口が増加すれば、その場所での消費が見込まれ、経済活動が活発化されます。人口が減少した場合には、増加した場合の反対の作用が起こることが考えられます。

ただ、これまでも申し上げてきましたように、本市においては、これまでまちづくりの方針としまして、基地経済に頼った形での振興策は掲げていません。基地設置に係る弊害も想定されるところであります。

議員御案内の隊員官舎による人口増による経済効果を否定するつもりはありません。一方で、宿舎を望まない声もあるわけで、総合的に判断する必要があると、そういうふうにご考えております。

以上です。

○一番（遠藤建次郎君） 隊員数はおおむね百五十名から二百名程度が想定されておりますが、家族構成は様々なパターンが考えられますが、仮に夫婦と子ども一人の三人家族と仮定すると、少なくとも約三百から六百名程度の隊員及び家族が入島が見込まれます。

そこで発生する電気代、ガス代、水道代、食材費、またたばこ税、そのほかの様々な税の増収、交通の利便性から車が必要となることから、仮に一軒に一台車があるとしますと、ガソリンスタンドの利用客の増加と、またさらには週末には飲食店の利用客の増加など、経済効果は計り知れません。

また、大字地域への学校へ就学していただける子どもがいれば、複式学級の解消にもつながるかもしれません。

隊員のほかの地域での活動に目を向けてみますと、奉仕作業や地域行事への参加等、地域の活性化にも非常に役立っているとの事例もございます。

再編交付金もさることながら、こういったことが西之表市の経済の活性化、大字地域の活性化につながっていくと私は考えておりますが、市長の見解はいかがでしょうか。

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

隊員の、及びその家族が来た場合の経済効果というものについて、あるいはそのほかの地域への効果ということですね、否定するつもりはございません。私自身も、例えば百五十人ないし二百人の隊

員がどの程度家族を帯同するのかということをお尋ねしたことがあります。防衛省の答えは、はっきり分からんというようなことではありません。

それにも増してですね、現在、どういう状況かという、基地本体を造るのか造らないのか、で、その造るための影響がどうなのかというところをですね、情報について防衛省にきちんと出していただきたいと、そういう本体のところのやり取りのところはまだ十分でございますので、そこをまずキャッチボールして、市民へそういう情報をですね、提供していかなくてはいけない、そういうふうと考えているところがあります。

○一番（遠藤建次郎君） 新しい今の議員になってから、三月からこれまでも、多数の議員の方が馬毛島問題の説明であったり基地に関する質問等されてきたわけでございますが、そのたびに市長も様々な答弁をされてきたわけでございます。

そのような中で、時間は刻々と過ぎ、馬毛島の対する見解も変わってきたことだと思いますが、最初の頃と比べて、基地の計画にまだ市長は理解と協力はできないかが最後の説明でございます。市長の見解をよろしく願っています。

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

現時点におきまして、防衛省から住民が納得する、できるような説明がなく、多くの疑問がある状況下におきましては、これまで申し上げていますように、防衛省の計画について同意できないとの

立場に変化はございません。

○一番（遠藤建次郎君） 今後、また様々な市民の御意見を拾い上げていただき、また市長にも様々な勉強をしていただき、またそれを市民に説明していただき、ぜひ理解と御協力をよろしくお願いいたします。

市長は、常々、島の宝の発掘、これらを守り、発展させていくと述べられておりますが、私も市長同様、種子島、西之表市が大好きです。

しかしながら、少子高齢化で人口減少は歯止めがかかりません。今後、島を守っていくであろう子ども、孫たちにこの島に残っていただくためには、この島が活気にあふれ、経済が潤った島でなければなりません。

そのための判断が今ですよ、市長。官舎の誘致、再編交付金の利活用による経済の活性化、今がそのときです。今後の西之表市の発展のために、市長、理解できる、この言葉を市長に求め、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（川村孝則君） 以上で遠藤建次郎君の質問は終了いたしました。

ここで、暫時休憩をいたします。おおむね十三時頃より再開いたします。

午前十一時五十七分休憩

午後一時開議

○議長（川村孝則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

次は、下川和博君の発言を許可いたします。

「一〇番 下川和博君登壇」

○一〇番（下川和博君） 皆さん、お疲れさまです。

一般質問をいたします。

本市の新型コロナウイルスの接種の状況についてですが、十二歳以上の二回接種完了者が九割を超えたということをお聞きをいたしました。接種に携わられた全ての皆様方に心からお礼を申し上げます。と思います。

今後、三回目の接種も予定をされております。今後とも御協力よろしくお願いを申し上げます。

また、新しい変異ウイルスの報告もなされておるようです。今後とも、マスクの着用、消毒等、個人でできる対策は、ぜひ今後ともやっていく必要があるのではないかなと考えます。

それでは、通告に従って質問をいたします。

まず、馬毛島問題についてでありますけれども、先ほどの同僚議員の質問と重複するところがございますけれども、御理解をいただきたいと思えます。

入札などは着々と進んでいるように思われるわけですけれども、市長が今回の所信表明の中で、「馬毛島における米軍空母艦載機離

着陸訓練施設と一体である自衛隊施設の整備は決定したわけではありません。現状はあくまでも施設整備が可能かどうか調査の段階だと受け止めております。少なくとも、防衛省においては、各種調査の結果を住民に丁寧の説明した後、施設整備の実施について住民の理解を得て進むべきです」と、所信表明の中で述べられております。質問に入りますが、市長の中では、今でも自衛隊の馬毛島基地整備については計画の段階なのかどうか、お答えをいただきたいと思えます。

以下については質問者席から質問いたします。

「市長 八板俊輔君」

○市長（八板俊輔君） 馬毛島の基地の整備の進捗についての状況についてのお尋ねでございます。

先ほどもお答えをいたしましたけれども、今年の四月十二日に防衛省に訪問した際に、馬毛島が引き続き米軍空母艦載機着陸訓練、いわゆるFCLPの候補地であり、造りたいと、防衛省が造りたいという意思は方針として打ち出されているものの、馬毛島への施設整備はまだ決定されたものではないと確認しております。

また、今月、地方協力局次長との面会の際にも、その旨を確認したところでございます。

したがって、馬毛島への施設整備はまだ決定されたものではなく、計画段階だと認識しております。

以上です。

○一〇番（下川和博君） まだ計画段階ということであるようでございます。見解の違いということもあるかと思えますけれども、私はもう着々と前に進んでいるんだらうなと思っております。

次ですね、二番目の質問になりますけれども、本市の財政状況は大変厳しいと思います。私は、この再編交付金であったりとか基地交付金等に頼って、西之表市のいろんな諸課題を解決していく一つの方法ではないかと思えます。

市長は、馬毛島の交付金については、頼らないと前から言っております。今日も先ほど申し上げました。であるならば、その対策を出してほしいということを今までも議会の一般質問の中で再三申し上げてきましたけれども、市長は今回の第六次長期振興計画後期基本計画で示すということで回答をいただいた経緯があります。

今回、その後期計画を作っている、今、その状況でありますけれども、今回の所信表明の中でも、来月には外部委員で構成される西之表市振興計画審議会から答申を受ける予定です。策定中の段階ですが、その特徴について以下述べておりますけれども、基地の交付金に頼らないということでありまして、その代わりにどのような対策をしていくつもりか、今後の将来の西之表市のためにですね。そのための基本を、具体的に説明をしていただきたいことと、その財源についても、しっかりとこの交付金に代わるような、あくまでも予定の金額を今いろいろ噂では出ておりますけれども、単に、単純に言っても、億単位の交付金が来ると思われておりますけれども、

そのような財源の確保というのをどういうふうにするのか、そこまですべて具体的な説明をいただきたいと思えます。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

本市の魅力や価値については、食料の生産供給地、そして低密度で穏やかな暮らしの場、多様な生態系を持つ自然環境、さらに種子島としての認知度の高さ、本土への時間的距離の短さなどが挙げられます。人口は減少しているものの、今ある価値を評価して、最適な生活空間を住民と共に創出していく必要があります。そうした中で、地域の資源を生かし、魅力ある仕事の創出と新しい人の流れをつくらなければなりません。

国と比較し本市が得意とする産業分野は、農業、林業、水産業の第一次産業であります。ただ、経営体は減少しており、新たな展開にチャレンジする転換期を迎えております。資源と人、技術を組み合わせて、小さくてもどこにも負けない、強い独自性のあるものを創出していきたくて考えております。それぞれの得意とする技能を生かして、足りない部分を外部人材が補うといった有機的結びつきにより組織力を強化し、地域の資源を磨き上げ、質の向上を図ることで稼ぐ力を備えていきたい。魅力ある仕事として働く場の拡大を目指していくこととでございます。

あくまでも例えですけども、安納いもですと、例えば、もう既に実施しておられるところもあります。原料のままキロ五百円を出荷するというのではなく、ペースト加工ですとかお菓子などの

製造を地元でやって、倍以上の付加価値をつけて出荷すると。そうした仕組みづくりというものに取り組んでいくことではありません。既に、営農組織なども農家が構築されております。そうしたところに、加工の専門家ですとか宣伝の専門家、販売の専門家など、不足する部分を補っていくということでもあります。

そのほかにもいろんな特産品があります、景勝地もあります。そうしたものを、独自性を発揮して、地域内の経済を循環させる仕組みを構築していきたい、それが地方創生というものであるということであろうかと思えます。

現在、様々なアイデアが挙がっております。国、県の補助、それから民間活力の導入も図りながら、市民の皆様と共に挑戦してまいりたい、そう考えております。

○一〇番（下川和博君） 今、話を聞いておまして、私、具体的に、できれば数字で示してほしいと思うんですよ。何をどうするか。これまで何回も対案はどうするんですかということ聞いてきましたけれども、六次の長期振興計画の中ですということでしたけど、今の説明では、全く具体的なこともないし、その財源の確保の後づけもないし、やっぱり私はそういうのは無責任だと思います、市民に。こっちでは、いろんな、ある程度の数字を出せるようなことがあるわけですよ、交付金というのは。最低でもそういう億単位のものが、やはりそれに見合ったようなものをもう少し出して、こっちがいいんじゃないでしょうかというぐらいの提案はできないも

のなんですか。今の説明を聞いてると、ただ言葉をだらだら出すばかりで、全く私には具体的には見えなかったんですが、もう一度お願いします。

○市長（八板俊輔君） 対案ということでございますけれども、交付金というのは、基地を造ることによって、そのデメリットというものがあります。それに対して出てくるものだと思います。じゃ、それがどういふものかということについてはまだ示されておりません。その前段階として、どういふマイナスのことがあるのかということを防衛省とやり合っているところでございます。

それと別に、本市としては、対案ということ待たずでもなく、この特異な、この種子島という地域資源を活用する方向をですね、潜在力がまだあります。伸び代があります。そこを見つけて出して、しっかりとみ上げていこうと。そうした経済基盤をつくっていかう、そういうことを申し上げているところであります。

○一〇番（下川和博君） 今のことを聞いたら、本当、市民もがっかりするんじゃないかなと思うんですけども。特に推進をしている方々は、やはりもう少ししっかりとした対案というのを出していただきたいなと思います。正直、私の判断の中では、代わりの案はないんだなというふうに言わせていただきたいと思います。

次に移ります。次は、馬毛島の利活用の予算、約四百万円についてなんですけれども、これについては令和二年度も計上されましたけれども、執行をされておりません。現在の令和三年度の予算の執

行の状況はどのようになっておられるでしょうか。

「企画課長 森 真樹君」

○企画課長（森 真樹君） お答えいたします。

議員お尋ねの馬毛島活用事業に係る予算の執行状況につきましては、馬毛島活用事業費から、予算額三百九十一万一千円のうち、消耗品費七万七千八百八十九円を支出してございます。

内容といたしましては、十一月の五日から十九日まで開催いたしました馬毛島企画展に使用したパネル代等となっております。

以上でございます。

○一〇番（下川和博君） 七万幾ら出ただけで、あと具体的には何もないということですね。

それであれば、まだ実際、馬毛島での動きはないようですね。でも、これまでに防衛省に対しまして、いつ頃、何回、どのような内容で、ぜひこの予算を執行するためにというふうな呼びかけをしたと思うんですけども、その中身を少しお願いたします。

○企画課長（森 真樹君） お答えいたします。

四月に三回、五月に四回、六月二回、七月二回、八月、九月は〇回です。コロナの関係です。十月四回、十一月二回、計十七回、防衛省のほうに要望してございます。

具体的内容につきましては、体験活動、あるいは市史編さん、文化財などの現地調査のほうを求めています。

回答につきましては、本年度になりまして、防衛省から、立入り

に際してはタストン・エアポート社からの同意書を添付するようにされたことから、その旨、求められている状況にございます。

タストン・エアポート社から、入島の条件といたしまして市道の廃止を求められておりまして、依然として入島について厳しい調整作業が求められている、そういった状況にございます。

○一〇番（下川和博君） ありがとうございます。

これについてはですね、今年の三月の本会議において、私ども、一般会計に反対をいたしました。その中身が、この三百九十一万一千円ですか、馬毛島活用の予算が入っていたからであります。

令和二年度も計上されて、令和三年度もいまだ実際の活用がないというような状態です。もしこの予算が最後まで活用できなかった場合、私は無駄な予算の計上だったと言わざるを得ないと思います。

また、本会議では、賛否六対六で、議長の判断でこの予算が通ったわけですけども、私は非常に強引に計上された予算だったと考えております。

執行残となった場合に、市長はどのような責任を取ろうと考えておられますか。

○市長（八板俊輔君） 予算に関する御質問であります。

本件に係る予算に関しましては、貴議会の慎重審議の結果、議決されたものと認識しております。引き続き、事業実施に向けて努力してまいりたいと思っております。

○一〇番（下川和博君） 結果責任というのはまだ言えないという

ことですか。執行されなかった場合についての責任は、どう取ろうかということは考えていないということですか、今のところ。私はその質問をしたところです。

○市長（八板俊輔君） 責任を持って、引き続き事業実施に向けて取り組んでまいります。

以上です。

○一〇番（下川和博君） 三回目。もう一回。

まだ先のことですから、そのときには、三月の議会で、もし本当にこれが全額というか、今使われた以外の、根本の予算がまた返還をされる可能性が出てくるわけですよね。まあ、可能性の話やから、言わないっちゃうこともあるかもしれませんが、もしそのようになった場合はどうするかということです。

○市長（八板俊輔君） 今ほど申し上げたとおりであります。

○一〇番（下川和博君） 本市の財政状況は、先ほど述べましたけれども、大変厳しい状況であると思います。約四百万円という予算、全体から見れば少ないかもしれませんが、これが二年続けてもし執行されないとすると八百万円になりますけれども、四百万円でもできる、ほかにもいろんな事業が、政策があるのかと思います。やはりこの予算が無駄にならないように、また予算を計上する場合は、そういうふうな使われる見込みがないような予算を強引に計上しないように、今後とも十分注意をさせていただきたい。よろしく申し上げます。

次に、四番目ですが、先ほど課長のほうからありましたが、市道認定されている馬毛島一号・二号・三号道路について質問いたします。

市道一号・二号・三号については、前回の質問の中で、固定資産的な市有地では、の財産ではないけれども、道路台帳法による維持管理をするための財産であるというふうな説明だったと思いますが、これで間違いないのか。であれば、土地の所有者から市道認定を取り消すように求められております。市としては、取り消すつもりはないのか、課長の説明から、その後、市長にお願いします。あ、課長は、この認識でいいのかどうか。

○企画課長（森 真樹君） お答えいたします。

市道につきましては、道路法に基づき認定をしている道路でございます。そこについては間違いございません。で、道路法上、維持管理の責務があると捉えてございます。

○一〇番（下川和博君） 市長。

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

今課長もお答えしましたけれども、市道の廃止ということに関連してのございます。道路法に基づいて認定をしておりますので、道路法上、市として維持管理の責務がある財産であるということ、それから市の保有する学校跡地ですとか、あるいは個人の市民の所有地もございます。そういうことから、廃止できる段階にはないというふうを考えております。

以上です。

○一〇番（下川和博君） 先ほど課長のほうからありましたけれども、立ち入る場合は、それこそ所有者の同意を得ないと立ち入れないというふうなことがありました。

で、（イ）の質問ですが、住民の方が無断で立ち入ってトラブル等があった場合は、市はどのような対応をされるのか。例えば、看板を設置したり、いろんな広報等を行うなど、そういうこともしていかなくちやならんと思うんですけども、やはりあくまでも所有者はタストン・エアポート社であると思いますんで、その場合、どのような市は対応をするか、お願いします。

○市長（八板俊輔君） 市道についてのお尋ねであります。市道について、これまでも民間人等の立入りに際して現地でトラブルが起きた例を事後に確認しております。当事者間で、警察に通報するなどの対応がなされているようです。本市は特段の対応はしておりません。

ただ、入島に係る本市の見解を申し上げますと、馬毛島には市道が敷設されており、国の許可を得るまでもなく、市の当然の権利として、市道を通行して、通過して市有地、西之表市の市有地ですね、それから私有地に行くことは可能と判断しております。

しかしながら、防衛省側が、国有地に立ち入る際は立入申請を必要としております。

そうしたことから、本市としましては、立入申請をするまでもな

いと判断しているものの、無用なトラブルを回避するために、やむを得ず、防衛省の意向に沿って入島申請をしているわけでありまして。仮に本市が防衛省の許可がなく入島し、活動した場合、市民の方々も本市に做って入島することが想定されます。そしてトラブルに発展する可能性も否めませんので、住民の方々も十分配慮をさせていただきたいと、そういうふうに思っております。

以上です。

○一〇番（下川和博君） 今、市長は、国有地に入る場合は、特に国の許可は要らないんだというふうなことであったけれども、それでも立入申請をやっている。国有地の場合はそういう話ですけれども、この民間の所有地についてはどのように考えているんですか。

○市長（八板俊輔君） 市道についてのお尋ねであります。市道については、今申し上げたように、底地の所有者にかかわらず、通行のすることはできると考えております。ただ、所有権が今現状のようになっておりますので、それぞれの地権者から、考えがございます。そういう中で、トラブルを避けるということから、現状のような方法を取っているということでもあります。

○一〇番（下川和博君） トラブルを避けるから許可を取っているということですよ。だけど、通る権利はあるんだと。届出も何もしなくて通ってもいいんだということですよ。そういう認識ですよ。だけど、向こうは、通っちゃいかんと、無断で入っちゃいかんと。一回一回申請を出していると。そこはお互いに意見

が違いますよね。どっちが正しいんですか。どっちも正しいんですか。どうぞ。

○企画課長（森 真樹君） お答えいたします。

それぞれ、馬毛島につきましては、特に市道の部分につきましては、市それからタストン・エアポート社、それから防衛省と、それぞれ権利主張することがございます。そういったこともございまして、先般、三者で現場視察等も行った経緯がございます。その協議につきましては今後も引き続き行っていく必要があるかと思えます。それぞれ今の段階では主張が異なっている、そういう状況にあらうかと考えております。

○一〇番（下川和博君） これ、主張が異なっていた場合は、最終的には、何かやっぱり法的な判断をもらうとかそういうふうになるんでしょうかね。どうですか。

○企画課長（森 真樹君） お答えいたします。

法的な解釈、道路法でいえば、第四条で私権の制限というのがございます。これは、所有権が移転したとしても、道路があれば、そこは私権の制限が適用される。結局、本人が所有者、所有権があったとしても、道路としての使用が認められるという最高裁判決が出てございます。

一方で、国有財産法とかもございます。国は国として財産を守っていく必要がございますので、そこら辺の主張というのが、最終的には、やっぱり法廷の闘争とかそういうところまで行く可能性は

あるのかなと考えてはおりますけれども、本市としましては、そこまで現在考えているところではなく、先ほど申しましたとおり、三者でしっかり協議を続けていく必要があるのかなと考えているところがございます。

○一〇番（下川和博君） そのような法廷で争うようなことのないようにですね、ぜひ解決をしていくような方法で、お互いに歩み寄っていくところは歩み寄って行って、ぜひお願いをしたいと思えます。

それでは、次に行きます。五番目ですが、隊員の宿舎を西之表市内に建設してほしい旨についての要望を市長は防衛省のほうにはしていないと、要望していないということだったと思うんですが、これについて、今後もそのような要望はしないのだろうか。そして、なぜその要望をしないか、その理由についてもお願いをしたいと思います。

○市長（八板俊輔君） 自衛隊の隊員の宿舎、その用地についてのお尋ねであります。

宿舎の用地につきましては、防衛省から照会があり、事務的に対応しているところであります。現状では、施設整備が決定していないところでもあります。つまり、住民の理解が進まない中で、要望する段階にはないと、そういうふうと考えております。

○一〇番（下川和博君） 要望する段階にないから要望していないと。今後は要望する可能性があるんですか。

○市長（八板俊輔君） 事態の推移によってはそういうことも起こり得るかとは思いますが、現状ではそういう段階にないということでありませう。

○一〇番（下川和博君） その事態によってはということですが、どういふ事態ですか。事態によってはでしたかね、要望する可能性があると。状況によってはつちゆうことですかね。

○市長（八板俊輔君） 現状については先ほどから申し上げているとおりでありますけれども、状況が変わってきた場合に、それに応じて判断しなければならぬということでもあります。仮定のことではありませんので、今はそのようにお答えをしたいと思います。

○一〇番（下川和博君） さらに聞きたいですけど、状況が変わった場合ということを具体的にお願ひします。

○市長（八板俊輔君） 今、特に想像はしておりません。

○一〇番（下川和博君） 想像しないのをよく、言つてよかったですか。そういう、市長、自分で言つたときには、やっぱり状況が変わつた場合というのは、状況は大体分かると思うんですよ。そこ、逃げないでしっかり言つてくださいよ、状況が変わつたときというのはどういふときか。

○市長（八板俊輔君） いや、言葉の、何といひますか、あやといひますか、議員のお尋ねになるべくお答えしたいという意味でそういうふうな申し上げましたけれども、具体的にどういふ状況になるかということ、今後の推移を見なければいけないことだと考えて

おります。

○一〇番（下川和博君） ぜひ状況が変わつた場合に要望ができるようにしてほしいと、私は個人的に思います。早急にしてほしいところもあります。

なぜかといひますと、防衛省は三月までにはもう場所を決めるつちゆうて言つてるんですよ。で、中種子町、南種子町はもう積極的に誘致合戦をしています。西之表市は、市長としては全くそういう話をしてないわけですから。

先ほどの同僚議員の質問の中に、この宿舎を西之表市に造るのを望まない方もいるというふうな話を市長からありました。確かにそういう人もいるかもしれませんが、私は大多数の人は望んでいると思ひます。西之表市にぜひたくさん造つていただきたいというのを、できれば多くというのを私は望んでいると思ひます。そういう人が多いいと思ひます。やはりそういうふうな期待の多い声にも応えていただくように、早急に要望をしていただきたいと思ひます。

私どもは、六月議会で、議会として、官舎も含め、様々な要望を防衛省のほうに意見書を出すことをいたしました。また、今月、十一月の二十二日には、自民党の西之表市議団として九州防衛局のほうに様々な要望をいたしました。その中には、もう官舎等のものもあります。また、鹿屋の海上自衛隊のヘリの、救難のためのヘリの部隊がなくなるということもありましたんで、そのことも重ねて、基地が整備された後には、そういうふうな機能を持った部隊も配備

していただくような要望もいたしました。

やはり市長も、先日、東京に行って抗議をしてきたということもありましたけれども、やはりそのとき、抗議もいいですけれども、この島民の命を守る自衛隊のヘリの運航についてもぜひ早急に要望していただきたいなど。代わりの手段、島民の命が、何ちゅうんですかね、少しでも早く搬送ができるような体制というのを要望していただきたいなど、市長にもお願いをしておきたいと思えます。

次の質問に入ります。次は副市長に質問いたします。
副市長、就任おめでとうございます。

本市最大の今案件でありますこの馬毛島問題について、副市長にも副市長の見解をお聞きをしたいんですけれども、まず、この馬毛島への自衛隊施設整備について、市長の言葉を借りれば、失うものが多いから同意できないということでありますけれども、副市長はどのような考えでしょうか。

〔副市長 大平和男君〕

○副市長（大平和男君） お答えいたします。

議員も御承知のとおり、副市長は、市長を補佐し、職員の事務を監督する特別職の公務員であります。

馬毛島問題に係る事案につきましては、住民の間で様々な御意見があるものと認識しております。いずれにしても、本市の将来を長きにわたって、しかも変更不能の形で決定していく問題ですから、あらゆることを慎重に検討し、合意形成を図っていかなければ

ならないと考えております。

お尋ねの馬毛島への基地建設に同意するか否かという問題に關しましては、副市長の立場にある私が判断すべき問題ではないと考えておりますし、職務上からも、同意するか否かというところから出すべきではないと考えております。

○一〇番（下川和博君） 分かりました。大変難しい質問をすみませんでした。

このイとウは質問を省かせていただきます。あらゆることを慎重に判断をしていただきたいし、また市長の補佐という立場でありまして、市長から任命を受けたわけですから、そうたくさん中身が変わるものではないんだろうなというふうには個人的には察して判断をさせていただきたいと思えます。ありがとうございます。

それでは、大きな二番の質問に入りますけれども、通学路における点検状況について、前回の一般質問でさせていただきましたが、その後、国、県から何か指導等があったのか、その後、改善が見られたのか、そういうところがあれば、説明をお願いしたいと思います。

〔学校教育課長 山崎省一君〕

○学校教育課長（山崎省一君） お答えします。

九月に実施しました通学路の合同点検の結果につきましては、危険と思われる箇所や安全確保のための対策が必要と思われる箇所などについて県に報告したところです。

その後、国や県からの指導はありませんが、危険箇所として報告した伊関小学校前の県道は、見通しもよく、減速をしない車が多く通行している状況がありました。道路に新たにスピード落とせの表示を明記したり、センターラインの白線を引き直したりするなど対策が講じられました。

今後も、児童生徒の通学時の様子や危険箇所の状況を把握し、熊毛支庁建設課や本市の建設課等と連携しながら、通学路の安全確保に努めてまいります。

○一〇番（下川和博君） ほんの四、五日前、三日、四日前でしたかね、報道がありまして、警察庁のほうが全国で千九百か所、危険箇所について早急に整備をするために六億円の予算をつけるということが報道がありました。

その中身としては、信号機をつけたり横断歩道をしたりということでしたけれども、それが西之表市に当てはまるかどうかは今後のことになろうかと思いますが、当てはまらなかった場合にあってはですけれども、次年度の予算等において、建設課とかいろんなところとも協力をさせていただいて、財政課のほうとも、やはり事故があるからでは遅いですから、少しでも改善がいくように、そして今言われました標識をつけたりとかですね、各PTAとか教育委員会でもできるのであれば、そういうことも少しずつでもしていただければ、対策をしていただければと思います。よろしくお願いします。

続いて、大きな三番ですけれども、高速船の運航時間についてで

あります。これは要望になりますけれども、現在、臨時運航の状況ではありますが、朝八時は毎日行きます。で、週に二回、朝七時というのがあります。鹿児島からの最終便は、現在、二時四十五分が毎日あるやつで、週に二回だけ、十五時四十五分、三時四十五分があります。

今の現状では、特に病院に入院したりする方々はなかなか日帰りができない状態であるというふうなことでありますので、できれば高速船の運航会社等をお願いをして、臨時の運航であっても、できれば朝は八時、夕方は向こうを四時ぐらいにも出れるような、まだ遅いほうがいいと思いますけれども、そういうふうな時間帯をできない、運航ができないものかということをは、できれば、市長、一市三町の首長で運航会社のほうにも要望するようなことはできないもんかと思うところなんですけど、市長、いかがでしょうか。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。高速船の最終便につきましては、毎週金曜日と日曜日が十五時四十五分で、他の曜日は十四時四十五分となって、日帰りが厳しい状況になっているところがあります。

現在、新型コロナウイルスの感染拡大も収まっている状況にあります。高速船の便数もおおむねコロナ前に戻っている、きているところもございます。

昨年春には、運航会社に対して、種子島屋久島振興協議会で運航維持に関する要望も行った経緯もあります。そうしたことも踏まえ

ながら、協議会で要請できないかということを検討してまいりたいと思います。

○一〇番（下川和博君） 今、第六波が来るのではないかと、新しい変異型が出たということ、またひよつとしたら、次もこのまま臨時運航がずっと続いていく可能性がないわけではありませぬけれども、そういうときでも、やはり朝出て、昼出て、夕方出る、また向こうからも朝、昼、夕方、何かそういうふうな形で利便性を確保できるような方向というのをできれば首長のほうからでも合同で要請をしていただいて、島民の足がもつと利便性がよくなるようにぜひお願いをしたいと思えますけれども、よろしくお願いいたします。

もう一回いいですか。もういいですか。ぜひ決意の気持ちをお願いします、決意といいますか。

○市長（八板俊輔君） 日帰りができないと、出張費が高くなるといふようなこともございます。それに増して、島民の生活の足ともなっておりますので、そういう要望をまた重ねてですね、先ほど申し上げた種子島屋久島振興協議会の仕組み、あるいは本市独自でもですね、運航会社等に要望してまいりたいと思います。

○一〇番（下川和博君） ありがとうございます。よろしくお願ひします。

それでは、最後の質問になりますけれども、プレミアムの商品券についてであります、今、もう実際、三〇%のプレミアムがつく

商品券の発行についてはやっているということでありませぬけれども、本当にありがたい制度であると思います。

ただですね、購入ができるのはある程度生活に余裕のある方ではないかと考えるところです。ですから、生活困窮者であるとか生活が大変な方々にも、ぜひ市内の事業所で使えるような商品券、例えばの話ですけれども、五千円の商品券というのを作って、全市民に配る。プレミア一〇〇%つきですね、の五千円券。

そういうのを配ることによって、市内の商店街の活性化、また特に商店街の飲食店とか旅行関係、いろんなところがもう本当に大変な状態だそう、今でも。ですから、経済の活性化のためにもそういうふうなことができないもんか。

これも要望になりますけれども、単純に五千円したときに七千五百万円弱ですかね、なりますけれども、ぜひそういうふうなことを思い切って、市長、どうでしょうかね、やるっちゃうのは。市長に。市長がやりますと。

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

プレミアム商品券につきましては、三〇%プレミアムというところで、これは新型コロナウイルス感染症の影響による市内の経済の活性化を目的としております。その目的とするところが全市民の生活支援というところではございませぬので、そういう観点も今後出てくる場合にはですね、また関係機関とも情報交換を行いながら、しっかりと把握しながら検討してまいりたいと思います。

今の現段階で、議員の御指摘のようなものについては、現段階ではまだ考えておりません。

○一〇番（下川和博君） 三割のプレミアは本当にいいと思うんですが、やはり本当に余裕のある方はかなり買うんでしょうけれども、買えない人も当然出てくるわけですよ。

だから、そこら辺を、何ちゅう、生活のために、糧にもなるかも知れませんが、それプラス市内全事業者で使えるようなことをすれば、大字の店も、普通の買物なんかでも買えるような感じできれば、私はもっとこのコロナの中の生活の大変な商店街等の活性化にはなっていくんじゃないかなと思うところです。実際、そういうふうな市民の声もありましたんで、今回、質問に取り上げさせていただきました。

ありがとうございます。以上で終わります。

○議長（川村孝則君） 以上で下川和博君の質問は終了いたしました。

ここで、暫時休憩をいたします。おおむね十四時頃より再開をいたします。

午後一時四十五分休憩

午後二時開議

○議長（川村孝則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

次は、河本幸男君の発言を許可いたします。

「八番 河本幸男君登壇」

○八番（河本幸男君） 皆さん、こんにちは。

本日最後の質問者になります。よろしくお願ひしたいと思います。さて、コロナウイルス感染症もこのところ落ち着きを見せ、県内の飲食店については、レベルがゼロということで大変喜ばしいところであります。

しかしながら、新型変異ウイルスの発見とか、第六波が来るといふ報道もあり、これまで同様、注意を喚起しながら経済活動にも当たりたいものだなと、そのように考えます。

また、本市産業である農業については、基腐病によるさつまいもの被害が続く、次期作が心配されます。先ほどの一般質問でも出たようですけども、実証実験が行われているようでありますので、せっかくなつくた安納いもというブランド維持に向けてですね、取組をそれぞれの立場で強化をお願いしたいと思います。我々も議員として、この例の病気の、基腐病ですね、勉強にも励み、一緒になって考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、通告書に基づき質問いたします。

まず最初に、種子島観光協会について質問をいたしたいと思います。

種子島観光協会が現在のような独立した組織になってから十数年になると思います。現在のような組織に再編した当初はですね、中

種子島の野間に事務所を構え、外部の専門家を事務局長に迎えてですね、業務を行っていたと思っております。中種子町役場ですね、職員の支援をもらいながらですね、ふるさと回帰など多くの補助事業に取り組んで、観光客の誘致に取り組んでまいりましたけども、現在、少し変わってきているような気がしてなりません。

そういう意味ですね、現在、どのような、この観光協会がですね、役割を補っているのかをお伺いします。

この後の質問は質問者席から行います。

〔経済観光課長 高石心平君〕

○経済観光課長（高石心平君） 観光協会についてのお尋ねでございます。お答えいたします。

種子島観光協会は、その会則において、種子島の人々が培ってきた自然と文化を島の貴重な財産と認識し、伝統文化の振興と自然環境の保全に努めながら、観光事業の普及推進に努め、地域経済の発展及び地域住民の福祉向上に寄与することを目的とするとうたっております。

事業の方向性としては、市の観光振興における考え方と同様であり、種子島一市二町が広域的に連携して観光振興に取り組むことにより、種子島としての知名度を生かした効果的なPRができると考えております。種子島観光協会と行政が協力しながら、種子島の観光振興に取り組んでいくものと認識しております。

以上です。

○八番（河本幸男君） 観光振興に当たる、一市二町が協力して、行政と一緒に観光振興に当たるということになっていて、いろいろございますが、私も経済観光課長をしておりました。ちょうど私が課長のときにですね、この観光協会と一緒にしたわけでありまして。

そういう意味ですね、少しその当時と、目的は変わっていないようでありまして、なかなかこの目的が達成されたのかどうか分かりませんが、年々、各市町ですね、負担金が減らされているようでもあります。その状況についてですね、質問をしたいと思います。

○経済観光課長（高石心平君） お答えいたします。

まず、令和三年度の種子島観光協会への負担金は、本市分が四百八十四万四千円となっております。

種子島の一市二町が観光協会へ負担金を出しております、負担金の積算については、それぞれ六〇%が均等割、四〇%が人口割となっております。

なお、昨年度の本市負担額は四百五十三万一千円でした。

ここ数年、負担金が減少してきておりますが、昨年度については、新型コロナウイルスの影響により各種事業が実施できなかったため、実績額が減少していると認識しております。それ以前は、繰越額が多額となっておりますために、次年度以降の負担金が減額されてきたというふうな経緯をたどっているというふうに認識しております。

す。

以上です。

○八番（河本幸男君） 負担金はどんどん、コロナの影響等もあつて活動してなくて、補助金の残高が出たので減額したようなことのようにありますけども、やはりこのコロナがですね、今、収束をしようとして、まあ、していませんけども、今、しようとする今こそですね、種子島のよさ、先ほど課長が言ったですね、よさをPRしなければならぬ時期だと思えますが、この活動費というのはですね、負担金あるいは会費とかそういうのがありますけども、それから人件費を引いて、残り、活動していく費用になると思いますけども、それが十分なのかどうかというのは、課長、まあ、今年四月、来られたわけですけども、どうですか、十分だと思っておりますか。

○経済観光課長（高石心平君） 今議員のほうからありましたように、種子島観光協会の活動費、事業費の主な財源は、会員の会費や各市町村からの負担金とその主なものとなっております。

実施する事業については、運輸部や特産品部門など、それぞれ営業形態ごとの分野から選出された理事が出席する理事会等において協議検討され、その上で事業計画や予算編成がされております。

市で負担金の予算化をする場合は、他の負担金や補助金についての考え方と同様、事業の重点化や目的の明確化など、既存事業を精査した上で予算要望をしていたかどうかようお願いしております。

本市だけではなく、他の二町と共に負担金を支出することになり

ますので、種子島観光協会の事業費が十分でないという場合は、会費や他経費など全体予算を精査の上、行政と意見交換しながら、それぞれの市町が予算化できるように要請していただければと思います。また、この協会の運営費等につきましては、事務局の体制であるとかそういった問題も聞き及んでおります。そこについては、確かに現体制で事業を進めるのは非常に、まあ、観光事業等に慣れていない職員もおりますので、そういう問題はあるかと思いますが、この部分については、随時、こちらのほうと連携をしながら、経済観光課と連携をしながら、私のほうが出向いたり、また向こうのほうからも相談に来ていただいたりして体制の補いをするとか、そういった形で支援をしているところがございます。

以上です。

○八番（河本幸男君） ありがとうございます。

負担金の状況を見えますと、平成二十八年、五、六年前の話でございまして、五、六年前から比較するとですね、大体三百万円ほど減額をされているようでございます。

その間、今現在、事務局長はたしかいないのではないかと思えますけども、そういった部分で人件費が安く抑えられているのかなあと。私は、幾らもらっているか、それは分かりませんが、そういう部分もあります。

ただ、約一千万円ほどの、一市二町からのですね、一千万円ほどの負担金があるようですけども、二人の職員と二名のパートさん

がいらつしやるとお聞きいたしました。大体、その一年間の人件費が九百五十万円ぐらいということもお聞きしましたけども、残りが活動費ということになりますと、それに会費やロッカーの使用料とかですね、そういった使用料が自主財源といえますか、そういった部分があるわけですけども、そういった部分でありますけども、なかなかこの活動費が少ないという、まあ、苦情といえますか、そういうのを私もお聞きしたところであります。

観光協会では、アニメツーリズムの方にもですね、力を入れていらつしやるようですけども、その全国組織へのですね、負担金を納められないと、そういうお話も聞きました。

また、そこで何かの表彰を受けられると、受けるというような通知が来たそうですけども、その表彰式にも出席をできないんだと、予算がなくてですね、できないというお話も聞きました。そういう機会というのは、中央の状況とかですね、他の観光協会の動きとかですね、そういった部分を調査する絶好の機会ではないかなと、そのように思うところがあります。

先ほどありましたように、確かにこれまでの繰越金が非常に多いということもありますけども、繰越金が多いときにはですね、五百万円ぐらいあるときもありますけども、令和三年、今年に繰り越した分で百三十四万五千円ほどあるようですけども、やっぱりそういったしっかり活動する体制を取ることも肝要だと思いますが、これについては、市長、どう思われますかね。その活動費の部分につい

て、しっかりした活動が行えないという、観光協会が言ってるわけですけども、どうでしょうか。

〔市長 八板俊輔君〕

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

種子島観光協会の活動費が不足しているというようなことでのお尋ねかと思いますが、観光協会の予算につきましては、やはり本体のほうで事業計画をされ、それに基づいて予算編成をして、それをもつて一市二町負担しておりますので、そこでまた相談していただくということだろうと思います。もし活動費が少ないということであれば、その活動についての予算化をされてですね、それを協議していただくというのが一番いいのかなと思います。

先ほど出ておりました繰越金が出たというようなことも、何か細かいことは分かりませんが、使い切れなかったというようなことなのか、その辺も分かりませんが、そういった予算全体のことも考えていただいて、いずれにしても、本市及び種子島の観光のためにですね、一致協力して盛り上げていけるようにですね、また力を合わせてまいりたいと思います。

以上です。

○八番（河本幸男君） これは一市二町の負担金でありますので、西之表市独自ですね、これを西之表市分だけ上げるということもできませんし、そういった意味ですね、やはり協会の役員とか、今市長がおっしゃったようにですね、一市二町の職員ですね、十

分、活動の在り方を含めですね、協議をした上でですね、上げるなら上げるということですね、検討をしていただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

次に、観光協会のほうもですね、乗降客の多い西之表市に移つてですね、大変いいことだと思つております。現在、協会のですね、指導体制についてはどうなつてゐるのかをお伺ひしたいと思ひます。

○経済観光課長（高石心平君） お答えいたします。

種子島観光協会への指導体制という御質問ですけれども、特に行政としましては観光協会を指導するという立場ではなく、あくまでも協力、支援という関係性であるというふうにご考へております。

負担金という公金を支出している団体でありますので、事業計画や予算についての市の考へ方を伝えたりでありますとか、場合によつてはアドバイザーをしたりということは出てくると思ひます。また、一市二町、それぞれの観光担当課長が特別理事として理事会にも出席しております。その中で意見を述べさせていただく機会もございます。

令和二年度からは、滞在型観光促進事業として、種子島一市二町の提案した事業を種子島観光協会実施事業として実施してきております。この事業に対しては、運営負担金とは別に、事業実施のための負担金を支給しております。

このように、広域的な観光事業、種子島としてのPRを行うための取組を今後とも協力して行つていきたいと思ひます。

また、先ほどの答弁でも述べましたけれども、事務的な補佐といひますか、事務を進めていく上での相談に乗つたりであるとか、文書を作成する上での疑義等について随時対応しているところがございます。

以上です。

○八番（河本幸男君） ありがとうございます。

いろんな部分で一緒になつて考へていくということでもありますけれども、先ほどちよつと述べましたけれども、中種子町に事務所があるときはですね、中種子町の職員が、まあ、観光事業に関する国の事業というのはたくさんあちこちにありまして、例えば銀行とか、そういうところもやつてゐるところも、補助、助成をしているところもあるようにございます。そういった部分です、やつぱりその情報を、まあ、向こうの職員が自ら見つけなければいけません。そういった部分でも、やはり能力にも限度があると思ひます。そういった部分です、やはり西之表市役所の職員です、観光に携わる人のやつぱり能力をですね、貸してあげると、また企画課の部分の職員の能力を貸してあげるといふのもですね、大きな西之表市です、役割ではないかなと思つております。

そういった部分です、職員の皆さんもですね、協力してですね、この種子島の観光、やはり外貨を稼がないとですね、やつぱりこういった島でありますので、よそからお金を持つてくるという意味においてですね、この観光産業というのは大事なウエートを占め

てると思いますので、ぜひよろしくお願いをしたいと思います。

それでは、次の質問に移りますけれども、浦田海水浴場の先に大原というところがあります。そこに、昔、五十年代の最初の頃だったと思いますけれども、林業構造改善事業という事業ですね、できた遺物っていいですか、展望台があると思います。そのほうについてはですね、国上の校区のですね、役員のほうでも、周辺を伐採したりしておりますけれども、展望が利くようになってですね、多くの市民が、あるいは観光客がですね、訪れているようになっていますが、現在の利用状況をどのように捉えているかお伺いしたいと思います。

○経済観光課長（高石心平君） お答えいたします。

大原展望所施設は、現在、老朽化のため、施設の一部のコンクリートが剝がれ落ちるなどの状況が見られ、施設内への立入りを禁止しているところでございます。

施設周辺の樹木の伐採など、議員先ほど御案内ありましたように、国上校区の皆さんには景觀の維持について取り組んでいただいているところではございますけれども、施設自体が危険であり、対応に苦慮しているところでございます。

以上です。

○八番（河本幸男君） 課長の言うようにですね、向こうの施設は大分古くなっております。そういった部分で、モルタルが落ちてですね、非常に危険な部分であります。

しかしながら、今度の、十一月九日にイプシロンが打ち上がりま

した。その前に二回ほど延期されて、十一月九日に打ち上げられたんですけども、最初の打ち上げのときに、予定日にですね、私も行きました。そのときには九名の方が見学に来ておりまして、よそから来られた方、よそからというか、ここで生活をしているんですけど、こつちで生活を始めてるよその方がですね、御夫婦で子どもも連れてきておりました。それと、中種子町からもですね、来ておりました。それで合計九名おりました。

二回目のときはですね、私はちよつと遅く、もう打ち上げ直前に行ったんですけども、そのときには二十五名ほど来ておりまして、国上ですね、ちよつと健康体操があった日でした、中目の老人の方がですね、十名ほど来ておりました。そのほかにも来ておったわけですけども。

最後の九日にはですね、残念ながら、私は島外に行っておりまして、行けませんでしたが、その日も、行った人を聞いてみると思っていますね、電話したんだけど、なかなか見つからずですね、聞けませんでしたが、多くの方がですね、この展望所は訪れております。まあ、喜志鹿崎もそうなんですけれども、イプシロンのですね、やっぱり興味のある方がですね、多いようでありました。

また、十一月の十四日にですね、展望所へ続く道路のハエ敷きを集落のほうですね、やっておりますと、やはりこの日、日曜日でしたから、一台の車がですね、展望所に行っております。デートの

最中だったと思っておりますけれども。国上校区としてもですね、展望台への看板を作ったりですね、周辺の木の伐採など、利便性を高めております。

しかしながら、先ほど課長が言うようにですね、展望所そのものが古いことで、大分劣化がしつつあります。でも、少し手を入れればですね、十分活用できるのではないかな、私も専門家ではありませんけど、なんですけれど、今後、この施設をどのようにするのかですね、ちょっと教えていただきたいと思えます。

○経済観光課長（高石心平君） お答えいたします。

今後の活用についての見通しということなんですけれども、大原展望所の管理や処分については、以前から検討されてきているところではございます。

しかしながら、現時点で解体処分する場合は、建物の耐用年数の残存期間がまだありまして、過去に補助金を活用して設置した施設でもありますので、その返還が発生する等の問題もございます。

整備、修繕等についてもいろいろ御意見はあると思えますけれども、現在、北部観光につきましましては浦田海水浴場の整備を行っているところがございます。そのほか、今後、奥神社、ヘゴ自生群落など、それぞれ順次整備していこうという計画がございますので、そういった計画の進捗具合、また、現在、この施設の管理等についても庁内で協議を継続しているところでありまして、地域の皆さんの意見も参考にしながら、今後も引き続き検討してまいりたいと思

ます。

以上です。

○八番（河本幸男君） あれ、展望所にはですね、ロープが張られております。まあ、危険があるからロープを張っているわけですが、事故があつてからでは遅いと思えます。

先ほど言うには、まだ残存価額があるという、補助事業のですね、残存価額があるということなんですけども、ほかの施設はですね、ほぼ壊したわけです。トイレをはじめですね、壊したわけで、そういった部分で、あることにして今様子を見ているというような状況であるでしょうけども、改めて、これを壊してですね、造るというのは相当の経費がかかります。そういった部分で、やはり存続に向けてですね、努力すべきだと思いますが、市長、このことについてはどう思われますか。

○市長（八板俊輔君） 大原の展望所、私も何度か現地を訪れております。その中で、展望、景色のいいところであるということは承知しております。

そして、今あるその建物を実は一回壊すということをやったわけですが、今、棚上げになっているということですが、これをまた再度利用して何かをやるのか、あるいは、まあ、そういうことだと思いますけれども、じゃあ、そこを使ってどういうふうな活用をするかというところはですね、また地元のほうで周辺の伐採をしたりしてですね、いろいろ努力されているようなこともござ

います。今後、そうした、どういうふうに使っていくかということ、地元ですね、御要望あるいはアイデア等も伺いながらですね、今後の方向性についてですね、しっかりと見極めていきたいと思いません。

今のところは、だから、どうしたもんかというようなところで皆様と話をしているような、そういう状況だろうと思います。いずれにしても、本市の観光あるいは地域の盛り上げに役立つような方向で考えていきたいと思いません。

○八番（河本幸男君） ぜひ本当に役立てることをですね、考えていってほしいと思います。ただ、年々劣化も進みますので、早めの判断をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

また、併せまして、我々も集落ですね、農地に続く道路についてはしっかりと管理はしていきますけども、やはり道路も非常に悪いので、そのところもですね、ぜひ検討の際には、そこも含めて検討をお願いしたいと思います。

次の質問に移っていききたいと思います。漁業について伺いたいと思いません。

昨年から、本市漁業の主な水揚げ高を示しておりましたキビナゴやモジャコの漁がですね、大変不漁が続いております。

そこで、ここ二、三年のですね、漁獲量というのはどうなっているのかについて質問をしたいと思います。

「農林水産課長 岩下栄一君」

○農林水産課長（岩下栄一君） お答えいたします。

十一月二十二日現在で種子島漁協に確認した数値となりますが、水揚げ量は、モジャコ漁業で、令和元年度九千七百三十二キログラム、令和二年度一万三百六キログラム、令和三年度三千四百八十五キログラムでした。

キビナゴ刺し網漁業では、令和元年度十万六千四百八十三キログラム、令和二年度千三百五十二キログラム、令和三年度は、漁業中ではありますけれども、四百八十一キログラムの水揚げとなっております。

以上です。

○八番（河本幸男君） キビナゴとモジャコですね、言ってもらいましたが、今年の漁をいえばですね、モジャコについては、約二か月間ですかね、漁期を延長して、業者のほうから要望のあった部分の約半数が水揚げされた。半分が水揚げされた。

そして、キビナゴにあつては、ほんのつい最近から水揚げができるようになって、私が聞いたときは、ちょうど今日、三回目か揚がったというときでした。ですから、今年になってもう何回かしか揚がっていない状況だと思います。

その原因は様々あると思いますが、地球温暖化をする要因が大きな部分ではないかと思えますけども、サメやウミガメの増加も原因の一つでないかという話も聞かれました。

そういった中で、市長はですね、第二回の定例市議会の所信表明

の中で、「漁獲量の低迷や新型コロナウイルス感染症の影響により、需要が減少し、魚価も低迷していることから、漁業者の生活の安定を図り水産物の安定供給と地域活性化を図るための支援に取り組んでまいります」と述べられております。

そこで、伺いたいと思いますけども、どのような検討がなされ、どのような支援を行ったものかをお伺いしたいと思います。

○農林水産課長（岩下栄一君） お答えいたします。

令和三年第二回定例会の所信表明において、種子島漁協の令和二年度の水揚げ実績に触れさせていただき、キビナゴ刺し網漁業等の不漁について報告をいたしました。

また、直近の近況といたしまして、本年三月二十五日から六月五日までの操業期間で行われましたモジャコ漁業におきましても、水揚げ量が伸びなかったことを併せて報告させていただいたところでございます。

このような状況から、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、緊急的に漁業操業支援緊急対策事業を創設いたしました。令和三年度の操業経費の一部を支援することとしたところでございます。

既に、上半期の九月三十日までの操業経費において一部支出を行っており、漁業者八十五名に対し、総額二百三十三万円を十月に支出しているところでございます。

また、今後につきましても、現在、長期振興計画の後期基本計画

の策定中でありまして、所得の安定化に向けた支援についても検討を進めているところでございます。

以上です。

○八番（河本幸男君） 新型コロナウイルスの感染症の交付金を使って支援をするということのようでございますけども、ちよつとやっぱり今度ですね、不漁についてはですね、相当の部分、相当ですね、漁家の皆さんは苦勞をしているようであります。まあ、幸いって言うってはなんですけども、やはり今の防衛省からですね、ポーリング調査とかですね、それに約五十隻が登録をされてるようですけども、このまま漁ではですね、生活ができないという声もあります。やはり市独自ですね、何かやらなければならないんじゃないかなと思います。市長、どうでしょう。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

水産業の不振については、今のモジャコあるいはキビナゴ、それからナガラメ等ですね、非常に不振が続いておりますわけで、今回の支援につきましては、コロナ禍で需要が落ちている、その影響もあるというようなところで、コロナ関係の予算を使って経費の支援というものをやってきたわけでありまして、これに限らずですね、水産業の振興ということについては、いろんな手を、手だてを考えながらやっていかなければならないと思います。

ちよつと結びつくかどうかですが、例えば、西之表港の整備が始まっております。この港湾用地の使い方についてはですね、より積

極的な漁業振興策に向けて何か利用ができないか、そういうようなことも、今、漁業者あるいは漁協等とですね、知恵を出しながらやっていかなければならないというふうに思っているところです。

具体的に、今、こういう支援という具体的なものはございませぬけれども、その何ができるかということ、何を漁業者がやりたいと思っているかとかですね、そういうことも含めて、今後、いろいろな意見をいただきながらですね、支援をしっかりとしていきたいと、そういうふうに考えております。

○八番（河本幸男君）　まあ、そうですね、何が一番漁業者がしてほしいかという部分をですね、含めて、今後も十分検討してほしいと思いますけども。

キビナゴについてはですね、キビナゴは県下ほかのところも捕れる、佐多岬とかですね、甕島とかずっと捕れているわけですけども、やはり西之表市、この熊毛のキビナゴはですね、形もよくて大きくて、鹿児島市場に同時にほかのところから揚がってきてますね、大きさでは負けん、長さでは負けないというようなことですね、そういった部分でブランド化がされていた部分があるんじゃないかなと思います。

しかしながら、今、馬毛島を中心とするですね、キビナゴの漁場にはですね、キビナゴそのものはいるんだそうですよ。しかしながら、網目が大きいがために、今、刺し網ですので、刺してえらが引つかかっているのを振るって収穫するということですので、その目を

少し小さくすれば捕れるんじゃないかなというようなことも、漁協としても模索をされているようであります。

そういった部分ですね、漁協とも十分協議をされてですね、そういった部分への例えば一部助成とかですね、そういったことも考えていってもらったらいいのかなと思いますので、ぜひ漁協の意見もですね、吸い、吸ってですね、よろしくお願いをしたいと思います。

次に、馬毛島の葉山港について、葉山漁港ですね、漁港についてお伺いをしたいと思います。

漁協から、葉山漁港のですね、整備を市に要望したということをお聞きしておりますが、どのようになっていっているのかお伺いしたいと思います。

「建設課長 上妻敏男君」

○建設課長（上妻敏男君）　御説明いたします。

種子島漁協から、本年四月十五日付けで、葉山漁港の浚渫と防波堤の補修についての陳情がありました。これを受け、四月二十一日に現地調査を行いました。

船だまりと航路の水深は、おおむね整備当初と変化がないことを確認しました。防波堤の補修につきましては、物揚げ場の一部が陥没している状況でしたので、立入禁止の看板、バリケードの設置を行いました。

漁協へは、浚渫につきましては、おおむね計画の水深が確保され

ており、浚渫する予定はないこと、陥没箇所は必要と考えていますが、補修の時期につきましては今後検討していきたいと回答しております。

その後、種子島漁協から、八月四日付けで葉山漁港の浚渫と防波堤の補修についての要望がありました。前回陳情の内容に加え、漁港管理者から防衛省に対して管理道路等の整備工事に合わせて整備の協力依頼をしてほしいとの内容でした。

漁協へは、浚渫と防波堤の補修については、さきの陳情書の回答のとおりであること、漁港管理者から防衛省に対して整備の要望を行う状況にない旨を回答しております。

なお、防衛省に対しましては、種子島漁協の意向を踏まえ、市の意見を付さずに、要望書の写しを送付しております。

以上です。

○八番（河本幸男君） 四月の十五日に、浚渫と防波堤の修理、それと八月四日に、併せて防衛省への協力依頼がなされたということのようにございますけども、協力依頼はしないが、その写しは防衛省に渡すと。この、どこか理屈が通らないんですが、その写しを送った理由は何でしょうか。

○建設課長（上妻敏男君） まず、馬毛島の環境影響評価方法書への意見を提出して防衛省に対応を求めているところでありますので、現段階で、本市から防衛省に対して整備の要望を行う状況にないと判断しております。

ただ、漁協から、要望の内容については、防衛省に対して要望してくれというものがございましたので、その要望自体は、今述べたような感じで要望には応えられませんが、ただ、漁協から要望があったという事実に対しまして、事務的に防衛省側にその写しを提出したということでございます。

○八番（河本幸男君） それは課長独自の判断で行ったんでしょうか、それとも市長から指示があったとかそういうことでしょうか。

○市長（八板俊輔君） 葉山漁港に関しましては、市の管理する港になっておりますので、そういう関係で、漁協も、それから防衛省もですね、工事をするためには市の判断が要ることから、それぞれ市に対して要望書等出したり、問合せ等したりしているわけです。

そのことについて、今、書類のやり取りについての判断は、各担当課、これは農林水産課も関係しておりますし、建設課、関係のところ、責任者、併せて市長、副市長と共にですね、対応を協議して、その上で、市長名で、市長名といたしますか、私も判断に加わって承知しているということでございます。

○八番（河本幸男君） 馬毛島のほうにはですね、高坊など幾つかの漁港があるわけですけども、港があるわけですけども、葉山についてはですね、唯一、漁船がいつでも入港できる港となっております。

しかしながら、船だまりが狭いということや奥のほうが浅くなっています。浚渫の願いが来てるのはそういうことだと思います。数多

くの係留はできないということもあります。また、入り口が非常に狭くて、ちょうど正面には浅いところがあつてですね、北東方向から入港しなければなくなっている港でして、よく座礁をして事故が発生しております。

ぜひこれについては整備をしてもらいたいところなのですが、市の管理する漁港でありますので、しっかりと市が管理すべき部分だと思います。防衛省に写しをやつて、防衛省で整備をしてほしいという願いがあつてされたんですか、そうじゃないんじゃないですか、市の管理する漁港です。

○市長（八板俊輔君） 今回の葉山港の整備につきましては、もともこの漁港ですので、漁業に携わる漁船が利用するということがありますので、それについては支障があるというふうには報告を受けておりません。現状で対応するというところを判断しております。

ただ、先ほども申し上げましたように、物揚げ場が破損しているところがございますので、そこは修理をする必要があるというふうに判断しております。取りあえず、そのバリエードで安全対策をしているところですが、まあ、工事をしなければならぬという意識は持つておりますが、そのほかの漁港の整備との関係からですね、いつできるかというところまではですね、まだ確定をしていない、そういう状況にあるところがあります。

○八番（河本幸男君） いつするという部分ではないけど、写しをば防衛省に送つて、いかにも整備をしてくださいなことではない

かなと思うんですけども。

確かに漁協ですね、船も、今、一番大きいのは九・幾らだったと思いますけども、十トン弱の船があつて、大きな船ができております。

また、そういった部分、急な時化のときですね、やはり入港する。常時、常にならなければ、どこでも入港できるんでしょうけども、やっぱり時化たときというのは避難できる港というのが限られておりますので、そういった部分ではですね、この葉山漁港というのはですね、非常に便利な場所にありますので、ぜひ整備はしてもらいたいですけど。しっかりとそのところはですね。

この間、馬毛島で防衛省がチャーターした船が転覆したとかいうあれがありましたけど、これは何か聞くところによりますと、この葉山漁港の測量をして何か事故を起こしたというようなこともお聞きしますので、ぜひそのところはですね、港を管理する西之表市としてですね、しっかりと対応してほしいと思いますので、今後ともよろしく願いをして、次の質問に移つていきたいと思つています。十月に衆議院選挙が行われたところでもありますけども、この結果についてですね、市長はどのように捉えているのかを伺いたいと思つています。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

今回、衆院選の結果についてのお尋ねであります。

今回の総選挙は、国民一人一人が、コロナ禍の下で不安な生活を

送られる中で、将来の課題に対応する政治に対して判断された結果だと思えます。その結果、自民党が単独過半数を確保し、自民・公明両党で絶対安定多数を捉え、現政権の岸田政権の継続を確実にしたというふうに考えております。

○八番（河本幸男君） もう一つ続ければよかったですけども、地元の選挙、鹿児島四区選挙はどのように思っているのでしょうか。

○市長（八板俊輔君） 鹿児島四区についてのこと、結果についてのお尋ねであります。

三人が立候補して、その中で、現職の候補者が圧倒多数で七選を果たしております。

本市においては、前回と比べて得票率を少し下げられました。が、四区全体では七割近い得票であったことから、現職の森山議員のこれまでの実績や人柄に対する評価であったと、そのように考えております。

○八番（河本幸男君） そうですね、やっぱり全体的には、自民党が議席を減らしながらも半数を確保したということ、あるいは自・公で絶対安定多数を占めたという部分、そして立憲民主党が議席を減らし、維新が躍進をしたというような、全体的な部分ではあったかなと思います。

そしてまた、森山議員がですね、全体の七割近くを取って当選をしたということですね。

私はNHKのテレビを見ていましたけども、一番最初にですね、当選確実が出たのが鹿児島四区でした。そういう意味で、もう絶対的な強さを示していたのかなと思っているところがあります。

そういう中で、種子島内においてもですね、選挙の遊説が、二人の候補者がそれぞれ種子島を訪れてですね、街宣活動を行ったところでもあります。

森山議員、まあ、解散があったので、その時点では国会議員ではなかったのかなと思いますけども、中種子町長、南種子町長は空港にも迎えに行きですね、そして自分の町の遊説やですね、集会にも参加をして、町民に対しても挨拶をしたと聞いております。

しかしながら、市長にあつてはですね、この出迎えや遊説、集会、いずれも参加をしていないのではないかなと思いますが、その理由はなぜだったのかをお伺いしたいと思います。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。森山議員が、選挙期間中、種子島に來られて立会演説を行う機会があったというふうに承知しておりますが、それについての案内がございませんので、出席をしております。

ただ、十月の二日に鹿屋市で開催されました後援会の事務所開きには、御案内をいただいておりますので、出席をさせていただきました。また、総選挙の公示日の同市での出陣式の際は、応援のメッセージを送らせていただいたところがあります。

○八番（河本幸男君） 立会演説への案内がなかったから出席でき

なかったということなんですけども、私も四十年公務員として勤めてきました、またこれまでの歴代市長、井元先生から後ですけども、ずっと見てきました。自民党の国会議員が来島してですね、市長がその演説会あるいは集会に参加をしないというのは今回が初めてではなかったかなと思ってるんですが、これについては、市長、どう、行けなかったといえれば行けなかったんですけども、行くべきではなかったのかなと私は思うんですが、いかがでしょうか。

○市長（八板俊輔君） 私も、その件に、議員御心配の件につきましてはですね、いろいろ考えて、関係の方々にお問合せをしたりして、今回のような対応を取らせていただいたところがあります。

○八番（河本幸男君） ちょっと副市長にちょっとお伺いしたいんです。申し訳ないですけども。

副市長は、今まで教育公務員として、我々も公務員ですから、公務員だったときはですね、選挙運動はしない、しない、しなければ公務員法違反になるというようなことですね、選挙できませんでした。そういう中で、こういった立場になってですね、今は堂々とやってるわけですけども。副市長も今まで教育公務員として長年勤めてこられてですね、そして今回初めて教育長から副市長という立場になられたんですけども、そこで、この部分についてです。この選挙についてですね、どう、今回の選挙を含めてですね、どのような考えですかね。この地元の国会議員に対する対応というか、そういう部分についてはですね、どう考えていらっしゃるでしょうか。

○議長（川村孝則君） 河本議員、ちょっと通告外じゃないでしょうか。

○八番（河本幸男君） はい、分かりました。

ですよね、まあ、市長が行けない場合でも、副市長がふだんは行ってるんですよ、代わりにですね、出張でないときもですね。そういう部分で、今回については副市長も行けなかったわけでしょう。

やっぱり国とのですね、やはり国会議員とのつながりというのは、私は西之表市民にとってはですね、首長であればあるひこ大切な部分だと私は思ってるんですよ。やっぱりつながっていないと、基腐病であったり、いろんな部分の要望を、これまでも道路についてもですね、いろんな部分で要望してきたんですけども、そこに支障はないんでしょうか。市長、どうですか。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

市政における政策を推進していく上で、それぞれの課題に対して、行政として国からの支援を得ながら取組を進めております。それについては、国会議員の皆様になさね、大変お世話になってるところであります。

今月十六日には、さつまいも基腐病対策について、地元選出国会議員を通じて、農林水産省に支援策の要請活動を行ってまいりました。議員本人にお会いして要望を申し上げ、それぞれの方々からアドバイスをいただいたところであります。

特に森山議員におかれましては、地元水産省における要請活動への取次ぎをしていただきました。そのほかもろものことをお手伝い、御支援をいただきました。アドバイスもたくさんいただきました。

これまでも、選挙結果にかかわらず、選挙にかかわらず、機会があるごとに地元選出国会議員の皆様の支援をいただきながら、要請活動を行ってきております。これまで同様に、各種政策の推進に努めております。

私の選挙のすぐ結果が出ました翌日に、すぐ地元選出の衆議院議員、参議院議員にも御挨拶申し上げましたし、その点についてはですね、その都度、電話でもやっておりますし、上京した折には必ず事務所に伺うように、時間の許す限り伺うようにしているとところでもございます。

そういう意味でのパイプというものはですね、続けてまいりますし、これからも今まで同様にですね、やっていただけると、そういうふうにも思っております。

○八番（河本幸男君） 森山先生は、地元からそういういった要望があればですね、しっかり対応してくれると思っております。

今回も、自民党のですね、最高決議機関ですかね、総務何とかという会議の代理か何かに就任されたということで、菅さんもなられたということのようでありますので、ぜひ今後とも活躍してもらいたいんですけども、やはり幾ら地元の声は吸い上げるといってもで

ですね、やはり首長がその応援にも行かない、そういうことではですね、私はいけないと思っております。

そういう部分でですね、やっぱり市民の声を伝えるにしても、やっぱりあちらも心底協力するというですね、やっぱり体制をつくるのが私は大事かなと思っております。

そういう部分でですね、市長もあとまだ三年半もありますのでですね、ぜひしっかりした対応ができるようにですね、これから活躍をしていただくことをですね、要望して、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（川村孝則君） 以上で河本幸男君の質問は終了いたしました。

ただいまの河本幸男君の質問をもつて、本日の日程は全て終了いたしました。

△日程報告

○議長（川村孝則君） 明日は午前十時から本会議を開きます。

日程は、市政に対する一般質問であります。

△散会

○議長（川村孝則君） 本日はこれにて散会いたします。
お疲れさまでした。

午後二時五十七分散会

本會議第三号（十一月三十日）

本会議第三号（十一月三十日）（火）

◎出席議員（十四名）

一番 長野 広美 さん
二番 鮫島 市憲 君
三番 橋口 美幸 さん
四番 渡辺 道大 君
五番 宇野 裕未 さん
六番 杉 為昭 君
七番 川村 孝則 君
八番 河本 幸男 君
九番 濱島 明人 君
一〇番 下川 和博 君
一一番 遠藤 建次郎 君
一二番 竹下 秀樹 君
一三番 田添 辰郎 君
一四番 橋口 好文 君

◎欠席議員（〇名）

◎地方自治法第二百一十一条による出席者

市 長	八板 俊輔 君
副 市 長	大平 和男 君
教 育 長	佐藤 秀正 君
会計管理者兼 会計課長	下川 由喜 さん
総務課長兼 選管書記長	松下 成悟 君
企画課長	森 真樹 君
市民生活課長	川 畑 利昭 君
財産監理課長	奥 村 裕昭 君
地域支援課長	松 元 明和 君
税 務 課 長	柳 田 さゆり さん
健康保険課長	長 野 望 君
高齢者支援課長	下 川 昭代 さん
経済観光課長	高 石 心平 君
農林水産課長	岩 下 栄一 君

◎議会議務局職員出席者

建設課長	上妻敏男君
水道課長	高橋英樹君
福祉事務所長	下川法男君
農委事務局長	中野賢二君
監査事務局長	上妻誠一君
教委総務課長兼	吉田孝一君
学校給食センター所長	山崎省一君
学校教育課長	中里千秋君
社会教育課長	
局長	園田博己君
次長	古市善哉君
書記	上妻文和君
書記	和田帆波さん

令和三年十一月三十日午前十時開議

△開議

○議長（川村孝則君） おはようございます。

定刻、定足数に達しましたので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付しております議事日程第三号のとおりであります。

議事日程（第三号）

日程第一 一般質問

一二番 竹下 秀樹 議員

一四番 橋口 好文 議員

四番 渡辺 道大 議員

三番 橋口 美幸 議員

△一般質問

○議長（川村孝則君） それでは、日程第一、一般質問を行います。

発言は、別紙一般質問通告書の発言順により行います。

なお、質問は簡潔にしてルールを遵守し、また、当局の答弁につきましても簡潔に要点を絞って行われるよう、議会運営に対する御協力をあらかじめお願い申し上げます。

順次、質問を許可いたします。

初めに、竹下秀樹君の発言を許可いたします。

「一二番 竹下秀樹君登壇」

○一二番（竹下秀樹君） おはようございます。本日、最初の一般質問となります。よろしくお願いをいたします。

それでは、通告書に従いまして、質問させていただきます。

まず、大きくくりで、地域活性化包括連携協定についてであります。種子島一市二町は、昨年十一月に、東京大学未来ビジョン研究センターと連携協定を調印しています。これまでも本市においては、二〇一四年から「プラチナ社会」総括寄附講座が始動し、複数の大学や地域内外の企業と本市が連携しながら、様々な実証試験等が、市民の協力の下、産学公共創による社会実装トリアルとして展開されてきたものと承知しております。

プレスリリースによりますと、今回の協定は、東京大学未来ビジョン研究センターが、これまで展開してきた地域のシステムを持続可能なものにしていくための研究活動が、JSTの共創の場形成支援プログラム公募プロジェクトに採択されたことを受け、種子島を、資源を循環させる地域イノベーション・エコシステムの研究拠点として、様々な社会実験を行うために結んだものとしております。

ただ、そのJSTの支援期間は二〇二〇年、二〇二一年度の二年間となっているにもかかわらず、この協定調印後、本市において何か具体的な取組が既に行われているのか、あまり見えてこないところ

ろでありますので、これまでの様々な各種実証試験の現段階での本市側の総括と、現在及び今後の取組について説明を求めます。

以下は、質問者席から行わせていただきます。

〔経済観光課長 高石心平君〕

○経済観光課長（高石心平君） お答えいたします。

令和二年十一月十八日に、種子島一市二町と東京大学未来ビジョン研究センターにおいて、地域課題の解決と将来ビジョンの策定等について綿密な相互連携と協働による協創活動、協力して創造する、この協創活動の推進に向け、連携協定を締結しました。

あわせて、島内の関係団体及び大学も含めたオープンプラットフォーム、オープンプラットフォームとは、公開された研究の場、機会のことですが、この関係団体及び大学も含めたオープンプラットフォームを設置し、地域課題の解決と地域循環の活性化を図ることとしております。

これまでの具体的な取組として、農林水産業振興分野では、京都大学との連携による安納いもの取組、健康医療福祉分野では、筑波大学や京都大学との認知症予防や熱中症アラームの実証実験、教育分野では、千葉大学や芝浦工業大学等との連携した島内の中学、高校生を対象とした未来ワークショップの実施、エネルギー分野では、東北大学を連携とした廃食用油を活用した取組等を行っております。

一方で、実証段階での取組が多いことから、成果に向けて今後も取組を進めていくこととなりますけれども、さとうきびの高バイオ

マス品種のはるのおうぎの品種登録や、新たな蓄熱技術を活用したボイラーの設置、電気自動車による公共交通への取組等、社会実装に向けた成果も出てきております。

なお、昨年度からは、国立研究開発法人科学技術振興機構のプロジェクトに採択され、本格型に移行すれば、十年間のプロジェクトとして取組を進めることができます。

現在、島内の関係団体及び大学も含めたオープンプラットフォームで、将来ビジョンについても協議を進めており、地域での学びの場の提供や地域資源の環境利用による持続可能な地域社会の構築に向けて、関係団体や大学、民間企業と連携していくとともに、市民の皆様にも参画いただくため、取組について周知に努めてまいりたいと思います。

以上です。

○一二番（竹下秀樹君） 御説明よく分かりました。ありがとうございます。

今、健康医療分野での取組の御紹介もありましたけれども、滋賀医科大、京大、筑波大等の認知症になるリスクの高い人や、初期の状態を捉えて、できるだけ早い段階で介入し、ケアにつながるようにする取組や、東京大学との行動科学的アプローチにより特定健康診査の受診率を向上させる取組等は、本市の課題解決につながるものだと思いますが、この実証実験等は、今の本市の取組に反映されているのか、お聞かせいただきたいと思います。

○経済観光課長（高石心平君） 現在、今議員のほうから御案内のありました部分については、それぞれの担当課において協議された、実証された部分を、資源としてですね、それぞれの業務の資源として活用していることと思っております。

以上です。

○一二番（竹下秀樹君） もう一点、公共交通のEV化に関する共同実証に向けた取組の御案内もありましたけれども、もう少し詳しく教えていただけますでしょうか。

「企画課長 森 真樹君」

○企画課長（森 真樹君） お答えいたします。

今、市内の公共交通につきましては、市街地巡回バスのかかさ姫が二台、それから、大字と結んでおりますどんがタクシーが五台走っております。本年度中に、どんがタクシーの五台のうち四台につきましては、EV車を追加投入しようというところで、民間企業と進めているところがございます。併せまして急速充電器のほうも設置をしていこうという動きになってございます。

次年度につきましては、市街地巡回バスにつきましても、EV化のほうを進めていきたい、そういう取組のほうを今、民間企業と一緒に進めているところがございます。

○一二番（竹下秀樹君） ありがとうございます。

次の質問に入ります。

本市は、社会貢献型ショッピングサイトKURADASHIを運

営する東京の株式会社クラダシと、本年一月に食品ロスに向けた連携協定を結んでいます。今後の取組について説明をお願いいたします。

「農林水産課長 岩下栄一君」

○農林水産課長（岩下栄一君） お答えいたします。

株式会社クラダシとの食品ロス削減に向けた連携協定につきましては、フードロス削減の啓蒙・啓発活動、地元特産品のPR、一次産業における未収穫品の解消と、関係人口の増加による地域活性化を目的に、今年の一月二十一日に締結いたしました。

その中で、今年の三月、PCR検査等コロナ対策実施の上で、試験的に関東在住の大学生と地元農業法人との援農活動が行われ、交流が図られたところでございます。

今後の取組につきましては、市民や地元企業に向けてフードロス削減に関する周知や、学生と地元農家との交流活動等を展開してまいります。いりたいと考えております。

以上です。

○一二番（竹下秀樹君） ありがとうございます。

協定内容の三番目に、一次産業における収穫期を中心とした人手不足問題に対し、一時的な学生の派遣による未収穫産品の解消と、関係人口の増加による地域の活性化を掲げていますけれども、既にそのインターシップとして実施されたということで承りました。

これに対し、インターシップでは、学生が担い手になり、その

収穫した一次産品をショッピングサイトKURADASHIで販売し、売上げの一部を生産者と再度KURADASHIに還元することで、学生と農家をつなぐエコシステムを実現しているというふうになっていきますけれども、今回もそのような取組だったのでしょうか、お伺いします。

○農林水産課長（岩下栄一君） 今回の部分の、ちよつと顛末については、詳細はちよつと把握してないところなんですけれども、今回学生が、三月から四月にかけて八名ほど来島いただきまして、活動を行っていたんですが、ちよつと残念ながら天候不良のためですね、ちよつと圃場での活動ができずに、屋内での作業中心だったということは伺っております。

また、今後もこういった活動を通じまして、こういった食品ロスに向けたところの、こういった活動につなげていきたいというふうに思っております。

以上です。

○一二番（竹下秀樹君） 説明よく分かりました。ありがとうございます。

答弁の中にはありませんでしたけれども、協定内容の二番目には、ショッピングサイトKURADASHIを活用した、地元特産品の購買促進など、地域企業の支援もありますけれども、これについては、これからの取組というふうな理解でよろしいでしょうか。

○農林水産課長（岩下栄一君） そういったところもKURADASHI

SHIさんのほうで想定した流れがあると思います。実際、ほかの地域の中でも活動した内容がホームページ等でも紹介されたり、商品のそういった販売につながっているとありますが、こちらのほうとしても、本市といたしましても、こういった流れの中で取組を進めていけたらと思っております。

以上です。

○一二番（竹下秀樹君） ありがとうございます。

特産品販売促進につきましては、本当に幅広いチャンネルを持つことが大事だと思いますので、協定内容の実施に向けて、引き続き関係の強化をお願いしたいと思います。

また、そのためには本市の役割として、協定書第四条で定める、いろんな媒体での食品ロス削減に向けた消費行動の変容を促す情報発信にも努めていくことが求められると思いますので、引き続き御尽力をいただきたいと思います。

次の質問になります。

本市は、これまで市内不動産事業者六社と株式会社川商ハウスさんと、空き家情報の共有と自治会への加入促進、株式会社オートバックスセブンさんとは、公用車の追加、追跡媒体と、地域内の高齢者見守りのためのセンサーを活用したIoT事業、株式会社テクノロジーラボさんとは、本市課題を踏まえた新しい企業とのマッチング、株式会社アークスリーインターナショナルさんとは、観光協会と連携した滞在型観光へのサポート、そして株式会社オウケイウ

エイヴさんとは、Q & Aを活用した移住情報発信と収集、さらに地域における感謝ポイントを活用した仕組みづくり等を目的として、それぞれ協定を結んできたこと、以前の議会で担当課より説明を受けたところです。

これまでの協定を結んできた各社との取組につきまして、現段階での成果、もしくは本市の今後の地域力の向上に期待される取組について説明をお伺いいたします。

「地域支援課長 松元明和君」

○地域支援課長（松元明和君） お答えいたします。

過去三か年、本市全域ですが、特に、大字の課題解決を目的として、地元を含む十二件の企業と地域活性化包括連携協定を締結してきました。その中で、現段階の成果と今後の地域力向上に寄与する主なものを紹介いたします。

まず、IT、IoT関連企業との連携につきましては、企業が運営している質疑応答システムに、本市の移住・定住特設ページを設け、全国の多くの移住希望者、本年だけでも四万三千四百九十人に対するPRと質疑応答を実施しております。今後も継続していく予定でございます。

また、AIやIT端末機器を活用した独居世帯の校区見守りシステムを、一つの校区で実施しております。このことで高齢者の不安解消やコミュニケーションの増加につながっており、今後は近隣校区まで含めた四校区で、新たな校区の見守りの形を加えた上で、取

組を進めていく予定としてございます。

次に、不動産関連企業との連携につきましては、もともと取り組んでいる行政と企業との情報共有を、さらに強化するとともに、企業の持つ空き家、空き地等対策事業との連携、さらに各校区による空き家情報のマッチングを図った上で、官民民による移住・定住促進を図ってまいります。

そのほかにも、特に大字地域を拠点とした企業が企業を呼び込むような仕組みづくりも併せ、企業の持つ情報発信媒体を活用した本市のPRを推進し、地域力の向上を図っているところでございます。地元企業との連携につきましては、日頃手をつけることができないう高枝伐採等の環境美化活動など、高所作業車を活用し、企業と校区の共同で進めており、現在七校区が実施済みですが、各校区に大変喜ばれている状況でございます。

以上です。

○一二番（竹下秀樹君） 説明よく分かりました。ありがとうございます。

協定という形で、我々に足りない部分を、外部の組織、人材に補ってもらい、それぞれの企業の強み、専門性を、本市の地域力を上げていく、あるいは地域課題の解消に向けての取組につなげていくことは、これからますます大事になると思えますし、関係人口の拡大にもつながるものと承知しています。

今の協定先の関係一つ一つを大事にしながら、引き続きその成果

が出るように取り組んでいただければというふうにお願いを申し上げます。

次に、大きなくくりで、洲之崎地区複合一貫輸送ターミナル整備計画についてお伺いいたします。

先日の鹿児島建設新聞によると、西之表港は、国や県がそれぞれの役割を担い、整備に向け準備を進めていると紹介されており、それによると、洲之崎地区複合一貫輸送ターミナル整備では、国が直轄で耐震強化岸壁を築造、既に基本設計等を行い、本年度中に埋立承認願書を出願予定と。県は、大きい防波堤の改良工事を継続するほか、浮き桟橋連絡橋の設計を委託したとあります。まさしく本市において待望の一大プロジェクトが進みつつあるわけですが、南海トラフ地震をはじめ大規模地震の切迫性が指摘されている中、緊急物資や支援部隊、避難者の輸送について、港を通じた海上輸送を可能にするためには、この耐震強化岸壁が重要な役割を果たすわけで、本市が被災地になった際の早期復旧に大きく寄与する整備となり、これまで長年取り組まれてきた多くの関係者の皆様の熱意と努力が実ったものとして、ここに敬意を表するものであります。

ただ、この港湾整備が、国、県のプロジェクトとして進行しているため、本市のまちづくり計画の中ではどのように位置付けられ、産業的にはどのような機能分散が図られていくのか、都市計画的側面、経済的側面からの概要が、我々には少し見えづらいところもあります。

まだ協議中の段階であることは承知していただけますけれども、言える範囲の中で、そこも含めた現時点での計画の概要と、今後どのような段階を経て進捗していくのか、お伺いいたします。

〔建設課長 上妻敏男君〕

○建設課長（上妻敏男君） 御説明いたします。

洲之崎地区複合一貫輸送ターミナル整備事業は、本年度から令和八年度までの計画で、西之表港洲之崎地区の整備を行うものです。

事業の概要は、耐震強化岸壁水深七・五メートル、延長二百メートルの整備、その前面に当たる泊地の浚渫、埠頭用地四・八ヘクタールの埋立て、臨港道路延長〇・八キロメートルの整備を行うものです。

議員から御案内のありましたように、事業の進め方としましては、調査、測量を経て設計を行います。並行して漁業権、補償等の協議、調整を行いまして、漁業者の同意を経て、県知事に埋立ての申請を行います。その許可後に着工するという流れでございます。

整備につきましては、以上のような形で行っております。

市のほうは、直接この事業に携わることにはございませんけれども、この洲之崎地区の完成へ向けて、市のまちづくり、あと、都市計画マスタープランにおきましては、港を中心とした活性化づくりというのを一番に考えなければいけないところでございますので、西之表港につきましては、物流の拠点で洲之崎地区に持つていくという流れもございまして、そういう方針を踏まえた上で、今後の計画

等につなげていきたいと考えております。

以上です。

○一二番（竹下秀樹君） ありがとうございます。

国が水深七・五メートルの耐震岸壁、あるいは泊地の浚渫等々の事業をやっていく中で、本市がこの港湾整備と関連して取り組む周辺整備の計画はあるのでしょうか、お伺いいたします。

○建設課長（上妻敏男君） 洲之崎地区の整備に接続する県道については、県のほうで計画を進めております。

あと、都市下水道で、洲之崎沖に排水しております。その検討も必要でございます、あわせて、都市下水道の老朽化が進んでおりますので、その整備等も含めた検討を行っていく予定としております。

あと、観光的なもので、今まちづくりのほうで様々な計画というものがございますけれども、現在は休耕地とか、そういうところでの話でございますので、洲之崎地区についての協議は、これから行うことになるかと思っております。

以上です。

○一二番（竹下秀樹君） ありがとうございます。

それでは、次の質問になります。

これまで多くの市民参加の下、港町再生に向けての協議がなされてきたものと承知してます。その内容を集約した港町再生基本構想で定める、特に七本の軸の中の港からのリーディング軸、三つのゾ

ーンの中のみなとゾーンで検討されてきた事項は、今回のこの港湾整備において、一定港湾の機能が再構築されていく中で、どのように反映されていくのかについてお伺いをいたします。

○経済観光課長（高石心平君） お答えいたします。

港町再生基本構想については、平成三十年度に策定しております。この基本構想策定時には、港湾整備の具体的な動きがなかったということもありまして、今回のこの洲之崎地区の整備計画は、基本構想には、現在では反映されていないところでございます。

洲之崎地区整備については、関係団体へも活用策について提案をお願いしているところであり、森林組合からはストックヤード、農協からは冷蔵施設の設置について御意見をいただいております。

実施計画等の策定もしておりますけれども、今後も地域経済の活性化に資するような活用策について、関係団体や港湾利用者とも連携、協議しながら、計画へ反映させていきたいと考えております。

以上です。

○一二番（竹下秀樹君） ありがとうございます。よろしくお願

いいたします。次に、大きくくりで、本市の人口増加、企業誘致等に向けての取組についてお伺いいたします。

まず、西之表市移住定住支援補助金の実績についてお伺いをいたします。

○地域支援課長（松元明和君） お答えします。

移住者定住支援補助金につきましては、地方創生事業の一つで、東京圏への一極集中の是正と地方の担い手確保を目的とし、東京二十三区に定住、就労していた方々が、地方へ移住し、就業、起業する場合、移住支援金を給付する制度です。

その中において、本市では、満五十歳以下の子育て世代が、失礼しました。子育て世帯が、本市の大字地域に定住し、かつ医療・介護職に就職された方を対象に、医療・介護職の人材不足の解消と、大字地域の人口減少対策に加え、高齢者等の見守り活動を行っていただくことで、地域活性化につなげていくことを目的としております。

本補助金は、県による人口割等の配分があり、本市の場合、二世帯分が上限となっていることから、対象者を限定しなければならず、幅広い担い手確保事業というよりは、地域社会が抱える課題の解決に活用する呼び水的な事業の傾向があります。

さらに、支援金に対しての返還規定が定められており、移住者が三年未満で転出した場合は全額、五年未満では半額を市町村が返還しなければならぬ規定が定められています。

このような背景もあってか、鹿児島県内においては、未加入自治体が九市町村、本事業に参画する三十四市町村の令和二年度実績は、合計で三自治体、七件にとどまっております。本市においても補助金交付に至っていないのが現状です。

本年は、コロナ禍において、昨年実施できなかった関連する二つ

の誘因事業を計画しており、既に本年十月に実施した就活モニターツアーに参加された二名のうち一名の御家族につきましては、年明け早々の本市への移住に向け、現在準備をされている状況でございます。

以上です。

〇一二番（竹下秀樹君） ありがとうございます。背景、よく分かりました。

もちろん地域支援課が行う事業ですので、移住先に関する要件のうち、自治会に加入し、子どもや高齢者等の見守り活動を行う意思があること、これはもちろん現行どおりでありまして、なかなかその応募要件を満たす状況にないのであれば、仕事に関する要件を医療・介護職に限定するのではなく、他業種でも人手不足の状況がありますから、本市独自の職種の絞り込みを緩和して、定住支援補助金の対象業種を拡充してもいいのではないかと考えるところですが、重ねての答弁になると思いますが、御見解をお伺いいたします。

〇地域支援課長（松元明和君） お答えします。

現在実施しております移住支援金制度につきましては、選定における基本的な考え方として、今議員がおっしゃったとおり、地域社会が抱える課題の解決に資するということを考慮したとき、その目的を大字地域における高齢者見守り、児童を増やす、地域の担い手確保を設定し、本事業を活用しているところですが、

高齢者見守りに対しては、特に近所に高齢者の相談、支援が可能
な人材がいることが理想であり、その役割を移住者に担っていただ
くことを条件とした補助となっております。よって、その条件に最
適な業種として、医療・福祉を設定したところです。

今後、大字地域の課題解決に資するため、現在の枠組みを重視
しつつ、他業種への対象拡充につきましても、関係各課とも協議し、
地域課題解決につながるよう取り組んでまいります。

以上です。

○一二番（竹下秀樹君） よく分かりました。ありがとうございます。
す。

次の質問に移ります。

昨年の議会で、当時の経済観光課長が、企業誘致に係る答弁の中
で、鹿児島県と連携してワーケーションのモニターツアーを実施す
る予定のお話をされていました。残念ながら、コロナ禍の中で実施
はできなかったものと認識しているところですが、答弁の中
では、コロナ禍による社会環境の変化を、本市の企業誘致を後押し
するものとして捉えている旨の認識を示されていました。

多様な形態の働き方が企業の中で定着していきつつあるこの社会
変容を、どう好機として本市の企業誘致につなげていくのか、まず
は、ワーケーションのモニターツアー等の今後の取組についてお伺
いたします。

○経済観光課長（高石心平君） 答えいたします。

今回の新型コロナウイルス感染症の影響によるテレワーク等の普
及は、これまで本市が企業誘致の中でPRしてきたような高速イン
ターネット通信網を活用し、離島という地理的な制約を受けること
なく、むしろ豊かな自然やゆったりとした時間が働く環境としての
優位性を持ち、企業の生産性を向上するものとして、企業誘致を後
押しする動きにつながるものと考えております。

一方で、全国の地域でも、それぞれの地域特性を生かした取組が
展開されておりますので、本市においては、ヨガやサーフィンの聖
地として、仕事をしながら休暇も楽しむワーケーションについて、
調査、検討を進めているところでございます。

昨年度は、鹿児島県の実施するウェルネス鹿児島ワーケーション
事業において、県外のコンサルティング会社等から四名が参加する
モデルツアーを実施し、パンフレットも作成しました。

また、本年度は首都圏に住む離島暮らしに興味のある現役世代に
対し、本市の企業とのマッチングツアーをオンラインで実施してお
ります。

今後は、新型コロナウイルス感染症の影響等も注視しながら、ニ
ーズの把握や来島してのモニターツアー等の開催を検討し、移住や
企業誘致に努めて、つなげてまいりたいと思います。

以上です。

○一二番（竹下秀樹君） ありがとうございます。よく分かりまし
た。

次の質問です。

宇宙関連産業を核とした企業誘致については、市長も以前の議会答弁で、積極的に取り組むとし、JAXAの関係団体とも協力体制の構築に努めると発言をされています。

その答弁から一年以上たちますけれども、宇宙関連、宇宙産業関連企業や次世代エネルギー関連ビジネス等の誘致や支援に向けての取組はどうなっているのか。当時の課長が訪問した企業からは、本市へ事業所を移転する場合の支援として、サテライトオフィスの設置や人材の確保、従業員の宿舍整備とともに、更なる金銭的な補助等の優遇策を求める声があったということですが、その環境整備が進んでない中で、現実的に誘致が可能なのか、お伺いをいたします。

○経済観光課長（高石心平君） お答えいたします。

現在、宇宙と言えば種子島ということで、地域の強みを生かした取組として宇宙関連産業の誘致を進めております。

令和元年度には、経済産業省の宇宙産業室を訪問し、意見交換を行うとともに、宇宙ベンチャー企業が集まる一般社団法人ニュースペース国際戦略研究所においてプレゼンテーションを行い、本市の魅力を紹介しました。

あわせて、先進的なプロジェクトに取り組む茨城県や小型ロケット発射場を誘致している北海道大樹町なども意見交換を行っております。

昨年度は、首都圏や東海圏において、宇宙関連産業及び情報通信

業の企業への説明会、企業を招いての現地案内を行うことを予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響で中止となりました。

代替として、本市に関心がある製造業者等を把握するため、東海地区への、東海地区の製造業者を中心にメールでの聞き取り調査を実施しましたが、残念ながら、関心を持っていたく事業者の把握には至りませんでした。

今後とも地域の強みを生かした取組として、宇宙に関わりのある企業や研究者とのつながりを深め、宇宙関連産業企業の誘致に取り組んでまいりたいと思います。

次に、次世代エネルギー関連ビジネスにつきましては、昨年十月に、政府が二〇五〇年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするカーボンニュートラルを目指すことを宣言しました。

離島に位置する本市にとっては、再生可能エネルギーの賦存量が多く、防災面での活用や、現在化石燃料として島外、特に国外に流出している資金が、地域内で循環することとなり、地域経済の活性化に資することが期待されます。

今後、SDGs等の環境政策を地域経済の成長に結びつけ、地域経済と環境の好循環をつくっていくためにも、次世代エネルギー関連ビジネス等の誘致は、大変期待できるものと考え、本市で実証を行っている大学や企業と関係課と連携し、その可能性について検討してまいります。

以上です。

〇一二番（竹下秀樹君） よく分かりました。ありがとうございます。

本市の企業誘致に当たって、特定国境離島社会維持推進交付金である雇用機会拡充が、条件によって使えるということは、本市の強みにはならないでしょうか、お伺いいたします。

〇経済観光課長（高石心平君） 現在、この雇用機会拡充事業につきましては、活用していただいた事業の方からも大変活用がしやすい、雇用につながりやすいというお声はいただいております。

それと、この宇宙関連産業企業誘致に向けてのつながり、強みにつながるかという部分につきましては、私どもの広報等、まだ足りない部分もあるのかもしれませんが、そういった部分も広報しながら、周知に努めてまいりたいと思います。

以上です。

〇一二番（竹下秀樹君） ありがとうございます。

唐突な言い方なりますけれども、観光産業は、地域経済にとって稼ぐ力を持つ重要なファクターであり、その振興に力を注いでいかなければならないことは、これはもう自明だと、まずもって断言をいたします。

一方で、他市町村においても地域内部の資源を活用し、観光開発や歴史的景観を保存することで、地域振興を図る取組が行われ、特に成功事例として注目されることがある地域でも、そのことによっ

て、必ずしも人口が増加し、地域衰退が食い止められるとは限らないと、「地域衰退」の著者である埼玉大学大学院准教授の宮崎氏は指摘し、一例として、二〇二〇年の時点で、人口十一万人の小樽市を挙げています。

ここは、運河周辺の重厚な石造り倉庫群、明治中期から昭和初期に流行した建築様式を取り入れた多くの都市銀行や商社の社屋が取り崩されずに観光資源として再開発され、二〇一七年には八百万人の観光客が訪れる日本有数の観光地ですけれども、そこでも、やっぱり人口減少が続いていると紹介されています。

小樽市の人口ビジョンによれば、直近の十年間で二万人強の減少となっており、日本全体が人口減少していく中で、地方において、いかに人口増加を図っていくのが容易でないかが見て取れるかと思えます。

そういう中、少しでも人口減少幅を縮小するためには、引き続きあらゆるチャンネルを使い、あらゆる可能性を求めて、企業誘致活動に取り組む必要があると考えます。

既に企業側のニーズが把握されているにもかかわらず、そのインフラ及び環境整備が予算化されないために誘致が進まないのであれば、本市の新しい人の流れをつくる戦略は、計画で終わると思いますので、ぜひ重要プロジェクトであることを踏まえた予算づけをお願いしたいと思います。

次の質問です。

本市のまち・ひと・しごと総合戦略において、仕事の創生とその創生の好循環を実現することが基本的な考え方としていますが、今申し上げたように、日本全体が人口減少していく今、その実現に当たっては、地域間競争に立ち向かうことが求められます。

本市の持つ自然、資本ポテンシャルは、他の市町村と比べてどこに優位性があるか、分析しているのか、お伺いをいたします。

○企画課長（森 真樹君） お答えいたします。

御質問の優位性の観点からは、食料の生産供給地であること、低密度で穏やかな暮らしの場、多様な生態系を持つ自然環境、種子島という高い知名度、本土への時間的距離の短さなどが挙げられると考えてございます。

○一二番（竹下秀樹君） ありがとうございます。

では、そこで、次の質問です。

本市が、ほかの市町村と比べて、そのような優位性を持つ分野があるにもかかわらず、いまだ人口減少が止まらない要因をどう捉えているのか、お伺いいたします。

○企画課長（森 真樹君） お答えいたします。

全国的にも人口減少に歯止めがかからない中、本市の人口減少につきましても、出生よりも死亡が多い自然減が多く、転入、転出による、いわゆる社会動態につきましても、その減少幅は縮まってきたものものと捉えてございます。

しかしながら、人口が減り、後継者がいない、地域の担い手が

ない、帰ってきてても仕事がないといったような声があるのも事実でございます。日常的な生活課題を処理するための仕事、医療、介護、保育、建設業などの職種では求人があるものの、選べる種類が少なく、稼ぐ力が弱いといったことや、将来的には戻ってきたいと考えつつも、高校卒業後、ほとんどの若者が進学や就職のため島外に出ていくといったことなどが、人口減少が進んでいく大きな要因であると捉えてございます。

○一二番（竹下秀樹君） ありがとうございます。

人口減少による地域衰退を食い止めるには、今課長が言われたように、仕事がキーワードとなることだと思います。

国のまち・ひと・しごと創生総合戦略の第一期における基本戦略でも、仕事人が人呼び、人がまちをつくるという観点に沿って事業が組み立てられ、各自治体の総合戦略では、地方における安定した雇用の創出を起点として、地方への人の流れの強化と、若い世代の結婚、子育ての希望実現を図り、そして、それを支えるまちの活性化を図るといった構図になっており、それを受け、ほとんどの地方で多様な人材や資金を呼び込めるような活力のある仕事の創出に取り組んでいるものと承知しています。しかし、いまだに東京圏への一極集中が是正されない中で、それぞれの自治体が苦戦を強いられているのも実態です。

本市においても、人口減少を止めるための起点を仕事の創出とするならば、なかなか行政だけでは、その実現は難しいものと考えま

す。仕事の起点のアプローチは、どこまでが行政ができる範囲というか分かりませんが、戦略プロジェクトの策定の趣旨の中では、市民や民間活力導入を図りながらとほうたっていますけれども、具体的な取組に至る舞台装置が整っているとは言い難い現状だと思います。

そういう中、専門家の中には、起点をまちとし、そこから人、仕事につなげるアプローチを提言する方もいます。例えば、豊かな自然環境を持つ本市が、どこよりも子育て支援を充実させ、なおかつ移住ニーズに即した生活インフラを整備していけば、そういう社会環境の中で子どもを産み育てたいと望む方は一定の数いらっしゃいます。そうした人たちが、自らの希望を実現したいがために移り住み、自らの経験や資格、能力を生かしたビジネスを始めたり、地域産業の担い手になっていくと。すなわちまちが有する魅力が人を呼び込み、その人が仕事を起こすというアプローチも大事だという提言で、本市においてもサーフィンにその現象が見て取れます。

もちろん、まち・ひと・しごととは、それぞれがリンクしており、どこが起点であろうとも、最終的に人口減少幅を縮小できれば目的に沿うわけですが、仕事起点からのアプローチよりも、まちからのアプローチのほうが、行政機能からすれば取り組みやすいのではないかと思います。

もちろん、まちから始めるアプローチにおいても、ただ自然資本ポテンシャル任せでは駄目で、住みたくなるまちとしての施策の充

実に予算づけをしなければなりません。その財源として再編交付金等を活用し、まちの魅力をより充実させていくのも、本市の総合戦略を具現化する上では、目的に沿った現実的な展開の一つだと考えます。

これまで市長は、馬毛島施設については、賛成、反対の二元論ではなくて、馬毛島の利活用をどのように考えるかが大事だと言われてきたものと理解する中で、本市が持続可能なまちになるための、こちら側の提言と受け止めていただければと思います。

次の質問です。

先日、視察調査で奄美の商工会議所を訪問し、所長さんのお話を聞くことができました。視察目的の一つは、自衛隊員が居住することによる経済効果を聞くことでしたが、所長さんのお話によると、二〇一九年に名瀬市の陸自の駐屯地、瀬戸内町に分屯地が開始されて以降、今現在、自衛隊とその家族を含め約千人ほどが分散して居住していることで、活発な消費活動を行う世代のため、その経済効果は大きいものと捉えているというお話でした。

それを裏づけるように、地元紙の十一月二十一日付けの南海日日新聞の記事には、瀬戸内商工会長のコメントとして、人口の減少幅が減り、官舎に住む隊員を中心に町内で買物や飲食をしてもらい、商工業者は恩恵を受けたと記載されております。

また同記事には、官舎のある一つの地区では、小中学校の児童数も前年度比十名になり、集落に活気ができたことも紹介されており、

区長のコメントとして、自衛隊の家族は、子ども会活動やボランティア清掃など、いろんな行事に積極的に参加してくれ、若い世代が増え、集落が明るくなったと記載されています。

さらに同記事によると、二〇年度の住民税は、陸自関連だけでも、奄美市で七千万円、瀬戸内町で三千七百万円増えた上に、両市町とも、基地周辺対策事業を活用して、食肉センターや一般廃棄物処理施設など、住民生活にも直結する施設整備も行っており、両市の財政担当者は、陸自施設がなければなかった税収である、周辺整備も併せて行うことができ、陸自施設の開設により、財政面の効果は感じているというふうなコメントをされています。

商工会議所の所長さんには、基地があることによる観光面でのデメリットもお聞きしましたが、世界自然遺産登録後は、むしろ移住相談や、空き店舗活用の話も増えており、基地があることによる環境の影響はないと認識しているとお話でありました。

反対される方の中には、その経済効果に疑念があったり、あるいは観光産業へのデメリットを懸念する方もいらっしやいます。しかし、奄美駐屯地、分屯地では、再編交付金の対象施設ではありませんが、それでも大きな経済効果や地域力の向上が見て取れ、沖縄がそうであるように、自然、資本、ポテンシャルが高ければ、防衛施設の有無にかかわらず、観光客が訪れるものと、今回感じたところであります。

私としましては、それぞれのメリット、デメリットは決してトレ

ードオフの関係でないことは見て取れましたので、持続可能な社会基盤を維持するためには、人口減少を緩和させる必要があるという観点から、むしろ積極的に本市に自衛隊の官舎を設置することを求める人口増加に向けての現実、かつ即効性のある判断をするべきだと思います。

昨日の答弁と同じになるかと思いますが、市長の御見解をお伺いいたします。

〔市長 八板俊輔君〕

○市長（八板俊輔君） 人口問題、あるいは経済効果と自衛隊の受入れについての御質問でございます。

人口増による地域活性化、あるいは経済効果の観点から、自衛隊の誘致をすべきだという考えがあることは十分承知しております。また、理解しているところでもございます。

一方で、基地整備時の初期損失のようなものも考えられると思います。基地設置と同時に、共に基地経済がスタートをいたします。基地経済に頼った地域の発展は、基地機能の強化の度合いに比例し、同時に他の資源利用を妨げるおそれもあると考えております。

また、馬毛島の基地につきましては、米軍の訓練施設が根幹部分という面もございます。そうしたことを踏まえて、メリットだけでなく、最初の、あるいは将来生じ得るデメリットについても見極めた上で、適切に判断していきたいと考えております。

以上です。

○一二番（竹下秀樹君） 今日日帰りですけれども、岩国市の視察にも行ってきました。まず、岩国市の産業振興部に、アポなしでお尋ねしましたけれども、それにもかかわらず、丁寧な対応をしていただき、いろんなお話を聞くことができ、また資料をいただきましたので、ここで共有をさせていただきます。

これは、ちよつと見づらいかもしれませんが、令和二年度決算ですけれども、岩国市の、再編交付金の歳入決算額十三億三千六百八十九万円、これ以外で、特定防衛施設周辺整備調整交付金が、歳入決算額九億六千八百万円となっています。もちろんこれ以外にも、固定資産税に代わる特別基地交付金があります。

両交付金の使途としては、御覧のように、見えますかね、子ども医療費助成事業や市立小中学校の学校給食無償化のための基金積立、あるいは地域力強化のための拠点整備やインフラ整備等で、市民の利便性、福祉の向上に資する施策が多岐にわたり講じているのが分かります。

もちろんこれは、よそんちのお財布の中身ですので、あくまでも参考までに見ていただいたわけですが、ここで申し上げたいことは、交付金の金額ではありません。

岩国市役所の後、岩国商工会議所、岩国市観光協会を訪問しました。多くの事業者から構成される団体ですけれども、会頭や会長から、基地との共存の中でも、それぞれの立場で、国に対しても主張すべきは主張し、よりよい条件を引き出すため、要望活動を継続し

ているなど、地域振興のために地道に取り組まれているお話を聞くことができました。

そして、商工会議所はいろんな業種に広く経済効果があるように、あるいは業界の中で不公平がないように創意工夫され、観光協会は観光振興のための施設整備の充実に向け、行政と連携の下、取り組まれていました。そこに、基地経済に依存して、自立心をなくし、自らの創意工夫を放棄した姿はなく、むしろ行政との良好な関係の中で、まちづくりをそれぞれの団体と行政が同じ方向を見て、お互いの役割を補完しながら、財源に裏打ちされた施策を積極的に展開していました。

つまり、私がここで申し上げたいのは、市長の言う、その失うものが大きいとされる中の一つである、基地経済へ依存し、自立心をなくすというものは、少なくとも岩国市においては見受けられなかったという事実であります。

どの交付団体を見て、そのような所感を持たれたのかが分かりませんが、仮に、一部の動向をもってそれを全体に当てはめているのであれば、それは作為的で、市民に対してアンフェアな発言だというふうに思うところでもあります。

いずれにしろ、市長の言うデメリットは、この場合でもメリットとトレードオフの関係ではなく、つまり、何かを得れば、何かをなくすという事実はないことを、今回の視察を踏まえ、断言するところです。

岩国市や奄美市がそうであるように、食料の生産地、供給地をはじめとする、先ほど申された本市の魅力、価値は、馬毛島施設によって決して損なわれるものではなく、財源が担保されることにより、むしろその魅力はブラッシュアップされ、より活力のある本市の未来構造が描けるんじゃないかと思うところでもあります。

通告にありませんので、これについての答弁は求めませんが、昨日の課長と市長の答弁の中で、再編交付金の勉強会をしていること、また、ある状況下においては、官舎誘致について言及することもあるという含みのあるお話でしたので、少し潮目が変わったものとして受け止めておきます。

次に、大きくくりで、農業振興について質問をいたします。一番目、平成二十九年の日本農業の基幹的農業従事者数は、その三十年前の平成元年から半減して百五十一万人、十年前の平成十九年からでも五十一万人の減で、十年ごとにもうほぼ五十万人ずつ減少しており、理由は、高齢者のリタイアと若手新規就農者の少なさであると言われています。

そのため、国は農業衰退を再興に転じるために、環境に調和した持続的農業と活力ある農村を目指す、若年新規就農者の確保と意思のある全ての農家が参加する組織形態の設立、いわゆる法人化、農地中間管理機構により農地の集積、大区画化、技術革新、いわゆる大規模経営を可能にする省力、知識集約技術の導入、魅力的な田園生活を可能にする農園整備と、この四政策をパッケージとして掲げ

ており、本市の農業振興施策も、大筋この農業政策パッケージに沿って推進されているものと理解しています。

このうち、三番目の技術革新がスマート農業を指すものと思われるかもしれませんが、一口にスマート農業といっても多種多様で、これから開発が進むであろう技術も含まれ、その範囲は非常に広範な分野にまたがっています。

本市では、今現在、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想案が策定され、パブコメが終了したところですけれども、センサスによると、総農家数は二〇一五年、千三百十戸、二〇二〇年には九百六十五戸となっています。その中には、生きがい農業を行う高齢農家を含む小規模な兼業農家の割合も大きいと思いますけれども、このような農業構造下で、本市の長期振興計画の後期計画の中でも言及しているスマート農業をどのように活用していくのか、今後の取組と期待される効果について、説明をお伺いいたします。

○農林水産課長（岩下栄一君） お答えいたします。

初めに、本市におけるスマート農業の普及状況についてでございますが、畜産分野では、搾乳ロボット、分娩監視装置や発情発見装置など、多頭農家での導入が少しずつ進んでおります。

また農産分野では、本年度より市農業振興公社の受託事業として、ドローンによる農薬散布を実施しております。

今後の取組としましては、国、県の事業を活用した機器類の導入、農家、農業振興公社等受託組織体制の充実を図るとともに、引き続

き関係機関と連携しながら、情報収集や普及活動を行ってまいりたいと考えております。

なお、期待される効果といたしましては、農作業の省力化、軽労化及び人手不足の解消、また生産性向上による規模拡大や、蓄積データを活用した農業経営の改善、農業分野への新規参入等が挙げられます。

以上です。

○一二番（竹下秀樹君） もう既にいろいろ実装されて、ドローン等を使われながら行われるというふうに理解したところでです。

国は、ITを活用したスマート農林水産業の普及拡大のため、デジタル田園都市国家構想推進交付金を新設する方針を決めたとの新聞報道もありました。自治体を財政支援し、誰もがスマート技術を利用できる環境を整備するという内容で、本市においても、当然事業化すべき内容でもありますし、農業生産性を上げるためには、可能性を持った分野だと期待をするところです。

ただ、今現在本市農業において喫緊に取り組むべきことは、新規就農者の確保と、基腐病で被害を受けた農家の支援策となると思います。幾ら中長期的な施策があっても、今、目の前にある現状と窮状に対応しないと未来図は描けません。

そこで、次の質問になりますけれど、二番目の農業次世代人材投資事業の実績と課題については、昨日同僚議員の質問で、所管課から御答弁いただきましたので、割愛させていただきます。

三番目、基腐病で被害を受けた生産者への本市独自の支援についても、昨日一定の答弁をいただき、被害の状況、国の動向を注視しながら検討していくが、今の段階では考えていないということでしたけれども、二年連続の被害は著しく営農意欲を損なうものであり、その生活基盤すら脅かすものです。本市の基幹作物であるさつまいもを産地として維持していくためには、本市独自の支援は不可欠と考えます。

改めて早急の検討をお願いしたいと思いますが、重ねての質問になるかと思いますが、答弁をお願いいたします。

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。基腐病の被害については、非常に甚大でありまして、その支援については、我々も腐心をしているところでございます。

先日もお答えした内容と若干重なるかとは思いますが、結論から申しますと、現在のところ減収を補填するような支援策は難しいと考えております。

国におきましても、今後、次期作に向けての継続栽培について様々な支援メニューを予定しているようでございます。その動向も踏まえながら、生産農家の皆様は、安心してさつまいもを栽培していただけるよう効果的な支援を、市としても検討してまいりたいと考えております。あくまでも現在のところでありませうけれども、そのように考えているところでもあります。よろしくお願ひします。

○一二番（竹下秀樹君） ぜひよろしくお願ひいたします。

次の質問です。

これまで本市においては、平成二十七年度に分散型エネルギーマスタープランを策定し、豊富な島内資源を活用して、島内循環を図るエネルギー体制の構築を目指し、再生可能エネルギーの賦存量や、市内の熱容量の調査、また有機廃棄物系バイオマス、木質バイオマス、風力や水力発電について、それぞれの資源量やその調達可能性、想定する規模、施設を設置しての地域熱供給の可能性、あるいは哨戒機等の利用の可能性と、多岐にわたって調査されてきたものと承知しています。

しかし、いずれの再生可能エネルギーについても、原料の調達や採算性、さらには運営体制など多くの検討すべき課題があるとの、当時の議会で担当課より答弁がありました。

その中では、再生可能エネルギーを取り組むに当たっては、ただ単に再生可能エネルギーを活用するというのではなく、今ある一次産業の課題解消という部分にも対応しながら取り組んでいくという方針が一定示され、これまで本市の酪農業の課題となつている乳用牛の家畜ふん尿を活用した有機廃物系バイオマスを、第一次優先順位として検討組織を設置し、各種調査を実施されてきたものと認識しています。

しかしながら、今回の本市の第六次長期振興計画後期計画や、過疎地域持続的発展計画を見ても、資源の循環的利用の促進、あるいは再生可能エネルギーの利用の促進の取組方針においては、畜産系

廃棄物バイオマスに特化した形ではなく、分散型エネルギーマスタープラン作成時に検討調査されたような多様な再生可能エネルギーを対象として、引き続き検討していくような表現になっていると見受けられます。

一度は方針を示した畜産バイオマス事業に向けての今後の取組と課題について、お伺いをいたします。

○企画課長（森 真樹君） お答えいたします。

御質問の畜産バイオマス事業につきましては、これまで酪農スラリを活用いたしましたバイオガス発電を調査研究してきたところでございます。

本年度、民間におきまして、酪農スラリーの堆肥への活用というのが進んでございます。したがいまして、現段階では、その推移を見守っているところでございまして、状況によりましては、また再度、有機廃棄物系バイオマスの研究というのを進めていく必要もあらうかと思っております。

以上です。

○一二番（竹下秀樹君） ありがとうございます。

この分野における課題が解決されてないんであれば、引き続き検討も必要になるのかと思いますので、引き続きの調査研究をお願いしたいと思います。

次に、大きくくりで、観光振興事業者支援についてであります。一番目、新型コロナウイルス感染症の第六波が、依然懸念材料ではありま

すが、少なくとも一定の落ち着きを見せている今、どのような観光振興策を取っていくのか、説明をお願いいたします。

○経済観光課長（高石心平君） お答えいたします。

まず、首都圏での観光PRや物産展を通じて本市の魅力を伝えていこうというふうに考えております。具体的には、十一月二十六日、二十七日に、既に実施いたしましたけれども、東京のJR大崎駅における種子島の特産品販売促進イベント、年が明けまして一月二十六日、二十七日には、東京都にあるJALの本社施設において、観光特産品PRイベントを県内五市町と共同で実施する予定です。この中において、ウェルネスツーリズムやワーケーションのPRも行う計画です。

また、修学旅行の受入れに向けて、一時民泊受入れを中止しておりましたが、この再開に向けても協議を進めているところでございます。

一方で、県内、鹿児島県民へのPR活動も進めていくことが重要だと考えておりまして、観光協会や特産品協会などと連携を取って、取り組んでいく方針です。

インバウンド対策につきましては、新型コロナウイルスの世界の感染状況を確認しながらということにもなると思っておりますけれども、本格的には来年度以降の事業展開を検討していきます。

以上です。

○一二番（竹下秀樹君） ありがとうございます。よく分かりまし

た。

鹿児島県が発表した二〇二〇年の観光統計では、県内の観光消費額は、前年度比四五・二％減で、これまでにない落ち込みだったという報道がありました。その状況は、二〇二一年度、本年度まで続き、御承知のとおり、本市の観光関連事業者においても大きな打撃を受けている現状にあります。

今回のプレミアム商品券等は、本市全体の経済振興には大きく寄与すると思われましても、地域住民の需要喚起策という施策の性質上、観光関連事業者にはなかなか効果が行きづらいところもあるかと思えます。

今、課長のお話にありましたように、今後いろんな取組が、御紹介いただきましたけれども、ピンポイントで観光関連事業者への支援につながるような取組について、関係者、あるいは事業者への聞き取りも行いながら検討していただければと思います。

また、インバウンドについても御紹介ありましたけれども、本市にはJETプログラムを活用したアメリカ人の国際交流員が在籍しています。観光部門での雇用で、主にインバウンド対策として通訳、翻訳、国際交流推進事業等の業務に従事しているものと承知しています。

課長おっしゃるように、実際に本市外国人観光客の誘客ができるのは、もちろんまだまだ先のことではありますが、せっかく人材がいるわけですから、国際交流員ならではの目線で、先を見据えた環

境整備も進めていただければというふうにも思うところでもあります。よろしくお願いをいたします。

次の質問です。

先日の同僚議員への答弁で、過去の観光協会の運営においては、繰越金の課題なども多く、全体予算が削減されてきた経緯は理解したところですが、ただ同僚議員の質問にもありましたように、人件費を除くと、活動費があまりにも少ない現状にあるかと思受けられます。

また、各支部が独自の取組をしようにも、少ない全体予算の中で調整しなければならず、例えば、西之表支部が本市を中心としたデジタルマップを作成したくても、なかなか予算化できないというふうにも伺っているところです。

このような西之表支部独自の前向きな観光振興に資する取組について、本市として何か補助の強化ができないのか、お伺いいたします。

○**経済観光課長（高石心平君）** 観光協会西之表支部に対しての補助の強化等についての御質問ですけれども、種子島観光協会西之表支部には、種子島観光協会本体を通じて支部の運営費が支出されており、

種子島観光協会には、昨日も御案内しますが、種子島一市二町が負担金を支給しております。西之表支部の事業につきましても、種子島観光協会の経費の中で検討して、対応していくものと考え

えておりますが、事業の中身によっては、市の観光事業予算の中で対応できるものもあると思います。

今後とも連携を取りながら、共に観光振興に取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○**一二番（竹下秀樹君）** ありがとうございます。

種子島は一つとして、一市二町の観光協会が一緒になって観光振興の強化を図っていくことが本来の目的だったはずですが、失礼ながら、現状は一市二町がちよっと、若干牽制し合って、少し窮屈な状態になっているように見受けられる気がします。

今、課長言われたように、西之表支部の本市の観光振興に資する要望については、市の観光施策の一つとして連携して、事業検討していただければと思いますので、よろしくお願いをいたします。

最後の質問になります。

西之表市入札参加資格申請については、二年更新となっておりますけれども、新規事業者は毎年追加申請ができるような柔軟に対応できないのか、お伺いいたします。

〔財産監理課長 奥村裕昭君〕

○**財産監理課長（奥村裕昭君）** お答えいたします。

本市における入札参加資格申請につきましては、入札参加資格の有効期限が二年であることから、二年に一回申請をいただいているところでございます。

御質問の追加申請についてでございますけれども、定期の申請がなされた翌年度の十月から十一月の期間で追加申請を受け付けております。したがいまして、実質的には、毎年度申請ができるシステムになっているところでございます。

以上でございます。

○一二番（竹下秀樹君） ありがとうございます。柔軟に対応されていること、理解しました。

域内経済におきましては、自治体からの財政移転が地域の所得循環構造の中で果たす役割は大きいと思っておりますので、事業者の機会の平等を担保すべく、引き続き、毎年度追加申請ができる体制を取っていただければと思います。ありがとうございます。

以上で、私の質問は終わります。

○議長（川村孝則君） 以上で、竹下秀樹君の質問を終了いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。おおむね十一時二十分頃より再開をいたします。

午前十一時六分休憩

午前十一時二十分開議

○議長（川村孝則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

次は、橋口好文君の発言を許可いたします。

「一四番 橋口好文君登壇」

○一四番（橋口好文君） 皆さん、こんにちは。一般質問をいたします。

新型コロナウイルス感染症の勢いもやっと収まってきました。昨年从今年にかけて、本市でも観光業、飲食業を中心に多大な経済損失を受けております。最近になって、やっと人流も増えてきている感じがします。これから本市の商店街も経済が上向くことを期待しておるところでございます。

しかしながら、南アフリカ共和国で、新たにオミクロン新型コロナウイルスが発症し、世界十六か国に感染者が確認されており、我が国日本政府は、昨日外国人渡航者の入国を全面禁止いたしました。この政府の措置については、よき判断であると、私は考えておるところでございます。

新型コロナウイルス禍の中、本市の基幹産業である農業について、少し触れたいと思います。

皆様御承知のこととは思いますが、さつまいも基腐病は、昨年よりも被害が広がっている感じがいたします。また、お茶についても、価格低迷が続いております。さとうきびにつきましては、非常に今年は天候に恵まれ、恵まれた中での生育で、見込み反収が六・五九二トンとなっております。糖度も、平均糖度も高いようでございます。

最終的には、私の個人的な見解ではございますが、今から収穫が

始まりますので、四月までありますので、最終的には七トン近くの反収ができるんじゃないかと、そう私は予測しております。

畜産についてでございますが、今月十五日、十六日、種子島家畜市場で、和牛子牛競り市が行われ、雌、去勢、合わせて平均単価が六十七万七千八百八十五円で、前回十月競りより四万八千四百三円高となっております。

それでは、質問に入りたいと思います。

まず、一のさつまいも基腐病についてでございますが、この基腐病は、昨年以上に被害が拡大したと感じております。多くの農家さんもそう言っておられます。農家さんにとっては、今までにない回数薬剤散布、発病株の引き抜き等大変な御苦労をされております。私は、六月から市内全校区のさつまいも畑を見て回り、その惨状もこの目でしっかりと見ております。現和、安納校区においては、四回、五回見て回りました。今月も見て回りました。その中で、生産農家の方の声もしっかりと、この耳で伺っております。生産農家経済が困窮していることを実感しております。そういう状況で、肥料農薬販売事業者も、肥料農薬代の回収に御苦労されていることがございます。

では、質問でございます。

アの、本年は、市技連会、防除支援員と連携し、技術指導や情報提供を行ってきたと思うが、その成果を聞きたいと思えます。

また、農薬のアミスター20フロアブルの効果はどう受け止めて

いるか、併せてお答えいただきたいと思えます。

以下の質問は、質問者席より行います。

「農林水産課長 岩下栄一君」

○農林水産課長（岩下栄一君） お答えいたします。

まず、これまでの成果についてであります。大きく二点あると考えております。

まず一点目は、防除支援員が毎日圃場を巡回する中で、圃場の管理、基腐病の状況などを把握するとともに、農家の皆様の声を直接聞き、助言等ができたことであります。

二点目に、現場での様々な情報から、今後の防除対策を検討する上での材料が増えたこととあります。

しかしながら、様々な防除対策を実施いただいたにもかかわらず、全体的に被害が拡大したことにつきましては、誠に残念な思いでございます。

引き続き、次年度に向けて基本的な防除対策の徹底をお願いしつつ、被害を最小限に抑えるため、関係機関と連携し対策を継続してまいります。

次に、アミスター20フロアブルの効果についてでございますが、一定の効果があつたと言われる方がいらっしゃる一方で、効果が見えにくかったと言われる方もおり、両方の評価を伺っております。これについては、農薬登録試験結果や国、県の実証試験結果から、一定の防除効果がある薬剤だと考えております。

基腐病は感染力の非常に高い菌でございます、散布のタイミングも重要でございます。今後は、効果的な散布時期や方法など、周知について強化してまいりたいと思います。

以上です。

○一四番（橋口好文君） 今のアミスターの効果ですけど、私、前回の一般質問の中でも申し上げましたが、研究機関の結果は、効果は六割だと、六〇%だという報告を、熊毛支庁農政普及課の職員より聞いていただいて、回答をいただいております。でございますが、なかなか、今課長の答弁でもございましたが、この薬がなかなか効かないと、しかも三回しかかけていけないということで、あとは農家さんは、Zボルドーを、もう六回も七回も、私の回った農家さんは、私が聞いたところでは九回かけたということでございましたが、その後もかけておりました、十二回はかけているということで、もうこの間だけ薬漬けですね、経費も大分かかっております。もうこのさつまいも栽培がですね、三年前の、基腐病が発症する前からしたらですね、さつまいも栽培が非常に困難になっていると、農家さんにおかれましてはですね、もう、今までのさつまいも栽培とは違うんだと、そういうことも認識していただいて、栽培に取り組んでいただきたいものだと、私はそう考えております。

今後、また来年も、恐らくこの基腐病は発症すると思っておりますので、栽培する農家さんに至ってはですね、やっぱり覚悟を持ってですね、自己責任ということも持ってですね、しっかりとやっぱり対策を講

じながらやっていただきたいものだと、私はそう考えております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

次の質問、イでございます。

基腐病に感染したさつまいもが、残渣処理場に集められましたが、その量を伺いたいと思いますが、ここに写真を持ってきました。これはですね、これは現和旧中学校の校庭の東側にですね、現和校区は地元の土建業者さんにですね、パワーショベルをあれ、出している、穴掘って埋めている状況なんですけど、この穴がですね、私がざっと見ても、長さが十五メートルぐらいの穴です。それで深さが四メートル、幅が四メートルぐらいございました。もうすごいんですよ。これ全部さつまいもの残渣です。これもですね、もう、そういうことで、量をですね、一応伺いたいと思いますが、現和校区はこんなして、近くに、校区内に残渣処理場がありますけど、国上、榕城、下西、住吉ですか、牧之峯の牧場に持っていかんといかんちゅうことで、私、前回の一般質問でも八板市長にお願いして、週三回の残渣処理収集をお願いして、すぐ八板市長は、二回から三回に増やしていただいて、十月四日月曜日ですけど、これが第三回に増やした第一回目の収集時で、私、牧之峯に午前中、お昼前だったんですけど、足を運びました。私が行ったときは、ちょうど国上の農家さんが持ってきたんですけど、ちょうど六名の農家さんが、今持ってきたということで、そうまだ集まっておりませんでした。

ですから、この量を伺いたいと思いますが、今後また、来年度も

こういう状況が発生するものになれば、やっぱり近くにですね、残菜処理場を求めて、行政としてですね、準備をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○農林水産課長（岩下栄一君） お答えいたします。

本年度は市営牧場のほかに、各校区の方々にも御協力いただきまして、新たに伊関、安納、現和、安城、古田の校区で六か所の残渣物の受入れを行っているところでございます。現在約九百四十トン程度の残渣物のほうは集められていると推測しております。

また、議員がおっしゃるように、近くに残渣の処理というところがございますが、今年度につきましては、昨年度一か所市営牧場であつたのが、こういった形で、各校区で協力いただいたところで、残渣の処理の場所が増えましたので、また来年に向けては、今年度を踏まえまして、なるべく農家さんの近いところで処理ができるような形で検討してまいりたいというふうに思います。

以上です。

○一四番（橋口好文君）

質問、ウです。
これは、先ほども同じ質問で、ダブるところはありますが、基腐病の被害を受けた農家に対し、市独自の経済支援を求めているかかというところでございます。また県に対しても、経済支援を求めるときではないかと、このことにつきましても、第三回定例会の質問の中でも要望しておりまして、基腐病についての支援ということでは、

八板市長に、市長はですね、基腐病についての支援ということでは、議員御指摘のことも含めて、今後要望の中で申し上げていきたいと思っておりますという答弁をいたしております。その結果はどうだったでしょうか、八板市長。

「市長 八板俊輔君」

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

昨年来、議員、橋口議員をはじめ、いろいろな方からですね、御指摘をいただきまして、私どもも要望をしております。そういう中で、県にも経済支援を求めています。いろんな場がございますけれども、各種農業関係の会議ですとか、そこには熊毛支庁農政関係の方もおられます。

それから最近、直近では、先日知事がふるさと、県民とのふるさと対話という形で、本市にも見えられましたので、その際にですね、基腐病についての、昨年来の支援の御礼と、それから今後の引き続きの支援についてお願いをしたところであります。

今後ともですね、本市独自の支援というのは、先ほど述べたところでありますけれども、引き続きですね、情勢を見ながらですね、農家が、次期作に向けて意欲を持って取り組めるようにですね、支援を様々な形でやっていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○一四番（橋口好文君） 今、県にも要望したという、お願いしたという回答がございましたが、鹿児島県は誰にしたんですか。それ

でまた、そのされた方は、どういう返事があつたんですか、答えてください。

○市長（八板俊輔君） 県はですね、農政担当ですが、熊本支庁の農政普及課、農政部、そして知事にもですね、先日申し上げたところです。それについては、今後ともしつかり支えていくというようなことでございました。

○一四番（橋口好文君） 私はですね、失礼しました。今月十五日に、宮崎県の都市にある九州農業沖繩試験場にですね、アポを取ってですね、基腐病についての説明をいただきたく、伺いたいんですがということ連絡したんですが、ちょうど今月十五日というのはですね、先方の話では、今さつまいもの収穫の最盛期で、ちよつと対応ができかねるということ断られた経緯がございまして、また日を改めてですね、私、個人的にまた伺いたいと思つているんですが、この試験場は、さつまいも基腐病の研究をしている試験場だと伺っております。

それですね、私は、十五日、十六日は、牛の競りがありましたので、それで十七日にですね、鹿児島県庁の農政部農産園芸課に足を運びました。その中で、私が行つたらですね、対応していただいたのが、特産作物対策監という方ですね、それから技術主幹兼糖業特産作物係長さん、二名でございました。

私はですね、その中で、本市のさつまいも生産農家さんから、県の対応が遅いということを、昨年から伺つておりましたので、鹿児

島県は、この基腐病について、西之表市の基腐病について、どういう対応をしてきたのか、してきてないんじゃないかということ、まず問いました。

そうしたら、対策監はですね、いや、ちゃんとやっています、やってきていますと言われましたので、じゃあ、やってきたことを答えてくださいと、私は言つたんですよ。そうしたらですね、十秒ちょっと過ぎてね、答えが出てこないんですよ。早く言つてくださいと、今やってきたと言つたでしょう、言つてくださいよと言つたらですね、やつてないから言えないんじゃないですか言つたら、いや、やりました、じゃあ、言つてくださいと言つてですね。そうしたらですね、何と言つたかという、実に幼稚な答弁でした。排水、水のたまるような排水の悪い畑は、圃場は、排水対策もするよ、うにと、そういう指導もしてまいりましたということを答えられました。私はすぐ切り返しました。それは、昨年、基腐病が蔓延してからの話じゃないですか。この基腐病は、一昨年から、おととしから出ているんです。私の近くの圃場でも、四十アールの畑の、ん粉用甘しよが全滅しているんです。そのとき、熊本支庁農政普及課の職員も四人か五人、その圃場に見えているんです。それから何の動きもなかったんですよ。だから、農家が県の対応は遅いんじゃないかということ、どう思いますかということも、私申し上げましたが、また私は、その対策監に対して、今日はそういうことを、技術的なことを伺いに来たんじゃないと。そう

いうことは、熊毛支庁なり、西之表市の技連会でも、ちゃんと農家さんにも情報提供はいたしておるから、今日見えたのは、私伺ったのは、安納いもの生産農家さんが、非常に経済的に困窮していると。二年連続の病気に感染してですね、農家さんが非常に困っているんだと。ですから、鹿児島県として経済支援をしていただけないかと、そういうことを、私は対策課に要望したんですが、後で考えてみれば、対策監が、すぐそうやりますということを言える立場でもなかったわけですけど、そういう対策監の、その次の返答がですね、返事がですね、国がいろいろ支援をしているから、国のした支援に乗せして、県がやることはちょっと難しいですという回答でございました。

私は、西之表市は、昨年農業の助成、アミスター20フロアブルも、国が二分の一負担し、残りの二分の一の三分の一を西之表市が負担しております。また、JA種子屋久が、基腐病に、被害に遭われた農家さんに対する、希望する農家さんに対する融資額の一・五%の利子も、西之表市は補填して、助成しております。そして、何よりも昨年十二月、第四回定例会で、西之表市長八板市長は、追加補正で一億九百万円強の農業振興費の予算を上程し、全会一致で議会可決いたしましたして、今年の一、その予算執行が行われ、一億三百万円からの予算を出して、予算執行が行われているということ、私は県にも伝えました。

ですから、私は、国がやるから、やったから、その上乗せは難し

いというのは、私は、理屈は通らないと思うんですよ。ですから、国がやる前に県がやれば、上乗せにはならんじやないですかちゆうことを、私は対策監にも申し上げたところでございます。

県の回答はなかなか、そういうことで難しい面もございましたが、また来年、それからですね、対策監には、私いろいろ農家の声を伝えました。西之表市の安納いも栽培農家は、もう心が折れているんですよって、生産意欲を失っているんですよって、来年はもうやめるといふ農家もいます。面積を減らすという農家も結構いるんですよ。鹿児島県、南九州は、特にさつまいもが基幹作物であります。そのさつまいも栽培が衰退していくようなことがあれば、鹿児島県の農業の衰退につながるんじゃないですかということも、対策監に、私は申し上げてきました。

いろいろ私、自分個人で行ったもんですから、農家の声をいろいろと伝えたとところでございますが、また来年一月になれば、産業厚生委員会も、都城市の九州農業沖縄農業試験場に、そしてまた県庁農産園芸課に、所管事務調査で行くことになっておりますので、行かれる委員の方々には、ぜひ農家のために、また成果を持ち帰っていただければと、私はそう考えておるところでございます。

続きまして、次の質問、(二)の土づくりについてでございます。これも第三回定例会で、私は要望したんですが、堆肥購入に対する市の財政支援を求めるといふことでございます。

まず、南九州市は、昨年第四回定例会で、補正予算に堆肥購入の

補助を出したという記事がございます。特に、近年はさつまいも基腐病の多発を背景に、土づくりが見直されていると。南九州市は二〇二〇年十二月補正予算で、同病の対策として、堆肥施用を補助、JA畜産部は、病気が出にくい、健康な土にしたいと、いもや野菜など多くの農家で堆肥の需要が高まっているということでございまして、これにも少し要件がございまして、伺ったらすね、過去三年間、以前三年間堆肥を使ってない畑だと、そこに対象だと、そういう畑が対象だと。それでまた、反当、十アール当たり三万円を上限として補助するという要件があるそうでございます。

南種子町の堆肥センターは町営でやっております。ここもですね、和牛農家からナマバリ、牛小屋から出した堆肥、堆肥ちゅうか、堆肥なつてないふんをですね、牛ふんを、トン八百円で町が買ってですね、それで堆肥生産をやっているということで、南種子町の場合は、トン九千円で販売しているそうです。中種子町も、西之表市も、JAがやっておりますので、JAもトン九千円でございます。しかしながら、南種子町は、この堆肥散布は千円でございます。これ、トンか、十アールか分からんけど、確認してなかったんだけど、西之表の場合は、堆肥代プラス三千円でありますので、管理センターが散布しますので、そういうところですね、農家はですね、堆肥が高いから十分使えないと、使い切れないと、そういう思いでいっぱいなんです。これは、製糖会社の本部長さんも、それは私と同じ意見を持っておられました。

ですが、こういうのを助成ができないかということですが、どうでしょうか。

○農林水産課長（岩下栄一君） お答えいたします。

堆肥購入に対する本市の財政支援につきましては、本年度さとうきび作での土づくりを目的とした作地力増進対策事業におきまして、土壌改良等をして、堆肥代等について三分の二を補助しております。また、さとうきび土づくり展開事業といたしまして、本十二月議会において補正予算を計上してございますけれども、低反収補助の改善対策を目的とした堆肥散布実証試験を、市内の圃場で実施し、併せて堆肥購入助成を行う予定としてございます。

以上です。

○一四番（橋口好文君） ありがとうございます。

この、今、課長言われた実証試験とか、そういうのは何か補助事業でやるわけですか。

○農林水産課長（岩下栄一君） これは、県のほうからの事業でございますけれども、大本の財源としては、国の産地生産基盤パワーアップ事業ということで、国の財源が入っております。

○一四番（橋口好文君） ありがとうございます。

南九州市も、産地生産基盤パワーアップ事業を使っているということでございます。

次の質問に入ります。

今、今度はイですね、過疎地域持続的発展計画書の中に、生産性

の高い土づくりについて記載されている。市長は、令和三年第三回定例会で、国、県の施策等も考えながら研究していきたいと思いますと答弁している。その結果を問うということですが、これ、今課長が答弁したことでよろしいでしょうか。どうでしょうか。

○農林水産課長（岩下栄一君） そういうことでございまして、国や県の事業を活用するということが、あと、また併せまして、この事業で活用する堆肥でございますけれども、バガスを活用した地元産の堆肥を活用することで、なるべく経費のほうは軽減するような形で取り組む予定でございます。

○一四番（橋口好文君） はい、分かりました。

次の質問に入ります。

今後の、（三）今後の青果用さつまいもの生産の見通しを問うということでございますが、私は、先ほども述べましたが、生産農家の、もう心が折れていると、ある国上の高齢の御婦人です。来年、何で生活していったらいいか分からないと、そういう声も伺いました。本当に気持ちが悪う、やる気を失っております。

また、伊関、安納校区でも、六十代の前半の農家さんも、何とかしてもらわんことには、これはもう市に何とかしてもらわんことには、経営が回っていかんだろうと、いかなのだということを訴えられました。

ですから、このことについて、八板市長、どうでしょうか。国の、県の施策等、どうなっているでしょうか。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

まさに、この基腐病の状況は、昨年、そして今年と、非常に甚大な被害で、これから先も続くであろうことを考えますと、農家の本当に生産意欲というのは、もう心が折れるという、そういう気持ちは本当によく分かります。私も方々で、生産者からそういうお声をいただいているところであります。

これについては、やはり本市並びに種子島のさつまいもの産地存亡の危機であるというふうに思っております。これは種子島だけでなく、鹿児島県でもありますし、この基腐病の広がりといいますのは、北海道まで行っておりますので、これは全国の農業の危機ということだと思います。

そういう中で、先ほどもちよつと答弁、思い出しましたけれども、国の、都城のですね、農研機構の方とも、この種子島での窮状について、訴えていったところですね、種子島の農家は非常によくやっというところ、逆になんか、いろいろなことを取り組んでおられるということを、逆に伺ったところですね。そして、そういう中で、この種子島の基腐病対策の動向というのは、今、全国的に注目されております。そういう中で、国の農林水産省のほうもですね、そういう認識は持っておられます。鹿児島県もそうですね、我々も、被害の先行地域の者としてですね、農家に、将来にわたってさつまいもをしっかりと守っていくように、作っていただけるように、心して対策に取り組んでいきたいと思っております。

今後ともですね、議員各位のお知恵も拝借しながらやりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○一四番（橋口好文君） 市長の覚悟のほども伺いました。今後、来年度に向けましてもですね、ぜひ、私のほうからもよろしくお願ひいたしておきます。

次の質問に入ります。

（四）地産地消の推進についてでございます。

過去にもこの質問はいたしておりますが、アの給食センターへの本市農産物の供給実績を問うということでございますが、第六次長期振興計画にも載っておりますし、西之表市教育振興基本計画素案ですけど、この中にもうたわれております。食育の推進ということで、四年間の主な取組という項目がございます。その中に、給食を通して地元食材の紹介や地産地消の推進を図りますということがうたわれております。

過去の一般質問の中で、農林水産課の答弁は、青果市場と、それから、ここの青果市場を利用している近郊園芸組合という生産者組織がございます。そういう近郊園芸組合と青果市場とも話し合いをしておりますね、地元産の野菜を供給できるような体制をつくってまいりますという答弁が、たしかあったと思うんですよ。そのことについて、行政としてどう関わっていったか、お願ひします。

○農林水産課長（岩下栄一君） お答えいたします。

平成二十九年より近郊園芸組合で給食センターの納品に関する協

議がなされております。事務局に確認したところ、その後種子島中央青果が、市場法の改正により給食センターに納品することが始まって以降は、その時期に取れる野菜を地場産品として、組合生産者と連携した上で、給食センターのほうに納品しているということでございます。今後も地産地消の推進に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○一四番（橋口好文君） では、二、三件でいいですから、どういう品目が納められたかということをお伺いしたいと思います。よろしくお願ひします。

「教委総務課長 吉田孝一君」

○教委総務課長（吉田孝一君） お答えいたします。

本市の農産物の供給実績とのことでございますが、市内産と明記して納入されていない状況から、島内産での実績として回答させていただきます。

給食センターに納入されている全ての農産物のうち、納入業者から仕入れられている島内産の割合は、平成三十年度が一八・七％、令和元年度は二九・九％、令和二年度は二七・六％となっております。

主な内訳として、一〇〇％島内産を納入していただいているものは、じゃがいも、安納いも、ニガタケ。次いでニガウリ、四九・四％、大根二八・八％、ニラ、キャベツが約二〇％程度となっております。

り、島内産の農産物の割合も少しずつ高まってきているような状況でございます。

また、昨年度途中から、種子島中央青果が納入業者として参入しており、今年度の途中経過ではございますが、種子島中央青果が給食センターへ納入される農産物の大半を占めている状況となっております。

島内産を仕入れる上での課題といたしましては、島外産と比べて、やや割高な場合もあり、給食費等を財源とする予算との兼ね合いから、納入価格の高低等を見極めることが大切だと考えております。

今後も納入業者に対しては、引き続き市内産品や島内産品の安価な納入をお願いしながら、地産地消を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○一四番（橋口好文君） 島内産と、今課長は言われましたが、私は、質問通告書は市内産でございます。このデータは出てないんですか。

○教委総務課長（吉田孝一君） お答えいたします。

業者のほうですね、こういうふうな細かいところでの分別というか、分類が非常に困難だということで、現在島内産としての実績として上げてきているというふうな状況でございます。

○一四番（橋口好文君） 今何か、困難だということを言われましたが、納品するときは、納品書に産地名を書かれていると思います、

納品業者は。青果市場にしても、個人の農家さんにしても、西之表産とか、安納産とか、そう書いておると思うんですよ。それ、確認できるじゃないですか、どうですか。

○教委総務課長（吉田孝一君） 確かに納品する際にですね、納品書の中に産地というふうな部分で記入するところがございますが、その中が、島内産か、島外産というふうな形でしか、分類が今なされておられませんので、そういった産地が、もうちょっと細かい状況での産地の分類ができていないというふうな状況でございます。

○一四番（橋口好文君） 本市の子どもたちですね、やっぱり本市で、本市の土壌で作った野菜、農産物を提供していく必要があるうかと思しますので、この取組についてはですね、今後ともますます、一層努力をしていただきたいと、私は要望しておきます。

次の質問でございます。

ふるさと納税の返礼品についてでございます。

私、今年もですね、一月から種子島家畜市場に競りがあつとき、もう十三回か四回足を運んでおります。こんだけですね、足を運んだらですね、いろんな農家さんと、生産農家さんと顔見知りになってですね、いろんな要望が上がってくるんです。今年二月でしたか、モニターを、場内が見えないもんで、入れないものですか、コロナ禍の中で、競り場内に入れないもんですから、国の事業で、モニターと細霧装置を設置する事業がありましたので、組合長さんに言って、すぐつけてもらいました。

それから、また六月はですね、生産者から、つなぎ場が暑いと、夕方まで待つ人は、朝早くから行って、順番が夕方、もう四時頃になる農家さんですね、牛もですね、農家も、そのつなぎ場に立つとらんどいかんのですよ。ものすごく暑いです。ですから、私にですね、扇風機をつけていただきたいと、要望してくれんかつちゅうことですね、私、これもまた農協、JAさんに、書面でですね、要望して、四機の扇風機が設置されたところでございます。

それで、先月の競り市ですね、農家さんが、西之表市のふるさと納税の返礼品に牛肉を使っていると。その牛肉は、経済連からしか取ってないと。この家畜市場には、鹿児島から大手の購買者も、業者さんも見えているんだと。その業者さんは経済連よりも牛を買って帰っているんだと。そういうことで、南種子町は、そういう業者さんも利用しているそうです。この間、町長さんとお会いしてですね、そういう話も伺いました。

ですから、西之表市も、牛を売るだけじゃなくて、やっぱり持ちつ持たれつで、ケース・バイ・ケースで、牛を売ったら、そういう大手のよく買ってくれる事業者さんからも、肉を購入してですね、それを返礼品としてやってほしいということが、要望がございました。

これはですね、経済観光課は、このふるさと納税についてはですね、一生懸命努力され、その成果は、昨年一昨年より三千万円も多い一億八千万円の納税がございました。その努力はもちろん認め

ておりますので、今後ですね、こういう畜産振興という観点からですね、これ、ぜひやっていただきたいと考えております。

また、南種子町ではですね、島外の事業者にも、地元産の商品を、製品を販売していただくような、そういう措置も取っているということ、南種子町長さんですね、やっぱり職員ばかりの努力では限界があるから、そういう都会の事業者さんにも協力を仰いでいるということ、ございましたので、こういうこともひとつお願いしたいんですが、どうでしょうか。

○議長（川村孝則君） 間もなく正午を迎えますが、このまま一般質問を続行いたします。

〔経済観光課長 高石心平君〕

○経済観光課長（高石心平君） お答えいたします。

本市のふるさと納税返礼品事業者として、現在承認、登録されている事業者数は四十六事業者でございます。そのうち牛肉を返礼品として提供している事業者が二事業者でございます。

現在本市においては、市内事業者振興という観点から、ふるさと納税推進事業実施要綱において、市外の販売事業者が返礼品事業者として登録することを認めていない状況です。

牛肉は、全国的にもふるさと納税の返礼品として大変人気がありますが、ふるさと納税制度の趣旨を踏まえ、総務省が示す返礼品等の定義や、地場産品基準を遵守した上で、市内産業及び地域経済の活性化、本市の生産者支援の観点から、市外事業者の承認、登録に

ついで、関係機関と連携し、検討してまいりたいと思います。

以上です。

○一四番（橋口好文君） 何か総務省の要綱に、そういう要綱がうたわれているんですか。南種子町は、それやっているんですけど、どうなんですか。

○経済観光課長（高石心平君） 基本的なふるさと納税の考え方として、住所地団体に納める個人住民税の一部をふるさと等へ実質的に移転させる効果を持つというのが、ふるさと納税の制度であること。寄附金の使い道やその用途も、公益性が求められているものであり、返礼品等を提供する場合も、当該返礼品等そのものが、地域における雇用の創出や新たな地域資源の発掘と、当該地域経済の活性化に寄与するものであることを要件というか、そういう方針を定められております。

これに沿いまして、西之表市としては、考え方の中に市内事業者育成、振興ということを第一に考えまして、現在のところでは、市外の販売事業者を認めていないところでございます。

これを、市外の販売事業者を認めた場合に、既存の西之表市内の事業者であるとか、そういったところへの影響も考えられることから、現在のところ、そこを認めていないところではございますけれども、また関係機関、関係者の御意見等も参考にしながら、今後どのように取り扱っていくか検討していききたいと思います。

以上です。

○一四番（橋口好文君） 今の答弁で、私はどうも納得いかないんです。このことはですね、もうネットで、YouTubeで見られて

いるわけですから、これを見た島外の購買者がですね、じゃあ、西之表の牛はあんまり買わんようにしようと、そういう思いを感じる業者さんもいるんじゃないでしょうか。南種子町はですね、これはもう何年も前からやっていることなんです。南種子町ができて、何で西之表はできないのかと。これ、農家からですね、西之表市和牛生産農家からですね、これ、強い抗議が湧くと思いますよ。私また、どうせ十二月は議会開催があつて、競り市場に行きませんが、一月はまた、私、足を運びます。そのとき私に要望した農家さんですね、どうしてだと、必ず抗議してきますよ。八板市長は何考えているんだと、南種子町長はやっているじゃないかと、そういう農家の声が必ず私に返ってきます。そのとき私は、できないものではないんだと、冷たくあしらうことは、私も農家ですから、そういうことはできませんので、ぜひそこは御一考いただいでですね、それができるようにやっていたきたいと、重ねてお願いしますが、どうですか。

○経済観光課長（高石心平君） 先ほども申し上げましたとおり、現在の考え方としては、市内の事業者等の振興を優先として実施しているところでございます。

仮に、島外の販売事業者が多数参入してきた場合には、そういったところの事業者が、この返礼品事業者の大半を占める。特に牛肉

においては、そういったことも考えられます。

また、これが牛肉以外の作物、例えば安納いも、その他のものとして考えた場合には、種子島の種いもを、よそで作った場合、それもオーケーにするのかとか、そういったところにも反映してくる、波及してくる可能性があるというふうには、現状では考えているところでございます。ですので、これを牛肉だけに限定するのかとか、島外まで、どこまで広げるのかとかいった部分につきましても、ここは慎重に検討していかねばいけない部分だというふうにご考慮しておりますので、また、今後関係機関、返礼品事業者等も含めてですね、検討していきたいと思っております。

○一四番（橋口好文君） 時間も迫ってきておりますので、私は、それは納得、理解できません。そういうことで、理解できないというところで、次の質問に入らせていただきます。

○議長（川村孝則君） ここで、暫時休憩をいたします。おむね十三時五分頃より再開をいたします。

午後零時五分休憩

午後一時五分開議

○議長（川村孝則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

橋口好文君の一般質問を続行いたします。

○一四番（橋口好文君） 大きな三番目の第六次西之表市長長期振興計画（後期基本計画）について質問いたしたいと思います。

（一）公共交通の充実（航路・航空路の利便性の向上）の中で、航空路において霧の発生が高いため、欠航が多く、観光・産業振興に多大な損失を与えていることも懸念されますとありますが、このことについて具体的な説明を求めたいと思います。

「企画課長 森 真樹君」

○企画課長（森 真樹君） お答えいたします。

種子島空港利用促進協議会の資料によりますと、旧空港と新空港の各五か年の月別平均就航率推移の比較におきまして、旧空港の就航率は、一番低いときで六月の九四・三％に対し、新空港では六月の七〇・二％と極端に低い数値となっております。欠航の主な原因として霧の発生が挙げられているところでございます。

これにつきましては、濃霧対策としまして、視界が悪い状態でも着陸できる高度ILS、計器着陸装置のことですけれども、これの設置について国に要請活動を行っているところでございます。

また、航空貨物の取扱状況につきましても、旧空港時代の平成十七年度が二十二万六千キロに対しまして、令和元年度で二万九千キロ、令和二年度は四万七千キロと大幅に減少してございます。こうしたことを踏まえまして、観光や産業振興に影響があると見ています。

○一四番（橋口好文君） 私、二年前でしたか、所管事務調査でこのJACの会社にも行ってまいりましたが、そのとき会社の説明では、旧空港のことは対象にしていなくてですね、現在の新空港の就

航率ですけど、これは日本の離島の空港では一番就航率が高い空港だという説明を受けました。

そういうことで質問したわけですが、このことについてですね、また、観光・産業振興に多大な損失を与えているとありますが、私、飛行機をですね、利用して仕事に来る牛の購買者、島外からやってまいります購買者は、ほとんどがもうこの飛行機を利用しております。

競り市場の事務所にも電話で確認したんですが、競りにおいては、欠航による競りが止まったということは直近の何年かではないと。ただ、開始時間が遅れたことは一度だけあったという説明を受けております。

観光・産業振興にどういう影響が出ているんでしょうか。具体的に説明を求めます。

○企画課長（森 真樹君） 今、答弁いたしましたとおり、就航率が低いということは、欠航が生じることとございますので、欠航が生じることによりまして、簡単に申しますと観光客が来れなくなったり、観光客が来れなくなったら、宿泊業、消費に影響が出る。そういった意味で記載のほうをしているところでございます。

○一四番（橋口好文君） じゃあ、実際に観光旅行がキャンセルになったとか、そういう事例も何件もあるんですか。

○企画課長（森 真樹君） 詳細につきましては把握はしてございませんけれども、私どもが長期振興計画に記載しているものにつき

ましては、種子島空港の利用促進協議会のデータに基づいて確認をしているのでございます。

あわせて、国に、国土交通省の航空局に要請活動を行ってございますので、そこを踏まえて長期振興計画のほうに記載をしてございます。

以上でございます。

○一四番（橋口好文君） 大体分かりました。ありがとうございます。

次の質問に入ります。

（二）林業の振興において、対象者が林業者と森林所有者で、意図は所得を増やす、森林資源を保全・活用するとあるが、ここで私が質問するのは、誰の所得を増やすかということです。そして、どう保全・活用するか、具体的な説明を求めたいと思います。

この所得を増やすというのは、今、我が市は市有林の間伐をやっております。それで、民間の山林所有者の杉等は、伐採して販売している状況をもうここ数年ほとんど見てないわけです。ですから私はこういう質問をしたんですが、どうでしょうか。

○農林水産課長（岩下栄一君） お答えいたします。

まず、誰の所得を増やすのかについてでございますが、林業事業者の所得を増やす取組を計画しております。具体的には、今後の森林管理について、森林所有者への意向調査のほうを行いまして、間伐必要箇所の掘り起こしによる事業量を確保いたします。また、木

材の品質に応じた用途別の販路を確保し、販売額の向上を図ります。あわせて、事業推進に必要な作業体制がしっかり組めるよう、新規就業者の資格取得への支援や必要な高性能作業機械の整備により、林業現場での就労環境というのも改善したいと思っております。

次に、山林資源をどう保全・活用するのにかについてでございますが、水源涵養、山地災害防止、防風・防潮といった生活環境に係る機能を保全・活用する取組を計画しております。具体的には、治山事業の推進、重複いたしますが、保育間伐を推進してまいります。

なお、長期振興計画後期基本計画につきましては、パブリックコメント等を踏まえまして、今後決定に至る過程で変更が生じることがありますので、御了承いただきたいと思います。

以上です。

○一四番（橋口好文君） 質問の一番の目的は、誰の所得を増やすかということで今答弁がございましたが、林業者の所得を増やすということでございますが、山林所有者の所得を増やすということは答弁はいたしていません。

山林所有者は、相当な面積を西之表市には持っておる、面積を持っていてと思いますが、やっぱりこの山林所有者が所得が増えないと林業振興にもつながらないんじゃないかと。市有林を整備して間伐材を輸出しておつても、そう所得は上がらないんじゃないかと私はそう考えております。

ですから、私も杉山持っておりますけども、伐期を迎えた、もう

五十数年たった杉ですけど、全然売れる見込みなくて、もうほとんどの農家の山林所有者の杉は、このまま山の中で朽ちて腐っていく、土に返る、そういうことに私はなっていくんだろうと考えております。そういうことで分かりました。答弁お願いします。

○農林水産課長（岩下栄一君） 先ほどの答弁にちよつと補足させていただきますけれども、森林経営管理法というのがございまして、この中で森林経営管理制度というのが現在始まっております。この中で、これまでは森林所有者自らが、又は民間事業者のほうに委託して山林の経営管理というのがなされておりましたけれども、今後は市町村が仲介役となりまして、森林所有者と担い手をつなぐ仕組みを構築することになっております。

本市におきますと、年度内に、ちよつと試行的ですけれども、県が仲介いたしましたして、一市二町の森林担当のほうでモデル的に、市内で対象箇所をちよつと絞りまして、その森林の所有者の方にアンケートを取るようなことをやって、実際、その森林のほうは今後どういうふうに管理していくかというところを行政が間に入っておりますね、事業者と結んでいきますので、来年度以降、十数年かかるかもしれませんけれども、地籍調査が済んだところを中心にですね、そういった民間の民有林のほうの管理のほうにも推進できるように活用のほうを進めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○一四番（橋口好文君） 大体分かりました。ありがとうございます。

す。

次の質問でございます。

(三) 新たな産業基盤と雇用環境の整備の中で、エネルギーの地産地消を目指すところがあるが、具体的な説明を求めたいと思います。

まず、長期振興計画のこの計画書の中には、エネルギーの地産地消を目指し、エネルギー調達のために、島外へ出ていた資金を島内で循環する仕組みづくりが必要だとあります。これはもう当然なことでございます。

それですね、もう一つ、資源の循環的利用の推進の中で、化石燃料に頼らない地域資源である植物資源などを活用した循環型エネルギー社会の構築を目指すとありますが、この植物資源ってどういうものでしょうか。お答えください。

○企画課長(森 真樹君) お答えいたします。

植物資源と申しますか、生物由来の資源、いわゆるバイオマスのことを表現したものでございます。

エネルギーの地産地消につきましては、本市におきましては、平成二十七年に分散型のマスタープランを策定したところなんですけれども、その背景といたしまして、東京大学から、種子島内にある資源による発電を行わない限り、どうしても化石由来の仕組みから抜け出せない。そうしたこと考えますと、約二十億円程度、化石燃料の部分でございますけれども、これが島外に流出しておりますので、それを島内にとどめておきましょうという、そこが出发点

でございます。

以上でございます。

○一四番(橋口好文君) よく分かりました。

次の質問でございます。

四番です。学校教育における地球温暖化と環境問題についてでございます。

(一) 学校では、小中学校では、地球温暖化や環境問題についての教育が行われていると思いますが、その内容について説明を求めたいと思います。

今月、地球温暖化と環境問題ということで、COP26、国連気候変動枠組条約第二十六回締約国会議COP26は、産業革命前からの気温上昇を一・五度に抑えるための努力を追求するなどとした成果文書を採択して閉会しております。COP15ですか、二〇一五年、パリ協定からしたら、幾らかの前進が図られている感じを私は受けております。

私、何でこれ質問したかといいますとですね、小学校、中学校の子どものときから、こういう温暖化の問題に対しては、今、地球上で、もう至るところで山火事とか大洪水とかということだ、不動産が失われ、人命が失われております。また、日本においても、我が国においても決して例外ではございません。昨年、熊本地震もありましたし、水害もありました。北部九州水害もありました。本州では、鬼怒川の大小河川、相当な数の河川が氾濫してですね、家屋が

押し流され、人命も失われております。そういうことを考えたとき、未来の次代を背負って立つ子どもたちですね、今のうちからこの教育はぜひ必要だと、私はそう考えております。

そして、教育長、県の教育長会議でも、そういうことをですね、もし機会があつて言えることがありましたらですね、西之表市からこういうことが発信してですね、県教育委員会あるいは文部科学省にまで届くような、そういうことができれば私はいいかないと考えております。質問についての答弁を、簡単でいいですからお願いします。

〔学校教育課長 山崎省一君〕

○学校教育課長（山崎省一君） お尋ねの地球温暖化についてですが、小学校の理科で、燃料の大量消費で空気中の二酸化炭素の量が増えることを、また、社会科では、地球温暖化の原因にもなる排出ガスの量を抑えるため、電気自動車の開発を進めていることなどを学んでいます。

また、中学校の社会科では、地球温暖化が進み、海面が上昇することで大きな自然災害となる可能性が高い国々があることや、家庭科では、エネルギー消費量の増加に伴い、二酸化炭素が増えることで発生する温室効果ガスが地球温暖化の原因になることなども学んでいます。

今後とも、国連で採択された持続可能な開発目標の中に気候変動に関することが示されていることを踏まえ、地球温暖化などの学習

を通して、よりよい生活環境を自分たちの努力でつくっていかうとする児童生徒の育成に努めてまいります。

○一四番（橋口好文君） ありがとうございます。

その中でですね、この長期振興計画にも、そういう温暖化とか地球の環境とかいう文言が、私は確認できなかったんですけど、こちら辺はSDGsという中であるんですかね。

また、私の要望したのは、イギリスではですね、今回正規の授業として、算数、国語、理科、社会といったような正規の授業として、温暖化問題も正科目として取り上げることになったそうです。

そういうことをやっぱり西之表市も、日本の文部科学省もそういうことを頑張っていたかと思いますが、この長期振興計画の中にそういう、温暖化とかそういうあれは、文言は文字は入ってないんじゃないですか。どうですか。

〔教育長 佐藤秀正君〕

○教育長（佐藤秀正君） お答えいたします。

地球温暖化の問題は、今日的な教育課題である環境教育の中でも重要性の高い内容であると認識しています。ですから、教育振興基本計画にその重要性を明記することを検討して、子どもたちが自分たちの生活と環境との関わりについて学んでいけるようにしていきたいと考えております。

○一四番（橋口好文君） 私は、ちょっとだけですけど農業をやっ

ております。食料生産の産業でございます。農業は。いろんな外国でもですね、気候変動による農作物の収量が低下するとかそういうことも報道され、度々聞いております。ぜひですね、この問題も今後とも大いに取り上げていただきたいとお願ひしておきます。

最後の質問になります。

五、都市公園の管理についてでございます。

(一) 嘉永山公園、わかさ公園、中央墓園の管理状況は、適期・適切に管理されているか。また、まちづくり公社と交わしている仕様書のとおり管理されているかということ、簡単にいいですから答弁ください。

〔建設課長 上妻敏男君〕

○建設課長(上妻敏男君) 御説明いたします。

都市公園の管理につきましては、これまで御指摘と御意見をいただいていることを踏まえまして、管理水準の向上に努めているところでございます。

作業時期につきましては、他業務との兼ね合いで予定が前後することはありますが、おおむね適正に管理をしております。

作業回数は、仕様書に示している以上に行っておりまして、昨年と比較して五割増しのペースで実施しているところでございます。

以上です。

○一四番(橋口好文君) 適正に管理されていると答弁がございました。私、先日、写真をお願いします、嘉永山公園に行つてまいり

ました。仕様書では、花も植栽するようにうたわれております。これ、嘉永山公園の花壇でございます。右側と左側にも同じあれがあるんですけど、全然花を植えてないんですよ、何か月も。これで今、課長さん、適正に管理されているという答弁が成り立ちますか。

これ、今朝撮った写真です。わかさ公園です。昔、シカを飼っていたシカ小屋の向かい側の土地なんですけど、これもですね、ここはですね、この松林には松ぼっくりが今から、大きな松ぼっくりがあつて、市民の方がですね、これ昔はですね、松ぼっくりを拾いに来て、都会にお孫さんたちに送っていたそうです。これがですね、こういう状態だったら人間が立ち入れんでしょう。ススキがですね、穂が出るまで管理されてないんですよ。課長の答弁は、全く虚偽の答弁だと私は指摘しておきます。

それからこれ、嘉永山公園の一番奥の広場のケダの植栽のところですけど、ススキ、カヤがもう、これ前も写真を見せました。これ十月十三日の写真です。まだまだあるんです。いっぱいあります。

最後にですね、これがですね、中央墓園の一番上の南側のヤードになつていんですけど、これ全然雑草がですね、種になつても管理されていない、草払いがされてない。そして、私、写真を撮った後に行つたらですね、これなんです、これが今見せた場所なんですけど、草を払ったら、草払いしたらですね、奥にベンチも見えるんですよ。三つベンチが、コンクリート製のベンチが三つあるんですけど、この写真ではベンチは隠れて見えないんですよ。

近隣ですね、住民の方は、昔、平成十八年から平成二十年にかけては、最初に西之表市が指定管理者制度を設けたときでございます。そのときの業者さんですね、もう徹底してやったそうです。ですから、ここに植えられているはずの、ここにですね、ここ大体直径七メートルぐらいの丸い円なんですけど、直径が七メートルぐらあります。ここにですね、平成二十年まではポーチュラカが、夏場になれば色とりどりのポーチュラカが咲き誇って、そして、このベンチに座って、上之原町の近隣の住民の方ですね、花を見ていたそうです。

そういうことですね、課長の、第三回ですかね、答弁で、いや、令和二年、昨年の第三回定例会の答弁ですね、「植栽管理につきましても、定期的な草払いや花プランターの管理のほか、必要に応じて樹木の剪定作業を行っております。特に、花壇等においては、四季を通じて花卉類が見れるよう、より人員を配置しての管理がなされております」と答弁しておりますが、どこにめぐる花がありましたか。ないんですよ。

それですね、「草払いの状況としましては、指定管理者から引き継いだ業務内容を基に作業計画を立てて行っております。令和元年度の実績については、指定管理者から報告を受けました作業内容や延べ作業時間と比較しましても、それと同等以上の業務内容と量をこなしておりますが、植物の成長が盛んな時期においては、遊歩道や広場、遊具周辺を重点的に行っていることもあり、日頃立入り

がないような斜面等においては、作業が行き届かないところもございます」と答弁されておりますが、植物の成長が盛んでないときも作業は行われてないんですよ、今年も。

課長、担当職にちゃんとと言っているんですか、指示しているんですか。指示してくださいよ。課長は部下を指示する権限を持っていると思いますから。

昔の課長がですね、元、私、OB課長から伺ったことがあります。課長という、我々のときは部下を徹底的にやっぱり指導したと。仕事で指導するのは、それはもう当たり前のことだと、仕事に厳しさが無いといかんことをですね、元OB職員課長がね、私にそういうことを言われたことがあります。

次にですね、八板市長、市長も過去の答弁の中で、特に市が主催する行事やその他イベント等、市民の利用が予定される状況を把握して管理に当たるよう担当課やまちづくり公社へ指示をしているところではありますが、このイベントをするときはちゃんとやれと、それ以外はあんまりせんでもいいというような理解に取れるんですよ、市長の答弁は。どうでしょうか。

○議長（川村孝則君） 橋口議員、先ほど課長の答弁の中で、虚偽の答弁という発言は、それはちよつと不適切な発言だと思いますので、その点はですね、訂正をしてください。

○一四番（橋口好文君） 取り消して訂正します。

○市長（八板俊輔君） 市の都市公園についての、整備についての

いろいろ御指摘ありがとうございます。おかげさまで、その都度です。ね、その都度というところ、不謹慎かもしれませんが、職員もですね、引き締めて管理作業を行っていることだと思えます。

イベントの際にかかわらず定期的に、植物でございますので、年間、定期的にはですね、やる必要があると思えます。これからもうどうぞよろしく御指摘、御助言のほどをよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

○一四番（橋口好文君）　ここに、私、平成十八年度、指定管理業の業者さんから作業日報を預かってきておりますが、この業者さんにはですね、わかさ公園の松林の中も、もう年間に何回も草払いをしているんです。今日も行きましたけど、写真を見せましたけど、現在のまちづくり公社はそういうことをやっておりますので、市長、必ずやるように、明日にでもやるようにお願いしておきます。指示してください。

これで終わります。

○議長（川村孝則君）　以上で橋口好文君の質問は終了いたしました。

ここで、暫時休憩をいたします。おおむね十三時四十分頃より再開をいたします。

午後一時三十分休憩

午後一時四十分開議

○議長（川村孝則君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

次は、渡辺道大君の発言を許可いたします。

「四番 渡辺道大君登壇」

○四番（渡辺道大君）　通告書に従いまして一般質問を行います。

十月三十一日から十一月十三日まで、イギリスのグラスゴーにおいて、国連気候変動枠組条約第二十六回締約国会議COP26が開催をされました。これは、年々上昇する地球の温度と、それに伴い激しさを増す自然災害、北極などの氷が解けることによる海面上昇、熱波による森林破壊など、数々の現象によって地球と地球上に住む様々な生き物の生存が危うくなっている状態を前に、国際社会がどのような対策を取るか話し合うための会議であります。

日本においても、これまで経験したことのない豪雨や暴風、猛暑など極めて深刻な状況にあります。今年の夏も大雨特別警報や緊急安全確保の指示が頻繁に出され、洪水、土石流が起り、多数の死者や行方不明者など大きな被害がもたらされております。

豪雨水害では、最大の被害額一兆一千五百八十億円となった二〇一八年の西日本豪雨、千曲川や阿武隈川の堤防が決壊した二〇一九年の台風十九号、球磨川水系での大洪水が起きた二〇二〇年の熊本豪雨など、何十年に一度とされる豪雨災害が毎年のように発生しております。また、海水温の上昇や海流の変化は異常気象の原因となるとともに、海の生態系にも悪影響を及ぼし、漁業への打撃とも

なっております。

気候危機は、いまや日本に住む私たちにとっても緊急に解決しなければならぬ死活的な大問題となり、その地球温暖化の原因となっているCO₂など温室効果ガスと呼ばれるものの排出量をどれだけ減らせるかが根本的な鍵になっていると言われております。

まず初めに、開催をされましたCOP26で、各国が石炭火力の段階的削減の声明を出しております。CO₂排出実質ゼロに向け、本市ではどのように考えているか、お答えをいただきたいと思いません。

以下は質問者席より行います。

「企画課長 森 真樹君」

○企画課長（森 真樹君） お答えいたします。

COP26におきましては、主なものといまして、排出削減対策が講じられていない石炭火力発電の低減及び非効率な化石燃料補助金からのフェーズアウト、段階的な開始ということでございます。すけども、を含む努力を加速することの内容が盛り込まれたところでございます。

また、二〇二〇年十月に国においては、二〇五〇年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする二〇五〇年カーボンニュートラル脱炭素社会の実現を目指すことが宣言されました。

全国では、二〇五〇年二酸化炭素排出実質ゼロを表明した自治体が四百七十九自治体上っております。本市におきましても脱炭

素社会の実現を目指す取組が必要であると考えてございます。

○四番（渡辺道大君） 今、課長からも答弁がありましたように、今回の声明では、主要経済国は可能な限り二〇三〇年代に、世界全体では可能な限り二〇四〇年代に、排出削減が取られていない石炭火力発電所から移行するための取組を進めるとしており、また、こうした石炭火力発電所については新規建設を中止するほか、他国での建設に対する政府による直接的な支援をやめるということが盛り込まれている非常に画期的なものになっているのではないかなというふうにして思います。

声明には、フランス、ドイツ、そして韓国、アフリカとか中東もですね、賛同しておりますけれども、日本は資源が乏しくて海に囲まれているため、多様なエネルギー源をバランスよく活用することが重要だと考えており、この声明については不参加というようなことになっております。

また、国内の発電量については、二〇一九年度データで石炭火力によるものが三一%余りを占めており、また、先月閣議決定されたエネルギー基本計画では、今後、電力安定供給の確保を前提に比率を引き下げることが基本としつつも、二〇三〇年度の時点で発電量の一九%を石炭火力で賄う見通しということ、やはり各国がこういった声明を出す中においても、やはり日本は一步引いた状態になっていると私は感じます。

そういった中で、本市では、平成三十年の三月に、国が持続可能

な循環型の実現を環境政策と掲げている中で、本市も「豊かな環境（島の宝）をはぐくみ、つなげるまち にしのおもて」を環境像として目指し、実現のために主体ごとの取組を行っている。計画の推進の内容等も盛り込んだ環境基本計画というものを策定しております。

その中での基本方針の三には、低炭素社会の構築というものも示されており、各課がそれぞれ取組内容というものも示して、市役所のCO₂排出量も、目標値、二〇二一年度は二千九百九十四で、二〇二七年度については二千三百四十七というふうにしております。

この目標達成に向けてですね、本市では努力を怠っていません。きたいなというふうにして思いますが、やはり国がですね、今後、発電量の変動する太陽光など、再生可能エネルギーの導入が進むと、石炭火力にはバックアップの役割も求められているということから二〇三〇年度までの廃止は現実的に難しいというふうにしております。

そういった今回のような状況なんですけれども、遡って二〇一五年の五月にですね、種子島の太陽光発電出力制御というものが実施をされました。これは種子島にある太陽光発電所で作られる電力が、種子島で消費される電力量というものを上回ってしまい、停電を引き起こす可能性があったため、午前九時から午後四時までの間、出力制御というものが当時実施をされたものであります。

この二〇一五年から約六年ほどたつんですけれども、現在、この

ことについてどのようなようになっているのか、お答えをいただきたいと思えます。

○企画課長（森 真樹君） お答えいたします。

種子島における再生可能エネルギーの電力出力制御につきましては、二〇一五年五月に国内で初めて実施されました。二〇二〇年の状況を見ますと、七十五日間の出力制御が行われているところでございます。

以上です。

○四番（渡辺道大君） 九州電力の担当の方にですね、私も直接話を伺うことができたんですけども、やはり六年前とあまり状況が変わっていないという点を感じたところであります。

説明の中でも示されているんですけども、出力制御は太陽光発電で作られる電力量が実際に使う量よりも多くなってしまう場合に実施されると。また、続けて種子島は離島で、もし九州本土と電力網がつながっていれば、種子島で発電した電力を九州本土に送り込むこともできる。ところが種子島は電力網が独立しているため、種子島でつくった電力は種子島島内で使い切らなければならない。種子島には宇宙センターやさとうきびの製糖工場がありますが、それほどたくさん電力を使うことがふだんはないため、太陽光発電で発電した電力を使い切れない可能性が出たとされ、そのため種子島で国内初の出力制御が実施されたというふうにして説明をされております。

つまりは、たくさん電気を使うような商業施設等が増えるか、太陽光や風力など自然エネルギーでできたこの電力を蓄えるような施設が必要になるということですね。なかなかな状況が変わらないし、再生可能エネルギーが普及しづらいのではないかなというふうにして思います。

ただ、しかし、冒頭でも述べたように、地球温暖化の問題は待ったなしであり、CO₂などの温室効果ガスを減らす方向で進めていかなければならないというふうにして思いますけれども、この再生可能エネルギー実用化に向けて、市としてどのように計画をされて取り組んでいくのかをお答えいただきたいと思います。

○企画課長（森 真樹君） お答えいたします。

現在、第六次長期振興計画後期基本計画を策定している段階でございますけれども、その中で、電力の安定供給体制を維持しつつ、民間との協働拡大による分散型エネルギーの導入を推進することとさせていただきます。電力会社の出力制御の課題もございますけれども、島内でのエネルギーの自給率を少しでも増加させていく必要があると考えているところでございます。

国におきましては、二〇五〇年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする二〇五〇年カーボンニュートラル脱炭素社会の実現を目指すことが宣言されました。また、二〇三〇年には、世界保有車両のうち約一四・五%が電気自動車になってくることが予想されております。

種子島におきましても、脱炭素社会の取組は不可欠であることから、現在、地域公共交通のEV化や車両の充電施設の設置に向けた取組を民間業者と連携しながら進めているところでございます。以上でございます。

○四番（渡辺道大君） ありがとうございます。

平成二十六年八月からですね、スマートエコアイランド種子島構想の中心テーマにはやはりエネルギーというものがあります。さとうきびのバガスを燃料として利用して、熱と電気を使い、化石資源を使用せずに製糖を行っている。など、以下、地域資源の循環と多面的活用というものも示されておりまして、ぜひですね、再生可能エネルギーの普及等も含めてですね、早期にそういったものに実現に向けて取り組んでいただきたいと思いますというふうにして思います。

次の質問に入りたいと思います。

事前に入手した資料でちよつと多少ずれはあるかもしれませんが、令和三年、四年期の十一月一日における生産見込数量、中種子町では令和二年度実績の栽培農家数が七百二戸、令和三年産見込みで六百六十二戸と、マイナス四十戸となっております。

同じく中種子町、令和二年産、収穫面積が合計で千五百五十二ヘクタール、令和三年においては千四百四十八ヘクタールと、マイナス十二ヘクタール、また、十アール当たりの収量が令和二年六千五百五十キロで、令和三年が七千四百キロ、生産量も令和二年が七万八百三十

一トンで、令和三年は八万四千三百四十トンとなっております。

南種子町も、栽培農家が百九十八戸から百八十二戸と、マイナス十六戸。収穫面積においては四百四十二ヘクタールから四百五十二ヘクタールと、十ヘクタール増えております。十アール当たりの収量が五千六百六十九キロから六千二百キロ、生産量も二万二千八百四十七トンから二万八千十五トンとなっております。

全体的に中種子町、南種子町も生産量が上がっているんですけども、本市における今期のさとうきびの収穫面積と生産見込み量はどのようになっているのかをお答えいただきたいと思っております。

「農林水産課長 岩下栄一君」

○農林水産課長（岩下栄一君） お答えいたします。

今月開催されました種子島糖業振興会の臨時総会で、振興糖業から示された十一月一日現在の見込み量に基づきまして説明をさせていただきます。

今期の本市のさとうきびの生産見込みにつきましては、収穫見込み面積で、前年実績比で三十三ヘクタール増の六百十五ヘクタール、生産見込み量につきましては、前年実績比八千九百十二トン増の四万五百六十六トンを見込んでおります。なお、十アール当たりの収量につきましては、前年実績で約二割増の六千五百九十二キロとなっております。

以上でございます。

○四番（渡辺道大君） 大方数字が合っていたので多分間違いない

かなと思えますけれども、西之表市もその栽培戸数というのが十三戸減少しておりますけれども、収穫面積は三十三ヘクタール増えており、収量、生産量共に増加しております。

やはり今期は台風災害とか気象の条件というものもよかったことから、さとうきびの生産量が一市二町で十五万二千九百二十二トンになるのではないかというふうに見込んでおります。しかし、この間、天候不良などによる不作がですね、長く続いたことによつて、生産者にとってはまだまだ大変なときではないかなというふうにして思われます。

さとうきびは、種子島農業の重要な基幹作物となっております、また、収穫されたさとうきびが島内の製糖工場で造られることから、原料代金、原料輸送、雇用代金など、地域経済への波及効果が非常に大きく、種子島より南の離島同様、さとうきび産業は地域経済を支える重要な産業として位置付けられるというふうにしてやはりよく言われます。もう本当に、そういったことについては、さとうきび、重要性を強調されておりますけれども、今後、このさとうきび生産の向上についてどのように考えているかお答えをいただきたいと思っております。

○農林水産課長（岩下栄一君） お答えいたします。

議員がおっしゃるように、近年、農家数及び面積の減少が続いておりますがさとうきび生産でございますけれども、さつまいも基腐病からの転作作物として、昨年度から面積が増加している状況でござ

ございます。このような中、反収向上と労力軽減及び経費削減による生産性の向上が重要だと考えております。

今後、土づくりを基本といたしまして、優良種苗供給事業、土壌改良事業、受託作業体制の充実など、各種補助事業の活用と更なる適期管理により生産性の向上を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○四番（渡辺道大君） 先日の所信表明にもありましたけれども、さとうきび、高齢化による担い手不足という課題というものもありますけれども、さつまいもからの転作や夏植え、秋植えの積極的な推進によって増反が進んできており、受託組織の更なる強化を図るなど、将来を見据えた取組を進めたいというふうにしております。

そこでなんですけれども、鹿児島県におけるさとうきび生産の取組についてという一文ですね、さとうきび生産の安定性を確保するためには土づくりが重要であるが、土づくりに対して生産者がなかなかうまくいっていないと。その一つの原因として、堆肥の価格が高額なことから堆肥投入が十分に行われていない状況があると。先ほどの同僚議員からもそういった内容の質問ありましたけれども、このため、この土づくりの重要性についての啓発等を行うとともに、各地域において、深耕・心土破碎や堆肥散布、緑肥用種子の助成等の土づくりに関する事業が展開されているというふうにしてあります。

また、その目標に向けた取組計画、主な課題に、地力の増進、一、ハーベスター普及に伴う梢頭部のハカマの土壌還元量の減少、二番目にさとうきび収益に比較して高額な堆肥の価格、三番目に堆肥原料となる家畜排せつ物の不足、四番目にハーベスター利用等による緻密土層、盤層ですね、の形成、また、その目標達成に向けた取組の方向性として、一番目に梢頭部のハカマの土壌還元量の推進、二番目に耕畜連携の推進、三番目にバガス、ケーキの堆肥利用、四番目に安定的な堆肥施用が困難な地域における緑肥作物の導入、五番目に輪作体系による土づくりの推進、六番目に深耕・心土破碎や土壌診断に基づく土づくりの推進、七番目に堆肥製造施設の整備・活用というふうにしております。

このことについてはですね、二〇〇六年の九月の段階です、県の農産園芸課長がまとめていることになってるんですけども、先ほどのスマートエコアイランド種子島構想にも少し関連するのではないかなというふうにして思いますが、島内循環型の農業として、バガス堆肥の普及というものを進めていくべきではないかなというふうにして思うんですが、現在、市のほうではどのように考えているか、お答えをいただきたいと思っております。

○農林水産課長（岩下栄一君） お答えいたします。

本市の農業経営は、古くから畜産とさとうきび、園芸、さつまいもを主体とした複合経営が盛んであり、従来よりバガスを副資材とした優良な堆肥生産が行われてきております。今後、さとうきびの

面積増や新品種はるのおうぎへの転換に伴い、バガス排出量が増加するものと想定されます。

今年度は、振興糖業と地元畜産農家との連携により、生産された堆肥をJAで取り扱うようになったことから、島内における普及も進むものと思われます。引き続き、循環型農業の確立に向け取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○四番（渡辺道大君） 今、県のそういった担当だけでなくですね、地元の会社も今後の方向性というものを示して資料を頂いたんですけれども、バガスの利用、活用についてはですね、東京大学をはじめ、ほかの学校や企業からも貴重なバイオ資源として共同研究やパイロットプラン建設等の話があつて、脱炭素社会構築の観点からは有効な材料と言えるのではないかと。

一方、家畜の多頭飼育が進む中で、耕作地への有機物投入量が少なくなっており、地力の低下が進んで反収低下につながっているのではないかと考えられて、安納いもにおける基腐病も連作障害と地力の低下により蔓延しているのではないかというふうな見方もされているようです。

このさとうきびについても、やはり八年ほど前から反収低下が顕著で、機械収穫による株出し、萌芽への影響が主因とされているものの、低反収による収入減から、助成事業による補助がない限り、堆肥を投入する人が少なくなってきたのではないかと。既存三

種、農林八号、十八号、二十二号の原料の場合、年間余剰バガス量が約五千トンであるが、新品種はるのおうぎが占有率八〇%となつた場合、年間余剰バガス量は倍増の約一万トンと試算されております。

今後、生産者の高齢化が進んでおり、耕作面積の維持、拡大が厳しくなると考えられ、会社の経営を維持していくためには反収を向上させて生産量を確保する以外にはなくて、そのためには余剰バガスと畜産資源のコラボレーションによる安価な堆肥製造と圃場への散布、整地作業の仕組みづくりが必要ではないかと考えられていますと、会社としての方向性というものを示されております。

以下、堆肥製造の経過や堆肥販売と生産者への流通方法、課題、今後の方向性、理想的な取組というふうにして続いており、県や市がですね、生産者が目指す方向性に合致するのではないかなというふうにして私も読んで感じたところであります。

地域の資源を生かして、やはりそれを還元して生産性を上げるとそこにはいろいろなものもあるかもしれないけれども、やはり支出をある程度抑える方法で、農家の手取りを増やす方向というものが求められてくるのではないかなというふうにして思います。

バガス堆肥、島内循環型農業を進めていく議論ですね、生産者やその関係機関などと協議をしていくべきではないかと。そういった機会をですね、市が先導して設けるべきではないかなというふうにして考えますけれども、お答えをいただきたいと思えます。

○農林水産課長（岩下栄一君） お答えいたします。

今後、循環型農業として地元で生産された堆肥を普及させるためには、原料となるバガスの供給側と堆肥化する畜産農家側との連携を深め、利便性のある仕組みにしていく必要があると考えております。

したがいまして、関連する既存の協議会等を活用しながら、循環型の農業に関わる事項についての協議の場を今後設けてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○四番（渡辺道大君） ありがとうございます。ぜひですね、前向きに検討していただいて、その会議の中での議論を繰り返し返していただければ、よい形、よい方向になることを求めて、次の質問に入りたいと思います。

最後になります。報道では、防衛省から馬毛島小中学校跡地を取得して、島の東側の岸、葉山港周辺を市民が利用できるようにしたいと防衛省から要望されて、土地の取引というものも求められております。

また、今年七月下旬と今回の馬毛島三者合同視察の際にも、タストン・エアポート社から市道の廃止を求められたというふうにしてされております。市長はですね、その際、ボーリング調査や環境影響評価が進んでおり、取引の話をする段階にない。また、市道廃止についても、道路法で認められており、市にその道路の管理責任

があるというふうにしております。

昨日も同様の答弁をされたと思いますが、今後ですね、繰り返し、そういった防衛省から学校跡地の土地取引、そしてタストン・エアポート社から市道の廃止というものは求められるというふうにして予想されますけれども、今後そのことについて、どのように対応するかお答えをいただきたいと思っております。

「市長 八板俊輔君」

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

馬毛島に関しての防衛省の提案につきましては、環境アセスメントや海上ボーリングなどの、現段階では各種調査を実施している段階であります。旧馬毛島小中学校跡地の取引について、協議する段階にはないというふうに考えているところです。引き続き、別の活用策について追求していく所存でございます。

また、市道一号線、二号線、三号線ございますが、この廃止につきましては、道路法に基づきまして認定している状況でございます。この道路法上、維持管理の責務がある、そういう財産であること、また、併せて学校跡地や個人の市民の所有地もあることから、廃止できる状況にはないと考えております。

今、市と、それからタストン・エアポート社、それから国と三者がこの問題に関わっておりますが、それぞれ考えが異なっております。またいずれこの問題についてはですね、協議して解決が図られていくのではないかと思います。当面はそのような状況にございま

す。

以上です。

○四番（渡辺道大君） 二者はですね、そういったことを求める前に、やはり改善しないといけない点というものがあると思うんですね。それは前の議会でも述べましたように、今回の施設計画には多くの違法状態の存在や違法、違憲状態であるとの疑いが強いと指摘されているという問題が言われております。

その一つに、森林法に違反している開発をそのままにして、それを国が引き継ぐということ、旧学校跡地までの一方通行をさせないようにして市の事業が取り組めないということ、外周道路を環境アセスメントの対象から外して、工事着手のための入札は環境アセスメント法に違反するのではないかとということ、施設計画の同意なしに旧学校跡地の用地取得交渉もそのまま計画を進めているということとは、財産権の侵害、憲法二十九条、財産権の尊重に違反する行為だと多くの学者や弁護士が指摘をしているところであります。そして、先ほど市長からもありましたように、市道馬毛島一号線のうち、旧学校跡地から岳之越に至る路線というものは、違法開発をされて、当該市道を壊して通行不能になっているということとは、やはり道路法に違反しているというのではないかとこの問題。この違法状態をですね、放置したままの状態を買収して、かつ滑走路等の施設、敷地とすることは、防衛省もまた同じ、同様のことで、馬毛島計画策定の前に、やはりこの問題を法的に解決すべきではない

かというふうにして私は考えます。

まず、このようなことを改めてから、そういったことの交渉なり話なりをするべきではないかなというふうにして思うんですけども、市道の原状回復というものを求めて、市民が学校跡地を利用できるようにすべきではないかなというふうにして考えますけれども、そのことについての市長の見解を求めます。

○市長（八板俊輔君） 市道についてのお尋ねではありますが、先ほども申し上げましたけれども、市道の所有権につきましてはタストン・エアポート社が保有しているというふうに思いますが、国も所有権の取得について進めているところであります。

それぞれが所有権について関わって、それぞれの、市を含めて三者が共存といえますか、それぞれの主張を持っているような、それぞれの立場でそれらの土地を取り扱ってきているところでもあります。引き続き、この三者による協議を重ねて、市としましては体験活動等の利活用を図っていききたいと、そういうふうには思います。

議員お尋ねの原状回復等、開発行為等に関する問題点もあると思いますが、そうしたことも含めてですね、今後三者の協議の中で詰めていかななくてはならない問題だと、そういうふうにご考えております。

○四番（渡辺道大君） 市道の原状回復については、やはり法的なものとかというものが最終的にはついてくるんじゃないかなというふうにして思うんですけども、それは置いて先に行きたいと思

ます。

十一月十一日に、鹿児島県や西之表市というものが了承できないと示す中で、防衛省が馬毛島への基地建設に使うコンクリートを造る仮設プラントの入札公告というものを強行している状況であります。報道では、県知事はプラントを造るかどうかが環境影響評価の結果によるとしており、市長も、環境アセスメントの結果を住民に説明して、理解されてからではないかと抗議したとしております。

これまで防衛省は地元の理解が重要と繰り返し発言してきました。すけれども、この一連の動きからしても、これは一体何だったのかなどというふうにして思いますけれども、市長がこの間、防衛省に出向いての交渉とか島内仮設プラント工事の入札公告など、この間、三回か四回ほどですかね、市が発行して全戸配布したというものもありますけれども、それとはほかに、現在の状況とか市長の今の立場というものを各地域を回ってですね、報告会、報告をすべきではないかなというふうにして思いますけれども、市長は今どのように考えているかお答えをいただきたいと思えます。

○市長（八板俊輔君） 防衛省とのやり取り、馬毛島の動きに対しての関する動きについて、市民にどう伝えるかということでございます。直接住民に市民に報告する機会を設けるとするのは非常に大事なことであります。コロナの状況を見ながら検討したいと思えます。

そのほか、広報紙の活用ということもその中に入ってこようかと

思います。例えば市長と語る会とか、そういう機会もあるかもしれませんが、つい最近、要望のあったところにつきまして、地域の方から話が聞きたいというところがあつて、そういうところではですね、出かけて、近況について、特にこの馬毛島の問題ということではありませんでしたけれども、市政報告の中で近況についてお伝えをするような機会がありました。

いずれにしても、いろんな機会を捉えて、市民には広く知っていただきたいというふうに思っております。

○四番（渡辺道大君） ありがとうございます。

ぜひですね、コロナの状況というものもあるかと思うんですけれども、機会を伺ってですね、広く、各集落単位などで意見交換会、賛成する方も反対する方も集まってですね、市長の今の考えとか現在の進捗状況などというものを報告していただきたいと、そのことを求めて私の質問を終わりたいと思えます。

○議長（川村孝則君） 以上で渡辺道大君の質問は終了いたしました。

ここで、暫時休憩をいたします。おおむね十四時三十五分頃より再開をいたします。

午後二時十九分休憩

午後二時三十五分開議

○議長（川村孝則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

次は、橋口美幸さんの発言を許可いたします。

「三番 橋口美幸さん登壇」

○三番（橋口美幸さん） こんにちは。本日、最後の質問となりました。最後までよろしくお願い申し上げます。

質問通告に従いまして質問いたします。

まず、馬毛島問題についてです。

馬毛島は、種子島の島民にとってかけがえない島です。その島を丸ごと基地にする計画を一時の交付金と引き換えるわけにはいきません。馬毛島で漁をしたり、そして暮らしを支えてきた私たち島民は、ここで子育てをし、多くの子どもたちを社会人として世に送り出しています。このような私たちの先祖の思いをこれから先も私たちは後世に伝えていく、大切に伝えていく役割があります。

馬毛島は、豊かな自然と文化を秘めている島だということがまた最近の調査でますますはつきりしています。特に千三百年以上も前から脈々と生息してきたマゲシカは、違法な伐採により、環境省のレッドリストで絶滅のおそれのある地域個体群として分類されています。一度失ってしまったら、自然や歴史、文化は元に戻すことはできません。

さらに、王籠遺跡やソテツ群落、オカヤドカリなど、数え上げれば切りがないほどの歴史や文化の希少な動植物の宝庫です。西之表市はこの貴重な文化、歴史を調査し、市史編さんの計画を進めてお

ります。本来ならば、このような取組は国を挙げて推奨されるべきであり、十数回も自治体として国に伝えており、国が調査の障壁になるなど、およそ民主国家とは言えず、地方自治の蹂躪ではないでしょうか。到底許されないことです。

西之表市では、対策室の強化と市史編さんを取り組んでおります。馬毛島基地対策室の強化はどのように図られたのか、これをまずお伺いしたいと思います。

後の質問は質問者席より伺います。

「企画課長 森 真樹君」

○企画課長（森 真樹君） お答えいたします。

馬毛島に係る動きが活発化されてきていることや、馬毛島問題が市民の大きな関心事であることから、本年四月に馬毛島対策係を新設し、馬毛島に係る業務を進めているところでございます。

現在、馬毛島問題に対する情報収集及び情報提供、住民の問合せへの対応、国、県などの関係機関との調整や対応などに当たっているとところでございます。また、庁内にも関係する課等があることから、連携を図りながら業務を遂行している状況にございます。

以上でございます。

○三番（橋口美幸さん） ぜひ、地方自治体が果たすべき役割は大変重いもの、大きいものがあると思いますので、強化をしながら住民のための活動、そして国との綿密な情報交換もぜひしていただいで、地元の声、そして地方自治体の声を尊重していただく国の在り

方をぜひ進めて問うていただきたいと思います。

続きまして二番目に、十一月九日に発表されました自衛隊施設整備のための仮設プラント発注について、市長がどのような見解を持つていらっしゃるのかをお伺いしたいと思います。

〔市長 八板俊輔君〕

○市長（八板俊輔君） 防衛省が先頃発注いたしました仮設プラントについてのお尋ねであります。

今回の仮設プラント設置については、自衛隊施設の本体工事に直結するものであります。現状は、馬毛島における米空母艦載機離着陸訓練施設、FCLP施設と一体である自衛隊施設整備が決定したわけではありません。海上ボーリング調査や環境影響評価など、施設整備が可能かどうか、あくまでも調査の段階だと受け止めております。

したがいまして、少なくとも防衛省においては、各種調査の結果を住民に丁寧に説明した後、施設整備の実施について住民の理解を得て進むべきであると考えており、今回の仮設プラント発注については承服できるものではない、そう捉えております。

○三番（橋口美幸さん） 仮設プラントの状況については、承服できないという市長の答弁は誠にそのとおりだと思います。なぜならば、やはり環境アセスメント、そしてボーリング調査もまだ途中なのに、こういうことを強引に国が押しつける、そしてFCLPといった施設と一体だということは、本当に百六十億円を流用したとい

うことも含めてですね、そういう国会にもかけられない、そういう中でプラントを入札公告をしたということは、とてもじゃないけどこれは法的に許されないとだと思います。

この問題については、塩田県知事も防衛省に対して、報道であります。この問題については、塩田県知事も防衛省に対して、報道であります。入札公告を行う前に、環境影響評価の結果など住民に判断材料が示されるべきだということに言っております。その点については了承しかねるといふふうに国に伝えたと報道されております。

八板市長も、仮設プラント、今おっしゃっていただきましたが、本体工事に直結することであり、自衛隊施設整備は決定したわけではない。だからこそ、今、環境アセスメントもやっているのだと思います。施設整備が可能かどうか、現状、調査の段階において、このような国が強引なやり方をするのは承服できない、これは当然のことではないでしょうか。

それに対して防衛省のコメントは、引き続き説明をし、地元の理解や協力を得られるよう努力するというふうに述べたと報道もされております。この報道からは、防衛省自身も引き続き説明し、地元への理解や協力を得られるよう努力する必要があるというふうに防衛省自身が認めています。説明が足りているとは防衛省自身も思っていないという認識ではないでしょうか。

だからこそ、市長は知事と連携して何度でも国、防衛省に抗議をするべきだと思いますが、今後そのような予定、知事とのコンタクトはないのでしょうか。

○市長（八板俊輔君） 答えいたします。

議員御案内のとおり、県知事との連携はとても重要であります。馬毛島問題にかかわらず、市政全般にわたって県知事と連携を図り、市政発展のために努めてまいります。

以上です。

○三番（橋口美幸さん） 知事も種子島にいらっしゃったときに、承服できないという同じようなことをおっしゃっておりますので、ぜひとも私たちの声、市長の声は私たち住民の声として、ぜひ国に伝えていただきたいと思えます。

国会で議論もされず、この仮設プラント、百七十億円という予算が使われようとしています。今、マゲシカの問題、そして深刻な被害をもたらすFCLP訓練による騒音被害の問題、山積していることを県民の声、地元の声として、ぜひとも塩田知事とですね、連携して抗議を続けていただきたいと思えます。

四番目に行きます。

まず、市長は、失うものが大きく同意できないという判断をしているのにもかかわらず、賛成する市民が経済効果を期待しております。これも現実あると思えます。国、防衛省はこういう状況の中で、あたかももう後戻りができない、市民に失望感と諦めを押しつけようとして拙速に事を進めているのではないか。ある意味、こういうほうも無視して、そして国会にもかかけられない拙速なこの進め方は、防衛省もある意味、私たちのこの反対の声に焦っているのではない

かと思えます。

市長、だからこそ、私たち住民一万五千人足らずの住民が、本当に賛成、反対、何が大事なのか、何がどうだから賛成なのか、何を守らなきゃいけないのか、こういうことを市長が言う、失うものが大きい、だから同意できないのだということを市民と共有することがとっても大事ではないかと思えます。

先ほどの同僚議員の質問の中にもありましたが、やっぱり市民とこの種子島、馬毛島、熊毛のこの地域を軍事基地化させない、そして、平和で、第一次産業、観光産業を豊かにする地域をつくっていただくという気持ちを市民に共有するために、もっと広く市民と一緒に共有するような行動をして活動していただきたいと思うんですが、再度、市長の答弁をお願いいたします。

○市長（八板俊輔君） 馬毛島の施設建設に関しまして、失うものが大きく同意できないという私の考えについてのお尋ねでございます。ありがとうございます。私の考えを少し申し述べたいと思えます。

国はこの問題で、史上初めて、既存基地のない領土に米軍の訓練のための施設を新設しようとしております。馬毛島の問題は、賛成、反対を論じる前に、少なくともここに暮らす住民が憲法や法律で守られる中で議論すべき課題だと考えます。そして、この実態を広く国民にも知ってほしいと思えます。

現状では、騒音訴訟などを見る限り、米軍の絡む基地周辺では住

民の苦しみに歯止めがかからない状況です。こうした中で、国民の安全・安心が守られていない状況であると言わざるを得ません。私たちが直面している馬毛島の問題は、こうした根本的な問題を含むことをまず認識する必要があります。

私は地元の市長として、訓練施設の設置に伴うデメリットとメリットを探るために課題を整理し、国に対話のキャッチボールを求め続けております。ところが国は、地元の理解と協力が重要との言葉とは裏腹に、一方的に事を進めようとしています。私はこうした状況を憂慮して、国の計画に同意できないことを表明いたしました。

法治国家として、さらには国と地方との関係において、ここに暮らす住民をあまりにも置き去りにしていると感じます。少なくとも市民が法律で守られる環境をつくるために、国会で議論を尽くす、さらには国と地方がきちんと対話し、是々非々で議論する関係を築いていきたいと思えます。

私たちは、先人から受け継いだふるさとの島を守り、子孫に残し、後世に禍根を残さないために、いま一度立ち止まって情報を整理し、学び考える必要があります。

無人島だ、あるいは自分の生活の場とは距離がある、あるいは関わりが小さいからと片づけられてはいないでしょうか。私は、この日本で米軍のための新基地を建設するには地元の同意が不可欠だと捉えております。市民の皆様、そして国民の皆様にもぜひ御理解をいただきたいと思います。

○三番（橋口美幸さん） ありがとうございます。

やはり私たちが、今まで先祖が頑張ってきた、この歴史をつくっていただきました。そして今、私たちは歴史の岐路に立っていると思えます。そういう意味では、本当に私たちの子どもや孫たちが、休みのときには帰ってきたり、そして今までの歴史や文化を学んだり、そういう地域を残していく、このことが今、私たちに大変問われていていると思います。

賛成している人たちも、もろ手を挙げて賛成ではないと思います。今、人口減が広がっている中で、これは日本の政治の問題であり、そして今、時代の流れの問題でもあります。若い人たちが子育てができない、結婚できない賃金だということも、大きくくりの中から見れば、日本の政治の問題ではないでしょうか。私たちはそういう意味で、一人一人の人生を大事にする、そして地域を大事にする、そして、私たちのこの地域の中でどのように守っていければいいのか、賛成の人も反対の人も含めてですね、ぜひ人間の基本的な気持ちになって考えていく機会をぜひとも市長にはつくっていただきたいと思えます。

そして、次に進みますが、憲法九十五条というのがあります。憲法九十五条では、一の地方公共団体のみに適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票において、その過半数の同意を得なければ国会はこれを制定することができないとあります。つまり国、防衛省は、地方自治体の首長の意見を任

民の声として受け止める義務があると考えます。このことがないがしろにされていることを、住民、そして国に対しても強く訴えるべきだと思えます。この憲法九十五条に対する市長の見解を求めたいと思えます。

○市長（八板俊輔君） 憲法九十五条、憲法と地方自治の問題に対するお尋ねであります。

私は、国が所有する土地をどう利用するかは、基本的には政府が決めることであると認識しております。しかし、米軍の訓練施設を造るとなれば、地元自治体の自治権が大幅に制限されることになるわけですから、そうであれば、地元の理解を得ながら進める必要があると、そう考えております。

自治権の制限とは、施設内で警察や消防の権限が及ばず、騒音や事故への対応でも政府を通じて要望するに過ぎないこと。また、固有の自然、文化、歴史、資源、漁業などの産業資源の利用が阻まれることでもあります。

この日本で米軍のための新基地を建設するには、国民、とりわけ地元住民の同意が不可欠だと私は考えております。その根拠は、国の主権と地方自治を定める憲法にあります。

これに対して政府は、国会の承認を得た条約である日米安全保障条約や日米地位協定を基に、日米政府の合意があれば、日本のどこにでも米軍施設を設置できると考えているように見えます。

しかし、憲法第九十二条は、地方公共団体の組織及び運営に関する

事項は、法律でこれを定めると規定しています。米軍の訓練施設の設置は、地元自治体の自治権を制限する国政の重要事項ですから、条約や日米合意だけでは不十分ではないか、そんな疑問を私は常々感じております。つまり、条約の上位にある憲法は、法律の制定を要請していると考えます。唯一の立法機関である国会で国民的論議を経て、住民の安全、環境保障など、諸条件について事前に決定できると思えます。

さらに、憲法第九十五条は、一つの公共団体のみに適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、国会は、これを制定することができないと定めています。この趣旨は、地方自治体の組織、運営、権能への不当な侵害を防止し、住民の意思を尊重することにあります。そして、住民の同意を立法の条件として示していると私は考えております。

国会や政府が住民の意思を尊重し、議論を尽くして最善策を決定する、それが民主主義の根幹ではないでしょうか。このことを広く国民にも認識してほしいと思えます。

馬毛島の基地は一度受け入れれば後戻りできません。未来永劫の問題です。私は地元市長として、正確な情報の収集に努めるとともに、国に対し、いま一度立ち止まって課題を整理するよう呼びかけています。将来に恥じない選択と行動を現在の検討段階から慎重に処してまいる所存であります。

以上です。

○三番（橋口美幸さん） ぜひ、私たちは憲法を守る、このことが基本にあります。さきの沖縄県知事でありました翁長県知事は、日本は憲法の上に日米安保があり、国会の上に日米合同委員会があるというふうにおっしゃいましたが、私たちは、やはり憲法を守る、これが基本原則だと思います。ぜひ憲法九十五条、私たちの地方自治体の住民の意思として伝え続けていただきたいと思ひます。

私は、馬毛島に米軍基地ができたらどのようなことになるかということ以前、一般質問でもしました。例えば沖縄の緑ヶ丘保育園では、上空から保育園に屋根の上に物が落ちました。それ以来、もう上空を飛ばないと幾ら保護者の人がお願いしても、いまだに飛んでいるそうです。そして、四国の地域では、ある保育園のお昼寝の最中にも、低空飛行訓練で子どもたちがお昼寝できない、爆音機の音が出て怖くて震えている、だから保育士は子どもたちの耳を塞いでお昼寝をできるようにしている、こういう実態がいまだに続いております。

私たちのこのような平穏な生活が、自分だけ守られればいいとは思っていません。日本中どこでもこういう低空飛行訓練、私たちの子どもや孫たちがそういう悩みや苦しみを負わないように、今この地域で起こっているこの問題に正面から向かっていくべきだと思います。ぜひとも多くの全ての市民の皆さんが真剣にこの問題を考えていただき、今本当に、これから私たちの地域、どのようにつくつ

ていくのかを皆さんと一緒に考えたいと思ひます。ぜひよろしく、市長は住民の皆さんにですね、分かりやすく説いていただきたいと思ひます。次の質問に移っていききたいと思ひます。

次は、市民総合相談窓口の問題について質問したいと思ひます。これは今年ですね、六月の一般質問のときに市民相談窓口のことを質問いたしました。そのときに福祉事務所長がアウトリーチを取り組んでいる、その市民の相談についてはアウトリーチなんだ、取組が重要だと答弁がありました。答弁を読み上げます。

相談については、町の姿勢だけでなく、先ほど述べた方々からの情報を積極的に収集するとともに、いただいた情報に基づいて、必要に応じて対象の方の生活環境も含めた状況把握に努め、寄り添っていく、いわゆるアウトリーチが重要となっております。今後も各相談員や行政職員が連携して訪問を行って、現在も各相談員や行政職員が連携して訪問を行っておりますが、今後とも継続して取り組んでいきたいという答弁がありました。

その後、アウトリーチ、どのような体制で取り組んでいるのか、その実態と教訓と成果についてお伺いしたいと思ひます。

〔福祉事務所長 下川法男君〕

○福祉事務所長（下川法男君） 市民相談係におけるアウトリーチの体制についてお答えをいたします。

市民総合相談係は、平成三十年四月に市民生活課、福祉事務所の相談機能を集約して新設された係です。個人や世帯が抱える複合的

な困り事への対応や継続した支援の充実を図る目的で設置をいたしました。

現在の体制は、消費生活相談員一人、家庭児童相談員一人、総合案内担当一人、行政職員が保健師一人を含め三人が従事しております。また、市くらしサポートセンターとして、社会福祉協議会所属の生活困窮者自立支援を担当する主任相談員一人、就労支援員二人と、高齢者支援課配属の生活支援コーディネーター四人が同席しており、合計十三人で対応に当たっております。

見守りが必要な世帯や児童をいち早く発見するために、学校や保育園、幼稚園等を定期的に訪問し、情報収集を行い、必要に応じて個別ケース会議を開催し、関係課、機関との情報共有や対応方針の検討、役割分担の確認などを行っております。また、支援が必要な方に寄り添うため、係においては保育士や職員、家庭児童相談員が必要に応じて出向いて対応しております。

対応の方法については、対象の方の状況や困り事に応じて、それぞれ検討した上で処遇方針を定め、主な対応者を選定しております。必要に応じて福祉事務所内、関係課、機関に訪問や同行を依頼する場合もあります。また、消費生活相談においても、出前講座等の機会を捉えて情報収集や困り事を抱えた方の相談にも応じております。困り事を抱えた方への支援については、何よりも関係課、機関との連携と情報共有が対応の鍵を握っていると実感しております。今後とも連携を密にして、見守りの輪を築きつつ、対応者の方の寄

り添いを行ってまいりたいというふうを考えております。以上です。

○三番（橋口美幸さん） 今、答弁の中で、定期的に訪問をする、学校、保育園、幼稚園などを定期的に訪問をするというふうな答弁でございましたが、どういうふうな定期的に決められているのかをお伺いしたいと思います。

○福祉事務所長（下川法男君） 年間、時期を定めて訪問をしております。学校側の対応等もありますので、学校の状況がある程度落ち着いた時期を見計らって、学校と相談をしながら訪問を行わせていただいで、それぞれの児童についての情報交換、情報共有を行わせていただいでおります。

○三番（橋口美幸さん） 子どもの生活に対する相談は、迅速な対応が必要だと思います。ぜひ定期的なことも含めて、そういう相談があったら、すぐに対応できるような体制もぜひつくっていただきたいと思えます。

それから、②に行きます。市民相談総合窓口の利用実態はどのような状況でしょうか。

○福祉事務所長（下川法男君） 市民総合相談係における市民相談の状況についてお答えをいたします。

市民総合相談係は庁内の総合案内も兼ねているため、部署の場所を尋ねる簡易なものから、市民相談や法律相談につながるようなものまで様々なお問合せをいただいております。令和二年度で千九百

十五件の対応をさせていただいております。そのうち市民相談につながったものについては四十二件でございました。

相談内容は、家庭内の問題、物件、債権、債務等に係る問題、相続問題などが主となっております。専門的助言や継続的な見守りが必要な場合には、関係機関、関係部署と連携をしながら対応をさせていただいております。また、法的な助言が必要な相談に対しては無料法律相談へつなぐなど、専門家に対応をお願いしているところ

です。
令和二年度における無料法律相談では、十九件の相談をいただいたところ。また、現在、市内に二か所の弁護士事務所が開設され、相談の受皿が増え、困り事の解決につながっていると感じております。そのほか、臨床心理士による相談に、令和二年度で八十九件の利用がございました。

以上です。

○三番（橋口美幸さん） 今、実態をお聞きしましたけれども、本当にたくさんの方の相談が寄せられていて、大事な役割を果たしているんだなということを実感しております。

この件について、市民から、正面玄関、皆さん御存じのとおり、正面玄関が市民相談窓口というふうになっております。市民の中では、守秘義務が本当に守られているんだらうかと。そして、四番も、三番、四番まとめてお伺いしたいと思いますが、市民が安心して相談できるような体制を強化、改善していただけないだろうかという

声があります。そのことが議論されていないのかどうか。

そして、四番も含めて、安心して相談できるような、例えば市役所の二階、二、三、四階だとか、市民会館の一室だとか、そういうことも検討していただきたいと思うんですが、三番、四番含めてお願いできればと思います。

○福祉事務所長（下川法男君） 私のほうから三番についてお答えをさせていただきたいと思っております。市民総合相談係における市民相談のプライバシーの保護についてお答えをいたします。

窓口業務については、今、議員から御指摘があったとおり、正面玄関入り口でお受けをしておりますが、込み入った内容については相談室で伺うようにしております。様々な理由により窓口での相談を望まれない場合には、自宅への訪問や別の施設での相談も行ってまいります。

これまで相談業務の場所については、他施設も含めて検討してきた経緯があるようでございます。利用者にとって利便性がよく、その場所を訪れることについて特定の意味を持たないことが望ましいというふうにご考えております。その上で、ふさわしい場所について引き続き検討を行ってまいりたいと考えております。

○市長（八板俊輔君） ただいま所長から御答弁いただきましたけれども、相談場所の確保について、少し私からもお答えしたいと思っております。

現在、相談内容や相談者の意向に応じて、会議室や市民会館等も

利用しておりますけれども、今後とも、その方に応じて相談しやすく、ふさわしい場所の確保に努めるようにしております。そうした検討を今後も努めてまいりたいと思います。

また、専門的な資格を有する方にお願ひして相談をお受けする機会もあるかと思ひます。職員も含めて、そういう方への相談も利用いただいておりますので、今後もそのような場の確保、拡充を図つてまいりたいと思ひます。

以上です。

○三番（橋口美幸さん） 四番の市民というのは、市職員も含めてというふうに書いてあります。やはりあそこに、今の場所ですけれども、市の職員が例えば休日を利用して行きたいとか、そういうことがあつても、なかなか本当に個人の守秘義務が守られるのだろうかという危惧がありますので、ぜひ場所も含めてですね、検討をしていたきたいと思います。

続きまして、三番目のスクールカウンセラーの充実を求めるといふ項目に入りたいと思ひます。

制度の詳細と、本市での活動実態を教えてくださいたいと思ひます。

「学校教育課長 山崎省一君」

○学校教育課長（山崎省一君） お答えします。

スクールカウンセラーは、いじめや不登校等の児童生徒の課題の解決へ向けて、学校における相談体制の充実を図る趣旨から、県教

育委員会が臨床心理士など、児童生徒の心理に関して高度に専門的な知識、経験を有する方を県内の小中学校などに派遣するものです。本市では、三名のスクールカウンセラーの派遣をお願いしており、小学校は一校につき年三回、一回につき二時間ほど、中学校は年十回、一回につき四時間ほど、相談を希望する児童生徒やその保護者、教職員を対象にカウンセリングを行っています。

○三番（橋口美幸さん） 今、事業内容を教えていただきましたけれども、中学校一名が配置され年十回、小学校一名が配置され年三回というような実情でした。こういう状況で本当に今の子どもたちの相談件数に見合っているのかどうかということが危惧されるんですけれども、この相談件数と、この中学校一名、そして年十回、こういう状況で十分なんでしょうか。この見解を求めたいと思ひます。

○学校教育課長（山崎省一君） これは、相談件数や相談内容に対応できるスキルはあるかということでもよろしいでしょうか。

○三番（橋口美幸さん） はい。

○学校教育課長（山崎省一君） お答えします。

本市に派遣されているスクールカウンセラー三名の方は、大学で教鞭を執られたり、病院で心理士をされたりしているとともに、スクールカウンセラーとして県内各地で実績を積み重ねており、本市でのカウンセリングにおいても、相談件数や相談内容に適切かつ誠実に対応していただいていると認識しています。

カウンセリングの際は、相談者に寄り添い、悩みを共有する姿勢

で、家庭学習の進め方や友達との関係改善への助言、思春期の子どもと保護者との距離の取り方や登校を渋る子どもへの関わり方などについて、親身になって対応していただいております。

こうしたスクールカウンセラーの姿勢、または関わり方から、継続してカウンセリングを受けている児童生徒や保護者もおり、相談者とスクールカウンセラーとの信頼関係は深まっていると考えています。

○三番（橋口美幸さん） 今、そういう課長の答弁がありましたけれども、やはり保護者の皆さんの中には、本当にスクールカウンセラーが、例えば小学校入学してからずっと予約をしているのに、二年生、三年生になってからやっと相談ができるようになったという方もいらつしやるし、例えば最近はですね、半年ぐらい前から予定が決まっていたにもかかわらず、当日、高速船のチケットが取れなかったとあっさりキャンセルになったというケースもあったと聞きます。

今、子どもたち、保護者の皆さんも、コロナ禍の中で本当に今相談したい、長い間悩みを抱え込んでいる、そういう保護者の皆さん、そして教職員の皆さんも多いと思います。そういう意味では、相談者が本当に待ちに待ってやっと来れるといったときに、相談ができない状況になっているという状況があったということなんです、これについては認識しておられるでしょうか。

○学校教育課長（山崎省一君） 今、議員がおっしゃったことにつ

きましては認識しているところです。そのことにつきましても、再度スクールカウンセラーの派遣を要請して対応しているところです。

○三番（橋口美幸さん） ぜひですね、やはり保護者の皆さん、お母さんの声は何人も聞こえてくるんですけれども、ここでは転勤されて来られる子育て中のお母さんたちが多いです。一年目、二年目、本当に友達もなく、子育てに悩み、そして海を眺めては帰りたい帰りたいと泣いているお母さんもいらつしやる、こういう話も聞きます。そういうときに、やはり悩みを聞いてあげるような体制がどうしても必要ではないかと思えます。

これは県教育委員会の事業ということになっておりますので、ぜひそこは離島のこのような実情も加味していただきまして、この中学校一名、小学校一名ではなく、もっと頻繁にですね、カウンセリングが受けられるような予算化も、そして人員配置もしてほしいと思えます。

計画の実施はその時々のカウンセリングとなつていますが、緊急な課題には対応できていないのが問題ではないでしょうか。子育ては緊急性が伴います。相談体制の強化、そして実情に見合う体制をぜひ要求していただきたいと思えますが、その対応について再度お伺いしたいと思います。

○学校教育課長（山崎省一君） スクールカウンセラーの年間の派遣回数は市町村ごとに決まっております、現在、本市では四十回となっております。この回数を増やすことは難しいですが、各学校の相談数

により派遣回数を変更できますので、必要に応じて調整しています。また、重大事態が想定される緊急対応の場合は、県に追加の要請ができます。

今後、心のケアを必要とする方々の相談内容をよりよく解決できるよう、派遣回数の増加を依頼したり、相談内容によっては本市のスクールソーシャルワーカーとの連携を図るなど、相談体制を充実させてまいります。

○三番（橋口美幸さん） ぜひ子どもの実態をつかんでいただきましたと思います。今、タブレットが始まって、来年四月から自宅を持ち帰るといふようなことも聞いております。タブレットを子どもたちとどういふふうを活用できるのかということの問題、そして家庭の問題が子どもたちに深い暗い影を落としているという子どもの実態も聞かれてまいります。ですので、ぜひこのカウンセラーの充実、そして予算も含めてですね、本市の子どもたちの健やかな環境をですね、学校、教育環境も含めて、ぜひ充実する環境になれるように求めているかと思えます。

それでは、四番の道路の改善についてお伺いしたいと思います。書画カメラをお願いします。

これがですね、住吉志和野のガードレールの改善を求める写真です。これは、国道五十八号線から志和野のほうに上がったところの右側のガードレールがこのように腐っております。そして、この柱も腐ってなくなっております。このガードレールの下は谷になって

おりますので、大変、農作業をする軽トラクとか耕耘機とか走るのに大変安全なガードレールのはずが、その用を達していないのではないかというふうに思います。

それから、これはですね、農免道路の志和野の上のほうから住吉の町が見える場所なんですけど、これもガードレールがこのように何かがぶつかって、こういう状況になっております。

ありがとうございます。

という、こういう志和野のガードレールの改善、本当に農家の人たちが日々、夜暗くなってからも道路を利用することもあります。そういう意味では改善をぜひ求めているかと思うんですけど、対応をお願いいたします。

「建設課長 上妻敏男君」

○建設課長（上妻敏男君） 御説明いたします。

市道のガードレールにつきましては、腐食が進行しておりますので布設替えが必要です。ただ、施工延長が長いため、来年度以降での対応を考えております。それまでの間、まず道路外への飛び出し防止のためにコーンを設置して注意喚起を行いまして、土のうの設置についても検討をいたします。また、農道のガードレールにつきましては、破損箇所の部材を交換することを予定しております。

以上です。

○三番（橋口美幸さん） ぜひ大変、安全対策でガードレールというのを用をなしていると思うんですが、今のような状況では安全対

策にならないので、ぜひともコーンを置いて、しばらくは注意喚起を促すということでしたが、来年度早々の着工を改善をお願いしたいと思います。

続きまして、五番の介護制度の充実について移りたいと思います。介護制度は、本当に高齢化の中で、私たちの暮らしの中でなくてはならない制度となっております。そういう中でまず認知症対策の現状と課題について伺いたいと思います。

現在、認知症の状況は、二〇二〇年、令和二年度、介護認定を受けた人のうち七百八人が日常生活自立度ランク2A、軽いほうから二番目以上が七百八人というふうになっております。このように介護認定を受けている七百八人は何らかの支援が届いていると思えます。届いておりますが、認定を受けていない潜在的な認知症高齢者も含めるとさらに多いことが予想されるというふうになっております。つまり、七百八人は介護認定を受けておりますが、在宅で介護したり、自宅で暮らしている人の中には、本当に認知症が危惧されるんじゃないかという人も多いということです。

在宅で介護している現状が今とっても深刻ではないか、そして介護をしている家族も、本当に毎日大変だという声がよく伝わってまいります。その実情をつかんで、家族の悩みやきめ細かな援助を強化することを求めたいと思います。対応策の検討をどのようにされているのかお伺いしたいと思います。

「高齢者支援課長 下川昭代さん」

○高齢者支援課長（下川昭代さん） お答えいたします。

まず、本市の認知症患者の状況についてですが、今、議員がおっしゃられたように、令和二年十月一日時点の調査で六十五歳以上の要介護認定者における認知症高齢者が七百八人ということで、高齢者全体の一二・四%を占めております。

包括支援センターに寄せられる相談も、令和二年度実績では百四十件と、サービス利用の相談に次いで二番目に多くなっているところです。高齢化が進行する中で、大変重要な課題となっております。第八期の介護保険事業計画においても取組の強化を掲げているところでございます。

本市の取組としましては、認知症の方やその家族に早い段階から関わりを持ち、早期の病院受診や適切なサービス利用につなげることを目的とした認知症初期集中支援チームの設置、また、認知症への正しい理解と支援を普及啓発するための認知症サポーター養成講座の開催、また、コロナ禍で現在休止しておりますが、病院や介護施設等で実施をする認知症カフェの運営支援等を継続して行っております。また、認知症の方が地域で安心して生活をしていくためには地域での理解やサポートも必要になってまいりますので、地域の役員や民生委員等を交えてのケア会議も行っているところです。

認知症対策を進めていく上での課題としましては、今、議員がおっしゃられたように、潜在的な認知症の疑いがある方、またその家族の悩みに寄り添っていくということが必要かと思えます。まずは

その認知症やその疑いがある方を早期に把握をして、それぞれの状態に応じて病院受診や介護認定の申請など、必要な支援に早い段階から関わっていくことが重要だと考えております。

現在も、家族からの相談のほか、看護師の訪問による実態把握や地域サロンなど通いの場等で、地域の高齢者支援協議会からの情報提供などを基に早期の把握に努めているところです。ただ、これには地域の方々の、周囲の方々の認知症に対する正しい理解ということも必要になると思います。

これまでもそういった普及啓発に関しては取組を行ってきておりますが、引き続き多くの方に認知症を身近な問題として関心を持っていただけるように取り組んでいくとともに、認知症の方やその家族が相談しやすい環境づくりに努めて、早期の把握、支援につなげてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○三番（橋口美幸さん） ありがとうございます。

やはり認知症の方を家で介護している人は、なかなか悩みを外に出せないという方もいらっしゃると思いますので、ぜひ広報でもいいし、相談しやすい環境づくりということが求められていると思います。

包括支援の方々は、本当に地域に出かけていただき、いろんな人と対話をしていただき、高齢者の皆さんの心の支えになっていただいて本当にありがたい活動をしてくださっていると思います。そういう意味では、もっと行政もですね、人を増やすこととか、そうい

うことに力を入れていただきたいと思えます。

高齢者の皆さんは、本当にこれまでですね、社会を支えて働いてきて、そして六十五歳以上、七十五歳以上になって介護を受けざるを得ない状況になってきた人たちがばかりです。そういう意味では、これから社会に貢献した人たちがゆつくりと介護を受けて、そして、穏やかな生活ができるような状況をぜひつくっていただきたいと思えます。

それから、介護保険料、②番に行きます。介護保険料滞納の実態についてを伺いしたいと思います。

二〇二〇年度の決算で、介護保険料の不納欠損が二百十二件、収入未済で百件と報告されております。この数字は本当に私も驚きました。不納欠損二百十二件、収入未済百件ということは本当に、これは件数でいくので人数ではありませんけれども、やはりそういう払いたくても払えない、そういう六十五歳以上の高齢者の実態を見ますと、無年金の人も多くて、悪意でなく、本当に月に一万五千元とかそういう収入しかない人たちが、保険料を払いたくても払えないという生活を強いられている高齢者が少なからずいらっしゃることも私もよく見聞します。

このような人たちが、本当に憲法二十五条に照らして、命、暮らしを守るための様々な制度を紹介していただいたり、そして活用を進めるということが行政の、一つは対応をしていただくべきじゃないかというふうに思います。

この点について、介護保険料の担当者の皆さん、そして介護保険の実態の皆さんから、どういうように横の連携でですね、どうしても払えない人たちの命、暮らしを守るための施策を紹介できるような制度があるのかどうか、そういう経験があるのかどうかお伺いしたいと思います。

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

介護保険料の滞納等に伴う問題ということでございます。滞納が続きますと、介護保険法の規定によりまして、段階的にサービス利用が制限される措置が取られるようになっております。議員が懸念されておられるように、様々な事情により保険料の納付が難しい方や、保険料の未納はなくても、サービス利用料の自己負担の心配からサービスの利用を控える高齢者がいらっしゃる可能性もあると思えます。そうした方々に対しては、保険料の減免等も含めた納付相談を丁寧に行うとともに、必要に応じて福祉事務所の相談になくよう、引き続き関係部署間で連携して対応してまいります。

また、サービス利用に際しての自己負担額につきましても、利用料等の減免や高額になった場合の払戻しなど、負担軽減の制度がありますので、その活用について周知を行い、きめ細かな対応に努めてまいりたいと思えます。

以上です。

○三番（橋口美幸さん） ありがとうございます。

ぜひ、高齢者の皆さんもそうですが、なかなかこういう制度があ

りますよということを周知できていない場合もありますので、そこはぜひ行政の皆さんが一人一人の状況に応じて、こういう制度を活用できますよということを周知していただきたい、そのようなことをぜひ行政の皆さんにはお願いしたいと思います。

以上で私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（川村孝則君） 以上で橋口美幸さんの質問は終了いたしました。

ただいまの橋口美幸さんの質問をもつて、本日の日程は全て終了いたしました。

△日程報告

○議長（川村孝則君） 明日は午前十時から本会議を開きます。日程は、市政に対する一般質問であります。

△散 会

○議長（川村孝則君） 本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後三時二十九分散会

本会議第四号（十二月一日）

本会議第四号（十二月一日）（水）

◎出席議員（十四名）

一番 長野 広美 さん
二番 鮫島 市憲 君
三番 橋口 美幸 さん
四番 渡辺 道大 君
五番 宇野 裕未 さん
六番 杉 為昭 君
七番 川村 孝則 君
八番 河本 幸男 君
九番 濱島 明人 君
一〇番 下川 和博 君
一一番 遠藤 建次郎 君
一二番 竹下 秀樹 君
一三番 田添 辰郎 君
一四番 橋口 好文 君

◎欠席議員（〇名）

◎地方自治法第二百一十一条による出席者

市 長	八板 俊輔 君
副 市 長	大平 和男 君
教 育 長	佐藤 秀正 君
会計管理者兼 会計課長	下川 由喜 さん
総務課長兼 選管書記長	松下 成悟 君
企画課長	森 真樹 君
市民生活課長	川 畑 利昭 君
財産監理課長	奥 村 裕昭 君
地域支援課長	松 元 明和 君
税 務 課 長	柳 田 さゆり さん
健康保険課長	長 野 望 君
高齢者支援課長	下 川 昭代 さん
経済観光課長	高 石 心平 君
農林水産課長	岩 下 栄一 君

◎議会議務局職員出席者

建設課長	上妻敏男君
水道課長	高橋英樹君
福祉事務所長	下川法男君
農委事務局長	中野賢二君
監査事務局長	上妻誠一君
教委総務課長兼	吉田孝一君
学校給食センター所長	山崎省一君
学校教育課長	中里千秋君
社会教育課長	
局長	園田博己君
次長	古市善哉君
書記	上妻文和君
書記	和田帆波さん

令和三年十二月一日午前十時開議

△開議

○議長（川村孝則君） おはようございます。

定刻、定足数に達しましたので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付しております議事日程第四号のとおりであります。

議事日程（第四号）

日程第一 一般質問

五番 宇野 裕未 議員

一番 長野 広美 議員

六番 杉 為昭 議員

一三番 田添 辰郎 議員

△一般質問

○議長（川村孝則君） それでは、日程第一、一般質問を行います。

発言は、別紙一般質問通告書の発言順により行います。

なお、質問は簡潔にしてルールを遵守し、また、当局の答弁につきましても簡潔に要点を絞って行われるよう、議会運営に対する御協力をあらかじめお願い申し上げます。

順次、質問を許可いたします。

初めに、宇野裕未さんの発言を許可いたします。

〔五番 宇野裕未さん登壇〕

○五番（宇野裕未さん） 皆さん、おはようございます。

こちらの壇上から一般質問をスタートさせていただきますのは、初当選後、三月定例会以来、約半年ぶりとなります。この間に新型コロナウイルスの脅威が繰り返され、なかなかコロナ以前の生活とは異なり、緊張感のある日々となり、早くも二〇二一年の年の瀬を迎えようとしております。

このような中、この感染症に最前線で取り組んでこられました医療従事者、福祉関係者、各関係機関の皆様、そして、その方々をサポートしてきた保育、教育、介護従事者などエッセンシャルワーカーとして私たちの暮らしを支えてくださった方々に、改めてお礼申し上げます。

ちょうど昨日のニュースを見ますと、新しい変異株の出現により、まだまだ予断を許さない状況もございますので、第六波への予防策を徹底しながら、少しずつでも打撃を受けた経済活動の再開と、人と人の交流を安心して再開できるような年末年始を皆様を迎えられることを心から願っております。

さて、通告書に沿いまして、まずは馬毛島問題について伺います。五月のデモフライト実施以降、矢継ぎ早に実施される防衛省からの地元無視の姿勢には、改めて異議を唱えたいと思います。

少し振り返ってみますと、七月十五日には、馬毛島に近いことを理由に、宮崎県庁にて自衛隊新田原基地に二〇二四年度からF35 Bを配備する方針を伝え、八月六日には、大規模な係留施設の建設などを含む港湾施設の整備について発表、そして、国政選挙が終わってすぐの先月十一月十一日には、その三日前の九日に市に説明を実施し、市長が承服できない旨を伝えたにもかかわらず、プラント建設工事の入札を公告しております。

前回の定例会でも述べさせていただきましたが、馬毛島を取り巻く状況について、住民の理解を得る間もなく、また理解を得ようという姿勢さえも見られることなく、ますます強引に進められていると言っても過言ではありません。

コロナ禍という大変なこの状況を何とか切り抜けよう、そして、この小さな島での暮らしを維持できるようにもう一踏ん張りしようとして日々努力している島民に対して、次から次へと負担を強いていく。この状況は果たして正常なのでしょうか。

このような一連の事態を昨日同僚議員の答弁でも触れられており、重複するかもしれませんが、地方自治と法治国家という点を踏まえ、重復するかもしれませんが、地方自治と法治国家という点を踏まえ、た上で、どのように捉えているのか、改めて市長の考えを伺います。以下の質問につきましては、質問者席から実施いたします。

「市長 八板俊輔君」

○市長（八板俊輔君） 地方自治と法治国家の観点からということ、馬毛島に関するお尋ねでございます。

私は、法治国家とは、国民の意思によって制定された法に基づいて国家権力を行使する国家のこと、あるいは、もう少し平たく言えば、国民が法律で守られる国家、国のことだと思えます。

馬毛島の現状でいえば、自衛隊施設整備が住民の理解の下に進められるべきですけれども、そうはなっていないと思います。地元住民や国民を交えた検討や議論がなされず、地方自治の観点から疑問が残るというふうに思います。さきにも答弁いたしました、国会や政府が議論を尽くし、住民の意思を尊重した上で最善策を決定することが民主主義の根幹であると、さように考えております。

以上です。

○五番（宇野裕未さん） ありがとうございます。私も同じように感じているところでございます。

関連いたしましたして、安全保障を含む国防に関する事項は国の専権事項といいますが、住民の安心・安全な暮らしを守るという行政の責務との両立についても併せてお伺いいたします。

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

外交と安全保障は、国の専管事項、専権事項とも言ったりしますが、とはいえ、国民の負託によるものであります。同時に地方自治体は、より身近な位置から、国民の生命、財産、生活を守る責務を負っております。そして、国と自治体は、中央並びに地方から国民を守る責務を帯び、互いに補充し合う関係にあると考えております。

そこで、国防と地方自治の両立についてでありますけれども、まず、自衛隊は、国防のみならず災害などの緊急時にも出動し、国民の生命や財産などを守るため、身を挺して活動しています。そのような自衛隊の活動については心から敬意を表するところであります。また、独立した国において国防は不可欠な政策でもありますので、市民の生活を脅かさず、市民の理解が得られる等、可能な範囲であれば進んで協力する考えに変わりはございません。現在もそうしているところでもあります。

ただ、私自身は、首長の市長の立場として、より市民に近い立場から、その生命、財産を守り、市民生活の福祉の向上を目指していくためには、必要があれば国に対して意見を述べていく。それが市民に対する当然の責務であると、そういうふうと考えております。

以上です。

○五番（宇野裕未さん） ありがとうございます。大変力強く、そして、私たち市民に寄り添って市長が発言していただけたということとを本当に心強く思っております。

市民の中では、なかなか国が決定したことに対して何か物を申すことはいけないことなのではないか、そういうふう感じられている風潮もあるかと思われまますので、こういった法治国家の下で、しっかりと権利として定められているということを改めて皆さんにも周知していただきたいと思っております。

続きまして、自衛隊馬毛島基地（仮称）計画に伴う自衛隊官舎の

設置について伺います。

これまででもですね、かなりメリット、デメリットという言葉を中心に様々な議論がなされてあると思いますが、改めまして、自衛隊官舎の設置を誘致する自治体、そして各種団体の考えるメリットというものがあるのかどうか、そういったところを市がどのように考えているのか教えてください。

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

自衛隊官舎に係るメリットについては、さきの答弁でも申し上げましたように、隊員やその家族の生活、あるいは経済活動の形態によって変わります。簡単に言えば、人口が増加すれば、その場所での消費が見込まれ、経済活動が活発化されます。

一方、基地設置に係る弊害も想定されるところであります。人口増による経済効果を否定するつもりはありませんが、過剰な期待は危険であるとも考えます。また、基地を望まない声もある中で、総合的に判断する必要があると、そういうふうと考えております。

以上です。

○五番（宇野裕未さん） ありがとうございます。

現在、市長からも答弁がございましたとおり、様々な側面からの検討・検証、必要かと思われまます。特に人口減少に対して、いい手だてになるといふところを期待している、そのような声をよく聞きます。

こちら防衛省からの説明書によりますと、隊員百五十名から二百

名を想定し、説明会等での御質問とその回答という四月二十日に発表されております冊子からですね、令和元年の奄美市定例会での先行事例の報告を基に、一定の効果があると認識しているようです。先ほど市長もおっしゃられたとおり、それはあくまでも限定的であるというところも認識しているのですが、では一方で、長期的、もしくは経済波及効果として、本市ではどのような影響があると考えているでしょうか。

○市長（八板俊輔君） 基地の地域への影響、効果ということについてのお尋ねであります。

これまでも申し上げてまいりましたように、本市においては、まちづくりの方針として、基地経済に頼った形での振興策は掲げておりません。本市においては、長期振興計画や各種計画に基づき市政運営を行っており、議員や市民の皆様の御意見を伺いながら進めていく必要があると思います。もちろん隊員宿舎による人口増による経済効果を否定するつもりはありませんが、繰り返しになりますけれども、基地設置に係る影響も想定されるわけで、総合的に検討する必要がありますと思います。

自衛隊基地であります、国内の米軍基地のことを考えますと、自治体のスタート時には既にあつたということがあります。戦後、望むと望まざるとにかかわらず、基地経済の中で生きていかなければならなかった。そういう歴史的な事情がございます。

私どもの馬毛島はちよつと異なっております。我々は今、基地な

ど何もないところで、新しい基地経済に身を任せるかどうか、そういう選択の岐路に立っているというふうにも考えております。その中で、しっかりと選ばなければならない。そういうことが眼前の問題である、そういうふうに感じているところであります。

○五番（宇野裕未さん） ありがとうございます。

今市長が申し上げられました、しっかりと選ばなければならないといった場合の市民がどのように選べるかということで、何か今後こういった形で市民が選べるように、選びやすいようにしていきたい、そういった何か手だてについて考えはありますでしょうか。

○市長（八板俊輔君） 基地を受け入れるかどうか、基地経済にこれから身を任せるかどうか、そのためのいろいろな情報というのを防衛省が持っているわけです。それを私たちが出された整備案の中から、整備案を見ながら、それについての疑問を呈し、それに対して答えてもらうと。それをもって我々は、地元市民、首長もそれを判断しなければなりません。そのキャッチボールを求めているわけですから、なかなか防衛省がその情報を出そうとしない。そういう局面なのかなと思います。そういう中で、今後とも防衛省とのやり取りをしつかりと続けていきたい、そういうふうにご考えております。

○五番（宇野裕未さん） ありがとうございます。

ぜひですね、やり取りを継続していただきまして、より市民が判断しやすい材料というものを引き出していきたいと思っております。

ます。

また、今手元にですね、二〇二一年四月五日に配信されました毎日新聞の記事がございます。こちらでは、「陸自配備から五年、国境の島は今」と題しまして、五年前に与那国島に陸上自衛隊の駐屯地が開設されて、その後の島の状況というものを報道しております。その中から少し紹介させていただきます。

与那国島では、こちら西之表市と同じようにですね、賛成、反対と意見が錯綜しまして、その後、住民を二分した住民投票を得て、約百六十人で構成する沿岸監視隊を置いております。こちらでは、島の北約百五十キロにある尖閣諸島の周辺海域での中国公船が領海侵入を繰り返しており、リーダーなどで船舶や航空機の動きを監視しているという、そういう任務に当たっているそうです。そのため、隊員とその家族二百人以上が移住し、約千五百人だった人口は約千七百人に増え、町の要望に沿って、家族を持つ隊員の宿舎は、島内の三集落に分散して建設されたとのこと。

昨日、同僚議員からも紹介がありました奄美のケースと同じように、隊員らは地元の行事などにも積極的に参加し、減少が続いていた町立小中学校の児童生徒数も約五十人増え、駐屯地内には町民が利用できるグラウンドも整備されたということです。町の財政も潤い、給食費は無償化され、ごみ処理焼却施設の建設費の九割を防衛施設周辺対策事業として補助を受け、町民税も約五千万円増え、町の活性化につながっているということです。

一方で、経済への波及効果は限定的だったと町の商工会会長がコメントしております。駐屯地に付随した仕事の需要も生まれると思いましたが、期待外れだったと嘆き、駐屯地近くの集落で商店を営む女性も、隊員らは食料品や日用品を島外からの通信販売で購入するところが多いため、売上げ増を期待していたが、思ったほどではなかったと話しております。

また、十月二十六日の朝日新聞でも施設受入先行地域での状況を報道しており、与那国島では、一時的に増えた人口が再び下降線をたどる。自衛隊ばかりが増えて、住民が島を離れた意味がないというコメントも記載されております。

このように、こちら馬毛島の米軍のFCLP訓練を前提でない自衛隊の駐屯地であっても、経済的効果が限定的であること、また、人口減少への歯止めとしても効果が一時的であることが示されていると思います。

加えて、奄美市議会からは、七月一日に島上空での米軍低空飛行禁止を市議会から米軍に求める陳情を賛成多数で採択し、基地外での演習訓練を最小限にし、市街地や住宅地での飛行訓練を極力避けるよう国がアメリカに求める意見書は、全会一致で可決しております。

これは、同市上空を米軍機と見られる低空飛行の目撃情報が急増し、市街地上空や夜間も轟音を立てて飛んでおり、重大事故につながったときに取り返しがつかないという住民の懸念を受け、訓練のル

ートや時期に関する事前の情報に加え、安全性を最大限確保するとの日米合意の遵守徹底をアメリカに要請するよう国に求めたものであります。

また、昨日、米軍三沢のF16戦闘機が青森空港に緊急着陸し、着陸直前に燃料タンク二個を投棄したとも報道されております。

このように先行事例を見た上でも、かねてから市長も指摘しておるとおり、メリットと思われる内容は、それ以上のデメリット、様々な危険性を伴うリスクや犠牲の上に成り立っているものと考えられます。

市長が述べるように、まずは、少なくとも市民が法律で守られる環境をつくり、その上で、国が国会で議論を尽くすということをこれからも要望していただき、その内容を丁寧に市民に伝えていくことを続けてほしいと思っております。

続いて、二番の新型コロナウイルス第六波への備えに対しての質問に移ります。

先ほども述べましたが、新たな変異株についての報道もある中、政府が水際対策を強化いたしました。今後も人的交流を伴う経済活動の再開を安心して行っていくためにも、第六波の到来を含め、これまでの経験を生かし、迅速な水際対策が必要と考えます。

質問書の通告後であります十一月二十六日には、鹿児島空港にオープンした店舗型検査センターを知事が視察したようです。関連して、空港や港での抗原検査などの要望について、現在の県への対応

状況を伺います。

〔健康保険課長 長野 望君〕

○健康保険課長（長野 望君） お答えいたします。

鹿児島空港、あと鹿児島中央駅において鹿児島県が実施していたPCR検査につきましては、九月三十日をもって終了いたしております。

今後の対応につきましては、鹿児島県への感染の流入や蔓延を防止するため、専門家の意見を伺いながら、感染リスクが高い場面を捉え、必要な時期に絞って実施してるところであり、今後、その時々々の感染状況を踏まえ、PCR検査事業を効果的にやっていくとのことございました。

今議員から案内がありました、十一月二十五日から実施しています空港と金生町の検査でございますけれども、民間の木下グループというところが県と連携をして行うという報道ございました。この点につきましては、県のほうは、事業者のほうからワクチン検査パッケージに貢献したいという申出があつて、県としては広報・案内等の協力を行っているところではないかと伺っております。

以上でございます。

○五番（宇野裕未さん） ありがとうございます。

関連しまして、二番の、前回の定例会でも質問させていただきましたが、離島である市内の医療体制を考えますと、上記の水際対策

と同時に、検査の拡充、検査結果が出るまでのスピードアップを図ることが初動対策として必須と考えます。

昨日の報道でもありましたとおり、新たな変異株が、結局感染者が出たとなった段階で、もう既に濃厚接触者が、じゃあ七十人いましたと。で、そのうち四十人は今都内の隔離施設ということですが、また三十人の動向が追えていないという状況であると認識しております。

こういった日々刻々と状況が変化していく中ですね、やはり前回の第五波の流行のときにも、島内ですぐに感染者の確定ができなかった、陽性判定ができなかったことから、濃厚接触者の方たちのまた動きが制限されたり、待機をしたほうがいいのか、それとも職場に出ていっていいのか、それぞれの判断に任される場面があり、大変困惑したと聞いております。そういったところへ対応するためにも、検査の拡充、そしてスピードアップを図るということ大事だと考えておりますが、その後、本市での取組はいかがでしょうか。

○健康保険課長（長野 望君） お答えいたします。

行政検査につきまして、これまでも医療機関と鹿児島県が連携しまして、その業務を行っていたところでございます。八月の検査対象者が急増いたしました。その際には、本市のほうへも要請がありまして、検査場所の提供や市職員による業務の協力を行ったところでございます。今後も、そういった検査の数が急増したときには、市のほうでも要請に応えていくというようなことになろう

かというふうに思っております。

また、検査体制の充実につきましてですけども、これまでも医療機関への体制整備のための助成を行ったり、また、定期的に医療機関、県とも協議を行ったりしております。そういった情報を密にしながら、検査がスムーズに行えるような協力体制のため取り組んでいくというふうに思っております。

以上でございます。

○五番（宇野裕未さん） 引き続きですね、状況が予断を許さないという現状でございますので、県への要望、そして、この島内での拡充に向けて、体制の強化、そして市民への検査、こういうふうにできますよといった周知など、徹底していただきたいと思っております。

続きまして、三番、地産地消の推進と食育についての質問に移ります。

本市ですとね、長期振興計画、そして市長からの発言にもありましたとおり、基地経済に頼らない、種子島の資源を生かした、そんな経済圏をつくっていく。そのための一つの取組といたしまして、循環型経済を進めるためにも、この地産地消の推進というところが一つ挙げられることと思います。

昨日までの同僚議員からの質問でもございましたが、今現在の本市における取組の現状をまず伺います。

〔農林水産課長 岩下栄一君〕

○農林水産課長（岩下栄一君） お答えいたします。

本市の地産地消の推進につきましては、令和二年七月に、「島の宝が育つ!! 西之表市の健康で豊かな食」を基本理念とする第二次西之表市食育・地産地消推進計画を策定し、関係機関等とも連携しながら各分野において取り組んでいるところでございます。

例えば、農林水産業に関する講話や調理実習、農業体験のほか、地域特産物を活用した加工体験、郷土料理の紹介に取り組んでおります。このほか教育におきましても、小学校や中学校において、地域の食材や郷土料理を学ぶ食育、また給食における地場産物を活用した献立などが行われているところでございます。

以上です。

○五番（宇野裕未さん） ありがとうございます。

そういった一つの取組に対しての市民への周知というのはどのようになっていますでしょうか。

○農林水産課長（岩下栄一君） これにつきましては、現在、農林水産課が事務局になっておりますけれども、市の地産地消の推進協議会というのがございまして、この中で、市や県、それから農協、漁協、それから特産品協会とか様々な関係機関のほうが連携いたしましたして取り組んでいるところでございますが、そういったそれぞれの機関の活動の中で周知等がなされるものと考えております。以上です。

○五番（宇野裕未さん） なかなかですね、まだ市民の中では、そ

ういった取組についての周知というところが浸透していないのではないのかなというところが見受けられます。各実施団体ともですね、ぜひ、せっかくの取組ですから、多くの市民の方々に参加していただく、もしくは、こういったことを今実践してますというところを周知するといったところをですね、ぜひ強化していただけたらと思っております。

あわせて、関連してなんですけれども、もし次年度以降の取組について何か予定しているものがあれば教えてください。

○農林水産課長（岩下栄一君） 次年度で特に新しいところについては、まだ詳細にお伝えはできないところなんですけれども、それぞれ先ほど申し上げましたように、各団体のほうで様々な取組を行っております、ただ、ちよつとコロナの関係で多くの方が集まることができるようなことが大分少なくなっておりますけれども、また状況を見ながらですね、来年度のほうも、こういった地産地消の取組というのは行われていくものと認識しております。

以上です。

○五番（宇野裕未さん） 改めまして、コロナの状況を見ながらではあると思いますが、各関係機関が多いと調整等も大変かと思えます。それでもですね、少しずつ現状をシステムとして構築していくために、各関係機関との調整等、ぜひ引き続きよろしく願います。

続きまして、先ほど、今課長からの答弁にもありましたとおり、

一つの取組先として、給食センターとの連携というのも挙げられていたかと思えます。

まずですね、私自身、実は、四月から娘を小学校に入学させております。新一年生としてですね、学校給食、初めて私も体験というか、給食便りを基にですね、体験させていただいております。そして、娘はですね、なかなか学校に行くのが最初苦手でありました。やはりランドセルが重いか授業が大変っていったところもあったんですが、何が楽しみといったら、やはり給食なんですね。

で、日々の給食便りを見させていただきましても、食材について、種子島の食材、季節ごとの食材、紹介していただいております。そして、大変おしく、日々楽しみに、子どもたちが給食を楽しみに出かけていく姿を見るとですね、もう本当にありがたいなど。このコロナ禍で大変な制約がある中、日々センターですね、作っていただいている皆様にも、こちらで改めてお礼をさせていただきます。

その上でですね、これからより一層この充実を図っていかれたらと考えておりますが、ちょうど先日ですね、中種子町のJA女性部ワイワイ畑給食部会との給食センターへの野菜納品における連携を伺うことができました。このJA女性部ワイワイ畑給食部会、約四十名いらっしゃるそうなんですが、その中でも、希望している十名の女性がですね、給食部メンバーとして一緒に取り組んでいるそうです。で、月に一回ですね、この女性部のリーダーみたいなまとめ役

の方と中種子町の給食センターの栄養士の方がですね、打合せを設け、来月のメニューについて、どういう野菜が納品できるか、または、例えば、このメニューを出したいんだけど、こういった野菜があるかどうかとか、そういった打合せをしながらですね、野菜の納品という連携を図っているということです。

ちよっと写真のほう、よろしいでしょうか。

その連携の一貫ですね、これは先週、先々週でしたか、中種子町野間の小学三年生の子どもたちが、課外授業の中で、ワイワイ畑給食部会の給食部メンバーの畑を訪れていると。で、自分たちが食べるその給食に出てくる野菜をですね、作っている農家さんの畑を直接子どもたちが訪れることができます。周りに住宅が見えてますのは、野間小学校から歩いて行ける場所にある、ちよっと小さめの農家さんのところを訪問したということでした。

で、下の写真がですね、ネットがかけられていると思うんですけども、やはり作っておられます女性の方々、子どもたちの顔を思い浮かべながら作っているということで、やはり子どもたちの口に入るからにはという思いですね、農薬などを一切使わず、除草剤もまらずに頑張っているということで、この葉物等にはネットをかけて虫がつかないようにと努力しているそうです。

失礼しました。

そして、最後にはですね、子どもたちの前で様々な質問に答えていただいて、子どもたちは一生懸命ですね、野菜について、自分た

ちの給食に出てくる野菜についてもそうですし、一方で、その先のですね、農家さんとしてのやりがいですとか、そういった楽しさは何んですかとか、そういったところまで質問が及んでおりました。

はい、ありがとうございます。

こういったですね、取組がお隣の中種子町で実施されておりまして、もちろんお隣の中種子町の対応の給食数は七百四十ということでしたので、こちらの西之表市での対応数との差があります。そういった違いを認識した上でですね、もし本市でも同様の取組を導入するとしたら、こういった課題があるのか、そういったところをまず教えてください。

「教委総務課長 吉田孝一君」

○教委総務課長（吉田孝一君） まず、給食を楽しみにしていただきまして、本当にありがとうございます。今後ですね、心を込めておいしい給食を作ってまいりたいと思いますので、御期待をいただきたいと思います。

それでは、御質問の本市で中種子町と同様の取組をする際の課題ということでございます。

まず一つ目に、一回千四百食の給食を作るのに必要な量の確保と、不足が生じた場合に、これを補完する仕組みが必要だと思います。

二つ目には、保護者から徴収している給食費をより効果的に運用するため、できるだけ安価で納入していただくことが大事だということに思っております。

このような課題の解決の一つといたしましては、JA女性部が種子島中央青果と連携して納品することで、安定的な量の確保ができるのではないかとというふうに考えます。JA女性部におきましては、一次産業を活性化させる方法の一つとして、給食センターへの納入を検討されていると思いますので、ぜひ御相談をいただき、一緒に検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○五番（宇野裕未さん） ありがとうございます。

今ですね、課長からも答弁ありました単価の問題、そして量の確保、そういったところが課題として挙げられているところでございます。もちろんですね、地元の作ってくださる農家さんとの連携というところで、今中央青果との連携というところも挙げていただきました。こういった課題をですね、クリアしながら、少しずつでも実現していける。

例えば、今先ほどのワイワイ畑給食部会は、ニンジンとじゃがいもは、今ほぼワイワイ畑給食部会で提供しているということでした。メンバーの中で少しずつ栽培の時期をずらして、なるべく途切れることがないように工夫をされているということです。で、数量もですね、一人ではもちろんカバーできないところを、もしも作物の生育状況が変動した場合にも備えて、何人かで分担して栽培している。そういった栽培のほうの工夫も取られているということですので、こちらの西之表市でもですね、その担当するメンバーとですね、一

緒に、こういった工夫をすればクリアしていけるかといった課題の洗い出しからですね、また取り組んでいただけたら、そして、あと単価の問題のところ、何かしらサポートできる仕組みはないのか、そういったところも検討していただけたらと思います、市長、いかがでしょうか。

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

地産地消という中で、給食が重要な役割を果たす可能性が極めて大きいということで、そうしたことは、例えば、今、中央青果市場の話が出ておりますけれども、それについて、出荷していただきつついる近郊園芸の方々ともですね、そういう話をするのがございまして、私が中央青果の社長という立場になっております。それから、JAの組合長も役員として入っておりますので、そういう農業に関するそういう集まりの中ですね、またこの地産地消、それから食育ということについても話題にしながらですね、ぜひ盛り上げていきたいと思います。

ありがとうございます。

○五番（宇野裕未さん） ありがとうございます。どうぞ引き続きよろしく願います。

関連しまして、続いての質問で、本市では、種子島高校の生物生産科など、豊かな自然と一次産業を生かした教育プログラムの実践が可能だと考えております。こういった食育プログラムとしてですね、今どのような取組がなされているのか教えてください。

○教委総務課長（吉田孝一君） お答えいたします。

まず、本市の小中学校の食育に関する取組について御説明をさせていただきます。

まずは、市内の全小中学校の全ての学級で、栄養教諭による食育の授業を行っております。

また、学校ごとの食育に関する活動を少し御紹介いたしますと、上西小学校では、苗植えから収穫まで農家の方の指導をいただいて、安納いもを育てております。また、収穫した安納いもを料理して、農家の方を招いて会食をする活動もしております。下西小学校では、種子島高校で牛と触れ合いながら、畜産、酪農の楽しさや大変さを学んでおります。また、生物生産科で作っている商品への新たな提案をする活動も計画されていると聞いております。ほかの学校においても、種子島の農産物などにまつわる体験学習にそれぞれ取り組んでいるところでございます。

今後は、種子島高校の生物生産科との連携も図りながら、一次産業を使った食育プログラムを工夫して、食育に関する体験活動をさらに充実させてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○五番（宇野裕未さん） ありがとうございます。

世界的に見てもですね、今、エディブル・エデュケーションというところで、こういった食べられる工程という、そういう取組をされている地域もあります。で、こうした取組はですね、必修教科プラ

栄養教育、人間形成の三つをゴールとしておりまして、それぞれの学習目的を融合させたガーデンとキッチン授業を行っているということですね。その前提にはですね、やはり持続可能な生き方、エコロジーを理解する知性と、自然界と結ぶ感情的な絆をどう子どもたちに身につけさせるかを教育の場で行うことにあります。こういったですね、やはり食育すること、命のつながりを学校で教えられることが求められる現代においてですね、西之表市の環境というのは大変様々な取組ができると思っておりますので、ぜひともその特徴を生かして、今後もこういった取組、引き続き継続していただきたいと思っております。どうぞよろしくお願ひします。

それでは、大きなくりの四番目ですね、移住定住促進事業について伺いたいと思います。

コロナ禍により、改めまして地方へのＩターン、Ｕターンの機運が高まりつつあります。そして、ワーケーションという言葉も生まれたりしております。そういった中、先日実施されました移住モニターツアーの感想等含めまして、本市への移住に対する関心度をどのように分析しているか教えてください。

「地域支援課長 松元明和君」

○地域支援課長（松元明和君） お答えします。

本事業は、離島医療・介護に興味のある移住検討者で、首都圏在住の看護師と介護士の二名に来島いただき、十月十六日から十八日までの二泊三日でモニターツアーに参加していただきました。この

モニターツアーでは、市内の医療・介護施設を実際に訪問していただくほか、先輩移住者との交流、本市のお試し住宅や大字の空き家の内見、商店街などでの生活体験、主要施設見学などを体験していただきました。

また、この様子をVTR化した疑似移住体験、意見交換を軸としたオンラインバーチャルツアーを十一月二十七日に実施し、本市への移住に関心のある首都圏在住の医療・介護職の有資格者十一名の方に参加いただき、具体的な移住検討を行ったところでございます。穏やかな生活ができる南の島ということもあり、十月にモニターツアーに参加された二名のうち一名の御家族につきましては、年明け早々の本市への移住に向け、現在準備をされているとのことで、改めて情報発信の大切さ、移住を検討されている方に本市を知ってもらう仕組みづくりが重要だと感じたところでございます。

移住に関する関心度につきましては、全体的な傾向は、国のアンケートや民間による移住アンケート結果で把握し、さらに本市独自のアンケートをホームページ、転入窓口で実施してるところでございます。傾向としましては、コロナ禍で移住に興味を持たれた割合は四八%ほど、これは一つのアンケートの結果ですけども、と高いですが、情報収集など行動に移される方は、その半分ほどだと報告されております。

今回のモニターツアーに参加された方の意見も含め、田舎暮らしに興味を持たれている中で、自然などに恵まれた環境で暮らしたい

という思いもありますが、自分に合った仕事や住まいを見つけること、さらに趣味や交友関係など、その土地でなければ楽しんだり触れ合ったりすることができないことを期待することも挙げられています。受入先である地域自体が、受け入れる意思、環境を整えておくことがポイントだと認識しているところでございます。

以上です。

○五番（宇野裕未さん） ありがとうございます。

今お伝えしていただきました感想等のレポートというのは、もう既にそのサイトのほうでは見ることができるとは思います。

○地域支援課長（松元明和君） 今取りまとめをしておりますので、でき次第、ホームページのほうに掲載する予定でございます。

○五番（宇野裕未さん） 実際ですね、今、関心の高さ、そして、モニターツアーに参加された二名のうち、もう年明けには一家族移住されるという、そういったところを見る限りですね、やはりかなり今ですね、そういった注目度が高いのだというふうに感じているところでございます。

今現在は、先ほど課長からの答弁もありましたとおり、介護・医療職に限定していると。で、先日の同僚議員からも質問ありましたが、そういったほか業種への拡大含めまして、子育て世代全体としての呼び込み、そして一方でですね、例えば、保育園時代、小学校時代は種子島で過ごしたとしても、その後、今、中学、高校の進学、特に中学校から高校への進学ですね、また流出をしていく。そう

いった世帯も時々、最近ですね、耳にいたします。家族ごと引越してしまふ。そういった流出を防ぐ手だてなどについても、長期的にはどのような施策を計画しているのでしょうか。

○地域支援課長（松元明和君） お答えします。

本市の子育て世帯の呼び込みと流出を防ぐ手だてとしましては、関係課と連携し、住宅や子育てに係る制度、各種補助等の積極的な活用と一元的な情報発信に努めているところでございます。

特に地域づくりの中でも子育て世代の確保を重要課題としていることもあり、各校区、行政、多様な主体が関わりながら、住宅の確保など移住者を受け入れる環境形成を図るとともに、各校区が主体となった、まだ仮称ではございますが、住み続けたい地域づくり対策協議会なるものを立ち上げるべく協議を進めております。その中でも子育て世代をターゲットとした取組を進め、今までの官主導から、協働による移住定住施策を進めていくように考えているところでございます。

以上です。

○五番（宇野裕未さん） ありがとうございます。

今ですね、協働による取組という御案内ありましたが、具体的には、例えば、そういった今モデルとしている地域、そして、そこに配置している担当なり、何か組織なりがもう出来上がっているのでしょうか。

○地域支援課長（松元明和君） 今現在におきましても、各校区に

配置しております集落支援員、協力隊等の地域の中での活動、それから校区長をはじめ地域の方々の情報のほうを拾い上げまして、空き家のマップを作ったりとか、あとは、例えばですが、中割校区の公民館の拠点の活用というところを一つ拡大しまして、そこで地域のほうに参入される企業、それから地元にいる不動産関係の方との包括協定を結んでいただいて、そこで具体的に空き家の改修も企業投資のほうをしていただいて、官のほうの投資も合わせて、両方から空き家のリフォームをしていくような形も取っております。

さらに、移住者の呼び込みに関しても、官のほうと、それから企業のほうの情報の部分から人を呼び込むような手だてということも、具体的に進めるように今打合せをすることでございます。以上です。

○五番（宇野裕未さん） ありがとうございます。

流出を防ぐ手だてについては何かございますでしょうか。

○地域支援課長（松元明和君） このことにつきましては、移住定住だけではなく、市全体の取組、特に経済的な部分のところを含めた働く場の確保であったりとか、そういったものというのをしっかりと整えていく中で、しっかりとその情報を伝えていく。または、地元の人たちにその情報を共有しながら流出のほうを防いでいくということしか考えられないと思っております。

○五番（宇野裕未さん） ありがとうございます。

働く場の確保ももちろんだと思うんですけども、やはり結構ポ

イントとしては、高校のやっぱり選択肢といったところも一つ挙げられているかと思うんですが、かねてから高校の魅力化といったところも取組がなされていると思います。そういった、一緒にですね、流出を防ぐ手だての長期的な政策といたしまして、そういった取組の強化というのをお願いしたいところではございますが、通告外というか、関連して聞くことはできますか。

「企画課長 森 真樹君」

○企画課長（森 真樹君） 企画課のほうで、種子島高校の魅力化支援のための取組を行っております。まさしく行政と民間、オール西之表市で種子島高校の魅力を高めていきましょと。で、それを行うことで、鹿児島本土の高校に通うのではなく、地元でしっかりと学んで、しっかりと外で頑張っていたいて、またやがては帰っていただく。さらには、外から逆に種子島高校に通ってもらおう。そういう取組というのを今現在進めておりますので、議員おっしゃるように、流出を防ぐ手だてとしても、今後引き続き取り組んでまいりたいと思えます。

○五番（宇野裕未さん） ありがとうございます。

ぜひですね、今現在、長期振興計画立てていると思いますので、そういったところも改めて強化をお願いしたいところでございます。そして、最後にですね、移住者が定住していくために、先ほど課長も述べられましたとおりですね、受入れの自治体との関係性、こちらを良好に保つことが必要であると考えております。特にですね、

やはり集落それぞれの特性ですね、そして、それぞれとどういった関係を築いていけるかというところが、かなり課題として耳に入ってきておりますが、そのサポート体制についてはどうでしょうか。

○地域支援課長（松元明和君） お答えします。

受入自治会との良好な関係性を保つことは大変重要であると認識しております。そのため、市役所を経由して移住される方に対しましては、自治会への加入を推奨し、自治会長を紹介しつなぐことで、地域に入りやすい環境の構築に努めております。

また、地域に溶け込み、よい関係性を保ちながら生活していけるように、各地域に配属されている集落支援員や地域おこし協力隊の移住後のサポート、移住者に対するですね、見守り等の支援も随時行っているところでございます。

現在六校区で、集落支援員が中心になった地域を支える女性団体が立ち上がり、食の活用、高齢者見守り、子ども食堂等の様々な活動を行っております。そのような団体とも連携し、サポートを強化するとともに、引き続き地域との関係性向上を図るよう努めてまいります。

以上です。

○五番（宇野裕未さん） ありがとうございます。

現在のようにですね、密な関係性を求める移住者と、また一方で、ある程度距離を保ちたい、そういったところもあるかと思えます。で、その双方のですね、齟齬、やはり住民からは期待をする、移住

者に担ってほしい役割というところもあつたりするかと思いますが、そういった齟齬が起きないように、何かしらの手だてというのはされておりますでしょうか。

○地域支援課長（松元明和君） お答えします。

現在、我々市役所のほうを経由された移住者に関しましては、個人個人に対してのしっかりとした支援を行っております。いろいろな相談のほうも移住後になされております。その都度、こちらのほうから情報の共有ですとか、地域の方のおつなぎであつたりとか、そういったことを積極的に行つてるところでございます。

○五番（宇野裕未さん） ありがとうございます。

引き続きですね、せっかく来てくれた移住者ですね、様々な手だてをこれまでも予算もかけて、そして人もかけて実施してきているわけです。その移住者がですね、やはりこの西之表市に定着していただけるようにですね、サポート体制の強化というところを引き続き求めていきたいと思えますので、どうぞよろしくお願いいたします。

やはり移住者を含めまして、人ですね。長期振興計画でも述べております、まち・ひと・しごとを中心として、やはり人の存在があるかと思えます。それぞれのコミュニティをつくるのは、決してお金ではなく人材、そういったところが、やはり重要であると私自身考えております。さきに述べました中種子町での食育の取組を見ても、やはり関わる人たちの思いですね。こうやってしたら

子どもたちが喜ぶ。で、喜んでくれる姿を見て、自分たちもまたやりがいを感じられる。そういった関係性を築いていけるところをぜひサポートしていけるようにしていただきたいと思っております。

特にですね、今現在、気候変動のことを含めまして、やはり従来型の消費社会、そして、こういった今の仕組みといったところからですね、脱却していく必要があるということを社会全体が共有していると思います。西之表市だけが苦しい状況ではなく、だからこそこの島の特性を生かした取組が、それぞれの場面で強みを発揮していくことと私自身思っております。すぐには結果が出ないことがたくさんあるかと思えます。そのために、特にこのコロナ禍という、また想定していなかった困難もございます。そういった中、各関係機関の皆様、大変努力をしていただき、そして、その一つ一つの積み重ねですね、この種子島のそれぞれの強みを生かした産業、そういうところをまた發揮していけることと思っております。ぜひですね、これからも、この西之表市だからこそできる取組、そこを継続していただき、今の現場だけでなく、教育の場、そして社会システムのの中にセットしていけることが、十年、二十年後の島の強さにつながってくると思います。また、二〇二二年もですね、市当局、関係団体の方と共にですね、私自身も一市民、一市議として引き続き邁進してまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上で一般質問を終わりたいと思えます。

○議長（川村孝則君） 以上で宇野裕未さんの質問は終了いたしました。

ここで、暫時休憩をいたします。おおむね十一時十五分頃より再開をいたします。

午前十一時一分休憩

午前十一時十五分開議

○議長（川村孝則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

次は、長野広美さんの発言を許可いたします。

「一番 長野広美さん登壇」

○一番（長野広美さん） それでは、一般質問を始めます。

その前に、少し前置きでお聞きください。

今年振り返りますと、馬毛島への基地整備計画について、防衛省に翻弄された二〇二一年というのが実感です。二月、環境アセスメントの方法書では、いまだに利用計画すら確定していません。整備計画そのものが未定であって、生活環境や自然環境への影響の度合いをはかる。とても到底できるような内容ではありませんでした。五月、デモフライトは真夜中三時までとする米軍ジェット戦闘機によるタッチ・アンド・ゴーの飛行訓練。その計画から程遠い、実際の騒音に対する疑念が深まるばかりの内容となりました。八月、港湾計画のイメージ図などが出てきました。とても国家プロジェクト

トだとは言いがたい、地元住民としても理解に苦しむ、中途半端な情報開示しかありませんでした。そして十一月、セメントの仮設プラントの入札開始です。環境影響評価法という法律に基づいても、これを無視した、しかもプレス発表直前のA4、一枚の形ばかりの地元への説明でした。地元への丁寧な説明をという防衛省の言葉は何だったのでしょうか。市民に対し、私たち議会はできる限りの情報を伝えるべきであり、昨日の同僚議員からの軍事基地と地域経済に関して、岩国基地や奄美大島の事例は大変参考になる内容であると考えます。

また一方で、このようなことにも直面することを想定しなければなりません。うるま市に住む被害者の女性、当時二十歳です。二〇一六年四月二十八日、午後八時頃、ウォーキングに出発しましたが、翌日になっても帰宅しなかった。米軍関係者の男は、強姦し、遺体をスーツケースに隠し、車で山林に運んで遺棄した。また、犯行に使ったスーツケース、凶器などを日本の警察の捜査権が及ばない基地内、しかも勤め先の空軍基地ではなく、キャンプハンセンに捨てたと供述。容疑者は元海兵隊員であったため、海兵隊基地の土地勘と排他的管理権を利用して証拠隠滅を図ったと思われる、そのため捜査は非常に困難なものになった。皆さん、二十歳の女性は、これから先の人生の全てを奪われました。たまたまそこを歩いていたことがどんな罰に当たるのでしょうか。彼女自身、彼女の家族、友人たちにとってどれほどの苦しみだったことでしょうか。昔の言葉ですが、

大畜生にも劣ると表現します。私たちの子どもたち、孫たち、子々孫々に極悪非道行為が起る。このような危険と隣り合わせの暮らしとなることが想像できるでしょうか。器物損壊と住居侵入、窃盗、交通死亡事故、暴力、様々な事件が実際に起こっています。全国で起こっている騒音訴訟一つとっても、一九七〇年代から今日の訴訟事件はやみません。一つも解決しておりません。一度自衛隊法適用地をつくってしまえば、もう地元の自治体として、警察も司法も、この騒音問題から住民を守ることはできません。

さらにもう一点。沖縄県の自衛隊基地面積は、昭和四十七年から平成二十九年の間に、四倍もの広さに拡大しました。平成三十年は前年よりもさらに拡大しました。一度受け入れれば基地は拡大していきます。軍事基地とは、私たち地元で犠牲や地元負担を強いるからこそ再編交付金であり、基地交付金でもあると言えます。

前置きが大変長くなりましたけれども、ここから通告書に従い質問いたします。

西之表港の旧港地区周辺駐車場の適正管理について伺います。

去る十月、西之表港の旧港地区で、軽の乗用車が海に落下し、若い有望な青年の命を救うことができませんでした。大変痛ましい事故であります。私たち行政は、二度とこのような不慮の事故が起こらないように、防止策を投じる義務があると考えます。実際に西之表港は鹿児島県が管理者となっております。今回の不慮の事故を検証し、改善策がなかったのか、これまでに熊毛支庁とも協議された

ことがあるのか、対策について伺います。

以下の質問は質問者席で行います。

〔建設課長 上妻敏男君〕

○建設課長（上妻敏男君） 御説明いたします。

西之表港旧港地区での痛ましい事故につきましては、非常に残念な思いをしております。現場周辺を含めた管理につきまして、熊毛支庁建設課に対応の状況をお伺いしております。立入禁止区域であるところに駐車している状況が見られるので、駐車禁止のビラを貼って注意喚起を行うことを計画しており、併せて漁業関係者の利用が多いことから、漁協にも相談することでありました。

また、注意喚起を含めた広報等につきましては、熊毛支庁のほうでまだ検討中とありますので、防災無線、「市政の窓」等での広報が必要であるといった場合には、市のほうでも協力をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○一番（長野広美さん） 改めてですね、少し現場を見ていただきたいと思えます。簡単に御紹介したいと思えます。

失礼しました。

このようにですね、実際、これは十一月の末でしたけれども、現場の状況です。漁業関係者に限定した駐車場ということで掲げてあります。このように立入禁止の札も立ててあります。にもかかわらず、実際には、このようにですね、およそ三十車両ほど目測で数

を数えました。駐車禁止、立入禁止とありますけれども、駐車をするなという注意喚起が少し弱いと思えます。そもそものが、ここは駐車をすることも広さが全く足りませんし、しかも斜めに地面が傾いています。ぜひですね、今課長のほうからはお答えいただきましたけれども、今後、熊毛支庁と共に早急な対応をしていただきたいと思えます。改めて市民に対しても注意喚起が必要であると思えます。

カメラは以上です。

今後ですね、公共の場は、どこの管轄であるにもかかわらず、ぜひ市民の安心・安全を守るべく、今後改善することがないかなど、常に目配りをしていただきたいとお願いたします。

次の質問です。

ポルトガルの交流事業についてです。

二〇一九年に、姉妹都市交流、ヴィラ・ド・ビスポ市と二十五周年事業というのが行われました。その後、およそ三年になります。長期振興計画の中でどのように位置付けられているのかお伺いしたいと思えます。

〔経済観光課長 高石心平君〕

○経済観光課長（高石心平君） お答えいたします。

現在策定中の第六次長期振興計画後期基本計画案の中では、重点プロジェクトの重点推進項目として新しい人の流れをつくるという章がございますが、その章の中で、基本的方向性として、種子島は、鉄砲伝来や甘しょ栽培の地、ポルトガルとの交流や古くからの移住

者が多いなどの歴史や風土等も踏まえ、古きよき人や物、自然等の種子島の価値観を生かした交流推進策や、アジア圏におけるインバウンドへの交流推進策に努めていきますとうたっております。

また、施策の観光交流の振興の章では、施策の展開の項目の中で、文化・歴史資源を活用した観光の推進ということで、SNSなどを活用した情報発信に取り組みなどとしております。本年度は、東京オリンピックのホストタウンとしてオリンピックとの直接交流が予定されておりましたが、残念ながら、新型コロナウイルスの影響で実施できませんでした。今後は、ポルトガルとのオンライン交流や、橋渡しの個人や民間を通じた経済などを含めた交流ができないか検討しております。

さらに、令和五年度は、ヴィラ・ド・ビスポ市との姉妹都市盟約の締結から三十年を迎える年にもなりますので、ここに向けた交流事業の展開も検討しております。頂いた御意見を参考に、今後、直接的な表現を含め、この修正等、追加等を行うか再度検討いたします。

○一番（長野広美さん） この三年前のポルトガル訪問ですね、ここの書かれてる部分をちょっと見ていただきたいと思います。お願いします。

これは「市政の窓」の報告になります。ちょっと見づらいんですけども、現地ですね、しっかり交流していただいた部分が見取れます。この中で、えーとですね、この訪問の目的が、今後更な

る交流を約束し、新たな交流をスタートさせたいと、そういうふうに掲げてあります。

ありがとうございます。

今回の長期振興計画の中でですね、具体的などころが非常に分かりづらいということをまず一点申し上げたいと思います。例えばですね、市民がポルトガル交流を本当に身近に感じる機会がしっかり位置付けられているのか。観光と結びつくという言葉はありますが、れども、それを具体的な事業展開の中で、特に方針として掲げてあるのか。もっと言えばですね、毎年平準化して、計画的な事業計画を大きな柱として、せっかくの二十五周年で再度スタートするわけですから、そういった部分を掲げていただきたいと思います。ここはですね、再度、新たな出発ということを掲げておられてあります。

もう一点はですね、鉄砲館です。鉄砲館での展示室が、これ、この二十年間ほとんど、ほとんどですね、手がつけられておりませんし、今現在、あの部屋を実際観光客が中に入って、もしくは市民の皆さんが入っておられるというのは、実際鉄砲館のほうに聞いていただければ分かると思いますが、かなり少なくなっております。魅力がある場所とは言い難い状況にもあります。例えばですね、そういう部分で、この長期振興計画後期計画の中で、ちゃんとこのポルトガル交流というものが位置付けられて検討されたんだろうかと少し疑問に思うところですよ。

改めて市長の見解を伺いたいと思います。

〔市長 八板俊輔君〕

○市長（八板俊輔君） ポルトガルとの交流についての具体的な取組についてのお尋ねであります。

今年度、コロナということで、計画していた事業、あるいは、いろんなことがですね、できなかったということがございます。そういうものは、また先方との、あるいは大使館とのやり取りの中でですね、また新たに組み立てていかなくはならないと思います。

それとは別に、今御指摘のあった鉄砲館の展示室の活用ということもあろうかと思えます。私としては、港町再生基本計画というのがありますけれども、その中で、例えば、町なかにポルトガルの産品を扱うようなお店があったりとか、そういうことも含めてですね、いろいろアイデアも皆さんからありますので、そういうものをいただきながらですね、御指摘のところは、計画の中にも表現としてどういうふうな形で盛り込めるかどうかというのがありますけれども、いずれにしても、この交流は大事に取り組んでいきたいと思えます。

○一番（長野広美さん） そもそもですね、この長期振興計画の後期づくり、私、行政は常日頃からPDCAサイクルとずーっとうたってまいりました。せつかくの後期計画を一年間かけてですね、皆さん担当者を中心になってつくっておられます。今市長がお答えいただいたような構想がですね、どこにそれが反映されてるんでしょ

うか。これをもって私たち市民がですね、お、そっちのほうに動くんだなど。私たちもこっちのほうに一緒に動こうと。例えば、ボランティアガイドのみんなも少しポルトガルを勉強しようとか、方向性が見えないんですね。とても大事なことだと思います。事業計画をつくるというのはそういうことだと思います。市長が今おっしゃっていただいたように、港町再生の中で位置付けるんだと。そういった部分がここに表れてるでしょうか。私そこは読み取れませんでした。そういった部分をですね、もつと積極的にこの柱として位置付けていただきたい。そういうふうに考えます。ぜひ再考をしてですね、確かにコロナの関係で大変厳しい状況に直面しました。しかし、これはもう既に二年間経過しております。そういう中で、では、どういうふうなことが可能かといった部分も想定してですね、次の戦略づくりをしていただきたい。

私たちも、観光関係ですとか国際交流ですとか、なかなかインバウンドの部分で大変苦労しております。それはもう本当に現場の皆さん、スタッフの皆さんもそのとおりだと思いますけれども、観光協会も含めて、このポルトガルの交流を一つの柱にするのであれば、きちっとその政策をですね、位置付けていただきたいと思います。ぜひお願いいたします。

次の質問に移ります。

今年もですね、十一月十九日から、島内におきまして自衛隊演習が行われて、今現在もいると思います。これについて、今年度、今

年の部分につきましては、西之表市への説明について、市に対してはどのようなことが防衛省から説明があつて、また、住民に告知などを含めてどのように対応されたのか、経過報告をお願いいたします。

〔総務課長 松下成悟君〕

○総務課長（松下成悟君） お答えいたします。

本年度も、自衛隊統合演習が十一月の十九日から十一月の三十日まで、種子島を含む南西諸島及び国周辺海空域の広い範囲において行われており、本市においては、天女ヶ倉公園にて航空自衛隊のレール訓練が行われました。

今後、先ほど議員からありましたように、事前の告知を早めてもらうなど、自衛隊に対して可能な限り改善を求めるとともに、さらに丁寧な情報提供に努めるよう求めてまいりたいと思っております。

以上です。

○一番（長野広美さん） えーとですね、市民への告知については、どのような内容をされたんでしょうか。

○総務課長（松下成悟君） 防災無線の放送につきましては、十一月の十一日に防衛省のプレス発表がございましたので、本市といたしましては、十一月の十二日の金曜日の六時四十分頃と、十一月の十三日土曜日、朝の七時二十分、あと十一月の十四日、午後の六時四十分ということで、自衛隊の種子島駐在所事務所からの放送内容と

いうことで放送をしているところでございます。

以上です。

○一番（長野広美さん） その内容を簡単に御紹介いただけますか。

○総務課長（松下成悟君） 放送の内容につきましては、自衛隊種子島駐在所事務所からお知らせいたします。令和三年十一月の十五日曜日から十二月三日金曜日まで、種子島島内全域において自衛隊統合訓練が行われます。この訓練は、様々な事態への統合運用能力の維持向上を目的としたものです。西之表市においては、天女ヶ倉公園、安納球場、カシミア橋近郊にて行われます。訓練についての詳細は、自衛隊種子島駐在所事務所、電話二三・〇二九九にお問合せくださいという内容でございます。

以上です。

○一番（長野広美さん） ありがとうございます。

このお話はですね、今の御説明ですと、自衛隊のほうからの告知を市も協力したということでありませぬ。同じ内容ですね。

しかし、市はですね、市民の皆さんに、こういう大きなことがあるので、注意喚起でありませぬけれども、予告をするという視点がなかったのでしょうか。場所が占有される。いつ、どこに、どれぐらいの規模の車両が入ってくるのか、そこに自衛隊のフル装備の皆さんが、演習をこの日に行いますといった部分について確認をされなかったのか、もしくは、そういった広報はされなかったんですか。

○総務課長（松下成悟君） 訓練内容の情報につきましては、十月の初旬に、詳しい具体的な内容ではなく、種子島のほうでこのような訓練をしたいということでした。詳しい詳細の中身については、いつということではありませんでしたので、直前になって、先ほど言いましたように、十一月の十一日ということでのプレス発表があったということで、市民の方々には広報をしたところでございます。

以上です。

○一番（長野広美さん） 西之表市の部分だけですが、こちらのほうで把握したのはですね、天女ヶ倉で二十四時間体制で、上部のほうのトップですね、大型車両が何台も占有しておられ、一番見晴らしがいてつぺんはですね、立入禁止となっております。しかも、相当なヘビーな車両でしたので、騒音も結構してらるんですね。静かな小鳥のさえずりが聞こえるぐらいの観光スポットなんですけど、全くそういうもの聞こえないような場所になってました。ま、先方のほうも気を遣っていたので、トイレですとか駐車場の安全を確保するとか、丁寧な対応はしていただきました。

しかし、天女ヶ倉で何月何日から、このように二十四時間体制でどのような訓練をするのかという部分については、あそこ観光地ですよね。実際、実はそのときに観光で来られた方たちもいらっしやいました。たまたま同時に私居合わせたんですけど。それは、例えば、経済観光課とか所管のほうに連絡は行ったんでしょうか。それ

が一点です。

あともう一点は、あれだけ長い場所、下からのですね、県道からの入り口から結構上まで行くんですね。下のほうに一言ですね、訓練中ですかという掲示があれば、皆さん、あそこまで行かなくても済んだかもしれません。そういった部分での庁内でのやり取りという部分があれば御紹介ください。

○総務課長（松下成悟君） 課内での共有につきましては、天女ヶ倉公園のほうの管理というのが建設課のほうになっておりますので、建設課とはですね、事前に借用の申請とかそういう部分についての確認はしております。

また、議員おっしゃるとおり、天女ヶ倉から下から上のほうに上るには道幅も狭いということで、事前に防衛省のほうには、向こうまで上まで上がるのには、かなりの車両が大きかったら道路の幅として不向きではないですかということで、確認を取ったほうがよろしいんじゃないかということで、確認をしてから申請書を出していただいたということでございます。で、議員おっしゃるとおり、下のほうに案内をしてるといふ部分はなかったと思われまます。

以上です。

○一番（長野広美さん） えーとですね、実際その後に、安納球場での訓練、もしくはカシミア橋周辺での訓練については、取りやめるといふ説明をいただきました。しかし、この三か所で、実際自衛隊のほうに問合せをいたしましたけれども、いつ、どのような規模

で、この場所で訓練されるのかという回答はいただけませんでした。以前の訓練の場ですね、農道ですとか、それから、そこで畑で作業されてる方たちの目の前で突然に軍事車両が走ってきたり、自衛隊の隊員の方たちが重装な格好をしてですね、突然に現れたり、呼び止められたということも聞きました。

自衛隊の情報をですね、念のためにお願いですというのは当然されるべきだと思います。しかし、私たち自治体は、地元住民の皆さんの生活に支障がないかという点をしっかり確認して、その旨のお知らせをしていただくべきだと思うんですが、いかがでしょうか。

○市長（八板俊輔君） 自衛隊の訓練についての広報の在り方についての御指摘でございます。

事前に防衛省からこの訓練の話をいただいたときにですね、やはり私どもとしては、やはり市民の安全というものを、やはり一番に考えなければなりませんので、例えば、使用する場所と、それから機材のどういうものか、それが、例えば、観光地を荒らすようなことにはならないのか、そういう点を確かめた上で許可を了承したわけです。

そういうところだったわけですけども、御指摘の広報の在り方につきましてはですね、議員の御指摘、あるいは市民の御心配等もあるということであればですね、今後、広報の在り方について、改善をすべきところがあればですね、やらなければならぬと思います。そうしたことを含めて、今後、防衛省とも話し合いをしていきます。

いと思います。

○一番（長野広美さん） 自衛隊の訓練ですので、当然なかなか一般の民間の、もしくは、ほかの国の機関と違ってですね、情報のやり取りは難しい、もしくは制限があるというのは理解いたします。しかしですね、私たちの暮らしの中に、先方から使わせてくださって来るのが今回の演習ですよ、手続的には。

で、こちらのほうにプレスリリース等がございますけれども、どのような訓練がいつ地元で行われるのかというのは分からないんです、この内容を見ても。できる限り受け入れるのかな、やめよということではありません。しかし、演習場ではないんです、ここは。

私たちの暮らしの場であるんですね。それだけ、やはり広報の在り方については慎重に、もっと丁寧にする必要があるんじゃないかと思えます。ぜひ次回は対応方検討していただきたいと思えます。

また、あわせてですね、このような状況の中で、先ども自衛隊のほうからの広報、もしくは受入れについての依頼が来られたということでしたけれども、自治体の長として、今後このような訓練をされる場合は、もっと住民の立場を考えていただきたいという意見なり要望書なりをしっかりとされたいいただきたいというのは、次の二点目の私の質問です。

ここにですね、令和三年度の自衛隊統合演習についての資料が、一度ホームページには掲載されたらしいんですが、すぐに取り消されてしまいました。なぜ分かりませんが、で、その内容

ではですね、鹿児島県における訓練について、訓練の実際に際しては、安全管理を徹底するとともに、周辺住民の皆様への生活に支障がないよう可能な限り配慮します。住民との接触も、これコロナの関係もありましたので、極力回避すると書いてあります。

これ、私、問題があるんだと思うんですね。自治体の長としていかがでしょうか。私たちの生活の場に、皆さんが訓練でちよつと使わせてくださいねという依頼は？なんです。周辺の住民っていうの、おかしいですよ。私たちは周辺ではないんです。皆さんが訓練に来られるのであれば、貸してくださいなんです。であるのであれば、しかも支障がないように可能な限りってどういうことですか。私たちの生活がまず第一です。可能ではなく、絶対に回避するという確約を、少なくともそういうふうな訓練はやらないという申入れは、ぜひ首長として申入れをしていただきたい。不慮の事故なんてあったら大変なことになります。

ですので、訓練計画については、事前に十分に説明を求めているいただきたい。少なくとも特定の場所はですね、公の、ましてや住民だけではなく、観光客ですとかいろんな人たちがその場を共有するような場所であるのであればなおのこと、その自治体の長としてですね、今後、事前協議の在り方については、しっかり申入れをしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

今回の訓練につきましては、天女ヶ倉公園において施設使用申請

書が提出されて、利用に関しての注意事項等を協議した上で、許可証を発行しております。

今後とも市民生活に不安を持たせないように、早期の訓練期間の市民への周知、訓練の実施に当たっては、安全管理の徹底も含めて、自衛隊に要請をしてまいりたいと思います。市民が不安を持つことのないように、私も市民の一員でございますので、十分な説明を求め、そして、必要な部分についてはですね、今後、広報の在り方も含めてですね、検討してまいりたい。そうした市民の不安というか、そういう要望があったということも防衛省に伝えながらですね、改善に努めてまいりたいと思います。

○一番（長野広美さん） ちよつとすいません、カメラをもう一度確認いたします。

これ、たまたまですね、西之表港に駐車していた自衛隊の車両です。手前のほうの二つの乗用車と比べてみてもですね、規格外の車両であるというのは一目瞭然です。不安という部分も市長はお答えいただきましたけれども、実際に交通事故がないように、それから、農業なり、農作業なり、観光なり、業務に支障がないようにですね、そういった部分で、しっかり防衛省のほうには申入れをしていただきたいと思えます。

ありがとうございます。

なぜならばですね、これ明らかにですね、このような全国を展開するような、この自衛隊統合演習と言われているものが、頻度も以前

に比べますと、それから規模も明らかに拡大しております。平成二十三年の資料がありますけれども、たった四日間でした、演習の間がですね。そもそも自衛隊の訓練場所がきちつとあります。それをですね、こういうふうにいるんな場面を総合して訓練されるというのであれば、やはり手続については、しっかりとこれまで以上の対策を考えていかなきゃいけないだろうと思います。そういう意味で、市長にはお願いしたいと思います。

続いて、もう一点質問をしたいと思います。よろしいですか。

○議長（川村孝則君） うん、どうぞ。

○一番（長野広美さん） よろしいですか。はい。

では、次の質問に移ります。

えーとですね、水産振興についてです。

同僚議員からの質問にも答えていただきましたけれども、昨年、また直近までの私たちの地元の主要な魚種であるキビナゴ、トビウオ、そしてナガラメ、モジヤコ等がですね、大変厳しい水揚げの状況にあるかと思えます。この現状についてはもう割愛させていただきますが、このような原因、またそれに基づいて、長期振興計画の中では、検討した結果をですね、どのように反映させたのか、御説明をお願いいたします。

「農林水産課長 岩下栄一君」

○農林水産課長（岩下栄一君） 第六次長期振興計画後期計画での主な取組、それから具体的な改善策というところでお答えをさせて

いただきます。

長期振興計画後期基本計画においては、前期計画に引き続き、所得の向上と担い手不足への対応を行っていくこととしております。

本市の漁業は、日帰り漁業を主とした沿岸漁業が主な漁業種であり、担い手不足や水産資源の減少、自然環境の変化等により、漁獲量は減少しております。水産資源の回復を図るために、地域沿岸の特性を生かした種苗放流や、漁場環境の改善による水産資源の適切な管理を推進してまいります。共同利用施設の整備と漁場環境保全による漁業生産の基盤づくりを行い、漁船の高度化を行うため、操業効率化機器導入において支援し、所得の安定化を図られるような育てる漁業についても、関係団体と連携しながら調査研究を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○一番（長野広美さん） それでは、長期振興計画もこれからまた公表されるわけですが、これも、これまでの長期振興計画、もしくは事業計画と比べてですね、大変厳しい水産環境の中で、具体的に何が新たに、もしくは力を入れていこうとしているのか、重点的に取り組みたいという箇所があるのであれば、御説明追加してください。

○農林水産課長（岩下栄一君） お答えいたします。

水産の漁業につきましては、なかなか環境の影響であったり様々な要因から、大変厳しい状況になってるかと思えます。答弁のほうがちよっと重複いたしますけれども、そういった意味では、どうや

つたら漁業というのが継続できるかというところで、漁船につきましても、魚を捕るためのそういった高度な機器の導入に関する支援だったりとか、また、先ほど申し上げましたけれども、捕るだけではなくて、育てていくような漁業に少しずつ転換していくといういますか、そういったところも取り入れながらやっていくということもありますので、そういったところについては、なかなか技術的な課題も多いですけれども、そういったところの調査研究に今後取り組んでいくというところで考えております。

以上です。

○一番（長野広美さん） えーとですね、水産振興は、特に自然環境、海の環境ですので、計画的に事業を展開するのは本当に難しい、大変厳しい分野であるというふうに思います。今課長がお答えいただいたように、担い手の高齢化、それから藻場等ですね、漁場の環境、これ温暖化といった大きな影響も出た背景にありますし、輸送手段、燃油の高騰、もうまさに四面楚歌のようですね、苦しい状況がたくさん続くわけです。

その中でも、この私たちが掲げる行政の方針というのはPDCAです。今、この二年間にどれほど水揚げが落ち込んでいるのか。それをどうこの後期ですね、見直しの中で検討されたのか。そこら辺がちよっと伝わらないんですね。どこを頑張って突破しているのかですね。

改めて皆さんに見ていただきたいと思います。もう一点、書画力

メラをお願いいたします。

これが個人的に並べた数字ですが、数字自体は漁協からの数字です。上の段が、二〇一二年の水揚げ高総額が六億円です。六億四千万円。二〇二〇年は六億二千万円ですが、実は、これ遠洋はえ縄業一社の部分が入っておりますので、それを除くと四億円です。そして、実質的に二〇二一年も四億円を大きく下回りますね。

金額ベースはこうですけども、すいません、これ漁獲量です。漁獲量を見ていただきたいんですが、これはトビウオ、キビナゴ、アサヒガニ、イカ、ナガラメ等ですね。こちらのほうを見ていただくと、一番上がトビウオ漁です。二〇二〇年は九十三トンですが、約十年前、二〇一二年は二十三万トンあったんですね。二十三万トン。あ、失礼しました。二百三十四トン。失礼しました。二百三十四トンです。ありがとうございます。そのとおりですね。失礼しました。二つ目がですね、キビナゴ漁です。百八十九トンが一トンですか。一トンですね。確かにキビナゴというのはですね、結構変動するものなんです、十分の一です、市長。十分の一です。あ、失礼しました。百八十九分の一です。失礼しました。すいません、数字が間違えていました。

ありがとうございます。

私、これ市長の覚悟だと思えます。一体どのような指示を現場の皆さんとされたんでしょうか。私、再三、農林水産課の職員は私の顔見たくないと思えますよ、やり取りしてますから。で、今この期

に及んでですね、すいません、この期に及んでですよ、育てる漁業をこれから研究するんですか。するんであれば、一体どういう体制で、どれだけの予算をつぎ込んで、どれだけの目標をするんですか。これ市長の覚悟だと思います。市長の見解をお願いします。

○議長（川村孝則君） 間もなく正午を迎えますが、このまま一般質問を続行いたします。

○市長（八板俊輔君） 水産の不振については非常に私も心を痛めております。漁業者の皆さん、それから漁協の方々とも顔を合わせるたびに、雑魚が捕れんと。カマスも捕れん。そういうことであります。特に、御指摘のように、キビナゴについてはですね、悲惨な状況になっております。これが、また来年はひよつとしたら回復するかもしれないし、まだ全然分らないところであります。

そういう中で、漁業者の生活安定、収入の増収のために何をしたらいいか。いろいろやるところでありますが、今PDCAの話がありましたけれども、数値目標を立ててやるという、例えばですね、そういうところはなかなか難しいところがあります。いずれにしても、この水産、あるいは漁業者の苦境というのをですね、行政一体となってやらなくてはいけないというふうに認識しております。

議員の御指摘は我々への激励と受け止めて、しっかりと職員と共に、あるいは業界の皆さんと共にですね、水産業を守るべくですね、力を尽くしてまいりたいと思います。

○一番（長野広美さん） えーとですね、もしかしたら来年よくなるかもってそんな、申し訳ないですけど、すいません、そういうふうな発言はちよつと控えていただきたいと思います。なぜならばですね、昨年に続いて今年も不漁ですし、全国の事例を見ればですね、今何かが変わってるということは、当然現場の皆さんは思ってます。これ令和元年、二〇一九年度の水産白書です。全国で、実は水揚げ量が落ちております。機材とか燃油とか荷揚場とか加工とかというこの一番の骨幹になる水揚げをですね、どう確保するのかというのは、これ市長、しっかりと位置付けていただかないと、水産振興のそもそもの骨幹だと思います。

二〇一九年の全国の漁業、それから養殖業の生産額は、前年対比で七百三十三億円減って一兆四千九百十八億円だそうです。うち、海面漁業、養殖を除いた部分ですね、これは六百九十五億円減っております。これに対して、養殖業は四十五億円減ってます。減ってはいますけれども、減り幅は明らかに違います。通常、西之表市の海岸の環境からいくと、養殖はなかなか難しいんです。創意工夫が必要です。

また一方で、種子島の観光資源、お土産の中で、実は、観光者の皆さんのイメージがですね、水産物というアンケートが、鹿児島県が以前にやったアンケートで出てまいりました。当然だと思います。実際私自身も、種子島の水産物は非常においしいと思います。

どう水産資源を確保するのか。であれば、この長期振興計画の中

で、今せっかくのこの計画、四年間の後期をつくるのであれば、事
具体的にですね、育てる漁業のための体制、チームをどうするのか、
どこと協定するのか、どういう専門機関と探すのか、しつかり位置
付けていただきたいんですね。そこそが市長の責務だと思えます。
ぜひ検討していただきたいと思えます。いかがでしょうか。

○市長（八板俊輔君） 育てる漁業についての御提案であります。

例えば、養殖場を造る。養殖場をじゃあどこに造るかということ
があるうかと思えます。陸上養殖ということもあります。陸上養殖
ですと、じゃあどこに造るか。例えば、今、西之表港の整備が進ん
でおります。そこに造るということも可能かもしれません。

そして、もう一つは、漁港漁場、すなわち漁港を使った養殖とい
うことがあります。現在、本市の漁業の稼ぎ頭はモジヤコ漁であり
ますけれども、今年は非常に不振でありました。そのモジヤコの一
時的な飼育施設を、生けすを置く場所がですね、例えば、漁港を拡
大するというようなことがあればですね、できれば、新たな生けす
の場所を設けるといふこともあるかもしれません。これはまだ確定
もしてないし、まだ計画もないわけですけども、例えば、今の西之
表港の静穏度が非常に低いということで、北防波堤の増強の構想は
あります。それは実現するかどうか分かりませんが、その場
合には、あるいは漁港漁場としての活用ということが生まれてくる
かもしれません。

いずれにしても、そうしたことはですね、本市だけではなく、県、

あるいは国との協議の中で、あるいは、もっと大事なことは漁業者
の意欲といいますか、アイデアの問題だと思えます。そうした話合
いを地元の漁業者、そして関係の機関とも協議しながらですね、水
産業をどう育てていくか、力をつけていくか、そういうことを考え
なくてはいけない。そういうふうと考えております。

御指摘、激励と受け止めて、しつかり考えてまいりたいと思いま
す。

○一番（長野広美さん） もう一言だけ。市長、激励として受け止
めていただきたいんですけど、市長のアイデアはですね、限定的な
んですよ。組織をどう動かすかなんです。ですので、お願いしたい
のは、西之表港の計画は相当の年数を要します。しかし、もう去年
からですね、ほぼほぼ干上がってるんですよ、漁師さんたち。今で
きることは何なのかが一点。

そして、もう一つはですね、考えるチームをしっかりとついでい
ただきたい。そこにしつかり情報をつくってもらって、その上で動
かしていただきたい。私たち素人がですね、海のことをどうとかと
いうことじゃないんです。漁師さんたちがどうやったらテーブルに
ついて一緒に協議できるのかということを考える、しかるべきシン
クタンクを使っていただきたい。よろしくお願いいたします。

一旦これで終わりたいと思います。

○議長（川村孝則君） ここで、暫時休憩をいたします。おおむね
十三時十分頃より再開をいたします。

午後零時七分休憩

午後一時十分開議

○議長（川村孝則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

長野広美さんの一般質問を続行いたします。

○一番（長野広美さん） それでは、次の質問に移ります。

馬毛島葉山漁港の管理についてです。

これについては、昨日、同僚議員の質問にも回答していただきました。その際にですね、西之表市から防衛省に漁協からの要望を送付したという発言をいただきました。これは何の目的だったのか、なぜ防衛省にそれが送る必要があったのか、そこら辺のことをちょっと改めて説明をお願いいたします。

○建設課長（上妻敏男君） 御説明いたします。

八月四日付けで漁協から改めて要望書がありました。その要望書の内容につきましては、要望事項については変わりませんけども、その工事を防衛省に対して市から要望してほしいという内容でございました。それを受けてまして、漁協へは防衛省に要望をすることはできない旨、回答しております。ただ、漁協の意向を酌みまして、要望の事実があったことは防衛省に伝えることとして、要望書の写しを送付したとございます。

○一番（長野広美さん） えとですね、できないということと、それから、その旨も防衛省にお伝えしたんですかねというのが一点で

す。

それから、その後ですね、十月の二十日の新聞です、馬毛島で船が転覆したと。その理由は防衛省の調査が行われたからだという内容でした。それは海上ボーリングの調査とか環境影響評価ではなく、水深の測量をしているということになっていきますので、そういったことに至る経緯についても御説明をお願いいたします。

○建設課長（上妻敏男君） 防衛省へ漁協の要望書の写しを送付した件につきまして、市から特に意見を付さないという形です。要望もしないという意思表示を示すために、意見を付さずに要望書の写しのみを送付したという形を取りました。それを受けて、防衛省のほうでは、種子島漁協の意向を踏まえ、漁港の整備をすることを前提に調査をすることとしております。それにつきまして、防衛省から市に意見を求めてまいりましたが、整備する内容が不明な状況では、市から意見は出すことができないということで、具体的な整備計画を示して協議を行うよう伝えているところでございます。それで、防衛省のほうとしては、葉山漁港内での調査に着手している状況でございます。

以上です。

○一番（長野広美さん） では、改めて、この漁協が要望された浚渫の工事ですとか、それから堤防の補修ですとかそういったものは、おおよそ経費としてどれぐらい見込むのかという部分については検討されたのでしょうか。

○建設課長（上妻敏男君） 御説明します。

防波堤の補修工事に関しましては、管理者である市が行うべきものでありますので、概算であります。試算をしております。その額は一千万円を超えるというような形です。浚渫につきましては、漁協からの浚渫要望内容が詳細ではございませんので、その規模等を考えますと、積算できないという状況でありますので、そこについては検討はしておりません。

○一番（長野広美さん） えーとですね、市長にお伺いしたいと思います。

今の御説明からいきますと、市から防衛省には要望しないけれども、一見するとですね、防衛省に整備を前提にした調査も認めており、これは計画をつくったら検討しますよという内容なんですかね。

○市長（八板俊輔君） 非常に分かりにくいということはよく分かります。先ほどの課長が申し上げてますとおり、漁協が整備をしてほしいということを市に言ってきたと。それについて市は判断をして、壊れるとことがありますので、それはしたほうがいいと、したいという気持ちは持っております。それについて、そういうものを含めて、浚渫がありますね。それを含めて、浚渫までは市としては必要ないのではないかとというようなことがあったわけですね。それで、漁協は、防衛省が関わってますので、関わってるというのは馬毛島の今後のことに、それについて防衛省に頼んだらどうかというところで、それを市から防衛省に頼んでくれということ言われ

たので、検討した結果、それはしませんということをやったわけですが、防衛省としては、これは想像ですけれども、漁協の要望書について、市は防衛省に対して、漁協からこういうものが、要望が出てるといふことについて書類を送付したということ。それについて、漁協に対しては同じ回答をしてるわけですね。だから、そこら辺のところ非常に分かりにくいわけですが、そういう状況の中で、防衛省としては、その漁協が要望してる工事に伴う調査を始めたということだと思います。その調査については、市としては認めたと。だから、非常に分かりにくいんですけども。

○一番（長野広美さん） 全然分かりにくくありません。

○市長（八板俊輔君） まあ、そういうことです。

○一番（長野広美さん） えーとですね、私は市長に葉山漁港管理者として伺ってるんです、見解を。管理者として、葉山の港の安全性をですね、つくらなきゃいけないので、管理者としての方針を確認したいということでお伺いしております。浚渫が漁船の運行に支障がないと判断されたら、それはそれでお願いしますか。それでなぜ防衛省が、では防衛省に調査の意向、しかも、それは整備工事を前提にして調査をするということが分かっていてですね、それは認めるよと。その判断は、では、防衛省があそこの葉山の港の浚渫工事をするということ認めてるといふことですか。そういう方針を市長は認めたということですか。

○市長（八板俊輔君） 工事を認めているということではありませ

ん。

○一番（長野広美さん） いえ、あくまでも葉山漁港の今後の管理運営に関わることで、葉山漁港の中には漁業権も設定されていますし、ふだん漁師さんたちも利用しています。ですので、管理者としての方針をきちっと示していただきたいんですね。なぜ防衛省の調査が認められたのか、どういう目的で調査をするかです。市長もお答えになったように、浚渫をしたいという防衛省側の意向を認めるということを受けたということですね。違うんですか。

○市長（八板俊輔君） いや、そういうことではありません。まだ防衛省がどういう工事をするのかという内容については、今後そういうことがですね、市のほうに提示されると思います。それを見ただ上で判断するということになると思います。現時点で工事を認めるというわけではありません。

なお、その調査のこと等についてはですね、あるいは整備の内容についてどう考えているということについては、私も承知しておりませんので、防衛省にお聞きいただくのも一つの手かと思えます。

○一番（長野広美さん） えーとですね、市長のお答えがちよっと理解できないんですが、管理者である市長がですね、浚渫工事が前提の測量を認めたと。で、計画を見てからその先は判断するとおっしゃっているのが理解できないんです。では、計画によっては、防衛省が葉山の港を管理すると、工事するということを想定していらっしやるということですね。少なくともそういうこと、可能性もある

ということを今お示しされてるんですね。

○市長（八板俊輔君） いや、そういうことではありません。先ほどから説明申し上げてるとおりです。

○一番（長野広美さん） えーとですね、やり取りの時間の関係もありませんけど、今市長がお答えになったのは、設計ですと。どういう計画をつくられるかは向こうが考えることですよ。で、今現時点でその判断はしないっておっしゃいますけど、判断をしないっておっしゃったんですよ。判断をしないっておっしゃってるのは、防衛省側に葉山の港の漁港の港の浚渫工事をする可能性も今の時点では否定していないというお答えになったと私は受け止めたので、御了承いただきたいと思えます。

次の質問に参ります。

港町再生事業、観光、歴史、まちづくりの一体的な取組をもっと強化していただきたいという趣旨で掲げてあります。これもですね、今後の後期の長期振興計画に大きな非常に大事な項目でありますので、質問を出しました。

えーとですね、この文化歴史資源を活用した観光の推進のために、それぞれの所管が関係してるわけですが、どのような課が何をするのかといった部分で、申し訳ないです、簡単に御紹介いただければと思います。

○経済観光課長（高石心平君） お答えいたします。

港町の再生につきましては、平成三十年度に策定した基本構想に

基づき、関係課の係長職による庁内検討委員会において、毎年、本課が調整をしながら計画の見直しを行っております。関係課というのは、こちら経済観光課のほかに、建設課、また歴史文化関係の教育委員会の文化担当、そういったところ、農林水産であるとか、そういった関係課が入って検討をしているところでございます。

実施計画の中では、町なかをそれぞれ歴史文化的な背景から、エリアごと、通りや路地などを含んだゾーンごとに、その特徴を生かしたまちづくりを提案するなど、一定具体性を持ったものになっております。文化財活用した取組としては、実施計画にも記載している国の登録有形文化財である遠藤邸において、カフェや塾として民間が主体的に活用に取り組んでおり、先日は塩田県知事も視察されるなど、関係課が連携しながら取組を進めています。

以上です。

○一番（長野広美さん） ありがとうございます。

えーとですね、今回のこの計画の中には、交流事業の推進で経済観光課が、文化歴史資源を活用した観光の推進で経済観光課、社会教育課、企画課とそれぞれなっています。今のお答えいただいたように、町の中をゾーンをかけて計画的に取り組んでいるというふうなお話でしたが、それでは、その連携の体制です。一体どこがチームリーダーで、もしくはリーダー的な、やはり責任の所在ですね。責任と権限です。また、具体的には、いつまでに何をするのかといった部分ですね、残念ながらちょっと構想、これももちろん港町構

想とまた深く関わっているもので、この長期振興計画後期計画の中では判断しにくいんですが、そこら辺が非常に分かりづらいですね。

特に、旧上妻家住宅改修費が、この工期で七千八十万円。保存活用整備事業費が九百四十万円。一方で、では、これに基づいて、具体的な誰が何を担うのか、この四年後に町なかがどう変わっていくのか、そういった部分ですね、ちょっとこの中では分かりづらいので、この推進体制について、コメントがあれば御紹介いただきたいと思います。

○経済観光課長（高石心平君） 先ほど申し上げましたけれども、この基本構想に基づくこの実施計画の展開につきましては、本課が主体的なリードをして進めております。その中で、今後ですね、商店街であるとか地域住民も取り入れた再生検討委員会の中で、毎年意見を酌みながら、この実施計画に沿って、そのまま進めていくのか、それとも見直しをしながら、ここはもう少し変えたほうがいいんじゃないかとか、そういう意見も聞きながら進めていく、そういう方針でございます。

以上です。

○一番（長野広美さん） それではですね、その部分については、残念ながら、この大きく掲げている後期の計画の中には、ちょっと具体的に見えなかったんですね。で、その検討委員会も位置付けられておりますけれども、いわゆる参加型という部分の運営に関わる

部分と、それからインフラ整備をですね、具体的に何年までにどれだけの資金を投入してやっていくかといった部分では、もう少し事業の内容をですね、今後もその部分については議論をさせていただきたいと思います。

少なくともですね、この都市計画マスタープランに関わる部分が出てまいりますので、これはゾーニングというお話もありましたけれども、さらに話が出てまいりました。経済観光課、社会教育課、企画課の上に、今度は建設課が入ってまいりますね。そういった部分の、本当にその庁内ですね、プロジェクトチームが、今のままで動くのだろうかという懸念もあります。

そこで、少し検討していただきたいんですが、今現在、西町ではスキマカフェ、たかさきストアーさんが閉店しました。まちづくり、港町再生っていつて長年取り組んできていた部分についてですね、このような店舗がなくなってしまうということが、果たして計画の中にあつたんだろうかと。私はそうじゃなかったんだろうと思うんですね。実際、関係者の声からはですね、この計画の整合性だとかコーディネートしていくといった部分は、もう少し改善の余地があるだろうというふうに深く思うところです。

そこでぜひ、総務省はですね、地域おこし協力隊を来年度は二倍に増やすと言ってるんです。いわゆるその適材適所の人材確保というのは非常に大事なことになります、こういったまちづくりの中で、そういった部分をぜひ検討してですね、推進体制を新たに強化して

いただくという方向をぜひ検討していただきたいと思います。

要望で終わってしまつて申し訳ないんですが、ぜひ市長、関係部署はですね、御検討いただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（川村孝則君） 以上で長野広美さんの質問は終了いたしました。

ここで、暫時休憩をいたします。おおむね十三時四十分頃より再開をいたします。

午後一時二十八分休憩

午後一時四十分開議

○議長（川村孝則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

次は、杉為昭君の発言を許可いたします。

「六番 杉 為昭君登壇」

○六番（杉 為昭君） 皆様、こんにちは。新しい時代を皆さんと共に、自民党の杉為昭でございます。

さて、十二月に入りました。早いですね。今日は十二月の一日、我が母校、伊関小学校は、昼から子どもたちの持久走大会が行われます。給食を食べて、今昼休みが終わって準備運動をしている時間ですかね。おいしい給食を、元気のある給食を食べて、今準備運動に臨んでいると思います。子どもたちの一生懸命頑張る姿に負けない

ように、私も一生懸命一般質問、また残された今年最後、また来年度に向けて一生懸命頑張ってまいりますので、よろしくお願いを申し上げます。

さて、一月、市民の審判を受けて選挙に当選をいたし、この議会に臨むことはできませんでした。そして頑張らさせていただいております。今年一年振り返りますと、一番大きな出来事が、やはり新型コロナウイルスの八月に入りましての感染拡大、これが一番市民にとって御苦労をおかけし、非常に心を悩ませた事案でございました。ちょうどお盆の半ばでございまして、お墓参り、それから、お父さん、お母さんの顔を見に帰省される方、何ととっても夏休みの最中、子どもたち、楽しい楽しい夏休みが、家の中の自粛、外出制限ということで規制をかけられ、非常にかわいそうな思いをさせたのが本当に心苦しくてたまりません。

その中で、まず私ができることということで、同僚の濱島議員と夜の八時まで市内隅々を広報車で回り、注意喚起を二回行い、どうか市民皆さん協力をして、力を合わせて、この新型コロナウイルスを立ち向かってほしいということをお願いをして、何とか収束まではいきませんけれども、九月に入って落ち着きを見せたところでございします。

この十か月を振り返りますと、様々なことがあり、最近でありますと、やはり一番皆さん市民の生活に不安、不満を抱えております原油高の交渉によるガソリン価格の高騰、昨日、三円値下がりをし

たと申しますが、西之表百八十七円。鹿児島よりやはり二十円から三十円高い現状。ガソリンのみならず、生活物資、食料品、調味料、全て値上がりするという方向性で来ております。これは、やはり離島のハンディ、これを何とかしなければならぬという思いは、皆さん共通の課題ではないでしょうか。こちら辺も含めて、行政、市長をはじめ中心となって、何とか離島のハンディを取り除いて、本土の国民の皆さんと、県民の皆さんと一緒に生活ができますように、御支援、御協力のほどをよろしくお願いを申し上げます。

また、このガソリンの高騰によつて、十二月の六日からさとうきびの操業が始まるということで、私もハーベスターを持つてる農家でございます。十二月の五日からさとうきびの収穫に入ります。軽油が非常に高くなつていて、これフル活動で全速でさとうきびを刈らないといけない状況なんですけれども、なかなかアクセルを吹かすことができない。アクセルを吹かせれば吹かすほど軽油を使ってしまう。非常に厳しい状況でございます。その中で、農業の分野においても、肥料費の高騰と資材費の高騰、非常に痛手を受けております。このことも、行政、県、国を挙げて取り組まなければいけないことだと思っておりますので、このことも含めまして、改めてお願いを申し上げます。

トッピーの値上げも決まりました。燃料調整金という形で、今まで五百円だったのが千円に上がるということで、五百円値上げ。病院に行かれる方、通われる方、非常に大変だと思っております。ここの支

援もちよつと必要じゃないかなというふうな気がいたします。

離島カード、この使い方も、出郷者は離島カードがないことから、往復運賃が非常に割高で、なかなか家族そろって帰省もできないという現状もございますので、本当に西之表は隅から隅まで様々な分野で非常に厳しい状況にあります。これを何とか議員一丸となって行政に働きかけ、そして県に、国に要望して、何とか打開策を見つけていかなければならないんじゃないかなと思いますので、その点に関しましては、どうか議員の皆様一緒になって頑張っていたいただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

さて、最初の質問に入っております。

さつまいも基腐病に関する生産者への支援要望についてという大きなくりで、平成三十年度にさつまいも基腐病が本県で確認されて以降、令和三年度においても、本市の発生状況は深刻な状況であり、芋作農家は悲痛な叫びを上げております。昨年、熊毛支庁を中心としてプロジェクトチームをつくり、様々な取組を行いながら関係者一体となって対策に取り組んでまいりました。しかし、いまだかつて糸口が見つかからない状況でございます。

このことを踏まえまして、私も市長と一緒に東京に出向きまして要請活動を行いました。鹿児島県農民政治連盟西之表支部盟友千三百七名、種子島本島で二千九百三名、家族まで入れますと五千名の重荷を背負い、何とか農家を助けたいという一心で、行政と一緒になりました。一市二町、屋久島も含めまして、要望が上がってまい

りました。その中で、要望内容、行政が挙げた要望事項がございます。このことにつきまして、まず最初に質問をさせていただきます。支援要望に対して何らかの成果があったのか、また、その支援要望、どのような支援要望を行ったのかを質問させていただきます。後の質問は、通告書に従い、質問者席より質問をさせていただきます。よろしくお願いたします。

〔市長 八板俊輔君〕

○市長（八板俊輔君） 基腐病関係のことでお答えをいたします。去る十一月十六日に、熊毛地区一市三町の首長を代表し、また、杉議員をはじめ、種子島三市町の生産者代表者並びに農協の幹部と共に、さつまいも基腐病に関する国への支援要望に行っております。

この要望内容につきましては三つの項目がございます。

一つ目は、生産者の経営安定のための次年度作に向けた資材等並びに継続栽培への支援策を講じていただきたいというものです。

二つ目は、農薬登録を増やすとともに、より殺菌効果の高い農薬の開発に向けたメーカーへの働きかけや登録の促進です。

三つ目は、生産量、品質を維持できる耐病性品種や、早期定植早期収穫を含め、効果的で生産者が実践可能な耕種的防除技術の開発及び導入の支援をお願いしております。

成果につきましては、今後国の動向に期待をしているところですが、国も事態を深刻に受け止め、早期に安心してさつまいもの生産

ができるよう、具体的に対策を検討いただいている状況を把握できませんでした。昨年に勝るとも劣らないものができるものと思っております。

そしてまた成果として、何よりもこの要望活動を通じまして、地元生産者の実情を生の声で直接国の所管する部署に伝えられたというのが大きかったと、このように考えております。

以上です。

○六番（杉 為昭君） ありがとうございます。

このことに関しては、本当に市長と共通認識を持って、継続的に農家のために支援要望活動を行っていかねばならないと思っておりますので、ぜひ今回だけではなく、継続的に要望活動をしていただきますようお願いいたします。

また、この要望活動につきましては、自民党総務会長代行、森山・先生はじめ、野村先生、尾辻先生にも本当に大変にお世話になりました。このことも踏まえまして、市民の皆様幅広く知らせておきたいと思えます。

さて、二番目の質問でございます。

西之表市の産業の見通しということで、これは非常に大きな課題でございます。農業を含めまして産業全般に向けて、まず最初に取り組まないといけない問題でございます。

農業をはじめとした漁業、林業、いわゆる第一産業は、後継者の担い手不足、高齢化、資材の高騰、燃料の値上げなど様々な問題を

抱えているが、今後の西之表市の第一産業の存続をどのように捉え、どのように対策を考えているのか。そして、今後の見通しについてのよう思っているのかということもまず最初に、部署が違いますので、このこと前編のほうを最初にお答えをお願いします。

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

議員おっしゃいますように、農業をはじめとして一次産業を取り巻く環境は、少子高齢化が進む中、大変厳しい状況であると認識しております。特に本市の基幹産業であるこれらの産業については、生産の面だけでなく、流通や雇用など地域経済を支える貴重な役割もあります。

一方で、本市は温暖な気候に恵まれ、一年を通じて農産物の生産ができる優位な条件もあります。したがって、地域の特性、資源を生かした稼げる産業として、新たな技術による生産性の向上を図るとともに、関係機関とも連携しながら担い手の育成、確保に努め、持続的な振興に努めてまいりたいと考えております。

また、昨今のコロナの状況もございますが、リモートワークが進む中で、働き方も大分変化してきております。豊かな環境で生活し働きたいというニーズを産業全体が抱える人材不足解消につなげられるように取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○六番（杉 為昭君） ありがとうございます。

十一月の十六日でしたかね、市長、種子島糖業振興会、臨時の総

会というのがありまして、ここには役員の中に、西之表市長、中種子町長、南種子町長、それから種子島地区のきび甘しよ振興会の会長、私でございますけれども、その他共済含めまして、臨時の総会が行われました。この中でも、やはり話題になりました。主催は熊毛支庁でございましたけれども、この中で、やはり人材不足ということで、担い手がいないと、後継ぎがいないということで、大変危惧をしておりますということでお話をさせていただきました。

その根底が、やはり農業では飯が食えない、農業はもうからない、現金収入じゃないということが一番の課題でございます。ましてや親が子どもたちには苦勞はさせたくない、農業で飯は食えないから後継ぎはさせたくないという世の流れでございます。ここを何とか飯が食える農業、自立して一本で農業で生計が立てられる、こういう仕組みをどうかつくっていただかなければいけない。

また、人間だけでも機械がついてこなければいけない。近代化の機械、AIを搭載した機械、スマート農業、これも活用も重点的な課題でございます。このサイクルをうまく組み合わせることによって、どこにも負けない足腰の強い西之表独自の農業、これを確立していただきたい。これが私の願いでございます。どうか市長、よろしくお願いを申し上げます。要望でございます。それと、後の産業全般についての質問のお答えをお持ちでしょうか。どうぞしよう。産業全般の質問の。

○市長（八板俊輔君） 産業全般にということでございますが、商

工業も支える、その核となるのが一次産業であると思えます。先ほどの議員のお話にもありましたように、今不調のさつまいものところがあります。一次産業でいえば、畜産のほうは少し好調が続いております。さとうきびも今年度はいいかなと。そうした一次産業の中での循環的な仕組みというのをしっかり維持していくということがですね、農業全体の力につながりますし、また商工業の発展にもつながるといふふうに思っております。

特に一次産業のところでもいいますと、堆肥の導入というのをですね、今農協も、それから新光糖業も含めてですね、非常に新しい動きとして動いてきております。そうしたものが本市の一次産業、そしてまた全島的な一次産業の発展、それが牽引することで商工業の発展ということにつなげていきたい。雑駁ですけども、そんなようなことを考えております。

○六番（杉 為昭君） ありがとうございます。ぜひよろしくお願います。

やはりもう西之表全般、商工業、非常にコロナの影響も受けましてダメージを受けております。やっとな年々に向けて徐々に立ち上がってきてるかなと思いきや、新型コロナウイルスの変異株、オミクロンですか、これが昨日一人確認されたということで、非常にこの対策も急がなければならない。万が一感染が拡大する場合はあったら、第六波、これに備えて種子島、西之表を守るための足がかりもつけて、商工業、農業全般を含めて守っていかなければならない

ない。これが一番直近の課題だと思えますので、そこら辺も含めまして、商工業、観光、飲食店、ここの支援もまた引き続きよろしくお願いを申し上げます。

次の質問に行きます。

大きくくりの三、有害鳥獣被害対策のシカ罠についてというところで質問をさせていただきます。

この質問にしましては、一番担当課が一番よく御存じだと思います。苦情、いろいろな様々な苦情や電話が来ると思えますので、その辺を含めまして、シカ罠を仕掛ける場所や方法、札の設置、シカの死体処分についての苦情や事故があると聞いている。現状と今後の対策について説明を求めるといふふうに書いております。全般的な苦情、どのような苦情があつて、どのように対処したのか、どのような事案があつたのかを説明していただきたい。お願いします。

「農林水産課長 岩下栄一君」

○農林水産課長（岩下栄一君） お答えいたします。

まず、現状につきましては、本年度農林水産課に寄せられたシカの捕獲に関する苦情が五件ございます。内容につきましては、捕獲したシカの個体の処分に關するものが四件、シカ罠の設置場所と表札に關するものが一件となっております。

従来より、有害鳥獣捕獲指示を出す都度、捕獲従事者に対しマナーを守るよう指導しておりますが、今後は、シカ罠を仮設する際の土地所有者への承諾、シカ罠仮設箇所への表札の設置、捕獲したシ

カの個体について確実に埋設するなど、捕獲従事者への指導をさらに徹底してまいりたいと考えております。

以上です。

○六番（杉 為昭君） それでお願いします。

これですね、見えます。かわいそうに、これ飼ひ猫ですよ。ハッシー君といいます。ハッシー、ハッシー君といいますね。シカ罠が輪っかがここ。足にちょうど引っかかりまして、拡大はこれですね。このような痛ましいことが起きてると。これもまた猫が悪いのか、仕掛けたほうが悪いのか。この飼ひ猫、自分の敷地の庭の一步外です。ちよつと目と鼻の先、隣同士ですね。近くですから。垣根を隔てた隣の畑にシカが出るということで苦情を、畑の持ち主がこのシカ罠の方に連絡を取つてシカ罠をかけたところ、散歩に出た猫が、ハッシー君がシカ罠にかかったということでございます。

猫だからよかつたとか、そういうことじゃありません。もしこれが人間だつたらとか、犬だつたら、飼ひ犬だつたらとか、そういうことでございますので、ここで一番の問題が、このシカ罠を誰がつけたのかということを探つたときに、先ほど課長が答弁した苦情の一件だと思ひますけれども、シカ罠の表札の写真があるんですけども、型抜きしてますけど、こういう札があるんですね。本来ならば、この裏面に住所とか許可番号とかそういうことを書いてるんですけども、ちよつと消すことができませんでしたので裏返しました。これにその罠を仕掛けてる人、電話番号等を書いてあるんで、この表

記がなかったということで大変な問題になったということを確認しておりますけれども、それは間違いないですか、課長。

○農林水産課長（岩下栄一君） お答えいたします。

今回の件を含めまして、私のほうで貸出しの罾の状況につきましてちょっと確認いたしましたところでございます。市の有害鳥獣対策協議会よりシカくくり罾の貸出しというのが、一人当たり最大六基まで貸出しを行っております。あとは各自で購入している状況でございます。

この貸出しの罾の件でございますけれども、使用頻度に応じて消耗・破損が早く、部品交換もあることから、これまではナンバーまでの表記というのがなされてない状況でございました。ただし、今回のようなこともございましたので、罾の所在を確実に明確にするために、罾の筒とワイヤーそれぞれにナンバー表記をいたしまして、誰の罾か追跡できるように、今取組を今年度から始めたところでございます。今後については、十分気をつけながら対策を行ってまいりたいと思っております。

以上です。

○六番（杉 為昭君） そういうことです、市長。誰にどの罾を配ったか、行政は、担当課は把握してないんですよ。そういうことがあるもんで、この罾が誰が仕掛けたのか全く分からない状況でした、今まで。先ほども言いましたけれど、猫だからよかったとかそういうことじゃないんですけど、もしこれに子どもでも、子どもでも足を

突っ込んで事故になったら、ある程度のところで止まるようになってますけれども、これはもう最後の最後まで締めますからね。子どもだったら、小さいお子さんだったら、多分びっくりして暴れまわれば骨折をする可能性もなきにしもあらずという可能性を秘めて、やはりこの罾の管理は徹底していただきたいと思えます。

このハッシー君もかわいそうに、これぐらいに腫れ上がって、全治まで二週間ぐらいかかったということでございますので、ぜひそういうことがないようによろしくお願いします。

関連でございます。

先ほど課長の答弁の中で、シカの罾をかけてシカを捕れば、耳と尻尾を取って、あとの本体、本体というのかな、の処分に関しては埋設をするようになってるんですけども、西之表市に埋設をするところが、どこどこに何か所あるんですか。そこを教えてください。

○農林水産課長（岩下栄一君） 現在、市内には六か所の埋設地がございます。具体的には、国上、牧之峯、安城、古田、住吉、そして下西でございます。

本年度は、埋設処分のうち、大体四割ほどの割合で利用されてるとの報告を受けております。利用者で管理するようにお願いしてるところでございますが、担当職員及びお助け隊がございませけれども、お助け隊でも巡視を行い、埋設状況の確認をしてるところでございます。

以上です。

○六番（杉 為昭君） ありがとうございます。

たまたまなのか分かりませんが、またお願いします。

これは牧之峯の埋設をするところです。奥に金網を張って、手前の道から中に開けて入って埋設をするところです。御覧のとおり、もう草ぼうぼうで、軽トラックもやっとなれるか入れないかという状況です。この管理は担当課がやってるのかな。多分市役所がやってるんだと思います。この管理をお願いします。

○農林水産課長（岩下栄一君） 先ほど御説明させていただきましたが、一応利用者での管理をお願いしてるところでございますけれども、ただ、市のほうとしても巡回いたしましたして、その状況を確認しながら対応してるところでございます。

○六番（杉 為昭君） ありがとうございます。

利用者がちゃんと管理をします。それで、取りまとめは行政が行うということでございますけれども、埋設の仕組みって皆さんよく分かんないと思うんですけども、横溝を掘って盛土をして、この盛土のここは埋めるところですね。まあ反対側。ここに本来ならば深い溝があつて、ここにシカを置いて、この土を上からかぶすという仕組みの埋設場でありませうけれども、ところがですね、私たまたまこの処分の仕方を見に行ったところですね、ちよつと度肝を抜いたんですけども、見えます。何が見えます。シカの角ですよ。ちゃんと埋めてないんですよ。もう写真の撮るのがちよつとおぞま

しかったもんで方向を変えたんですけども、反対側から撮ったら、シカの顔がもう外に見える状態ですよ。これも環境的にも衛生的にも非常に悪い。カラスは群がる。金網ですから犬はいませんでしようけども、猫は簡単に金網の穴をくぐります。こういう状況ですよ。

だから、ここも管理してるとおっしゃるのであれば、適度に管理をして、管理を捕る方に任せているっていうのであれば、ここもちゃんと指導をして、ちゃんと埋めてくださいというこの指導も行っていただきたいと思えます。

僕はシカを捕る方を何人も知ってますんで、このことを「ちゃんと埋めてくださいよ、汚いじゃないですか」というふうにおっしゃったら、逆にその方は、この道路、相当昔、前にユンボで掘って盛り上げてますんで、雨風に打たれて、さらさらの土じゃないんですよ。粘土なんですよ。ほいで大きな石も混じってるんですよ。埋められないと。スコップがもう歯が立たないという苦情が来て、もう時間もかかるし手間もかかる。面倒くさい。そういうことで、自分の所有してる山とか、そこに捨てたことがあるというふうにおっしゃるんですよ。

だから、そこら辺も踏まえて、しつかりここはやはり有害鳥獣、農家の方々には非常に助かっております。ここはやはりお互い苦情がないようにですよ、うまく調整をして処分をきっちりする。そして、シカ罠をきっちりかけてもらうということをお願いをしたいと思

ます。ここも要望ですけれども、ひとつよろしく願います。

先ほど、シカ畏に猫がかかったと。それは飼い猫でしたけれども。ということで、次の質問でございますけれども、野良猫。今動物愛護の観点から、野良猫っていう言い方が正しいのか、それとも飼いきない猫っていうのが正しいのか、そこら辺がちょっと認識できないんですけども、野良猫について。

市民団体が野良猫に対する様々な活動を行っているが、市は野良猫対策としてどのような取組を行っているのか。まず、そこら辺をお願いしたいと思います。

「市民生活課長 川畑利昭君」

○市民生活課長（川畑利昭君） お答えいたします。

猫をはじめとした愛護動物については、動物愛護及び管理に関する法律により、県が動物愛護管理推進計画を定め、市町村は県の求めに応じ協力をすることになっております。市では、県に協力し、多頭飼育者、野良猫の餌やりに対する指導、広報活動を行っており、今後も継続してまいります。

なお、県では、令和三年度から鹿児島県地域猫活動等事業補助金を創設し、地域猫活動団体等への補助を行っていますので、広報周知等に努めてまいりたいと思います。

以上です。

○六番（杉 為昭君） お願いします。

ここで、皆さんにもちょっと知ってほしいんですけども、この猫、

猫の習性という、繁殖能力というのかな。これをお願いします。

これは市民団体の方からいただいた資料なんですけども、今ボラティアで頑張ってる団体が、ここに書いてありますIsland cat協会という団体、十三名で今活動されておられるそうでございます。

まず、猫の避妊・去勢手術の重要性というところからちょっと説明させていただきますと、何とですね、私牛を飼ってますから、牛の観点から見ると、二十一日周期で雌牛が発情をして、それで、その周期に合わせて種つけをするという周期なものですから、猫とか犬もそういう周期なのかなという間違っしておりましたけども、多分市長も初めて知るんじゃないかな。猫はですね、交尾をするたびに、この生殖に関する雌が能力を出すっていうんですかね、定期的な繁殖のサイクルとかじゃなくて、交尾をすれば、雌は自然に受胎をする働きをするといいますか、そういう動きをするそうです。そして猫の繁殖、一匹の母猫から一年間に生まれる子猫、孫猫は、最大で七十四匹以上になります。三年後には二千匹以上になると。非常に望まない猫たちが増えてくるという実態でございます。

こういう情勢を踏まえて、これはですね、ちょっと上げますか。福岡市、福岡市がですね、出してるパンフレットでございますけれども、これはもう福岡市のほうにも家庭動物ケアセンターというところがございます、電話で確認を取って、ここに挙げていいかという許可も取りましたので、ぜひお願いしますということで挙げさせていただきます。

やはり先ほど課長もおっしゃいましたように、市民同士のトラブルが非常に多いんです。そしてまた市民の方々も、車でドライブ、それから地域を回ればですね、野良猫の集団をよく見かけると思えます。一番分かりやすいところだと思いますと、あまり、ちよつとこれはまずいのかな。至るところにたくさん群れでおります。この管理についてですね、管理っていうか、野良猫、飼い主のいない猫ですから、そこで今までは繁殖を繰り返していたわけです。そこで取り上がったのが、トラブルが、糞とおしっこ、それから鳴き声があるさい、ごみや花壇を荒らす、子猫が生まれた。そこで、かわいそうだと思ってる人が餌をやれば、無責任な餌やりだということで、いろんなトラブルが発生してるということでございます。

やはりそこには、やはりいろいろなルールがございます、そこはちゃんと市民の一人一人の認識を高めようということで、このように、それぞれができることを持ち帰り解決するという対策を取らなければいけないということで、繁殖を防ぐために、去勢・避妊手術を行うための捕獲協力、それから個体管理。行政とすれば、助成金、それから広報啓発。助成金に関しましては、先ほど課長から出ましたけれども、広報啓発、これをしていただきたい。そしてボランティア活動は、Isnecco会の方ですけれども、捕獲をして搬送をしてる。そして住民の方たちには、そういうトラブルにならないように事前に説明をして理解と協力を求める。そして最終的には不妊手術をしていただくという仕組みが、一番不幸な猫たちを増やさ

ないための第一歩だというふうに思っております。

ぜひこの取組をですね、終わってから課長にもお渡ししますので、ぜひ参考にして、市長、これをぜひ全戸配布じゃなくても回覧板でも構いませんけれども、こういう取組、こういう認識をですね、市民の方々へ周知して、不幸な子猫たち、交通事故にですよ、遭う猫が非常に多い。皆さんもよく知ってると思います。そういう活動をしてるのが、このIsnecco会ということでございますので、皆さん興味がある方がいらつしゃれば、ぜひこの会にまた参加していただいでですね、この野良猫、飼い主のいない猫たちを極力減らしていく。すぐすぐには減りません。やはり猫、十五年ぐらい寿命がございますので、これは遅からず、今日生まれた子猫にしても、平均寿命生きたとしても十五年がかりの大変な活動になるかと思えますけれども、ここは地道に、やはり不幸な猫を育てないために取り組んでいただきたい。

そして、不妊手術をした猫は、こうやってV字型にカットをしております。さくら耳猫というふうに呼んでますので、この猫は、そういう不幸な運命をたどって、拾われて、救われて、去勢・避妊手術をして、あとの余生を屋外で過ごすのか、それから新しい飼い主の下で過ごすのか、それは分かりませんが、そういう取組をやっていただきたい。一代限りのにゃん生をどうか温かく見守ってくださいということでございますので、どうか興味ある方は、ぜひ電話をして協力をしていただきたい。

そして、広報紙にはこういう形です。昔の方は、もう昔の長年の観念で、うちの周りの知り合いもでした。子猫が生まれたら、これはもう猫が増えるからといって肥やし袋に入れてですよ、海に流したり川に流したり。昔ですよ、今じゃないですよ。昔は本当にそういう話をよく聞きました。そうじゃなくて、やはり猫にも犬にも、全ての動物にやはり命がごきますので、やはりここはちよつと認識不足のおじいちゃん、おばあちゃん、猫を飼ってる方は高齢者が多いみたいです。自分たちの子どもが巣立ってというか、いなくなつて、よそに出たりとかですね。孫もよそに出て、一回お正月、盆で孫が帰ってくると、もうものすごく孫はかわいいもんですから。ところが、お正月、盆が過ぎて帰っていけば、もう非常に寂しい思いをして、安易な気持ちで猫を飼つて、それが大繁殖をして、そういうことを起こすという方々、おじいちゃん、おばあちゃんがかなり多いということでございますので、ここは、この広報紙を使つてですよ、リークして、何とか市民の方々へ周知を行つていただきたいと思ひますけども、どうでしょう、この取組は、課長。

○市民生活課長（川畑利昭君） 先ほどもお答えしたとおり、県のほうの動物愛護条例等に基づいて、猫の保護という形でいろんな市民団体が動かされてると思ひますけど、市としましても、県の指導に關して協力していくという形を取りたいと思ひますので、広報活動、いわゆる県から毎年ですね、広報紙においても、適正、まず動物愛護法に基づくと、やっぱり飼育者がやっぱり捨ててしまつたり、不

適正管理をするっていうのが大きな、もう一番の根源はそこだと思ひます。地域猫が増えてしまつてる状況っていうのはそこなので、やっぱり飼育者にとつて、やっぱり適正に管理をするということが一番大事なことだと思ひますので、その辺に關しては、やっぱり広報等に努めていきたいというふうな考へております。

以上です。

○六番（杉 為昭君） ぜひよろしく願ひします。

やはりもう何の活動にしても、県と市の人のすり合わせがあまりうまくいつてない。僕は県のほうにも聞いたんですけども、県側の対応とすれば、いや、それはもう市の行政がというお話をされるから、僕はあえて課長にお振りをしたんですけども、そこはやはり行政独自でちよつと活動するか考へていただかなければ、県に責任をなすとかそういうことじゃなくて、そういうことじゃないんでしょうけれども、ぜひ市の独自の活動として、そこは取り組んでいただきたいと思ひます。

さて、もう時間もなくなつてまいります。さてここから、市長、馬毛島問題です。自衛隊基地の質問をさせていただきます。

その前に、日本を取り巻く諸外国の動きについて少しお話をさせていただきます。

直近でございますけれども、本年十月十八日、私の誕生日でございます。津軽海峡を中国とロシアの艦艇が艦列を組んで艦隊で通過をし、十月の二十一日、伊豆諸島を通過、翌二十二日には高知県

足摺岬を経て、大隅海峡を通過をいたしました。そして、先月、一月の十七日夜には屋久島と口永良部、目と鼻の先ですよ、もうそこです、付近の海域、これ領海侵入しております。そこに中国の船が、測量船が侵入をしたという事案があります。

また、十一月十九日には、中国とロシアの爆撃機二機が、これは領空侵入はなかったんですけども、日本海から東シナ海にかけて飛行し、沖縄と宮古島の間を抜けて太平洋に出るといふ事案が発生し、自衛隊がスクランブル発進をしたというふう聞いております。このスクランブル発進、航空自衛隊、スクランブル発進というふうに言われてから、既にもう三万回スクランブル発進をしているというところで、非常に緊迫性が徐々に増してきているという状況でございます。このように、日本を取り巻く安全保障環境は非常に不安定であり、まさに平時でもなく有事でもないグレーゾーン状態でございます。

市長、市長もちろん戦争反対ですよ。私も反対です。もちろん日本国民全てが反対だと思います。戦争って御存じのとおり、一人でやる戦争っていいのはないんですよ。相手がいて、相手国があつて初めて戦争ですから、日本だけが戦争を、私は戦争しませんと放棄しても、相手国からしてみれば、それは日本の勝手であつて、侵略や侵攻をしようとするのは、相手国にとれば非常に有利なことでありませぬ。

戦争をしないためにも、戦争にならないためにも、日本が侵攻されないためにも、国民の生命と財産、日本の平和を守るためにも、

侵されないための抑止力、これを持たなければ。それが馬毛島に計画している自衛隊の基地整備だと私は考えております。市長はぜひ、戦争、侵略に賛成なのか、それとも戦争抑止に賛成なのか、そののはっきりした態度、発言をしていただきたいと思っております、今後の質問について。

それでは、質問に入つてまいります。

先般、九州防衛局に訪問した際に、馬毛島の小中学校跡地の取得についての要望があり、あわせて葉山港周辺で市民が出入りできるようなものを整備したいというお話を伺いました。防衛省は、単に馬毛島の市有地を取得したいと言つてるだけではなく、市長がこれまで主張してきた自然や歴史文化などを重視した施設についても理解を示し、葉山漁港周辺を種子島の住民と共存するエリアとして整備する構想を市に対して提案をしています。これについてよく防衛省と協議し、地元住民にプラスになるようなものを引き出す努力を行うべきです。

例えば、市長のこだわりである市史編さん事業についても、馬毛島に関するものは防衛省と共同で調査を行い、新たに葉山港周辺に整備される施設の展示内容に活用するなど、様々なアイデアを防衛省と話し合うべきではないでしょうか。

また、タストン社は西之表に対して、旧市道の廃止手続を取るよう要望があつたと伺っています。また実際に、現在通れる道路は全てタストン社が整備し、維持管理をしてきたものと認識しております。

す。

そこで質問をいたします。

市長は、道路監督責任を果たさず、通行ができない状態まで放置した旧市道をなぜ市道とあくまで言い通すのか、その根拠を教えてください。

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

以前から申し上げておりますとおり、馬毛島の市道、西之表市道については、道路台帳に登録された公有財産と認識しております。本市としましては、馬毛島に市道は存在しているとの立場でありま

す。加えまして、馬毛島には管理すべき西之表市の市有地、旧馬毛島小中学校の跡地がありますが、市有地や便宜を供すべき個人の所有地があります。このため、その土地の必要性を失っておらず、また、将来の利活用を想定いたしますと、市道は残すべきであると判断しているところでございます。

○六番（杉 為昭君） ありがとうございます。

昨日かな、おとといもそうでありましたけど、同僚議員の質問の中に、道路法上認められているという発言をされました。このことについて、市長、やはりその点も当てはまるからということでありましようか。

○市長（八板俊輔君） 通行権のことではありますが、市道がある以上です、その通行権は存在すると考えております。

○六番（杉 為昭君） はい、分かりました。道路法上、通行権があるということ。じゃあ、その通行権についてお伺いをします。

通行権というお話がありましたけれども、通行権、ただ単に通るばかりの通行権なのか。しかし、道路法上、私が調べた範囲の中では、この道路を安心かつ安全に行き交うことができるように、その道路の維持管理を適切に行うということも、この道路法上の中うたわれているというふうに認識しておりますけれども、建設課長、これはいかがですか。

「建設課長 上妻敏男君」

○建設課長（上妻敏男君） 御説明いたします。

道路管理者は、維持管理に努める責務があります。以上です。

○六番（杉 為昭君） 責務があると明記されております。しかし、西之表市は、馬毛島が無人島になってから一度もこの市道には手を付けておりません。

加えて申し上げますよ。国から、西之表の市道も含めて、公園も含めて、西之表市の財産、これについて交付税を頂いております。これには少なからずとも馬毛島の市道も入っております。これも間違いないですか、課長。

○建設課長（上妻敏男君） 市道馬毛島の三路線も含まれて報告しております。

以上。

○六番（杉 為昭君） 市長、その責務も果たさずですよ、国から交付税もいただいているながら、市道をそのまま、荒れた状態のまま放棄しているこの状況。

いいですか。

これ一号線ですよ。市長も、ああ、市長は行かれなかったのか。副市長が行かれたんですね。一号線を通りましたよね。一号線、二号線、三号線。馬毛島に市道に橋はありません。一号線の途中に、港を出てすぐいつときしてから、ため池があります。水の貯水池。その水の貯水池の水をはかすために、下に銀色に、ここですね、土管というかな、これ、水の排水路を敷いてございますけれども、やはり大雨が降るたびにですね、大雨が降るたびに、このようにして決壊をして、このようになってます。これが市道ですよ、市長。今までの市道です。これが何度も、幾度もこういう状態があった。それを、市道の整備をタストーンに委託してるわけじゃないですね、整備を。それをタストーン社は自分でこうやって、常日頃、天気悪い日、海の時化た日は行きませんけれども、なぎてる日は常に会社行って道路の見回りをして、このようにきれいに整備を行っております。整備してる内容はここですけれども、ちゃんとまた水が排水できるように排水溝を設置して、埋めて、このため池の水が川に流れるように、あ、上ですね。ここは海ですね。この上のため池があるんです。流れるように整備してあります。こういうことをタストーン社は日々こつこつこつこつと、西之表市は市道として言ってる

のに、その理念が通るんであれば、タストーン社は人の道を勝手にやっていると、そういう認識でいいのかなというふうに不思議に思います。

そこら辺も含めまして、市道について、やはりもう一度考え直す必要があるんじゃないかと。これ放っておくと本当に大変なことになると思います。そこら辺も含めて、もう一度しっかり、また皆さんで考えていただきたい。このままでいいのか悪いのか、市道をそのまましていいのか悪いのか、このままタストーン社に預けてて管理してもらっていいのか悪いのか、そこら辺も含めてお願いをいたします。

次の質問。その言い通す市道を通行するに当たり、土地所有者のタストーン・エアポート社や防衛省に許可を得る必要がなぜあるのかをお願いします。

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

市道を通るに際して、許可をなぜ得るのかということでありまして、けれども、市道は現存しておりますので、許可を得るまでもなく、当然の権利として市道を通して、市有地、あるいは私有地などに行くことは可能と判断いたしております。

しかしながら、この土地に関しましては、現段階では、防衛省が国有地に立ち入る際は立入申請を必要としていることから、本市としましては、立入申請をするまでもないと判断しているところでありますが、無用なトラブルを回避するために、やむを得ず防衛省の

意向に沿って入島申請をしているわけでありませぬ。

以前に申し上げましたが、仮に本市が防衛省の許可なく入島して活動した場合に、市民の方々も本市にならって入島するということが想定されませぬ。そしてまた、トラブルに発展するという可能性も否めませぬ。そういうことでありますので、住民の方々にも十分配慮をしていただきたいと思ひます。

それから、先ほどの管理のところではありますが、市としても管理をしたいところでありませぬが、これまでのいきさつの中で、なかなかその作業ができなかつたという事情がございます。その点も申し添えておきたいと思ひます。

○六番（杉 為昭君） ありがとうございます。

もう一回これを。

昨日の新聞ですね。市長が今おっしゃったのは、多分このことじやないですか。市民が混乱を招くから、市もわざわざ防衛省に断りを入れて入島をしているということですよ。

なかなかこれ結びつけるのに非常に苦労したんですよ、私。自分の道を通るのに、自分の、言えばですよ、これが家庭に置き換えたときに、自分の道を通るために、その通ることが理由で周りの僕の友達が通ってトラブルになるから、私は、隣の人なのか、隣の人に許可をわざわざ得て、トラブルを防ぐために許可を得てるんだと非常に分かりづらい。ストリートに考えればですよ、これが市道という認識、私の自分の道路だというんであれば、市民の方々がトラ

ブルを起こす可能性があれば、市民の方々へ、もし何らかの理由があつてここを通るときには西之表市に一言言つて下さいと言へば、自分ももちろん通れるし、その人も僕の許可を取れば通れるし、そこは、そのほうがストリートな話の仕方じやないかなと思ふんですけど、非常に回りくどい。分かりづらい。何か秘めてるのかなという認識をします。

そこも、先ほど、今さつき市長が話をした管理の面、やはりここはですよ、市長、やはり法に触れるのか触れんのか分からないんですけれども、やはり馬毛島の市道も含めて交付税を国から頂いていくわけですから、何らかの理由でその管理ができない云々、その定款があるんであれば、それを差し出していただきたい。十二キロ離れて、海がいつ荒れるか分からないから管理に行けないから、ここを何とかしてくれということ、そういう決まりがあるのか。それをなくしてですよ、それがそのまま市道と認定をして交付税を頂いてるといふ、これはちよつと大きな問題だと私は思ひますけれども。これはまた、おいおいちよつと専門家に聞いて、次の質問になるのか、いつになるか分かりませぬけれども、突っ込んでいきたいと思ひますので、よろしくお願ひしますよ。

続いて、次の質問に参ります。

質問六、十五分、どうしましよかね。駆け足で行きますかね。

大きなくくりの六、今般の総選挙の結果を見ましても、馬毛島の施設整備について賛成を表明した場合、市民の多数の支持を得られ

る状況と考えられます。その上で、市長は、西之表市全体、さらには国全体のためになる道しるべを探る必要があるのではないかと考えるが、市長の見解を求めたい。

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

西之表市のこと、それから国全体のためになること、どちらも大切な問題であります。そのような中でも、私は市長といたしまして、西之表市のことに第一義的な責任を負っておりますので、市民の幸福、安心・安全をまず第一に考えてまいりたいと思います。

以上です。

○六番（杉 為昭君） 幸福、安心・安全は目に見える形でない、市民の方たちは安心してませんよ、市長。ぜひ目に見える形で、市民が現実的に確実に幸せになるんだよ。馬毛島基地に頼らなくても幸せになるんだよ。そういう道しるべがあれば、前回、同僚議員もお話をしましたけど、そういうことがないと、市民はどこに行けばいいのか。まさか市民を泥船に乗せて行き先のないところに連れていこうとしているわけじゃないですよ、市長。そこはちゃんと確実にお願いをしときます。

続きまして、現在行われている環境アセスの手続が終了するまでは、防衛省の計画に対する賛否に該当するような発言、同意できないとか承服できないといったものも含め、控えたほうがよいのではないかと考えますが、市長の見解を求めます。

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

仮に施設整備が決定いたすとしても、賛成であろうが反対であろうが、ここに暮らす住民が、あるいは将来暮らしていくのである住民が、安心・安全な状況下になればならないと考えております。さらに、ここで暮らすことになるであろう自衛隊員についても、住民に快く受け入れられる環境を整備する必要があると考えております。

そうした観点から、地元自治体の長として、地元の立場に立ち、国に対して物申すことも必要があると、そういうふうと考えております。

○六番（杉 為昭君） 市長はですよ、多分市長もお分かりだと思えますけども、西之表市民がその賛否を問うて分かれてる、分断をしている、分裂をしようと云いますけれども、賛成の方、反対の方もそうですけれども、やはり思う気持ちの一つですよ。西之表市を思うて言ってるわけですから。ただ考え方が違うだけ。その中で、市民たちは一生懸命我慢しています。私も含めて市民の方、賛成の方も我慢しています。本当ならば表に出て、何だつて言いたいですよ。でも、そこはぐっとこらえています。市長が同意できないとか承服できないとかそういう発言をするたびに、感情が高ぶるんですよ、賛成の方々は。だから、防衛省が分断とか分裂をさせてるんじゃないかと、市長が分断とか分裂をさせているんじゃないかなと私は思いますよ。だからそこは、やはり中立公平な市長でありますから、賛成約半分、選挙の結果が民意とおっしゃいますけれども、約半数近い

賛成の方いるんですから、そこをないがしろにせずに、やはりそこは市民の方に寄り添って、いつも言いますけれども、賛成の方の気持ちを考えるのであれば、やはり同意できないとか承服できないとかそういうことは、やはり極力控えていただいて、中立公平で立場で進んでいかれたほうがいいと思います。

そしてまた、分かりづらい。同意できないって。今ですね、防衛省はですよ、子どもたちにも分かりやすいように、初めての防護白書ということで子どもたちにも勉強させてます。子どもたちも知ってますよ、防衛のことは。だから、その子どもたちがですよ、市長、同意できないっていう言葉を理解できるかなって僕は思いますよ、不思議で。子どもたちには何て説明するんですか。同意できないってやはり説明するんですか、子どもたちには。そこはどういうふうな表現でされます、市長。

○市長（八板俊輔君） この問題は、防衛省が施設を造りたいということを提案しているわけでありますから、それに対してどう考えるということ、同意、不同意というそれが答え方の一つであるというふうに考えております。子どもたちにも、そのことを分かりやすく説明していきたいと思えます。

○六番（杉 為昭君） 僕は僕なりにちよつと考えました。同意できないって子どもたちにもどう伝えるのかなと。僕がもし同意できないということ、市長の立場で子どもたちに何て言うのかなと、よく考えました。いろんな人に聞いて考えましたけど、なかなか答えが

出てこない。ただ一つ出てきたのが望まない。これが一番子どもたちに分かりやすい。馬毛島の基地は、西之表市は、市長は望まない。この言葉だと思えますけども、このことについてはどうでしょう、市長。

○市長（八板俊輔君） そういうお考えもあるのかなというふうに思います。

○六番（杉 為昭君） ぜひですよ、子どもたちにも分かりやすく、それで、あまり興味のないおじいちゃん、おばあちゃんにも分かりやすく説明ができるようなお話をしていただきたいというふうに思います。

申し訳ない。もう時間がちよつと、あまり熱くなり過ぎて。質問を、大きくくりの七は、申し訳ない、最後に田添議員が控えてますので、田添議員に引き継いで、質問の人に行きたいと思えます。お答えを考えられた方には本当に非常に申し訳ない。申し訳ないです。

質問八、議長、よろしいですか、それで。

○議長（川村孝則君） どうぞ。

○六番（杉 為昭君） すいません。質問八、防衛省は、現在、環境アセスを進めており、馬毛島の上の詳細な検討に加えて、種子島の上の宿舎を臨む関連施設の検討を進めております。中種子町と南種子町は、それぞれ宿舎を町内に設置してほしいと要望を出してる。前向きに検討しております。その中でですよ、令和三年九月四日付

けで、西之表市と馬毛島の未来創造推進協議会長から市長に、防衛省に対して積極的に情報収集を行うことを求める要望書が提出されました。その内容は、市長は中立公平な立場で防衛省と向き合い、積極的に情報を収集し、市民に対して正確かつ早急に情報提供を行うこととするものであります。この要望書を踏まえ、市長は情報収集に努め、さきの記者会見で、防衛省から再編交付金などの説明を既に受けている事実を明らかにしております。しかし、市長は議会や市民に対して再編交付金などの説明は全く行っていないが、今後速やかに説明する考えはあるのでしょうか。そこのお考えをお願いします。

○市長（八板俊輔君） 再編交付金についての住民説明についてのお尋ねでございますけれども、この件に関しましては、事務担当者の勉強会の位置付けで、防衛省から二回ほど説明を受けているようであり、本市からの要請であり、かつ制度的な内容でございますので、制度的なことにしましては、直接防衛省に対して問い合わせさせていただきたいと思えます。私自身の説明を受けたと申しましても、制度的なことにすることでございますので、内容ですとか、そのほかの詳しいことについてはまだございません。

以上です。

○六番（杉 為昭君） 説明を受けてないということでございますけれども、僕だったらですよ、どんな交付金があるんだろうとか、どのくらいの額になるんだろうとか、この交付金によってどうい

うことが造られるんだろうとか、こつそりというか、自分で勉強すると思えますよ。多分市長もされてると思えますよ。それを表に出さないだけであつて。だから、そこも含めてですよ、分からないことがあれば、ぜひ防衛省にお伺いを立てて、賛成とか反対とかじゃないですよ、交付金の中身、この使い道、この額、交付金の種類、これも含めて自ら勉強をして市民の方々へ情報を発信するということも、これ非常に大事なことでございますので、ここはぜひ勉強課題として胸の中に秘めていただきたいと思えますけれども、これは要望として、よろしくお願いします。

さて、最後の質問でございます。

市長の今までと一緒、今までどおり曖昧な態度が要因となって、再編交付金の交付が見送られないように、今後、不用意な対外説明を改めるなど、市民の分断の改善も含め、どのような環境づくりに努めるつもりか。そもそも再編交付金の交付や市民の声を聞く必要はないと考えておられるのか。そこら辺の答弁をお願いします。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

議員のおっしゃるような曖昧な態度は取っておりません。市民の分断の回避については、私が最も心を砕いているところであります。施設整備決定の前提は住民の理解であり、賛否にかかわらず、疑問の解消や判断材料を防衛省に対して求めているところでございます。以上です。

○六番（杉 為昭君） 曖昧な態度は取っていないということですよ。

けども、僕らに言わせたら、同意できないということも曖昧な言葉なんです。賛成か反対か、反対なら堂々と反対とおっしゃればいいじゃないですか。それに対して、市民に対して理解を求めていけばいいじゃないですか。それが市長なんですから。そういう役目も果たして、市長は市長の責任として、市民の方々へ、馬毛島にはぜひ自衛隊を造っていただかなくて、馬毛島の活用を私たちに任せてくれという代替案、代案があるのであれば、堂々と早めに示していただいて、それについて市民の理解を求めていただきたい。

ところが、市長、もう残り任期三年とちよつとですよ。それで数字も出てない、計画も出てない。これが実行できるんですか、三年ちよつとの間で。僕はできないと思います。それよりは、ちゃんと明確に計画も出てる、予算も出てる。予算も今から交渉次第でしょうけども、交付額も決まってるでしょうし、十二月となれば、市長、どういう時期か分かりますよ。来年度の予算編成の枠組みが始まってまいります。非常に大事な月ですよ、十二月。この時点で市長の意向をはっきりしておかなければ、大変な本当に後戻りできない状態になりますので、そこら辺もお願いします。

最後に、馬毛島基地の計画について、さきの同僚議員のお話も、先ほどの市長のお話もありましたけども、防衛省の自衛隊基地の計画はまだ決まったわけではないということが発言がされましたけども、それに間違いはないですか。

○市長（八板俊輔君） はい、間違いございません。

○六番（杉 為昭君） ありがとうございます。

じゃ、これお願いします、最後に。

令和二年、去年の八月ですよ。市長も覚えてますよね。市長に対して、前防衛副大臣の山本防衛副大臣が来られました。そして、その中に、馬毛島における施設整備について説明をされたはずですよ。その添付書類はこれです。皆さんも見たことがあると思います。この馬毛島が写ったこれ。これが市長にも添付されたはずですよ。で、このことについて説明があったと思います。市長は、計画は立ってないと、計画じゃないと言うけれども、この中にはつきり、どうぞ、自衛隊馬毛島基地、仮称ですけど、部隊配備計画というふうに計画はもう既に出されてるんです。先日防衛省に行かれたと言いますけれども、参事官が計画の段階でないと言うのは、市長を氣遣つてですよ、まだ環境アセスの評価、環境評価も出てないのに計画だと言えないから、そこは環境影響評価が出るまではあえて言わないだけのこと。そこは勘違いなさらないように。ちゃんと計画は出されていますから。そのことも踏まえまして、ぜひよろしくお願いします。非常に、もう最後になりますけども、日本を取り巻く安全保障環境、非常に厳しい状況になっております。北朝鮮、動向の分からない中国、ロシア、それから慰安婦問題とか竹島、韓国、それに台湾。台湾有事に関しましては、日本も加担するというふうに見解も出ておりますけども、ここはですね、ただ台湾有事があるからないからとかそういうことじゃなくて、台湾海峡、ここは非常に日本にとつ

て物流の通る海峡です。原油高で今難儀をしています。これが台湾海峡が通れなくなれば、遠回りをしないといけないから、もつとさらに原油が高くなるという可能性もあるということも認識して、この有事に対しての備え、馬毛島の自衛隊基地に関しては、ぜひぜひ配置案をのんでいただいて、地元の明るい未来のために、子どもたちのために一歩前進するような形で臨んでいただきますように市長にお願いを申し上げて、私の質問とさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（川村孝則君） 以上で杉為昭君の質問は終了いたしました。ここで、暫時休憩をいたします。おおむね十五時五頃より再開をいたします。

午後二時五十分休憩

午後三時五分開議

○議長（川村孝則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

次は、田添辰郎君の発言を許可いたします。

「一三番 田添辰郎君登壇」

○一三番（田添辰郎君） では、よろしくお願いいたします。田添辰郎、一般質問をさせていただきます。

前もって通告書に従って行いたいところですが、ちよつと順序のほう入れ替えまして、五番目のやつを一番最後に、一番最初にです

ね、四番目の馬毛島全般に関連してということからやりたいと思いますんで、よろしくお願いいたします。質問項目はほぼ変わりません。

先日ですね、土曜日ですか、サンシードの横の市場のところの駐車場に行つてまいりました。市民の方の運動が、運動というか会があるということ、勉強のためにと行うことで行ってきたんですが、本当にどこまで続くんだろうという、そういったきれいな青空で、自身の願いも、そして、あの集いに集まった方の願いでもかなうんではないかなと実感したところです。

馬毛島の問題は、失礼な言い方をさせていただきますが、さして大きな問題ではありません。本当にあの会に集まれた方、私自身もそうですが、推進の立場の方もそうですが、馬毛島に自衛隊基地ができればいいとか、FCLP訓練をやってもらつて西之表市にお金が入ればいいのか、または戦争に巻き込まれないように、そういうものには反対したほうがいいやな、そういう小っちゃな思いで僕らは生きてきて、今ここで活動をしているんじゃないか。

様々の先生方の挨拶もお伺いしました。一区のほうで出られた先生の挨拶も、また四区のほうで出られた方の挨拶も聞いたんですが、どちらも馬毛島のほう反対ということなんですが、残念ながら落選されました。これも捉え方によっては県民の民意の表れかとも思えるわけですが、争点は馬毛島だけではありませんから、そういうことは言えないかと思えます。

いろいろあって、本当に戦争は嫌だな、思う声がありました。だからこそ、あの天気の良い、歩けば汗ばむぐらいの天候のときに、たくさんの方が集まってくれたんだと思います。本当にその思いが通じるように、今申し上げた、馬毛島が云々だとかそういう問題ではなく、僕ら西之表市に住む、種子島に住む、でき得れば日本に住む国民が全て平和のうちにその人生を遂げることができればどんなにいいんでしょうか。

市長のほうも、様々な馬毛島賛成、反対の声を聞いて、民意はどれなんだろうと。民意を公正に反映しなければならぬ。そういうふうにお思いになっていらっしやるかと思えます。今回はまず、市長が民意をどう捉えているかです。

その前に一言ですね、挨拶の場で、ある方が、うちの市長もおっしゃってしまいますが、国会の場できちつと議論しなきゃいけないという話があったわけなんです。ちよつと言いつてをさせてもらいます、その点について。ちよつと機会がありませんので。

この馬毛島の問題は、二〇一一年の六月、ツー・プラス・ツー合意で始まりました。そのときの政権は、覚えていらっしやるでしょうか。本当に悲惨な震災が起きた。その年の三月に震災が起きた。その三か月後に、このツー・プラス・ツー合意がなされたわけです。そのときの政権は民主党政権、菅政権でありました。立憲民主党の党首であった枝野さんは、その当時、官房長官であります。

今ここ数年、国会で議論がないという方がいらっしやいます。し

かしながら、これも理由があるのではないのでしょうか。施設整備の必要性そのものに反対する発言は、共産党の議員の方ぐらいであつて、ほとんどないわけです。二〇一一年、日米間の合意ということで、当時の民主党政権、また、その後を継いだ自民党のほうも、それを受け継いで、日米安保の強化に向けて動いているわけです。これも最初から申し上げております。大きな意味での平和を実現するためであるわけでありますが、そのことをやはり御理解いただければと思うわけです。

市長にお伺いします。市長の言う民意とは何なのか。二つ目の質問を同時にさせていただければ、新聞報道等で様々な市長の発言が見られます。反対団体と同じような行動をしている。十一月中の新聞報道にもあつたわけですが、そういうふうにも見えるわけです。発言は同意できない。曖昧ではつきりしません。はつきり申し上げて逃げの発言だと思われませんが、賛成、反対ではなく、どちらでもないようであります。しかし、やっていることは反対の方と同じことでは、国に対してどういう意思を表すか。これは反対ということを表してはならないかと思えます。国、防衛省から見れば、当然反対と受け取るのが当たり前ではないかと思えます。その場合、市長が代表する民意というのは、結局、国防衛省から見れば、反対する市民ということにはなり得ないでしょうか。

また、分断という言葉が使われますが、馬毛島の問題は賛成、反

対あつて当たり前、分断ではありません。分断は争いをおおる言葉ですから使わないほうがよろしいですね。賛成も反対の方も、ここが、この国が平和で、僕たちのこのふるさと西之表市がよくあればと願つてゐるわけでありますから、そこで分断であつちやいけません。やはり様々な意見がある。その中で、市長は民意を代弁して行く。理解し代表していかなければなりません。市長のおっしゃる民意とは何なのか教えていただければと思います。

以下の質問は質問者席より行います。

〔市長 八板俊輔君〕

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

民意ということについてのお尋ねでございます。馬毛島の問題に係る市民の考えは様々であります。それぞれの立場で考えた事柄であります。どの意見も決して否定や避難されるようなことがあつてはならないと思っております。

この問題につきましては、市民の皆様が正確な情報を基に、設置の可否について、あるいは将来の選択について判断していただくことが重要であると考えております。この基地のない島で基地経済を選ぶか否か、そういうようなことも含まれると考えております。

私の表明している考えと、それから市民の皆さんの行動との関係でありますけれども、防衛省が提案しております、あるいは、それについて説明していることについての私の考えが計画に同意できないということではありますが、その考えに賛同して理解していただ

る市民の方々もかなりいらつしやると。そういう方々が市内で活動されたりしている。そういうふうには私は受け止めております。これは分断とかいうことではなくて、私は賛成の市民の皆様の意見も尊重しております。もちろん反対の方々の方々の意見も尊重しております。両方の市民の意見を伺いながら、その思いを胸にして、防衛省にいろいろと申し上げていると。そういうことでございますので御理解をいただきたいと思います。

○一番（田添辰郎君） 全く理解はできません。申し訳ありません。僕の理解力がないのかもしれませんが。

先ほど言いました。反対団体と同じ行動をやつてる。市民団体、鹿児島県護憲平和フォーラム、鹿児島に米軍はいらない県民の会、また社民党県連合、様々載っておりますね。この新聞に載った日に、八板市長が防衛省を訪問しております。

ちよつとインターネットで見たんですが、こういうやつですね。ちよつと新しいものが出てなくてですね、あれだったんですが、何とか平和大会実行委員会ニュースナンバー八ということなんです。これに、昨年度は、玉城デニー沖縄県知事と八板俊輔西之表市長からメッセージが届きましたと載っております。辺野古新基地建設反対を貫く沖縄県玉城デニー知事と、馬毛島の軍事基地化に反対を表明した鹿児島県西之表市の八板俊輔市長から、平和大会に連帯のメッセージが寄せられました。これは、この方たちは、市長の考え方を同意できないとかじゃなくて、反対の立場なんだと取られてる

ようです。また、この団体は今年も会をやっております。コロナの関係もありまして、オンラインでやったようであります。このオンラインの大会、市長、通告書に書いておりませんが、イエス・ノーで簡単に答えられますから答えていただきたいんですが、オンラインで参加されたかどうか。

○議長（川村孝則君） 今の、田添議員、どこの質問ですか、今は。

○一三番（田添辰郎君） えーとですね、一番のですね、（二）です。「報道等」の「等」に入ってます。いや、何らかのオンラインの大会、十一月二十日、十時からあった場合にオンラインで参加されたかどうか。イエス・ノーだから通告書は要らないんじゃないですか。

○議長（川村孝則君） いいですか、八板市長。

○市長（八板俊輔君） 事実関係をちよっと、十月の二十日とかいうのがですね、ちよっと手元に資料がないので。

○一三番（田添辰郎君） はい、分かりました。

事実関係どうも、僕のほうも、すいません、インターネット上で探してきた資料なんで。二〇二一年の十一月二十日土曜日に、全体集会が十時から十二時十五分、特別集会が十四時から十六時。この大会にですね、オンラインなんですけど、昨年と同じように、昨年と同じように、メッセージを反対派の市民団体の代表の方と、それと市長のほうにメッセージを送る、参加をするというふうには、講演を

するというふうになってあったんです。残念ながら、僕こちらのほうの会の会員ではないので確認ができませんでした。昨年の分しか持たないんですが、これに参加されたのかどうかというところを確認したかったわけです。答えられなければ答えなくて結構です。このあれが言ってること、大会オンライン、その上にですね、タイトルっていうんですかね、なくそう日米軍事同盟、米軍基地とあるんです。こういった団体にメッセージを出しているということ、は事実でありますか。

○議長（川村孝則君） 分かりますか。

田添議員、答弁はできないようです。

○一三番（田添辰郎君） はい。市長は、昔の市長さんは御存じなかったでしょうが、その場でも答弁できるような、市長の判断できそうなことはしてくれましたのであります。出席したかどうかというのは簡単な質問、できるかと思うんですが、私も数字を述べるということは、市長に対してはいたしません。また、課長に答弁を求めるときも、通告書の中で、どの数字を求めるかは通告するつもりであります。

昨年は、玉城デニー沖縄県知事と共に、八板俊輔西之表市長、この日米軍事同盟、米軍基地なくそうとおっしゃる団体の会合にメッセージを届けておりました。多分、今返事を頂けないということは、出なかつたんだと信じたと思います。しかしながら、誤解されるかと思しますので、その辺は用心していただければと思うわけであ

ります。

それとですね、次の質問に移らせてもらいますね。

今回、防衛省訪問いたしました。十一月ですね、十六日。この成果があったかどうかを教えてくださいたいと思います。

○市長（八板俊輔君） 質問にお答えする前に、今議員が発言された内容については、きちんと御質問されるつもりであれば、改めてしっかりと資料を頂きたいと思います。その上で、しっかりと答弁したいと思います。

○一三番（田添辰郎君） 後で見てください、あげますので。

○市長（八板俊輔君） 十一月十六日の防衛省訪問についてのお尋ねであります。

今回の防衛省への訪問は、環境アセスメントなどの調査結果を待たずに、直接本工事に直結する仮設プラント整備の入札公告を行ったことに対して、承服できない旨の抗議をするために訪問したところがあります。再考を求めるとともに、住民への丁寧な説明を依頼してまいりました。さらに、市史編さん等への協力依頼を行ったところがあります。入札公告が今後取りやめにならないかどうか、期待をして注視しているところがあります。

○一三番（田添辰郎君） ありがとうございます。

では、二つ目、六番、鹿屋救難ヘリ分遣隊について、移らせてもらいいますね。ちよつと関連するんですよ。

今の出張です。我々の見地は、馬毛島についてあまり前向きなこ

とはおっしゃらなかったような。アセスのほうとの順番が違うんじゃないかということで、地域住民に対して、より一層説明をして進めるようにということをおっしゃっているようです。新聞記事ではですね。

ですが、私が聞いた情報では、今申し上げた、私、九月にも一般質問しておりますが、鹿屋のほうの鹿屋自衛隊基地のヘリ部隊のほうがなくなりました。それに関連して、防衛省のほう、自衛隊のほうも考えていらっしゃるわけですが、それをきちつとやっていただくために、それをメインとして県知事のほうは防衛省のほうお訪ねになったようであります。市長の場合、その場において、このヘリ分遣隊の話はされなかったのかどうか確認いたします。

○市長（八板俊輔君） 鹿屋の救難ヘリの分遣隊についてのお尋ねにお答えをいたします。

救急救難ヘリ、救急輸送ヘリへの対応につきましては、十月初旬に鹿屋航空基地を私自身が訪問いたしました。第一航空軍司令との面会において、これまでの救難活動への感謝をお伝えするとともに、今後の対応についてお願いをさせていただきました。その際には、今後も離島での対応については、九州内の陸海空含めた自衛隊で継続できるようにしていきたいというお話をさせていただいたところであります。

また、先日、本市で開催されました知事とのふれあい対話の際にも、塩田知事に対して、この課題について一緒になって要望してい

ただくことを確認いたしました。

十一月十六日に私が防衛省に訪問した際には、時間等の都合もあり、この救急輸送ヘリについての話は触れなかったところでございます。

以上です。

○一三番（田添辰郎君） あのですね、知事のほうも、何が重要かどうか、どれも重要なんですね。ですが、九月議会でも質問中途半端に終わりましたが、課長のほうも御存じ、市長のほうも当然、国のほうにも、県のほうにも、県と共同してお願いをするというのは分かりきったことではありますが、何を重要と捉えるかです。抗議をしに行ったで終わってもらったら困るんじゃないでしょうか。市長のほうも、市民の生命、財産を守るとおっしゃいますが、最も直接的な問題であります。それをおろそかにして、馬毛島の文句を言いに行く。それが本当に市民のことを考えていると言えるのか。私は不思議でなりません。

では、三つ目の質問に移らせていただきます。

これは同僚議員のほうもしておりますので、簡潔にやらしてもらいたいと思います。

市の人口増対策、その面から、移住者定住支援金、かごJobに関連して質問させていただきます。

この移住者定住支援金制度、概要について、先日伺いましたので、簡単に結構でございます。また、かごJobの概要についても

少し御説明をお願いいたします。

「地域支援課長 松元明和君」

○地域支援課長（松元明和君） お答えします。

移住者定住支援金につきましては、鹿児島県が実施する、どんなにかごしま移住就業・起業支援事業に基づき、東京圏から移住して就業・起業する場合に移住支援金を給付する制度です。その中において、本市では、満五十歳以下の夫婦とその子どもが本市の大字地域に移住し、かつ医療・介護職に就職された方に対象要件を限定し、医療・介護職の人材不足の解消はもとより、大字地域の人口減少対策に加え、高齢者等の見守り活動を行っていただくことで地域活性化につなげていくことを目的としております。

かごJobにつきましては、鹿児島県が実施する、どんどんかごしま移住就業・起業支援事業において、東京圏の求職者に対して、インターネットサイトを用いて鹿児島県内の求人情報を広告するマッチングサイトの通称となっております。なお、各種要件を満たす東京圏からの移住者で、本サイトに登録された企業に就職することが、移住者定住支援金の給付要件の一つにもなっております。

以上です。

○一三番（田添辰郎君） ありがとうございます。

えーとですね、疑問があるんです。どうして地域支援課の担当なのかというのがあります。県のほうから地域支援課が指名されたのかどうか。かごJobとの関連もあるんでしょうか。

それと、どうして医療・介護なのか。医療・介護のほうも、これはもう医療・介護の専門職員の方、減っていくというのは、もう少子高齢化でありますから、もう二十年ぐらい前からずーつと言われておりました。その流れの中の一環で、また、今コロナということ、なおさらひどい状況になっておりますが、そのほかの雇用のほうも大変厳しい状況であります。同じような同僚議員が質問をされておりましたが、どうしてもですね、やはり地域支援課という担当部署がそういうことになりませんで、様々な条件がいたり、でき得れば一人でも二人でも、大字に限らずとも来てもらってもいいのではないか、そういうふうに思うわけがありますが、その辺の検討という、地域支援課のほうではできないかと思えます。やはり地域支援課、その目より、手の内の範囲よりおつきな視野で、こういった移住者の定住支援、そういったものを考えていったほうがよろしいのではないかと、また、かごJobとジョイントをするならですね、思うわけがあります、その辺はどうでしょうか。

○地域支援課長（松元明和君） お答えします。

このたびの事業につきましては、先日の答弁でもしたところなんです、一つ、県による人口割の配分が、本市の場合、二世帯という限定がまずあります。こういうことから、対象者を限定しなければならぬということ、幅広い担い手確保というよりは、地域社会が抱える課題の解決に活用する呼び水の事業の傾向があるというところで、今回の事業の取組に至ったところでございます。

なお、根拠につきましては、直近移住者の部分の対前年の減少が、ここ、平成二十九年から、百八十五、二百三十六、二百五十六、二百五十六という減少傾向がありますが、このうちの八〇%以上が大字地域の方というふうな定義ができます。その数字が百六十一、二百一、百八十六、二百一。傾向として、大字の人口減少が先に課題解決しなければならぬ部分として、今回このような枠組みをつくったところでございます。

以上です。

○一三番（田添辰郎君） ありがとうございます。

もう本当に悲観的な話をさせていただきます。馬毛島に自衛隊基地が来たとしても、FCLP訓練がなされようとしても、最大限の努力はしますが、なかなか人口減少は抑え切れないかと思えます。今の日本の国の政策では、東京一極集中は収まるところがないと思えます。私のほうは、もう東京一極集中、税制の改正によって一極集中は直せる。法人税の見直しとか様々なことをやれば、それは簡単に見えると思うんですが、それほどの覚悟はないかと思えます。このまま地方は衰退していくんでしょう。

その中でですね、私たちは、西之表市の榕城の中目に、この役場があります。ここを中心に物事を考えておりますが、ここも関係なしに、大字と言われる地域も関係なしに、ほぼ人口はトータルでなくなっていくわけがあります。そういった中で、大字にどうだろうだとこだわっていくのが本当によいかどうか。その辺もいま一

度考え直さなければいけないのかもしれない。

実際に大字のほう、若手の方がいないというのも、様々な原因、その原因のほうも考慮をしていかなければなりません。その様々な原因、身近な人間関係だとかいろいろなお付き合いが、地元出身の若い子どもたちが自分のふるさと、地元で住まないようになっていく。それと同じ原因をよそから来た若者たちに同じように押しつけたとしてどうなんだろうという、そういうことも考えていかなければならないのではないかと。そういう時期に来ているかと思えます。

では、次の質問移らせていただきます。

市の人口増対策、U・Iターンの関連してありますが、U・Iターン対策の概要について、支援金制度はその一部になるんですが、それについて説明を求めます。また、考え方についてですね、それについてもお願いいたします。

○地域支援課長（松元明和君） お答えします。

本市のU・Iターン対策としては、本市の持つ豊富な資源、関連する事業としての体験観光、子育て、高齢者福祉などの状況をしっかりとお伝えし、より多くの移住者を呼び込むことで定住人口の増加を図る取組を進めております。

その中でも、特に市外から市内へ、市街地から大字地域への人口誘導策となる事業を地域と連携して推進し、大字地域の定住を誘引することで、過疎地域の人口減少対策と活性化を移住者により補完していく取組を推進し、地域の維持・活性化につなげてるところで

す。

そのため、移住者定住支援補助金をはじめ、住宅建築・リフォーム補助、家賃補助等に関しては、子育て世帯や夫婦世帯を対象とし、大字地域への定住と自治会加入等を給付要件としております。また、地域活性化住宅を大字地域に計八棟整備しており、地域に貢献できる人材の確保にも努めているところです。

以上です。

○一三番（田添辰郎君） ありがとうございます。

Iターン・Uターン、Iという言葉でありますから、I、真つすぐ一本線ですね。Uは、ふるさとから、また行って戻ってくるんですか。Iターン・Uターン、今Iターンのほうを重視されてるように私からは見えるわけがあります。

課長も御存じかと思えます。僕は野首で生まれました。今住んでるところは松島であります。本当に子どもたちが多いところでした。同級生もたくさんいましたが、今、生まれた野首、育っている松島、暮らしている松島見て、本当に空き家ばかりなんです。それ以上に、大字のほう、去年も国上、上西、現和、ほとんどの家を回りましたが、本当に前までにあった家が空き家になっていたり、そういう状態であります。

Uターン・Iターンを考える場合、ほかのこの出身の子どもたちがこつちに来てもらうのも本当にありがたい話ですが、大字のほうに行って、おじいちゃん、おばあちゃんの話聞いて、本

当に一番聞くのは、昔は田畑の話でした。田畑をどうしようかということでした。今、田畑も当然なんです、墓の守りどうしようかであります。もう以前から申し上げてますよね。これ田舎だけじゃないんです。僕が生まれた野首とか住んでる松島とか、こういった大字じゃない地域でも、それは共通して起きている問題なんです。後を見る人がいなくなっている。それはそうでしょう。毎年二百人ぐらい人口が減っているわけでありますから。そして、親自体がここに希望を見出せない状況であります。そういった状況の中で、子どもたち帰ってくるなど言う親御さんも多いわけでありますから。そう言いながらも、先祖代々の仏壇もそうですが、仏様もそうですが、墓のほうはどうしよう、そういった悩みをよく聞くわけでありますね。

ですから、やはりイターンと同様に、できればイターン以上にUターン、この出身者をいろいろな縁があつてまた帰ってくる。お父さん、お母さんの面倒を見るために帰ってくる。そういった方も多いかと思えます。子育てが始まって、じいちゃん、ばあちゃんに孫の顔を見せたいって。いい仕事があれば、生まれた故郷で暮らしたい。そう思う子どもさんたちも多いかと思えます。イターン一辺倒とは申し上げませんが、これまで以上に、じいちゃん、ばあちゃん顔を思い出してください。僕はその人たちの子どもでもありませんが、子どもがここに来て、孫が自分の目の前で遊んでくれればどれだけ喜ぶでしょうか。そのために、やはり地元出身者の帰

郷を、Uターンを積極的に求めてほしいんですが、どうでしょうか。
○地域支援課長（松元明和君） お答えします。

議員のおっしゃるとおり、Uターン者の確保というところは、今後の移住施策の中においても気になるところだと考えてるところでございます。

過去三年間でですけども、令和二年度からですが、本市、市役所のほうを経由した移住者の数、世帯数が三十七件、令和二年度あったんですが、そのうちの七件がUターンでした。令和元年度につきましては六件、平成三十年代につきましては四件、四世帯ですね、というふうな状況でございます。

当然Uターンと移住者を区分けして移住定住施策を行っているわけではございませんし、できる限りUターン者がいらっしゃれば、情報のほうを提供し、こちらのほうに来ていただくような手だてをしていきたいというふうを考えております。

以上です。

○一三番（田添辰郎君） ありがとうございます。

それとですね、うちのメリットというと、市長が変わってから、高校生までの医療費無料化、これ西之表市、中種子町、南種子町、全部、一市二町全部、高校生まで医療費無料化なんです。これをパンフレットに今載っていないようなんです。これぜひ載つけてください。五年前に言ったときは、インターネットにもそういったものを載つけるとか口頭では言ってもらえたんですが、それは福祉事務

所長でした、当時の。そういう話もありますんで、ぜひ、やはりここまで子育てに一生懸命やってくれる市町村というのはないかと思えます。鹿児島市は中学校までの医療費無料化です。様々な工夫はしておりますけど、実際に現金を出してやってるといふところは珍しいと思いますので、ぜひともそういう広報活動のほうお願いします。

では、続いて、第一産業の振興について。三番目ですね。

○議長（川村孝則君） 田添議員、先ほどの（三）の支援金制度の運用とその問題点というのはいまもうよかったですか。それは質問されたんですかね。

○一三番（田添辰郎君） 飛ばしましたか。話が。ごめん、間違ってます。飛ばしました。どがなりました。

○議長（川村孝則君） もういいですか。するなら。

○一三番（田添辰郎君） もう流れが悪いんで、もういいです。

○議長（川村孝則君） いいですか。

○一三番（田添辰郎君） はいはい。流れが悪い。申し訳ありません、ちよつと流れで行っちゃいます。

では、第一産業の振興についてなんですが、農道や田畑の整備等様々な施策がありますが、農家の期待に応える十分な対策・事業は行われているのか疑わしい部分がございます。市長のほうも、公約のほうでも第一産業のことを申しております。そのような意味でも、本当にきちつとなされているのかどうか、現状ですね、そちらのほうをお教えいただければと思っております。

〔農林水産課長 岩下栄一君〕

○農林水産課長（岩下栄一君） お答えします。

現在、畑地帯総合整備事業により、西京南地区と横山地区で農道整備、土層改良、給水栓更新を整備中であります。また、中山間地域総合整備事業の西之表創生地区では、市内全域を対象として、農道整備十五か所、区画整理六団地、用排水施設、集落排水整備十か所を整備中でございます。さらに、農地整備事業（住吉地区）で、現存する基幹農道の保全対策として路面改良を整備中でございます。今後は、農地整備事業により現和地区の基幹農道整備を、また畑地帯総合整備事業により、住吉地区、安城地区、小牧野地区、現和西俣地区で、それぞれ農道整備、土層改良、パイプライン等の整備を計画しております。さらに、農地中間管理機構関連農地整備事業により、久保田地区の区画整理の整備が今後予定しております。以上です。

○一三番（田添辰郎君） ありがとうございます。

様々なことに取り組んでらっしゃるようですが、実際に数字を見てみますとですね、ちよつと古いデータなんですけど、二十年度、二〇二〇年度ということなんでしょうね。これが、当初予算額の割合で、工事請負額が五・九%なんです。隣の中種子町が九・四%、南種子町が八・五%。様々な県下の資料がございますが、やはり中種子町・南種子町、町と市は違うというふうにおっしゃるかもしませんが、人口規模も予算規模も既に西之表市は町でありま

す。何とか町でもですね、西之表市より予算規模が多い、人口も多いと鹿児島県内にも多々あります。そういった意味でも、町、市とは違いますが、中種子町が九・四％、南種子町が八・五％で西之表市が五・九％。やはりこれでは、工事請負費ですから様々な道路工事のほうも入ってまいります、やはり全般的なこういった公共工事費用がなくなれば、農地対策云々のほうが、ほかの地域よりはうまくスムーズに進まないのではないかと思うんですが、そういった要因も。よくですね、課長も中種子町のほうを通るかと思えます。向こうのほうがちつと整備が進んでいるのではないかというふうにとなたも思うかと思うんですが、そういった意味で、やはり財源の不足というものがネックになってないかどうか教えてください。

○農林水産課長（岩下栄一君） これは二番目の御質問ということですのでよろしいでしょうか。

○一三番（田添辰郎君） はい、そうです。

○農林水産課長（岩下栄一君） はい。本市では、御存じのとおり、長期振興計画の全庁協議の中で決定された四年間の枠内の財政計画により事業を実施しております。また、緊急性の高い整備につきましては、追加補正等で柔軟に対応しているとございます。先ほど説明しましたとおり、現在、県営事業により様々な事業を実施しており、今後も計画的に事業を展開して基盤整備のほうに努めつつ、さらにまた地元企業の育成にも貢献してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○一三番（田添辰郎君） はっきり分かりませんが。やはりきちつとプラスアルファのお金があれば、新たな事業をやるうと思ってもできません。また、県会、国会の先生方も、その辺は十分に御理解をされているというふうにお伺いしております。また、個人の負担もございまして、その辺の御理解があつて、きちつと十年後、二十年後を見通せるならば、市が責任を持って音頭を取るべきではないかと思えます、その辺のほうよろしくお願いしたいと思います。

そして、括弧三つ目です。

市長のほう、予算面は当然今申し上げたとおり、お願いしたとおり増やしていただきたいんですが、農業等の第一次産業等の振興にどう取り組むのかであります。

今年で六年たとうとしておりますが、基腐れもありますし、コロナもありまして、すぐすぐとは比較ができないんですが、市長がなつたからといってどうなんだろうというのがございます。本当に第一産業、いつもおっしゃるんですが、やる気があるのかどうか、これもよく分からないところがあるんですが、いま一度その辺のですね、第一産業をどうしていくのか。農業もそうですが、畜産もそうですが、簡単に結構ですので、どの部分にお金を出していくのか、突っ込んでいくのかをですね、お教えいただければと思います。

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

農業、一次産業の根幹でもございます。例えば、農業基盤整備について申し上げますと、この着実な推進は、食料を安定的に生産、供給する上で必要不可欠なものであります。よって、継続して後継者不足や担い手不足といった問題解決に取り組みながら、例えば、大型機械化に向けたスマート農業、そうしたことによる生産力の向上や高収益作物の導入といったことも積極的に推進しなければなりません。さらには、本市の農産物のブランド力の向上に向けた施策に取り組んでまいります。例えば、さつまいも、安納いもにつきましては、長年の努力で、本年度中にGIの取得の見通しも出てきたところであります。そうした努力を重ねて、今後の農業の稼ぐ力の向上を目指してまいりたいと思っております。

一次産業ということでもありますので、水産業につきましても、生産性の向上を図る上では、共同利用施設の基盤整備も必要不可欠であります。近年の自然環境の変化等による漁獲量の減少を考えますと、これまでの捕るだけの手法だけではなく、持続可能な沿岸漁業の視点で見直す必要もあります。このため、沈設魚礁等の設置や、あるいは沿岸漁場の保全による漁場の整備、漁船の高度化等による経費の削減、それから操業の効率化等による所得の向上、その他、水産物の安定供給に向けても種々取り組んでまいりたいと考えているところであります。

つい最近のことでもありますけれども、先ほどの糖業振興会の臨時総会におきまして、バガスの利用ということがですね、話題になり

ました、さとうきびへの堆肥への利用ということですね、バガス利用の循環型農業を、これは西之表だけじゃなく、あるいは中種子町だけではなく、全島的に取り組んでいこうではないかと。これには、さつまいもも転換作物ということで絡んでまいります。そういったことをですね、一つ一つ丁寧に努力してまいりたいと思っております。本市だけでなく、全島的な取組をこれからも注視しながら取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

○一三番（田添辰郎君） ありがとうございます。

バガスですね、すいません、本当聞いたようなある話ばかりですね。私の記憶の中では、四十年前の市長さんのとき、井元正流先生かな、それとか榎本修市長とかありました。皆さん、第一産業の重視でしたね。みんなそれぞれ、僕は尊敬する方もそのうち何人かいらっしやいます。一生懸命農業対策も漁業対策もやってきました。畜産のほうもやってまいりました。畜産のほうは今いいんですが、二十年前は、本当今の半額以下、三分の一以下という時代がありました。それから今、様々な国際環境の状況もあつたり農家さんの努力もあつて、今に至つてるわけであります。漁業のほうは、二十年前から何とかしなきゃいけないと分かつていて、いまだにこうであります。そして、市長がおっしゃつたようなお話も、二十年前にも既にいたしておりました。

そして、農業のほうです。農業のほうは、安納いものほうで一息

ついたかな。前市長の落合市長のほうが、じゃがいもとかいろいろやってちよつと変わりましたが、焼酎いもとか安納いも、安納いもは、本当に大阪の白ハト製菓の僕と同じ年の専務さんが、たまたま銀座のデパートで売り出して、それがブームになってって始まったやつなんですけど、それもブランド化してうまくいきつつあったんですが、基腐れになりました。

ですが、いろいろこう本当に、それぞれの歴代市長、第一次産業の充実、発展と言いながら努力はされたんですが、今の現状なんです。農業は子どもにはやらせないという現状があるわけです。農家の子どもたちは、後は継がせないし、そして一旦よそに出た子どもたちに帰ってこいとも言えない状況なんです。いずれは自信を持って、俺の後を継げ、帰ってこいという西之表市にしなければなりません、これまではそうでした。

なぜかという、先ほどお金の問題言いました。何かをやるには、やっぱり施策をするには、それを実行化するには、意味あるものにするには、お金というものが当然必要になってまいります。うちは、そのプラスアルファの財源が今までずーつとなかった。これが現実であります。市長、ぜひとも第一次産業を充実するため、アイデアも一生懸命考えてもらって結構です。それを現実に生かしていくのは財源です。その辺もよく考えていただければと思います。

では、六番目の質問に移らせていただきます。
市長の旅費についてであります。これまでの五年間の総額と各年

度の額を問います。

〔総務課長 松下成悟君〕

○総務課長（松下成悟君） お答えいたします。

市長の平成二十九年度から令和三年度現在までの旅費の総額は、約六百七十六万八千円となっております。平成二十九年度は二百七千二十九円、平成三十年度は二百七万九千六百八十円、令和元年度は百七十七万七千九百円、令和二年度以降は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により減少しておりますが、令和二年度は四十八万五千三百九十円、令和三年度は十一月末現在で四十八万七千七百四円となっております。

以上です。

○一三番（田添辰郎君） ありがとうございます。

積極的に出張をされているようであります。以前、同僚議員も質問されておりました。それがきちっと出張した分に見合う効果を、実績をきちっと県、国からいただけてきたのかどうかというのも問題でございます。そういった意味でもですね、この金額のほう、課長ですね、前の市長さんと比較してどうなのか。多いのか少ないのか。年間トータル二百万円ぐらいというのは多いのか少ないのか教えていただければと思います。

○総務課長（松下成悟君） お答えいたします。

長野前市長の平成二十四年度から平成二十八年度までの旅費の総額は、約四百七十九万四千円となっております。平成二十四年度は百

三十七万六千四百七十円、平成二十五年度は百二十九万五千九百四十円、平成二十六年度は百四万六千九百三十五円、平成二十七年は八十九万九千五百十円、平成二十八年度は十七万四千六百二十円となっております。平成二十八年度は、市長代理として副市長出張での対応が多かったことから、極端に少ない金額となっております。

一概に比較できるものではないと思いますが、全体的に八板市長の旅費のほうが多くなっている要因といたしまして、公務の都合がつく限り、代理での対応ではなく、市長自身が出席するよう対応していることかと思われまます。また、就任二期目であったことから、様々な関係機関への訪問や日本離島センター理事の就任、過疎地域や離島に関する会合や県全体での道路、港湾等の要請活動、ふるさと納税推進のための出郷者会対応など、全体的な出張機会の増加があると考えられます。

以上です。

○一三番（田添辰郎君） ありがとうございます。

百三十七万円だったり、二百万円だったり、六十万円、七十万円違うようですね。陳情の成果はどうなのか、成果と違って見えるのかどうか、答弁がいただけるのかどうか分かりませんが、新人市長で御挨拶が多かったということ、本人が責任を持って自分で行かれてるということでありまます。市長ですね、私のほうは、長野市長と比べて、本当にやはり多いと思うんです。成果を上げてるならあれですが、今度は二期目ですから、出張の回数減らして行って、き

ちつと西之表市の財政状況に合わせたものに変えていく必要があるのではないかと、そういうふうには思うんですが、どうでしょう。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

出張と陳情の関係についてのお尋ねであります。陳情活動につきましては、地域が抱える課題について、その実情を訴える重要な活動であると考えております。県全体の課題や熊毛地域の課題、本市独自の課題等について積極的に行ってきております。得られた結果が、果たして陳情によるものであったかどうかを厳密に判断することは難しいところもあります。道路の整備が進んでいることや、これまでの動きのなかった西之表港の整備が決定したこと、また、さつまいも基腐病に対する迅速な対応がなされていること等を考えれば、一定の成果があったものと考えております。今後も、鹿児島県など関係機関や地元選出国会議員の皆様の御支援をいただきながら、地元の要望を訴えていきたいと思ひます。

私の出張がほかに比べて多いか少ないかというところはですね、一期目は副市長が不在であった期間がありましたこととかですね、様々な要素があると思ひます。二期目に入りましたことから、例えば、副市長ですとか課長ですとか、そういう代理出席というものも多用しながらですね、効果的な活動を続けていきたいと思ひます。以上です。

○議長（川村孝則君） 間もなく四時を迎えますが、このまま一般質問を続行いたします。

○一三番（田添辰郎君） ありがとうございます。

成果はですね、上がってるかどうか分かんないですよ、本人もね。僕のほうも、市長、記者出身なんで、やはりそういうったあれが身軽なところがあるのかなと思っておりました。やはり出張して陳情するのも重要であります。我々議員も市長にとっても大事な仕事であります、一番は、やはり市民、住民の話をよく聞くことではないかと思えます。その上で陳情があると思えます、やはり陳情に行くより、その前にきつちりと市民の声を聞く。そのことを重視していただければと思っております。

続きまして、八番目の子ども医療費のあれを、ちよっと順番変えてやります。

子ども医療費の窓口負担と予防医療、歯科検診の充実についてです。簡単に結構でございます。

高校生以下の子どもに対して医療費が無料になってから五年が経過しました。これまでの子ども医療費無料化の対象人数と支出額をもう大枠で結構です。お願いします。

「福祉事務所長 下川法男君」

○福祉事務所長（下川法男君） お答えいたします。

本市の子ども医療の利用状況について、決算ベースでの歳出上の扶助費額や利用延べ人数を用いてお答えをいたします。

本市では、子ども医療費の助成の対象を平成二十六年六月診療分から中学生に、平成二十九年十月分から高校生までに拡大をしてき

ております。また、県の動向に合わせて、窓口での自己負担無料化、いわゆる現物給付の対象を平成三十年十月診療分から住民税非課税世帯の未就学児に導入し、令和三年四月診療分から住民税非課税世帯の高校生までに対象を拡大してきております。

過去五年間の状況についてお伝えをいたします。平成二十八年度が三千三百十六万三千五百十八円、対象が一万七千九百九十一人、平成二十九年度、三千三百三十六万二千二百二十円、一万六千四百二十三人、平成三十年、三千六百六十七万三千三百二十円、一万八千六百五十四人、平成三十一年度、三千二百二十一万九千六百九十七円、一万七千三百三十五人、令和二年度、二千三百八十二万三千七百八円、一万二千六百十人となっております。

○一三番（田添辰郎君） ありがとうございます。

本日に南種子町が先行し、中種子町のほうもやって、最後は西之表だけだということで西之表もやって、種子島の子どもたち、高校生まで医療費無料化になったわけです。大変よかったことはよかったですけれども、当時五年前ですか、五年前、六年前に訴えておりました。窓口負担の解消です。専門的な用語はありますが、分かりやすく窓口。そのときの説明ではですね、福祉事務所長さんの説明においては、県のほうのペナルティーというか、そういう言葉は使いませんでした、いろいろ県との関係があつて難しいんだということをお聞きしております。ですが、九州管内の中でいきますと、沖縄と鹿児島のみが、二つのみ、これを窓口負担のほうをやつ

てないということでありました。その現状はいまだに変わらないで
しょうか。

○福祉事務所長（下川法男君） 九州管内の他自治体の状況につ
いてお伝えをいたします。子ども医療費における現物給付方式の他自
治体の状況についてお答えをいたします。

九州管内では、福岡、佐賀、長崎、大分、宮崎、熊本が、議員御
案内のとおり、既に現物給付を実施しております。各自自治体によ
って、対象年齢や定額の自己負担の有無、入院・通院での取扱い等
の制度設計に多少の差異はありますけれども、おおむね中学生まで所
得制限を設けずに現物給付を実施しているようでございます。なお、
償還払い方式を含めても、十八歳まで助成している自治体はまだ少
ない印象でございます。平成三十年十月診療分から、鹿児島県と沖
縄県も同様に現物給付方式を導入しているという状況でございます。
○一三番（田添辰郎君） 鹿児島県もなんですか。いつからと言っ
たつけ。

○福祉事務所長（下川法男君） 鹿児島県のほうは、平成三十年十
月診療分から非課税の乳幼児に対して導入しております。

○一三番（田添辰郎君） ああ、そうですか。はい、すいません。
はい、ありがとうございます。分かりました。

非課税云々関係なしに、これを広げてほしいということでありま
す。ちよっとデータ、どっかこの机の上にあるんでしようけど、ど
っか行きまして分かりません。

かなりですね、六年前、五、六年前行ったときも、高校生のほう
のうちのほうは罹患率、虫歯になる率も高いんですが、治療率のほ
うはものすごい低いということが問題だと僕自身思っていました。高
校卒業して大学に入ってから歯の治療を行う。そして仕事を始めて
から歯の治療を行うという声が多かったわけです。アンケートでは
ですね。

実際は、家庭の財政的な問題がほぼだったのではないかと思いま
す。僕自身も中学生の子どもが今もおりますが、中学校に二人、三
人いると、特に歯科の場合は、夏休み前の検診で分かって、夏休み
に二人行こうと思えば一万円近くの、一万円以上かな、初診料がか
かるわけでありまして。その負担ができないからといって行かない。
冬休みに延ばしちゃう。それも小っちゃい額かもしれませんが。しか
し、その御家庭にとっては一万円です。僕もその気持ち分かります。
一万円ぐらいという方もいらっしゃるかもしれませんが、一万円な
んです。冬休みも駄目で、毎年夏休みの検診の前に同じ御家庭が治
療が済んでないということでは上がってまいります。やむを得ないん
です。後から戻ってきてても、目の前の一万円がないんです。

その辺がありますんで、やはり市長のほうには、鹿児島県、非課
税世帯だけではなくてですね、全てに対してですね、窓口負担の解
消をですね、動いていただければと思います。これは一市二町で動
いていたけど、また熊毛で動いてもらおう、県下の市町村長一緒にな
って動いていただく以外、変わらないかと思えます。そういうったお

つきな動きに変えていただきたいと思うんですが、どうでしょうか。

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

子ども医療費における現物給付方式の取扱いと今後の対応についてのお尋ねであります。

全ての世帯の子どもたちが健やかな育ちが保障されるため、また、窓口負担を要することが要因で必要な医療が受けられず重篤化となる、そういうことがないように、医療機関において現物給付が受けられるようにすることは大変重要なことだと考えております。

一方で、現物給付の導入には、関係機関や国、県の御協力が不可欠なところもありますので、これまでも必要性について理解を求めてきたところであります。引き続き、それぞれの動向を注視しながら、現物給付の対象の拡充が図られるように取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○一三番（田添辰郎君） よろしくお願いたします。何とかですね、結果を示しましょう。

そうですね、次ですね、特定健診、がん検診、歯科検診等の実績はどうかなんです。

今、十二月一日なんですよね。昨年の特定健診で、私のほう病気が分かりまして、何とか今この場に立っています。もし特定健診を受けていなければ、この場にはいないかと思うんですが、何とか受けてよかったです。僕自身のほうはですね、死ぬときは死ぬというふうにご

てるほうです。いまだにそれは抜けませんが、人間寿命があるんだから、死ぬときは死ぬんだろうと思つとるほうで、健診のほうも、好きな焼酎が飲めなくなる、たばこは吸えなくなるといって面倒くさいんで、なるべくなら受けたくないと思つとるほうなんです。家内がうるさいもんですから、去年の十一月の特定健診を受けて、病気が発覚して、何とか今も生きてるといふことです。

特定健診でも様々な病気が分かります。がん検診にでも様々な病気が分かります。今は本当に発見がしづらい病気もありますが、本当に早期に発見すれば治る病気というのはあるわけですね。僕の病気がどちらに当てはまるかわかりませんが、早期に発見すれば、治療のほうも早く進むということもありますし、元気になって普通に仕事ができる場合もある。特に男性の方の場合は、病気だと分かって、その間仕事ができなかったらどうしよう、医療費の負担のほうを家族に面倒見させたらどうしようというのがあって、なおさら健診を受けない、そういう可能性もあるのではないかと思います。

僕の実際の経験でいうと、医療保険には入っていたほうが、これは安心でしょうが、国民健康保険だけでも、本当にやはり仕事ができないとなれば家内の負担になってまいります。高額医療費という制度もあつたりします。三か月間は九万円ぐらいで僕のほうも済みました。そして、四か月目からは四万幾らで済む。今も四万幾らで済んでるわけですが。

そういったふうには、日本の場合は、国民を、今どうか分かりませ

ん、今の政権がどうか分かりませんが、これまでは、これまでの制度は、国民を見捨てる制度ではありません。そういった意味で、国民健康保険が一番国民に寄り添う制度だと思っているんですが、問題いろいろあるのは分かっております。寄り添う制度であります。

そういったことをですね、分かった上で、やはり健診率、市長のほうも健診率を上げたいというふうには以前言っております。健診率を上げるために、今日あえて私のほうも一般質問させていただいております。私は、去年の特定健診のおかげで、今この場で立って質問させていただいております。本当に手後れになったら、子どもたち、奥さんたち、また家族が泣いてまいりますので、そのことも、やはり健診に僕の経験もですね、結びつけばありがたいかと思えます。

市長のほうも、今マンパワーのほうも圧倒的に、コロナのこともありませんで、普通にはできなかったんですが、やはりマンパワーも必要になってまいります。財源も必要になってまいります。その辺のほうも配慮して、この健診率の充実のため、頑張ってくださいと思います。

また、歯科検診のほうも、子どもたちまではやっておりますが、五歳置きとかいろいろやっております。これは歯周病とかいうと、年を取ってからのあらゆる手術とかそういうものに全部悪影響が来ます。また、認知症のほうを作用することもありますので、歯科検診のほうも、東京都の杉並区のほうでは、歯科検診を五歳ごとにや

って国民健康保険料を下げたという事例もありますので、その辺の研究もよろしくお願いしたいと思いますが、市長、どうでしょうか。簡単でいいです、あんまり質問し過ぎたんで。あ、いいや、いい。

○議長（川村孝則君） 今のは五番ですか。五番でいいんですか、六番ですか。

○一三番（田添辰郎君） 五番、六番併せた。

「健康保険課長 長野 望君」

○健康保険課長（長野 望君） 今、歯周疾患検診のことを、五歳刻みのことがありましたけども、西之表市のほうでは、四十歳から十歳刻みで行っているところであります。これまで集団検診方式で二年二回ということで行ってございましたけども、令和二年度はちょっとこのような形でちよつとできなくなりました。で、令和三年度につきましては、やり方は一緒なんですけども、年代は一緒なんですけども、歯科医院での個別検診形式を始めさせていただきました。で、これで令和二年度できなかった対象者も含めて、令和二年度、令和三年度の対象者で十一月から始めたところなんですけども、そういうところも、今始めたところですので、研究しながら、効果が、受診率がどうだ、どうなるか、そういったところも効果を見ながら、ブラッシュアップしながら、今後も進めていきたいと思っております。

特定健診のところについては、ちよつと時間あれなんですけども、特定健診についても、今年度、商品券の取組をしたり、民生委員の

方たちを通じたやり方もやっておりますので、そこら辺も含めてやっていきたいと思っております。

以上でございます。

○一三番（田添辰郎君） なかなか健診率が上がらないんですね。何とか上げていったほうがいいでしょう。喜ばれる家族がいるかと思えます。僕みたいにいっ死んでもいいやじや、本当周りが大変なんですね、その辺は共に頑張りたいと思います。

では、最後の質問になります。どれだっけ。五番目になってます、自衛隊馬毛島基地、FCLP訓練のメリットを受けられるのかということですね。これ（一）（二）（三）（四）まとめて質問させていただきます。

FCLP訓練に関連して、先ほどの同僚議員のほうも、またほかの議員の方もされておりました。FCLP訓練に関連しまして、米軍再編交付金というものが交付されます。これは防衛大臣のほうのお話で、来年度四月から支給されるということになっております。これはまだ変わっておりません。ですから、市長のほうも、馬毛島に自衛隊基地ができるかどうか分からないということは思っていたとしても、再編交付金は来年度から交付されるというのはお認めになるかと思えます。

基地交付金、これは固定資産税代わりのものでありますが、基地がまだそもそも出来上がっておりませんので何とも言えませんが、来年度には、来年三月ぐらいにはアセスメントのほうが終わって工

事が着工される。そうすると、固定資産税代わりの基地交付金のお金の話も問題になってくる。当然これも国の予算に絡む問題でありますから、今年度内に決めていくことになってくるのかも申しません。

そして、自衛隊の官舎の話であります。これはもう市長も御存じのとおり、市民の皆さん御存じのとおり、防衛省のほうからは、年度内ということでは以前から聞いております。年度内というのは、十二月までということではなくて、三月まで決まるということなんでしょう。そういったタイムリミットが三つとも来るんですね。先ほどの同僚議員がおっしゃいましたように、予算の関係もありまして、十二月にほぼ決まってくるものが多いのではないかと思うわけです。

そのことを思いながらも、先月、十一月、反対の抗議のほうで防衛省のほうに行かれたのか。そして、今後何かがあれば、反対の意思、反対じゃなくて、反対じゃない、何だっけ、同意できないか、よく分かんない言葉ですけど、同意できない。何に同意できないかを僕は既に忘れてますが、同意できないという言葉を使って、国、防衛省に対しては反対なんだろうなというふうに思わせるといいうり方でやるんでしょうが、このままいくと、本当に一年前もこの質問、同じ質問を、全く同じ質問をしております。同僚議員も先ほどされました。そして、その前の議員も同じ質問をされてます。一年前から分かった質問であります。もう三か月前になりました。市

長は、この三つのメリット、ほかにも多くメリットがあるわけですが、予算の絡む問題は十二月にも決まるかと思われてる。メリット、これにどう対応するのか。計画段階にすぎないからいいよということで見過ごしていくのかどうか。よろしくお願いします。

○市長（八板俊輔君） 馬毛島の施設整備に関する再編交付金、あるいは基地交付金、それから隊舎のこともでしょうか。

○一三番（田添辰郎君） はい。

○市長（八板俊輔君） についてのお尋ねであります。

再編交付金につきましては、予算化されるかどうか分かりませんが、施設整備が決定しない中での予算化には違和感を覚えるところでもあります。ただし、一方で、行政としての責任を果たす上で、再編交付金の仕組みや運用など詳しく研究する必要があります。事務的には勉強会を実施しているところでもあります。議会や市民の御意見を承りながら判断していく必要があるかと思えます。

また、基地交付金につきましても、まだそのような話は聞いておりません。所管官庁である総務省からも、そのような連絡は来ていないところがあります。

また、隊員宿舎の官舎の件についてですが、施設整備が決定された後、進めるべき案件であると判断しております。施設整備決定の前提は住民の理解であり、そうした環境が整った場合に対応すべきだと考えております。

以上です。

○一三番（田添辰郎君） このままでは、前の読売新聞では、十年間で二百五十億円でしたっけ。数字が独り歩きしちやいけないうけど、最近の噂では年二十五億円。大体似たような額なのか。でも、市長が反対だったらもらえないんですよね。市長、前も答弁しております。そしてですね、これ再編交付金の場合、一回御遠慮すると、その部分水に流れちゃって、もらえないみたいなんですよね。そういうこともあります。基地交付金のほうも、これ総務省を通して、県を通して市に来るわけですが、人間がやることであります。本来ならという満額来るのかどうかでも、人間のさじ加減も必ず入ってくると思います。こういうことを言う失礼ですよ。

宿舎のほうは、本当にねえ、僕は、市長も歴代市長も議会も責任あると思うんだけど、西之表市の行政区の馬毛島に造るんだから、西之表市に造るのが当たり前って言って、僕は一般質問のたびに、「自衛隊員の子どもを持つ親御さんの立場になってよ」て。「反対、反対の渦の中の小学校、中学校に通わせたいと思う」て言ってたんだけど、本当そのおそれ多くなりました。これ八年前から少なくとも言ってるはず。ほかの議員さんたちも、そのとき聞いていた人が結構いますけど。

平和は守んなきゃいけないし、命は誰よりも大事だし、だからこそ馬毛島も進めていく。日本国民の命、できれば世界平和を祈りたいけど、それほどの日本はパワー持っていない。だからこそ日本だけでもという意味で、そういった日本だけでも守ろうといったときに、

我々の馬毛島が役に立つんじゃないかと思うし、その見返りとして、西之表市をまた元気にするチャンスもいただけるんじゃないかと思うだけであって、誰も戦争はしたくないと思ってるんです。

市長ね、今のままじゃね、再編交付金、一年分は水に流して、基地交付金のほうもどうなるか分かんない。数億円とは言われている。それもきちっと頭下げてお願いすればもらえると思う。様々なことがやってもらえると思うし、宿舎のほうも、はっきり言って、熊毛が全体になって反対したから、宿舎の場所もいろいろ分割しようになつてきたわけよ。十年前の話で。反対するがためにそんなことをして、結果的に貧乏くじ引くのは我々西之表市民じゃないの。

騒音の迷惑というのは、ないとは言えないです。夜間、深夜にもありますんで、多少の騒音の迷惑はある。あるに決まってる。そうしたとき、僕ら頑張らなきゃいけないんだけど、迷惑は被って、再編交付金も基地交付金も宿舎ももらえないで、それでいいんですか、市長、どうですか。

ああ、じゃあいい。僕一人がしゃべります。

市長の答弁、すいませんね、通告書に書かないと駄目みたいだからね。今度から通告書に書くようにします。

しかしながら、本当には決まっちゃいます。市長、本当に市民と話してください。様々な市民と話してください。あなたが手が握る相手は様々いらっしやるかもしれないけど、たまには違う人間とも手を握って、きちっと目を見て話し合ってほしい。みんな

平和を願っている。ここがよくなってほしいと願ってる。

はい、ありがとうございます。

○議長（川村孝則君） 以上で田添辰郎君の質問は終了いたしました。

ただいまの田添辰郎君の質問をもって、本日の日程は全て終了いたしました。

△日程報告

○議長（川村孝則君） 明日二日木曜日は総務文教委員会、三日金曜日は産業厚生委員会、六日月曜日は各常任委員会、七日火曜日から八日水曜日は予算特別委員会、十三日月曜日は各特別委員会、十五日水曜日は議会運営委員会、全員協議会、十七日金曜日は、午前十時から本会議を開きます。

日程は議案審議等であります。

△散 会

○議長（川村孝則君） 本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでした。

午後四時十六分散会

本會議第五号（十二月十七日）

本会議第五号（十二月十七日）（金）

◎出席議員（十四名）

一番 長野 広美 さん
二番 鮫島 市憲 君
三番 橋口 美幸 さん
四番 渡辺 道大 君
五番 宇野 裕未 さん
六番 杉 為昭 君
七番 川村 孝則 君
八番 河本 幸男 君
九番 濱島 明人 君
一〇番 下川 和博 君
一一番 遠藤 建次郎 君
一二番 竹下 秀樹 君
一三番 田添 辰郎 君
一四番 橋口 好文 君

◎欠席議員（〇名）

◎地方自治法第二百一十一条による出席者

市 長	八板 俊輔 君
副 市 長	大平 和男 君
教 育 長	佐藤 秀正 君
会計管理者兼 会計課長	下川 由喜 さん
総務課長兼 選管書記長	松下 成悟 君
企画課長	森 真樹 君
市民生活課長	川 畑 利昭 君
財産監理課長	奥 村 裕昭 君
地域支援課長	松 元 明和 君
税 務 課 長	柳 田 さゆり さん
健康保険課長	長 野 望 君
高齢者支援課長	下 川 昭代 さん
経済観光課長	高 石 心平 君
農林水産課長	岩 下 栄一 君

◎議会議務局職員出席者

建設課長	上妻敏男君
水道課長	高橋英樹君
福祉事務所長	下川法男君
農委事務局長	中野賢二君
監査事務局長	上妻誠一君
教委総務課長兼	吉田孝一君
学校給食センター所長	山崎省一君
学校教育課長	中里千秋君
社会教育課長	
局長	園田博己君
次長	古市善哉君
書記	上妻文和君
書記	和田帆波さん

令和三年十二月十七日午前十時開議

△開 議

○議長（川村孝則君） おはようございます。

定刻、定足数に達しましたので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付しております議事日程第五号のとおりであります。

議事日程（第五号）

日程第一	諸般の報告	日程第八	議案第六六号 令和三年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第三号）
日程第二	議案第六〇号 西之表市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	日程第九	議案第六七号 令和三年度西之表市介護保険特別会計補正予算（第三号）
日程第三	議案第六一号 西之表市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	日程第一〇	議案第六八号 令和三年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第三号）
日程第四	議案第六二号 西之表市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	日程第一一	議案第六九号 令和三年度西之表市水道事業会計補正予算（第三号）
日程第五	議案第六三号 西之表市道路線の変更について	日程一二	議案第七〇号 令和三年度西之表市一般会計補正予算（第八号）
日程第六	議案第六四号 西之表市道路線の認定について	日程一三	議案第七一号 自衛隊による離島からの急患搬送体制の維持を求める意見書の提出について
日程第七	議案第六五号 令和三年度西之表市一般会計補正予算（第七号）	日程一四	議案第七二号 離島振興法の改正・延長を求める意見書の提出について
		日程一五	議案第七三号 西之表市議会基本条例の一部を改正する条例の制定について
		日程一六	議案第七四号 西之表市固定資産評価審査委員会委員の選任について
		日程一七	議案第七五号 西之表市教育委員会教育委員の任命について
		日程一八	議案第七六号 西之表市教育委員会教育委員の任命について

日程第一九 報告第一八号 令和二年度種子島中央青果株式会社経

営状況報告について

日程第二〇 議員派遣の件

日程第二一 閉会中の継続審査

△諸般の報告

○議長（川村孝則君） 初めに、日程第一、諸般の報告を行います。

ただいま、地方自治法第八十条第一項の規定に基づく、議会の議決により指定された市長の専決処分について、市長から、同条第二項の規定による報告一件がありましたので、御手元に配付しております。

以上で諸般の報告を終わります。

△議案審議

○議長（川村孝則君） それでは、これより議案審議を行います。

△議案第六〇号 西之表市報酬及び費用弁償等に関する条例の

一部を改正する条例の制定について

○議長（川村孝則君） 次は、日程第二、議案第六〇号、西之表市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

産業厚生委員会委員長の報告を求めます。

「産業厚生委員長 渡辺道大君登壇」

○産業厚生委員長（渡辺道大君） おはようございます。

本委員会が付託を受けました議案第六〇号、西之表市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、審査の結果を報告いたします。

本案は、農業委員及び農地利用最適化推進委員の報酬加算額において、農地利用最適化交付事業における活動実績に応じた交付金の上限額が、西之表市報酬及び費用弁償等に関する条例に定められた報酬の加算額上限を上回るため、条例の一部を改正しようとするものであります。

主な改正内容は、農業委員会会長、農業委員会会長代理、農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の報酬額を加算額の「五十五万八千円」から「年額六十六万九千円」に改正するものです。

なお、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものであります。

本委員会では、審査の結果、全会一致で可決すべきものとして決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（川村孝則君） 質疑に入ります。ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。反対討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 賛成討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

この採決は電子表決により行います。

本案について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは、電子表決を開始いたします。

ボタンの押し忘れはありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 押し忘れなしと認めます。採決を確定いたします。

全会一致であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

△議案第六一号 西之表市特定教育・保育施設及び特定地域型

保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（川村孝則君） 次は、日程第三、議案第六一号、西之表市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

す。

産業厚生委員会委員長の報告を求めます。

「産業厚生委員長 渡辺道大君登壇」

○産業厚生委員長（渡辺道大君） 本委員会が付託を受けました議案第六一号、西之表市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、審査の結果を報告いたします。

本案は、特定教育・保育施設及び特定地域型保険事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令が施行されたことに伴い条例の一部を改正しようとするものです。

主な府令の改正については、デジタル化の推進に伴い、子ども・子育て支援新制度において電磁的方法による対応も可能となる包括的な規定を追加したもので、対象は保育所等の事業者などが作成・保存等を行うもの、また、保育所等と保護者との手続等に関するもので書面等によることが規定又は想定されるものであります。

電磁的方法の対応が可能となることで、子ども・子育て支援を行う事業者等の業務負担軽減と保育所等を利用する保護者の利便性向上が図られると考えられます。

府令の改正に伴う本市条例の一部改正では条文中、目次へ、追加する包括的な規定を章の最後に、「第四章、雑則（第五十三条）」として加え、第五条で特定教育・保育施設の内容及び手続の説明及

び同意を、第三十八条では、特定地域型保育事業者の内容及び手続の説明及び同意、第四十二条では、特定教育・保育施設等との連携を規定しております。

また、今回加えられた、「第四章、雑則」は、第五十三条の一条で構成され、電磁的方法による提供等について包括的に規定するために追加するものであります。第五十三条第一項は、書面等の定義及びこの条例の規定において、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者が書面等により行うことが規定されているものについて電磁的記録により行うことができると規定、同条第二項では、保護者の承諾を得て電磁的方法により提供することができるとし、この場合、書面等を交付し又は提出したとみなすことが規定されております。

同条第三項は、第二項に掲げる電磁的方法は利用申込者が記録を出力し、文書を作成することができるものであることを規定。同条第四項では、第二項の提供をしようとするときは、あらかじめ利用申込者に電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならないとし、同条第五項では、利用申込者から電磁的方法による提供を受けないとの申出があった時は、電磁的方法による提供は行ってはならないと規定しておりますが、利用申込者が再び電磁的方法による提供を了承した場合は提供することができるとしております。

最後に同条第六条で、書面等の同意の取得について同条第二項か

ら五条までの規定を準用する規定で、その場合の読替についても規定をしております。

なお、附則として、この条例は公布日から施行するものであります。

審査の結果、全会一致で可決すべきものとして決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（川村孝則君） 質疑に入ります。ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

この採決は電子表決により行います。

本案について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは、電子表決を開始いたします。

ボタンの押し忘れはありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 押し忘れなしと認めます。採決を確定いた

します。

全会一致であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

△議案第六二号 西之表市国民健康保険条例の一部を改正する

条例の制定について

○議長（川村孝則君） 次は、日程第四、議案第六二号、西之表市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

産業厚生委員会委員長の報告を求めます。

〔産業厚生委員長 渡辺道大君登壇〕

○産業厚生委員長（渡辺道大君） 本委員会が付託を受けました、議案第六二号、西之表市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、審査の結果を報告いたします。

本案は、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が公布されたことに伴い条例の一部を改正するものであります。

主な改正内容は、第六条第一項の出産育児一時金についての規定で、「四十万四千元」を「四十万八千元」に改めるものであります。現行の出産育児一時金は、規定する四十万四千元に、ただし書の規定により、西之表市国民健康保険条例施行規則で定める一万六千円を加算して、支給総額は四十二万円となっております。

この加算額については、産科医療保障制度の掛金額を基準として

一万六千円と規定しておりますが、産科医療保障制度の見直しに伴い当該掛金が令和四年一月一日から一万二千元に引き下げられることとなり、現行の支給総額四十二万円を維持するため四十万八千円に引き上げるものであります。

なお、附則といたしまして、この条例は令和四年一月一日から施行し、条例施行日前の出産に係る出産育児一時金の額については、従前の例によるものとしております。

審査の結果、全会一致で可決すべきものとして決しました。以上で報告を終わります。

○議長（川村孝則君） 質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川村孝則君） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川村孝則君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川村孝則君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

この採決は電子表決により行います。

本案について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。それでは、電子表決を開始いたします。

ボタンの押し忘れはありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 押し忘れなしと認めます。採決を確定いたします。

全会一致であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

△議案第六三号 西之表市道路線の変更について

○議長（川村孝則君） 次は、日程第五、議案第六三号、西之表市道路線の変更についてを議題といたします。

産業厚生委員会委員長の報告を求めます。

「産業厚生委員長 渡辺道大君登壇」

○産業厚生委員長（渡辺道大君） 本委員会が付託を受けました、議案第六三号、西之表市道路線の変更について、審査の結果を報告いたします。

本案は、道路法に基づき市道の路線の変更を求めるもので、市道下郷現和上之町線と現和下之町石堂線の二路線が新規事業で計画されている基幹農道と重複する区間が生じるため、路線番号三七五、路線名称、下郷現和上之町線の新起点を西之表市安納二六七番一地点、新終点を西之表市現和一四四八番一地点として新路線名称、下郷線に変更、路線番号一一一、路線名称、現和下之町石堂線の新起点を西之表市現和四一二五番二地先へ変更するものであります。

本委員会では、現地調査を行い各路線ごとの農道との重複区間、変更となる起点及び終点等も確認をいたしました。

審査の結果、全会一致で可決すべきものとして決しました。以上で報告を終わります。

○議長（川村孝則君） 質疑に入ります。ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。反対討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

この採決は電子表決により行います。

本案について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押ししてください。

それでは、電子表決を開始いたします。

ボタンの押し忘れはありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 押し忘れなしと認めます。採決を確定いたします。

全会一致であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

△議案第六四号 西之表市道路線の認定について

○議長（川村孝則君） 次は、日程第六、議案第六四号、西之表市道路線の認定についてを議題といたします。

産業厚生委員会委員長の報告を求めます。

「産業厚生委員長 渡辺道大君登壇」

○産業厚生委員長（渡辺道大君） 本委員会が付託を受けました、議案第六四号、西之表市道路線の認定について審査の結果を報告いたします。

本案は、道路法に基づき、議案第六三号で西之表市道路線を変更したことに伴い認定外となった箇所について、新たに市道認定を行うものであります。

旧路線名称、下郷現和上之町線の認定外箇所、起点、西之表市現和四七一九番地先から、終点、西之表市現和六〇八六番地先区間を、路線番号六二〇、路線名称、現和上之町線に。下郷現和石堂線の認定外箇所、起点、西之表市現和六二八三番二地先から終点、西之表市現和四二〇一番二地先区間を、路線番号一二二、路線名称、現和下之町二号線とするものであります。

審査の結果、全会一致で可決すべきものとして決しました。
以上で報告を終わります。

○議長（川村孝則君） 質疑に入ります。ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

この採決は電子表決により行います。

本案について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは、電子表決を開始いたします。

ボタンの押し忘れはありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 押し忘れなしと認めます。採決を確定いたします。

全会一致であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

△議案第六五号 令和三年度西之表市一般会計補正予算（第七号）

△議案第六六号 令和三年度西之表市国民健康保険特別会計補

正予算（第三号）

△議案第六七号 令和三年度西之表市介護保険特別会計補正予算（第三号）

算（第三号）

△議案第六八号 令和三年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第三号）

算（第三号）

△議案第六九号 令和三年度西之表市水道事業会計補正予算（第三号）

算（第三号）

○議長（川村孝則君） 次は、日程第七、議案第六五号、令和三年度西之表市一般会計補正予算（第七号）、日程第八、議案第六六号、令和三年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第三号）、日程第九、議案第六七号、令和三年度西之表市介護保険特別会計補正予算（第三号）、日程第一〇、議案第六八号、令和三年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第三号）、日程第一一、議案第六九号、令和三年度西之表市水道事業会計補正予算（第三号）、

以上議案五件について、一括して議題といたします。

予算特別委員会委員長の報告を求めます。

〔予算特別委員長 長野広美さん登壇〕

○予算特別委員長（長野広美さん） おはようございます。

議案第六五号、令和三年度西之表市一般会計補正予算（第七号）について、委員長報告をいたします。

議案第六五号、令和三年度西之表市一般会計補正予算（第七号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ一億三千二百三十八万

二千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ百十三億三千七百八十七万六千円に定めるものです。

それでは、委員会で明らかになったことや委員から出された主な質疑などを中心に、歳出から御報告いたします。

二款、一項総務管理費では、新型コロナウイルス感染症の影響によって、職員研修を一部オンライン参加に切替える経費を増額し、地域おこし協力隊関係者対象の研修会中止による費用弁償や旅費などが減額されています。また、今年度、既に交付済みの安城校区及び国上中目自治会に加え、住吉浜之町町内会が宝くじコミュニティ助成の追加対象となり増額されました。

三款、一項社会福祉費、八目障害者福祉費では扶助費が増額されていますが、種子島自立支援協議会やサービスマスター事業者らの取組などによって、障害者の方々の就労継続支援などが増えたことによるものです。

三款、二項児童福祉費、三目児童措置費で保育環境改善等事業に充てた消耗品費の減額は繰越事業分ですが、同様の事業を既に現年度事業で取り組んでおり影響はないとの説明でした。

四款、一項保健衛生費、三目予防接種費では、三回目の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保のための事業費を計上しています。三回目の接種は医療従事者から十二月中には開始され、高齢者の方から順次、市民体育館において二回目接種の八か月後となる来年三月以降となる見込みであるとの説明でした。

六款、一項農業費、三目農業振興費では、さとうきび土づくり展開事業として、堆肥の効果を見るため、昨年度、市の平均反収以下であった農家から選定された農家を対象に、実証試験圃場としての堆肥購入・散布に係る経費の補助金を増額し、中心経営体支援事業費については申請者の取下げ等により皆減されています。

七款、一項商工費、四目観光費では、地域おこし企業人派遣事業としてJAL職員の着任時期の遅れ分を減額しています。派遣期間は最大三年間との説明でした。

十款、三項中学校費、二目教育振興費では、新型コロナウイルス感染症拡大により、種子島中学校の修学旅行が延期又は中止、もしくは生徒が感染したり濃厚接触者となった場合の保護者負担のキャンセル料を補助する経費として、修学旅行生全員を対象に計上しています。

続きまして、歳入について御報告いたします。

十四款、一項国庫負担金、一目民生費国庫負担金は、障害者自立支援給付事業及び障害児施設給付事業の利用増などの見込みに対し、増額されています。

同款、二項国庫補助金、五目総務費国庫補助金の主なものは、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が主なものです。

十八款、二項基金繰入金、一目基金繰入金で、財源調整に伴う財政調整基金の増額と、ふるさと応援寄附基金が事業中止等に伴い減額するものです。

本委員会では、慎重審査の結果、全会一致で可決すべきものとしました。

続きまして、本委員会が付託を受けました、議案第六六号、令和三年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第三号）について、審査の結果を報告いたします。

議案第六六号、令和三年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第三号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ五百二十三万九千円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ二十二億四百十万三千円と定めるものです。

歳出の主なものは、七款、一項償還金及び還付加算金、五目保険給付費等交付金償還金は、前年度の普通交付金の実績確定に伴い増額されています。七款、一項、六目その他償還金は、前年度保険者努力支交代付金の実績確定に伴い清算返納するものです。

歳入の主なものは、六款、一項、他会計繰入金、一目一般会計繰入金で、国庫及び県負担金の確定に伴いそれぞれ補正しています。

本委員会では、慎重審査の結果、全会一致で可決すべきものとしました。

続いて、本委員会が付託を受けました、議案第六七号、令和三年度西之表市介護保険特別会計補正予算（第三号）について、審査の結果を報告いたします。

議案第六七号、令和三年度西之表市介護保険特別会計補正予算（第三号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ百九十七万

八千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二十三億百六十八万一千円とするものです。

歳出の主なものは、三款、一項介護予防・生活支援サービス事業費、一目サービス事業費及び同款、三項包括支援事業・任意事業費、一目地域包括支援センター運営事業費で、それぞれ自動車保険料及びリース料の確定に伴う補正、七款、一項償還金及び還付加算金で、地域支援事業の前年度確定に伴う精算返納金、同款、二項繰出金は、種子島地区広域事務組合負担金の前年度確定による補正などです。

歳入の主なものは、三款から七款にかけて、国庫及び県補助金、支払基金交付金、一般会計繰入金が、歳出の地域支援事業費等の補正に伴い再算定されています。九款、二項雑入、一目雑入は、種子島地区広域事務組合の前年度精算返納金が計上されています。

本委員会では、慎重審査の結果、全会一致で可決すべきものとして決しました。

続いて、本委員会が付託を受けました、議案第六八号、令和三年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第三号）について、審査の結果を御報告いたします。

議案第六八号、令和三年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第三号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ七十三万七千円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ二億五千七十九万三千円とするものです。

補正の主なものは、歳出で二款、一項、一目後期高齢者医療広域

連合納付金が、保険基盤安定分担金確定に伴い計上され、歳入の三款、一項一般会計繰入金、二目保険基盤安定繰入金で追加するものです。

本委員会では、慎重審査の結果、全会一致で可決すべきものとして決しました。

最後に、本委員会が付託を受けました、議案第六九号、令和三年度西之表市水道事業会計補正予算（第三号）について、審査の結果を御報告いたします。

議案第六九号、令和三年度西之表市水道事業会計補正予算（第三号）は、第二条の収益的収入及び支出では、収入で一款、二項営業外収益に基礎年金に係る公的負担に要する経費として一般会計補助金を、支出では一款、二項営業費用として職員共済組合負担金をそれぞれ定めるものです。

第三条の議会の議決を経なければ流用することができない経費では、職員給与費を増額しています。

本委員会では、慎重審査の結果、全会一致で可決すべきものとして決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（川村孝則君） 予算特別委員会委員長の報告は終わりました。

議案第六五号から議案第六九号の五件は、議案ごとの採決をいたします。

予算特別委員会は、議長を除く十三名の議員で構成されており、初めに、質疑は省略いたします。

初めに、議案第六五号、令和三年度西之表市一般会計補正予算（第七号）の討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 賛成討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

この採決は電子表決により行います。

本案について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは、電子表決を開始いたします。

ボタンの押し忘れはありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 押し忘れなしと認めます。採決を確定いたします。

全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第六六号、令和三年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第三号）の討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 賛成討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

この採決は電子表決により行います。

本案について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは、電子表決を開始いたします。

ボタンの押し忘れはありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 押し忘れなしと認めます。採決を確定いたします。

全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第六七号、令和三年度西之表市介護保険特別会計補正予算（第三号）の討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 賛成討論はありませんか。
「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

この採決は電子表決により行います。

本案について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは、電子表決を開始いたします。

ボタンの押し忘れはありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 押し忘れなしと認めます。採決を確定いたします。

全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次は、議案第六八号、令和三年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第三号）の討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

この採決は電子表決により行います。

本案について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成

のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは、電子表決を開始いたします。

ボタンの押し忘れはありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 押し忘れなしと認めます。採決を確定いたします。

全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次は、議案第六九号、令和三年度西之表市水道事業会計補正予算（第三号）の討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

この採決は電子表決により行います。

本案について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは、電子表決を開始いたします。

ボタンの押し忘れはありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 押し忘れなしと認めます。採決を確定いたします。

全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△議案追加上程・審議

○議長（川村孝則君） 次は、議案の追加についてお諮りいたします。

ただいま、西之表市議会会議規則第十四条第二項の規定により、総務文教委員会から、議案第七一号、自衛隊による離島からの急患搬送体制の維持を求める意見書の提出について、議案第七二号、離島振興法の改正・延長を求める意見書の提出について、合わせて、議会運営委員会から、議案第七三号、西之表市議会基本条例の一部を改正する条例の制定についての議案三件が提出されました。また、市長から議案第七〇号、令和三年度西之表市一般会計補正予算（第八号）、議案第七四号、西之表市固定資産評価審査委員会委員の選任について、議案第七五号、西之表市教育委員会教育委員の任命について、議案第七六号、西之表市教育委員会教育委員の任命について、報告第一八号、令和二年度種子島中央青果株式会社経営状況報告についての議案四件、報告案件一件が提出されました。

この際、議案第七〇号から議案第七六号の議案七件と、報告第一八号の報告案件一件を追加上程し、直ちに議題としたいと思います

が、これに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 御異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

それでは、直ちに議案審議を行います。

△議案第七〇号 令和三年度西之表市一般会計補正予算（第八号）

○議長（川村孝則君） それでは、日程第一二、議案第七〇号、令和三年度西之表市一般会計補正予算（第八号）を議題といたします。議案説明を求めます。

「財産監理課長 奥村裕昭君」

○財産監理課長（奥村裕昭君） 御説明いたします。

本案は、議案第七〇号、令和三年度西之表市一般会計補正予算（第八号）であります。

別冊、予算書の条文を御覧ください。

第一条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ一億六百二十万二千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ百十四億四千四百七十八千円とするものであります。

それでは、今回の歳入歳出予算の歳出について御説明いたします。六ページをお開きください。

三款民生費、二項児童福祉費、一目児童福祉総務費に一億六百二

十萬二千円増額しております。こちらは新型コロナウイルス感染症が長期化し、その影響が及ぶ中学生までの子育て世帯に対し、一人当たり現金五万円を支給する子育て世帯等臨時特別給付金事業に係る先行給付事業の経費を計上したものでございます。

続きまして、歳入について御説明いたします。

五ページをお開きください。上段になります。

十四款国庫支出金、二項国庫補助金、一目民生費国庫補助金に一億六千二百一十萬一千円増額しております。こちらは、先ほど説明いたしました子育て世帯等臨時特別給付金事業に対応するものでございます。

その下になります。

十八款繰入金、二項基金繰入金、一目基金繰入金に千円増額しております。こちらは、本補正予算の財源調整に伴う増額となっております。

以上で説明を終わります。

○議長（川村孝則君） 議案説明は終わりました。

予算特別委員会は、議長を除く十三名の議員で構成されておりますので、質疑は省略いたします。

本案は予算特別委員会に付託いたします。

ここで、予算特別委員会開催のため、休憩をいたします。

予算特別委員会委員長は直ちに委員会を開催し、議案審議をお願いいたします。

再開時間については、庁内放送等でお知らせいたします。

ここで、暫時休憩をいたします。

午前十時四十二分休憩

午後一時開議

○議長（川村孝則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案審議を続行いたします。

予算特別委員会委員長の報告を求めます。

「予算特別委員長 長野広美さん登壇」

○予算特別委員長（長野広美さん） 本委員会が付託を受けました議案第七〇号、令和三年度西之表市一般会計補正予算（第八号）について、審査の結果を報告いたします。

議案第七〇号、令和三年度西之表市一般会計補正予算（第八号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ一億六千二百二十万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ百十四億四千七百八千円に定めるものです。

それでは、歳出から御報告いたします。

三款、二項児童福祉費、一目児童福祉総務費に一億六千二百二十万円を増額しています。これは新型コロナウイルス感染症が長期化し、その影響を及ぶ中学生までの子育て世代に対し、児童一人当たり現金五万円を支給する子育て世帯等臨時特別給付金事業に係る経費が計上されています。

今回の給付対象は中学生以下となっており、児童手当支給システムを活用することで、受給者からの申請を伴わないことから、速やかな対象世帯への年内給付が見込まれるとのことでした。

また、同給付金事業における高校生やその他の世帯への給付時期については、国の制度が確定した後の給付となり、クーポン給付事業についても、国の制度が確定した上で、内容を精査し速やかに給付できるよう進めるとのことでした。

続きまして、歳入について御報告いたします。

十四款、二項国庫補助金、一目民生費国庫補助金に一億六百二十万一千円を増額しており、歳出の子育て世帯等臨時特別給付金事業に対応するものです。

本委員会は、慎重審査の結果、全会一致で可決すべきものとして決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（川村孝則君） 議案第七〇号、令和三年度西之表市一般会計補正予算（第八号）の討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 賛成討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

この採決は電子表決により行います。

本案について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは、電子表決を開始いたします。

ボタンの押し忘れはありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 押し忘れなしと認めます。採決を確定いたします。

全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△議案第七一号 自衛隊による離島からの急患搬送体制の維持

を求める意見書の提出について

○議長（川村孝則君） 次は、日程第一三、議案第七一号、自衛隊による離島からの急患搬送体制の維持を求める意見書の提出についてを議題といたします。

議案説明を求めます。

〔総務文教委員長 竹下秀樹君登壇〕

○総務文教委員長（竹下秀樹君） 議案第七一号、自衛隊による離島からの急患搬送体制の維持を求める意見書の提出について、西之表市議会会議規則第十四条第二項の規定により提出します。

提出者、総務文教委員会委員長、竹下秀樹。

読み上げて説明に代えさせていただきます。

自衛隊による離島からの急患搬送体制の維持について（案）

鹿児島県では、離島における急患患者について、悪天候や夜間運
行の制約により、県のドクターヘリや消防・防災ヘリの出動が困難
な場合に、県知事からの要請で自衛隊により搬送されている。

このような中、急患搬送を担う海上自衛隊鹿屋航空基地内の第二
十二航空隊鹿屋航空分遣隊が二〇二二年度末で廃止され、同基地に
配備されている救難ヘリUH六〇Jが二〇二二年度内に除籍される
ことになった。後継機の導入や廃止後の具体的な部隊運用は、まだ
不確定である。

本県は、南北六百キロメートルに二十七の有人離島を有しており、
一刻の猶予も許されない重症患者の搬送には、急患搬送時間の短縮
が図られる航空機、とりわけ滑走路を要しないヘリコプターは必要
不可欠であり、第二十二航空隊鹿屋航空分遣隊に配備されているU
H六〇Jが除籍されるとなれば、離島からの急患搬送に大きな支障
を来すおそれがある。今後の新型コロナウイルス感染状況や医療提
供体制によっては、更なる急患搬送が増えることが予想され、危惧
される。

離島の急患搬送は、全自衛隊が共同して引き続き適切に対応して
いくとしているが、自衛隊ヘリは離島住民の命に関わる重要な課題
であるので、自衛隊による離島からの急患搬送体制が安定的かつ持
続的な運用の下、引き続き維持できるように強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。
令和三年十二月十七日。鹿児島県西之表市議会。

なお、提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣
官房長官、防衛大臣であります。

議員各位の御賛同よろしくお願いいたします。

○議長（川村孝則君） 質疑に入ります。ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、委員会付託を省略したいと思いましたが、御異議ありませ
んか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決
いたします。

この採決は電子表決により行います。

本案について、原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは、電子表決を開始いたします。

ボタンの押し忘れはありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 押し忘れなしと認めます。採決を確定いたします。

全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△議案第七二号 離島振興法の改正・延長を求める意見書の提出について

○議長（川村孝則君） 次は、日程第一四、議案第七二号、離島振興法の改正・延長を求める意見書の提出についてを議題といたします。

議案説明を求めます。

〔総務文教委員長 竹下秀樹君登壇〕

○総務文教委員長（竹下秀樹君） 議案第七二号、離島振興法の改正・延長を求める意見書の提出について、西之表市議会会議規則第十四条第二項の規定により提出します。

提出者、総務文教委員会委員長、竹下秀樹。

読み上げて説明に代えさせていただきます。

離島振興法の改正・延長を求める意見書（案）

離島においては、昭和二十八年に離島振興法が制定されて以来、離島振興対策が推進され、生活条件の改善、産業基盤の整備等を中心とする社会資本の形成が大きく進展された。

離島は、我が国の領域、排他的経済水域等の保全、海洋資源の利用、多様な文化の継承、自然環境の保全と併せて、自然との触れ合いの場及び機会の提供、食料の安定的な供給等、我が国及び国民の利益の保護及び増進に重要な役割を担っている。

しかしながら、離島においては、厳しい自然的・社会的条件の下、人の往来、生活に必要な物資等の輸送に要する費用が他の地域に比較して多額であることのほか、医療提供体制や産業基盤、生活環境等が脆弱といった本土との地域格差は、引き続き対応すべき課題である。

また、人口減少や高齢化が進展するとともに、基幹産業である一次産業の停滞など、離島をめぐる状況は依然として厳しく、一層強力に離島振興政策を推進していく必要がある。

よって、国においては、現行の離島振興法が令和四年度末をもって失効することから、抜本改正の上、恒久法化を視野に入れて延長されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

令和三年十二月十七日。鹿児島県西之表市議会。

なお、提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣

官房長官、国土交通大臣であります。

議員各位の御賛同方よろしくお願いをいたします。

○議長（川村孝則君） 質疑に入ります。ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

この採決は電子表決により行います。

本案について、原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは、電子表決を開始いたします。

ボタンの押し忘れはありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 押し忘れなしと認めます。採決を確定いたします。

「「なし」と呼ぶ者あり」

全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

ただいま可決されました意見書二件については、それらの字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 御異議なしと認めます。

よって、字句、数字その他の整理は議長に委任することに決しました。

「「なし」と呼ぶ者あり」

△議案第七三号 西之表市議会基本条例の一部を改正する条例

の制定について

○議長（川村孝則君） 次は、日程第一五、議案第七三号、西之表

市議会基本条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案説明を求めます。

「議会運営委員長 河本幸男君登壇」

○議会運営委員長（河本幸男君） 議案第七三号、西之表市議会基本条例の一部を改正する条例の制定について、西之表市議会会議規則第十四条第二項の規定により提出します。

令和三年十二月十七日。

提出者、議会運営委員会委員長、河本幸男。

現行の西之表市議会基本条例第九条第一項中の第二号及び第三号は、上位法である過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法及び辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置法等に関する法律において、当該市町村の議決を経ることが記載されています。

よって、地方自治法第九十六条第二項の規定に基づき、議決事項として定めた計画等の整理を行うため、第九条第一項中第二号及び第三号を削り、第四号を第二号とするものです。

附則として、この条例は公布の日から施行する。

以上で説明を終わります。

議員各位の御賛同方よろしくお願いいたします。

○議長（川村孝則君） 質疑に入ります。ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

この採決は電子表決により行います。

本案について、原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは、電子表決を開始いたします。

ボタンの押し忘れはありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 押し忘れなしと認めます。採決を確定いたします。

全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△議案第七四号 西之表市固定資産評価審査委員会委員の選任

について

○議長（川村孝則君） 次は、日程第一六、議案第七四号、西之表市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。議案説明を求めます。

〔市長 八板俊輔君〕

○市長（八板俊輔君） 議案説明をいたします。追加議案書、一ページをお開きください。

議案第七四号、西之表市固定資産評価審査委員会委員の選任についてであります。

地方税法第四百二十三条第三項の規定により、固定資産評価審査委員会委員を選任したところから、議会の同意を求めるところであります。

住所、西之表市桜が丘七七七九番地五九。氏名、中久保正晃。履歴に關しましては、次ページを御覧いただきたいと思ひます。

以上で説明を終わります。

○議長（川村孝則君） 質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川村孝則君） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、委員会付託を省略したいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川村孝則君） 御異議なしと認めます。

よつて、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川村孝則君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川村孝則君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

再度お諮りいたします。

本案は、西之表市議会議事規則第七十三条第一項の規定により、無記名投票により採決したいと思ひますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川村孝則君） 御異議なしと認めます。

よつて、本案は、無記名投票により採決することに決しました。

これにより投票を行います。

議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（川村孝則君） ただいまの表決権を有する出席議員は十三名であります。

それでは、投票用紙を配付いたします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

「投票箱点検」

○議長（川村孝則君） 異状なしと認めます。

念のために申し上げます。投票用紙に、同意される方は賛成、同意されない方は反対と記載の上、順次、投票をお願いいたします。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、西之表市議会会議規則第七十三条第二項の規定により否とみなします。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いいたします。

「議会議務局長氏名点呼・各員投票」

- 一 番 長 野 広 美 議 員
- 二 番 鮫 島 市 憲 議 員
- 三 番 橋 口 美 幸 議 員
- 四 番 渡 辺 道 大 議 員
- 五 番 宇 野 裕 未 議 員
- 六 番 杉 為 昭 議 員
- 八 番 河 本 幸 男 議 員
- 九 番 濱 島 明 人 議 員

一〇番 下 川 和 博 議 員

一一番 遠 藤 建 次 郎 議 員

一二番 竹 下 秀 樹 議 員

一三番 田 添 辰 郎 議 員

一四番 橋 口 好 文 議 員

○議長（川村孝則君） 投票漏れはありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 投票漏れなしと認め、投票を終了いたします。

議場の出入口を開きます。

「議場開鎖」

○議長（川村孝則君） これより開票を行います。

西之表市議会会議規則第三十一条第二項の規定により、立会人に長野広美さん、鮫島市憲君を指名いたします。

よって両名の立会いをお願いいたします。

「開票・点検」

○議長（川村孝則君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数十三票。これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち

有効投票十三票

無効投票ゼロ票

有効投票中

賛成十三票

反対ゼロ票
であります。

よって、議案第七四号、西之表市固定資産評価審査委員会委員の選任については、これに同意することに決しました。

△議案第七五号 西之表市教育委員会教育委員の任命について

○議長（川村孝則君） 次は、日程第一七、議案第七五号、西之表市教育委員会教育委員の任命についてを議題といたします。

議案説明を求めます。

〔市長 八板俊輔君〕

○市長（八板俊輔君） 議案説明をいたします。追加議案書、四ページをお開きください。

議案第七五号、西之表市教育委員会委員の任命についてであります。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四条第二項の規定により、西之表市教育委員会委員を任命したいことから、議会の同意を求めるものであります。

住所、西之表市桜が丘七七七九番地一五。氏名、下田眞澄。履歴に關しましては、次のページを御覧いただきたいと思ひます。

以上で説明を終わります。

○議長（川村孝則君） 質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川村孝則君） 以上で質疑を終結いたします。
お諮りいたします。

本案については、委員会付託を省略したいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川村孝則君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。
これより討論に入ります。

反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川村孝則君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川村孝則君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

再度お諮りいたします。

本案は、西之表市議会議規則第七十三条第一項の規定により、無記名投票により採決したいと思ひますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川村孝則君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、無記名投票により採決することに決しました。

これより投票を行います。
議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（川村孝則君） ただいまの表決権を有する出席議員は十三名であります。

それでは、投票用紙を配付いたします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川村孝則君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

○議長（川村孝則君） 異状なしと認めます。

念のために申し上げます。投票用紙に、同意される方は賛成、同意されない方は反対と記載の上、順次、投票をお願いいたします。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、西之表市議会会議規則第七十三条第二項の規定により否とみなします。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いいたします。

〔議事事務局長氏名点呼・各員投票〕

- 一番 長野 広美 議員
- 二番 鮫島 市憲 議員

- 三番 橋口 美幸 議員
- 四番 渡辺 道大 議員
- 五番 宇野 裕未 議員
- 六番 杉 為昭 議員
- 八番 河本 幸男 議員
- 九番 濱島 明人 議員
- 一〇番 下川 和博 議員
- 一一番 遠藤 建次郎 議員
- 一二番 竹下 秀樹 議員
- 一三番 田添 辰郎 議員
- 一四番 橋口 好文 議員

○議長（川村孝則君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川村孝則君） 投票漏れなしと認め、投票を終了いたします。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（川村孝則君） これより開票を行います。

西之表市議会会議規則第三十一条第二項の規定により、立会人に長野広美さん、鮫島市憲君を指名いたします。

よって両名の立会いをお願いいたします。

〔開票・点検〕

○議長（川村孝則君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数十三票。これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち

有効投票十三票

無効投票ゼロ票

有効投票中

賛成十三票

反対ゼロ票

であります。

よって、議案第七五号、西之表市教育委員会教育委員の任命については、これに同意することに決しました。

△議案第七六号 西之表市教育委員会教育委員の任命について

○議長（川村孝則君） 次は、日程第一八、議案第七六号、西之表市教育委員会教育委員の任命についてを議題といたします。

議案説明を求めます。

〔市長 八板俊輔君〕

○市長（八板俊輔君） 議案説明をいたします。追加議案書、七ページをお開きください。

議案第七六号、西之表市教育委員会委員の任命についてであります。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四条第二項の規定に

より、西之表市教育委員会委員を任命したいことから、議会の同意を求めるものであります。

住所、西之表市桜が丘七七七九番地三七。氏名、小倉愛子。履歴にしましては、次のページを御覧いただきたいと思ひます。

以上で説明を終わります。

○議長（川村孝則君） 質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川村孝則君） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、委員会付託を省略したいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川村孝則君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。これより討論に入ります。

反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川村孝則君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川村孝則君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

再度お諮りいたします。

本案は、西之表市議会会議規則第七十三条第一項の規定により、無記名投票により採決いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、無記名投票により採決することに決しました。

これにより投票を行います。

議場の出入口を閉めます。

「議場閉鎖」

○議長（川村孝則君） ただいまの表決権を有する出席議員は十三名であります。

それでは、投票用紙を配付いたします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

「投票箱点検」

○議長（川村孝則君） 異状なしと認めます。

念のために申し上げます。投票用紙に、同意される方は賛成、同意されない方は反対と記載の上、順次、投票をお願いいたします。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、西之表市議会会議規則第七十三条第二

項の規定により否とみなします。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いいたします。

「議会事務局長氏名点呼・各員投票」

一番 長野 広美 議員

二番 鮫島 市憲 議員

三番 橋口 美幸 議員

四番 渡辺 道大 議員

五番 宇野 裕未 議員

六番 杉 為昭 議員

八番 河本 幸男 議員

九番 濱島 明人 議員

一〇番 下川 和博 議員

一一番 遠藤 建次郎 議員

一二番 竹下 秀樹 議員

一三番 田添 辰郎 議員

一四番 橋口 好文 議員

○議長（川村孝則君） 投票漏れはありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 投票漏れなしと認め、投票を終了いたします。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（川村孝則君） これより開票を行います。

西之表市議会会議規則第三十一条第二項の規定により、立会人に長野広美さん、鮫島市憲君を指名いたします。

よって両名の立会いをお願いいたします。

〔開票・点検〕

○議長（川村孝則君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数十三票。これは先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち

有効投票十三票

無効投票ゼロ票

有効投票中

賛成十三票

反対ゼロ票

であります。

よって、議案第七六号、西之表市教育委員会教育委員の任命については、これに同意することに決しました。

△報告第一八号 令和二年度種子島中央青果株式会社経営状況

報告について

○議長（川村孝則君） 次は、日程第一九、報告第一八号、令和二年度種子島中央青果株式会社経営状況報告についてを議題といたし

ます。

議案説明を求めます。

〔農林水産課長 岩下栄一君〕

○農林水産課長（岩下栄一君） 報告第一八号、令和二年度種子島中央青果株式会社の経営状況について御報告いたします。

議案書九ページをお開きください。

本案は、地方自治法第二百四十三条の三第二項の規定により報告するものであります。

初めに、決算状況です。別紙、決算報告書を御覧ください。

種子島中央青果株式会社の決算は、第五十五期で、令和二年九月一日から令和三年八月三十一日までとなっております。

一ページをお開きください。貸借対照表です。

これは、決算日における財務状況を示すものであります。

まず、左側の資産の部でございますが、流動資産が五百七十二万六千四百八十三円、固定資産が二百三万九千八百四十九円で、合計七百七十六万六千三百三十二円です。

次に、右側の負債の部でございますが、流動負債が一千三百四十四万八千四百一十一円、固定負債が六百四十九万六千八百八十八円で、合計一千九百八十九万一千九百九十九円です。

次に、純資産の部でございますが、全て株主資本で、うち資本金が二千万円、利益剰余金がマイナス三千二百十二万四千六百七十七円、合計でマイナス一千二百十二万四千六百七十七円となっております。

ます。

負債及び純資産の部の合計額は、資産の部合計と同額の七百七十六万六千三百三十二円であります。

二ページを御覧ください。損益計算書です。

これは会計期間の業績を示すものです。

売上高は九千四百七十五万九千五百五十円、これに係る売上原価は八千五百五十五万六千三百八十五円で、差引き九百二十万二千六百六十五円が売上総利益です。この売上総利益から販売費及び一般管理費一千六百六十三万九千七百七十七円を差引いた営業利益は、マイナス二百四十三万六千四百二十二円となっております。

営業外収益は二百八十九万九千二百八十八円で、経常利益はマイナス二十五万五千四百八十四円。税引前当期純利益も同額となります。

さらに、税引前当期純利益から法人税等十八万二千五百円を差引いた当期純利益は、マイナス四十三万七千九百八十四円となりました。

厳しい業績ですが、収益販売事業による営業外収益が増加したことにより、前年度より赤字幅が四十六万円ほど縮小いたしました。

三ページをお開きください。販売費及び一般管理費明細書です。事業運営に直接かかる費用と業務管理にかかる費用の明細でございます。

四ページは個別注記表です。重要な会計方針に係る事項に関する注記となっております。

五ページをお開きください。株式資本等変動計算書です。

上段は株主資本の表になります。

左列の資本金につきましては、前期末令和二年八月三十一日時点において、本市が行った一千万円の増資が当期手続中であつたため、借入金としておりましたが、当期において手続が完了したことにより、新株発行で一千万円が追加され、当期末残高は二千万円となっております。これに利益剰余金、その他利益剰余金合計のマイナス三千四百六十二万四千六百七十七円を加えた株主資本合計の当期末残高は、マイナス一千二百二十二万四千六百七十七円となりました。

六ページをお開きください。令和二年度収支決算書です。

収入の部、令和二年度予算、決算、増減の順に合計数値で説明いたします。一千二百六十五万円、一千四百四十六万八千二百八十一円、百十八万一千七百九十九円の減。増減の主なもの、市場手数料の減となっております。

一方、令和二年六月より改正市場法が施行され、これまで禁止されていた第三者への販売が可能となったことから、市給食センターへの納品等収益販売事業を強化し、収入の確保に努めました。

収入の部です。同じく予算、決算、増減の順に合計数値で説明いたします。一千二百六十五万円、一千六百六十三万九千七百七十七円、百一万九百二十三円の減。増減の主なもの、給料手当の減で、人員が三名から二名体制となったことによるものでございます。

次に、事業概要について御説明いたします。

七ページをお開きください。売上実績表になります。

令和二年度は、事業計画に基づき、種子島公設地方卸売市場における青果物及び加工品の卸売業を主たる事業として取り組みました。当期における市場運営については、コロナ禍で景気の停滞や消費の衰退により、売上げにも大きく影響を受けました。

売上実績は、島内産が四千四百八十七万九千九百九十二円、島外産が四千九百五十七万八千九百八十八円、合計で前年度比六・二％減の九千三百五十八万七千七百十円となりました。

八ページは年度別の売上実績比較表になります。

九ページをお開きください。入荷量の実績表です。

入荷量につきましては、野菜果物その他とありますが、合計で前年度比六％減の四十一万九百三十キロとなりました。

一〇ページは、年度別の入荷量実績比較表となっております。

市場を取り巻く環境については、作付生産の減少や島内消費減退に伴う引き合い、相場の落ち込み、流通販売の多様化による影響も含め、厳しい状況が続いておりますが、構造的な見直し等、経営改善に取り組み、収益の向上及び活性化に努めてまいります。

以上で報告を終わります。

○議長（川村孝則君） 報告は終わりました。

報告第一八号は、地方自治法第二百四十三条の三第二項の規定による議会への報告案件であります。

△議員派遣の件

○議長（川村孝則君） 次は、日程第二〇、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

お手元に配付しております議員派遣一覧表のとおり、議員を派遣したいと思いますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 御異議なしと認めます。

よってそのように決しました。

△閉会中の継続審査

○議長（川村孝則君） 次は、日程第二一、閉会中の継続審査を議題といたします。

閉会中、各常任委員会、議会運営委員会及び各特別委員会において審査、調査中の事件につき、西之表市議会会議規則第百十一条の規定に基づき、継続審査、調査の申出がありました。

委員長申出のとおり継続審査、調査に付することに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 御異議なしと認めます。

よって、委員長申出のとおり、閉会中の継続審査、調査に付することに決しました。

これをもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

△市長挨拶

○議長（川村孝則君） 閉会に当たって、八板市長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

「市長 八板俊輔君登壇」

○市長（八板俊輔君） 令和三年第四回市議会定例会の閉会に当たり、御挨拶を申し上げます。

十一月二十六日に開会いたしました本定例会は、本日十二月十七日まで、各議案について熱心に御審議を賜りました。誠にありがとうございました。

今回の議会では、本日の最終日に、子育て世帯に対する追加補正予算議案及び人事案件の議案等を提案することになりました。追加議案におきましても、議決いただきましたことに対し、感謝申し上げます。

今後、政府によるコロナ克服新時代開拓のための経済対策等に係る福祉関連予算につきましても、国の補正予算成立後に対象世帯へ一日でも早く給付できるよう努めてまいります。

また、本議会での一般質問や議案審議の中でいただいた皆さんの御意見や御指摘については、真摯に受け止め、市政運営に反映させてまいります。

さて、国のほうでは月末に閣議で、来年度予算、政府予算案が示

されようとしております。感染症対策と経済の再生という両面から、今年度追加補正予算と合わせて、大型の予算が編成されるものと予想されます。この国等の予算を積極的に獲得し、市民福祉の向上に努めてまいりたいと考えます。

今年も、新型コロナウイルス感染症との戦いの年で、やはりつくづく苦しいものでありました。本市においては、このほかにも、さつまいも基腐病、馬毛島問題などの課題は継続しております。そうした中であつて、東京オリンピック・パラリンピックの日本人選手の活躍は、私たちに元気と希望、勇気を与えてもらった年でもありました。

これからも地に足をしっかりとつけて、住民のための施策はいかにあるべきか、しっかりと考えながら市政に取り組んでまいりたいと思います。

冬の寒さも本格的になってまいりました。体調を崩しやすい時期でも季節でもありますので、体調管理には十分お気をつけていただきたいと思えます。また、これから人の出入りが多くなる時期でもあります。引き続き、感染症対策への取組をお願いいたします。

最後に、議員各位、市民の皆様のみますの御健勝と御活躍を祈念申し上げます。閉会の御挨拶いたします。

ありがとうございました。

△議長閉会挨拶

○議長（川村孝則君） 閉会に当たりまして、私からも一言御挨拶を申し上げます。

十一月二十六日開会された本定例会は、本日、無事閉会の運びとなりました。議員各位、理事者の皆様方に感謝申し上げます。

また、当局におかれましては、予算審査等での指摘要望等については、適宜適切な対応をお願いいたします。

本日、追加上程された補正予算は、国のコロナ対策に係る予算でありましたけれども、現在、開会中の国会においては、十万円給付における国の方針が二転三転し、各自治体の事務作業も苦慮されていると思います。

本市においては、対象世帯の要望等も勘案しながら、給付方法及び給付時期等、適切な対応を御検討いただきたいと思えます。

今年一年を振り返ると、先ほど市長も申しておりましたとおり、コロナ対策、さつまいも基腐病対策、そして、馬毛島問題と、これらの課題に主な議論が集中されたような印象があります。

また、これらの課題は、来年も継続して議論されていく課題であろうかと思いますが、今後の市政発展に向けてどのような施策を講じていくのか、議論を深めていくことが肝要だと考えます。

新型コロナウイルスの感染状況は、現在は県内や本市において感染状況は落ち着いてきた状況ではありますが、今後も引き続き、感染対策は行っていかなければなりません。一方では、経済の回復が喫緊の課題でもあります。経済動向も注視していく必要があるかと思

います。

来年は三回目のワクチン接種も予定をされております。ワクチン接種は希望者のみでありますけれども、ぜひ多くの市民の方々に接種を受けていただき、現在のコロナ感染状況を一日も早く終息させられるよう、市民の皆さんの御協力をお願いいたします。

最後に、今年も残すところあと僅かとなりました。年末年始に向け寒さも一段と厳しくなりますが、どうぞ議員各位、理事者の皆さん、御自愛の上、よい年をお迎えください。

△閉 会

○議長（川村孝則君） 以上をもちまして、令和三年第四回西之表市議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午後一時五十七分閉会

地方自治法第二百二十三条第二項の規定によつてここに署名する。

議 長

一 二 番 議 員

一 三 番 議 員